

唐代村落制度の基礎的研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-08-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石野, 智大 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17498

明治大学大学院文学研究科

2014 年度

博士学位請求論文

唐代村落制度の基礎的研究

A Basic Study of the Village System during the Tang Period

学位請求者 史学専攻

石野 智大

『唐代村落制度の基礎的研究』

目 次

序 章 唐代村落制度研究の現状と課題	1
はじめに	1
1、研究史の構築	2
(1) 研究史整理の不在	2
(2) 第1期・研究の萌芽－1900年代～1930年代－	3
(3) 第2期・研究の進展－1940年代～1960年代－	5
(4) 第3期・研究の深化－1970年代～1990年代－	7
(5) 第4期・研究の屈折した展開－2000年代以降－	10
2、問題の所在	13
3、本稿の構成	15
第1章 隋代郷里制下の里長について	
－「秘丹墓誌」を中心に－	24
はじめに	24
1、隋「秘丹墓誌」の概要	25
2、秘丹の経歴	29
3、隋代郷里制下の里長就任者とその役割	31
おわりに	36
第2章 唐代前期村落制度構造の再検討	43
はじめに	43
1、唐戸令第一条復原研究の推移	43
(1) 『唐令拾遺』戸令第一条の復原内容の再確認	44
(2) 唐令復原文言をめぐる論争とその副産物	47
(3) 戸令一甲条復原の問題と同条の削除	50

2、唐代村落制度の構造をめぐる諸見解とその問題点	54
(1) 先行研究の理解	54
(2) 唐令復原研究と村落制度研究の乖離	55
(3) 検討方法の再提示	58
おわりに	59

第3章 唐初村落制度の「新史料」

－「荔非明達等四面造像題名」の再検討－	67
はじめに	67
1、「荔非明達等四面造像題名」の概要	68
(1) 史料情報の整理と訂正	68
(2) 史料的性格の解明	71
2、従来年代比定とその問題点	75
3、史料作製年代の再検討	78
(1) 「大都督府長史」	78
(2) 「大都督司鎧」と「大都督司兵」	79
(3) 「郷尹」	80
(4) 「柱国参軍」	83
(5) 「大都督府」	84
(6) 「前里正」	85
4、題名中にみえる村落制度	86
(1) 北周村落制度説の否定	86
(2) 唐初時期の村正設置	87
(3) 唐初村落制度下における郷一里と村の並置	89
おわりに	90

第4章 武周村落制度史料の復原的研究

－「金輪石幢」の実見調査をもとに－	106
はじめに	106
1、明代後期の永清知県王象雲の記録	106

(1) 「金輪塔院石幢碑記」	106
(2) 『上林彙考』逸文	108
2、清代の永清県志編修事業とその影響	110
(1) 清初の『康熙永清県志』	110
(2) 『乾隆永清県志』「永清文徴」の登場	110
(3) 乾隆年間以降における記事の増加	114
3、民国時期以降の「金輪石幢」とその行方	115
(1) 民国時期の現存状況	116
(2) 地下への埋没と再発見	116
(3) 再発見後における副次的情報の増加	118
4、従来の文献記載が抱える問題点	120
5、武周「金輪石幢」の復原	121
(1) 正面中段の造像記の紀年と発願主	121
(2) 左側面の供養人題名の文字と配列	122
(3) 正面下段の供養人題名の比定	123
(4) 四面各上段の尊像の理解	124
(5) 正面と左側面の史料形態の復原	125
6、本史料の作製背景	126
7、供養人題名からみた武周村落制度の一断面	129
(1) 里正、坊正と「里史」	129
(2) 県組織と里正との関わり	129
(3) 唐代前期の村落制度構造	131
おわりに	133

第5章 唐代村落制度記事の再検討

－『通典』巻33・郷官条を中心に－	147
はじめに	147
1、従来の諸見解とその問題点	149
(1) 初期の研究にみえる理解の相違	149
(2) 中村治兵衛氏の新見解とその後の状況	150

(3) 先行研究が抱える問題点……………	150
2、『通典』巻33・郷官条の唐代記事の分析……………	151
(1) 記事分析の方法……………	151
(2) 郷里組織の記事について……………	152
(3) 年代順に列挙された記事について……………	154
(4) 駅制の記事について……………	156
(5) 史料的性格の解明……………	157
3、郷への耆老設置の記事をめぐって……………	158
おわりに……………	163
第6章 唐代村落制度下の里正の職務内容と活動形態	
—治安維持活動を手がかりに—……………	171
はじめに……………	171
1、里正の呼称……………	172
(1) 隋代里長から唐代里正へ……………	172
(2) 里正と里長……………	174
(3) 里正と里尹……………	175
(4) 里正と里胥……………	176
2、治安維持活動の遂行……………	178
(1) 法規上の役割……………	178
(2) 犯罪抑止活動……………	179
(3) 事件発生後の対応……………	181
おわりに……………	185
終章 唐代村落制度の構造的特徴と運用形態……………	194
引用史料・文献一覧……………	201

序章 唐代村落制度研究の現状と課題

はじめに

本稿は、唐代村落制度の基礎的な研究を通して、その構造的特徴と運用形態を明らかにし、唐代村落制度の基本的な形態とはどのようなものであったかという根本的な問いに答えようとするものである。古来、人と人々が血縁や地縁によって関係を取り結び、共同性を伴う生活空間が必要とされる中で、人々の生活の場としての村落が形成されてきた。また、国家は社会の末端に位置する村落やそこに居住する人々を把握・維持するために、自然村とも重なりながら、戸口把握、賦役徴収、治安維持などを円滑に行う単位として戸数編成を伴う行政村を設定してきた。それは自然発生的に形成された村落を国家制度の中に組み込んでいく過程と位置づけることができよう。このような前近代中国における村落制度の諸相については、これまでも時代を限らずに多くの関心を集めてきたが、その中でも本稿は唐代の村落制度に焦点を当てて検討を行う。その主たる理由は、行政村の設定と同時に自然村への明確な行政的関与（制度内への組み込み）が行われた時期として唐代を措定することができ、その制度史的な位置づけを行うことが重要と考えるからである。

唐代の村落制度に関わる最も詳細な規定は開元 25 年(737)戸令であり、そこには郷(500戸=5里)一里(100戸)と坊(城内居民区)・村(城外聚落)を並置し、各村落組織には里正や坊正・村正という行政的な責任者を設置し、里正は「按比戸口」(戸口の把握)、「課植農桑」(勸農)、「檢察非違」(治安維持)、「催驅賦役」(賦役の催促)を、坊正や村正は「坊(村)門管鑰」(坊門や村門の開閉管理)、「督察姦非」(治安維持)を担うことなどが明記されていた。この内容をみれば、遅くとも盛唐時期には旧来の行政村と自然村を包摂する村落統治体制が作り上げられていたことが知られよう。また、このような村落制度の具体的な内容を伝える出土史料も早くよりみられたことから、唐代の村落制度についてはすでに 100 年近くにわたって多くの議論が重ねられてきたのである。

それでは、唐代村落制度の研究はこれまでどのように進められてきたのであろうか。また、従来の研究が抱える問題とはどのようなものであったか。本章ではこれまでの唐代村落制度研究を網羅的に取り上げ、その現状と課題を明らかにする。それを通して、本稿で行う基礎的研究の内容とその意義を明示することにした。

1、研究史の構築

(1) 研究史整理の不在

唐代村落制度の研究は、20世紀初頭より始まり、1930年代以降に本格化した。その一端は、山根幸夫編「中国郷村統治関係文献目録」(1975年)からも知ることができる⁽¹⁾。しかし、具体的な研究史整理が試みられた時期は遅く、1980年代になってからであった。その最初に位置するのは中村治兵衛「中国聚落史研究の回顧と展望—とくに村落史を中心として—」(1980年)である⁽²⁾。そこでは前近代中国の村落史と都市史の国内の成果が概観されており、唐代の部分はごく限られたものであったが、研究史整理の試みとしては先駆的な意味を持った。

さらに、その後になると、日本と中国の双方で唐代史研究の全体的回顧が行われ、その中で村落制度の研究もいくらか整理されるに至った。山根幸夫編『中国史研究入門』(1983年)では「IV・隋唐時代」の「村落制度」において、1980年代初までの主要論文が紹介され⁽³⁾、張国剛主編『隋唐五代史研究概述』(1996年)では「第二章・典章制度」の「州県・郷里隣保(胥吏)」で、1980年代後半までの研究文献が紹介されたのである⁽⁴⁾。また、この時期には、1980年代初までの都市史と村落史に関わる網羅的な研究文献目録である中村治兵衛編「中国聚落史関係研究文献目録」(1990年)が公刊されたことも注目に値する⁽⁵⁾。

しかし、このような研究史の構築にかかる地道な作業は、そう長くは続かなかった。2000年代に入ると、胡戟等主編『二十世紀唐研究』(2002年)の大冊が刊行され、その政治巻「第2章・帝制与官制」の「郷里村坊制度」において、日中の村落制度関連文献が紹介されたが⁽⁶⁾、その整理はほぼ1980年代までに止まり、前掲の『中国史研究入門』や『隋唐五代史研究概述』が紹介した内容ととくに違いがない。また、礪波護・岸本美緒・杉山正明編『中国歴史研究入門』(2006年)でも「第4章 隋・唐」の「都市・農村・地域社会」において、1990年代以降の国内の研究の一部が取り上げられたに過ぎなかった⁽⁷⁾。さらに、李錦繡『敦煌吐魯番文書与唐史研究』(2006年)では「第六章・政治与官制」の「郷里制度」で、主に敦煌・吐魯番文書を用いた村落制度の研究を紹介したが、そこには多くの漏れがみられ⁽⁸⁾、谷更有『唐宋国家与郷村社会』(2006年)ではその前言で「国内外対宋以前郷村社会総述」を示したものの⁽⁹⁾、唐代村落制度に関わる部分は主に『二十世紀唐研究』に基づいており、正確に研究史を整理したものでもなかったのである。

以上から明らかなように、多年の蓄積を有する唐代村落制度の研究において、本格的な研究史整理はついぞ行われてこなかった。1980年代までの主要な研究が日中双方で紹介され、1980年代初までの網羅的な文献目録が作製されたものの、1990年代以降の研究については、そのような試みさえなされていない。また、1980年代以前の研究の紹介が行われたとはいえ、それらはいくまで主要な研究文献の存在を示したものであり、時系列的に研究史を整理したものではなかった。そのため、唐代村落制度の研究がいつごろから、どのように進められ、いかなる変遷を辿ってきたかは、依然として明らかになっていない。したがって、まず行うべきは100年近くにわたる研究史の整理であり、それをもとに従来の研究の問題点を明確にすることであろう。それによって、本稿の題目に掲げた基礎的研究の意義も明らかになるはずである。そこで以下では、史料環境の変化やそれに伴う研究の推移から、これまでの研究を「1900年代～1930年代」、「1940年代～1960年代」、「1970年代～1990年代」、「2000年代以降」の四期に分け、唐代村落制度研究の具体的な展開を史料学的な観点を中心にみていくことにしたい。

(2) 第1期・研究の萌芽—1900年代～1930年代—

唐代の村落制度については、中田薫「唐令と日本令との比較研究」(1904年)、西充黄綬『唐代地方行政史』(1927年)、加藤繁「唐宋時代の荘園の組織並に其の聚落としての発達に就きて」(1928年)の中でわずかに言及されたものの⁽¹⁰⁾、研究が本格化したのは1930年代以降であり、その理由は何よりも史料をめぐる環境が大きく変化したことにある。

その一つは、中田薫氏の唐戸令逸文に対する指摘を踏まえ、その後仁井田陞『唐令拾遺』(1933年)で成し遂げられた唐戸令条文の具体的な復原であった⁽¹¹⁾。これによって、唐代村落制度に関する規定が諸史料中より見出され、一つの篇目として整理されたのである。とりわけ、唐代の村落組織である郷、里や坊・村を規定した戸令第一条の一甲(武徳7年令)、一丙(開元7年令)、一乙(開元25年令)の三条、そこに設置された里正、坊正、村正の任用や職掌を規定した第五条(開元25年令)の復原は重要な意味を持った。

もう一つは、唐令復原研究の進展と時を同じくして、20世紀初頭に発見された敦煌文書、その中でもペリオ将来漢文文書の録文が紹介されたことであった。劉復『敦煌掇瑣』(1925年)によって、「三〇、五言白話詩」(P.3418)、「三一、五言白話詩」(P.3211)、「三二、王梵志詩」(P.2718)や、「六九、天寶九年戸口冊」(P.2803)、「七〇、開元某年某処官牘判牘九種」(P.2979)など、唐代村落制度に関わる出土文書史料の存在が知られるように

なった⁽¹²⁾。さらに、那波利貞「正史に記載せられたる大唐天宝時代の戸数と口数との関係に就きて」(1934年)でも新たな敦煌文書が紹介され⁽¹³⁾、その中で『敦煌掇瑣』所収の「天宝九年戸口冊」(P.2803)も含め、後に「天宝年間敦煌郡敦煌県差科簿」と定名される「(子) P.2657」、「(丑) 2803」、「(寅) P.3018」、「(卯) P.3559」の録文が示されたのである。

このような唐令の復原と敦煌文書の出現によって、唐代の村落制度に関わる基本史料が利用できるようになると、徐々にその検討が進められるようになった。初期の研究として、岸川亮哲「父老に就いて」(1933年)は、正史、唐六典、通典の記事や一部の敦煌文書をもとに村落制度と父老との関わりを論じ⁽¹⁴⁾、志田不動麿「唐代郷党制の研究」(1936年)は、唐令や唐律の一部、さらに劉復氏や那波利貞氏が紹介した敦煌文書をもとに唐代の村落制度を概観したのである⁽¹⁵⁾。なお、志田氏は唐令の利用に際して仁井田陞氏が復原した戸令第一条の「四家為鄰、五家為保」部分を批判して一保を五隣(20家)からなるものとみなし、仁井田氏は「唐代の鄰保制度」(1936年)を出して即座に反論を行った⁽¹⁶⁾。いわゆる「隣保論争」の始まりであり、この後には隣・保の構成数や位置づけをめぐる、多くの議論が出されることになる。なお、仁井田氏の検討では、吐魯番出土の五保文書として、ル・コック探検隊将来の「唐広徳三年(765)二月交河県連保請挙常平倉粟牒」が中心的に利用されたことも注目されよう(黒板勝美氏が入手した文書写真に基づく)。

その後の1939年には、中華民国法制研究会の依頼によって、和田清編『支那地方自治發達史』(1975年の影印版では『中国地方自治發達史』と改名)が編まれるに至った⁽¹⁷⁾。本書は和田清氏と当時の若手研究者であった松本善海、中村治兵衛の両氏によって分担執筆されたものであり、初めての中国村落通史として画期的な意味を持った。しかし、松本氏や中村氏が担当した宋代以降に比して、和田氏が執筆した「第1章・隋唐以前の時代」はあまりに簡略的であり、唐代部分ではこれ以前の研究成果も考慮されていない。つまり、唐代の村落制度に関して言えば、1930年代末に出された本書は第1期の研究を決して集約・代表するものにはならなかったのである。

1900年代～1930年代の第1期とは、基本史料となる唐令や敦煌・吐魯番文書が新たに見出され、それらをもとに唐代村落制度の検討が開始された時期であった。しかし、その研究は緒に就いたばかりであり、多くの未解明な部分が残されたのである。それでは、次の第2期にあたる1940年代～1960年代になって、この状況はどのように変化したのだろうか。

(3) 第2期・研究の進展—1940年代～1960年代—

1940年代～1960年代には、第1期の研究成果も踏まえつつ、唐代村落制度の研究が大きく進展することになった。この時期の中心的な課題の一つは、先述した唐代の隣・保をめぐる議論であり、具体的な成果としては松本善海「隣保組織を中心としたる唐代の村政」(1942年)、宮崎市定「四家を隣と為す」(1950年)、那波利貞「唐代隣保制度釈疑」(1950年)、増村宏「唐の隣保制」(1958年)、松本善海「吐魯番文書より見たる唐代の隣保制」(1963年)、佐竹靖彦「宋代郷村制度の形成過程」(1966年)が挙げられる⁽¹⁸⁾。これらは、主に唐戸令逸文にみえる隣・保の構成を論じ、文献・文書史料をもとに両組織の関係性を明らかにしようとしたものであったが、それに関わって文献史料から新たな記事が見出され、唐令復原の不備が指摘されるなど、村落制度の基礎的研究にも重要な作用を及ぼした。

なお、1963年の松本善海氏の検討では、20世紀初頭に大谷探検隊が将来し、龍谷大学に所蔵される大谷文書も一部利用された。それを紹介したのは西域文化研究会編『西域文化研究第2・第3—敦煌吐魯番社会経済資料(上)(下)—』(1959年～1960年)であり⁽¹⁹⁾、そこに収録された論文には村落制度に関わるものも多い。具体的には、西嶋定生「吐魯番出土文書より見たる均田制の施行状態」(1959～1960年)、内藤乾吉「西域発見唐代官文書の研究」(1960年)、周藤吉之「唐代中期における戸税の研究」(1960年)において、大谷探検隊将来の敦煌・吐魯番文書をもとに田土の授受や徴税に際しての里正の役割が明らかにされ⁽²⁰⁾、西村元佑「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度」(1960年)では「天宝年間敦煌郡敦煌県差科簿」の録文修訂を踏まえた分析によって、差科簿中の里正や村正の年齢・身分・戸等も明確にされた⁽²¹⁾。なお、上記の差科簿については、第1期に那波利貞氏によって紹介され、その録文をもとに王永興「敦煌唐代差科簿考釈」(1957年)でも詳論されていたが⁽²²⁾、西村氏による録文修訂によってその理解にはいくらか修正が必要となった。さらに、この差科簿を活用しつつ、敦煌のソグド人聚落である従化郷を論じた池田温「8世紀中葉における敦煌のソグド人聚落」(1965年)もあり、ソグド人研究のみならず、村落制度研究においても重要な成果である⁽²³⁾。

この時期には、唐代の坊や村に関する研究が積極的に行われたことも注目されよう。まず、石母田正氏は「古代村落の二つの問題」(1941年)で日本古代の村の比較対象として唐代の村の特徴を見定め⁽²⁴⁾、曾我部静雄氏は「都市里坊制の成立過程」(1949年)と「令制より見たる日華村落の成立過程」(1950年)において唐代以前の坊や村の沿革を示した⁽²⁵⁾。続いて、宮川尚志氏は「六朝時代の村について」(1950年)とその姉妹篇である「唐

五代の村落生活」(1956年)において、正史や『太平広記』などをもとに魏晋南北朝から唐五代の村落社会を広範に描いてみせ⁽²⁶⁾、宮崎市定氏は「中国における村制の成立」(1960年)と「漢代の里制と唐代の坊制」(1962年)によって、唐代以前の坊や村の変遷を詳しく論じたのである⁽²⁷⁾。また、和田清編『支那地方自治発達史』に続く中国村落制度の通史として、1963年には曾我部静雄『中国及び古代日本における郷村形態の変遷』が刊行され⁽²⁸⁾、唐代の村落制度についても簡潔にまとめられた。

さらに1960年代半ば以降になると、中村治兵衛氏は、唐代後期における郷の戸口数の変動を示した「唐代の郷」(1964年)や、郷に設置された行政的責任者や長老層を論じた「再び唐代の郷について」(1966年)によって唐代の郷の検討を推し進め⁽²⁹⁾、佐竹靖彦「唐宋期における郷村制度の変革過程」(1965年)は唐宋間における村落制度の変化を跡付けようとし⁽³⁰⁾、船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」(1968年)は武周時期の石刻史料「百門陂碑」の検討から「中間的農民層」(郷望など)と州県郷村の「諸色職掌人」(録事、佐史、里正、村正など)との間に密接な内的連関性がみられることを指摘した⁽³¹⁾。上記三氏の研究では、清代文献に記録された唐代石刻史料が利用されており、これ以前の研究にはなかったこととして注目される。なお、これと同時期の研究には、唐代の村落社会に共同体的規制の存在を見出そうとした河原由郎「農業経営における共同体的規制についての考察」(1966年)や、唐代の律令制支配をみる中で村落制度を概述した松井秀一「中国律令制と農民支配」(1967年)もある⁽³²⁾。

以上のような歴史学研究者による検討とは別に、社会学者の清水盛光氏は「支那に於ける村落の自治」(1937年)において中国の村落を結合原理によって血縁村落と地縁村落に分け、一方で村落自治の観点から自然村と行政村に類別した⁽³³⁾。これらの血縁村落・地縁村落と自然村・行政村は重なり合う概念であり、前者は村落の構成原理の面から、後者は村落行政の面から中国村落を捉えたものであろう。このような観点を持ちつつ、中国の村落を通時代的に論じたのが清水盛光『中国郷村社会論』(1951年)であった⁽³⁴⁾。そこでは唐令や唐律、正史をはじめとする文献史料、『敦煌掇瑣』所収の敦煌文書をもとに、唐代村落制度下における徴税や治安維持の機能が主として取り上げられたのである。また、この清水盛光氏や前掲の石母田正氏、曾我部静雄氏、宮崎市定氏の検討によって、唐代の村落制度が「行政村」や「人為区分」とされる郷(500戸)一里(100戸)と、「自然村(を行政区画化したもの)」や「自然区分」とされる坊・村を並置する二重構造を持つことが明らかにされたことは注目に値しよう。

1940年代～1960年代の第2期は唐代村落制度の研究が急速に進展した時期であり、隣・保の構成や関係性、坊や村の成立過程、里正や村正の年齢や身分と職掌、郷の戸口数や設置人員、唐代村落制度の構造などに具体的な検討が加えられた。このような研究が進められた背景には、第1期で利用された唐令、唐律や一部の敦煌・吐魯番文書に加え、1960年代より大谷文書や清代文献に記録された石刻史料も利用され始めたことが挙げられる。また、第1期における基本史料の出現と初歩的検討によって唐代村落制度の概要が知られると、その後には諸史料に残る断片的な記事に注意が払われるようになり、利用される文献史料の範囲も拡大したのである。ただし、この時期には研究が急激に増加したためか、各論文が必ずしも批判的継承関係を持っておらず、類似する見解が個別に提起されたり、不用意に相反する見解が並存したりする状況が出現した。このような問題は第1期にもわずかにみられたが、その傾向が強まったのも第2期の特徴であったと言える。それでは、続く第3期の1970年代～1990年代にはどのような研究が行われたのであろうか。

(4) 第3期・研究の深化—1970年代～1990年代—

1970年代～1990年代には、第1期や第2期で扱われた史料やテーマに改めて検討が加えられ、その内容が深く掘り下げられるようになった。この時期の研究は、大きく六つにまとめることができる。

一つ目は、第1期より利用された唐代の法制史料を検討したものである。その中でも、菊池英夫「唐令復原研究序説」(1973年)、大町健「戸令の構成と国郡制支配」(1980年)、堀敏一「唐戸令郷里・坊村・鄰保関係条文の復元をめぐる」(1986年)、宋家鈺『唐朝戸籍法与均田制研究』(1988年)、石上英一「貢納と力役」(1991年)、同「比較律令制論」(1992年)では、戸令の条文排列の問題が取り上げられた⁽³⁵⁾。これらの研究は、日唐令比較をもとに唐戸令を構成する条文全体の論理を導き出そうとしたものである。戸令中の村落制度に関わる条文については推測的な議論も多く、その条文の順序も定まっていないが、仁井田氏の条文排列を再考したものとして注目されよう。また、戸令の条文排列の検討とは別に、戸令の規定も含めて日唐の里制を比較検討した佐々木恵介「律令里制の特質について」(1986年)や⁽³⁶⁾、唐代の法制史料をもとに村落制度の施行状況を探った中村治兵衛「律令制と郷里制」(1986年)も出され⁽³⁷⁾、村落制度関連規定の検討もいくらか進められた。さらに、1990年代後半になると、これ以前の唐令復原研究の集大成として、仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補』(1997年)が刊行されたことは特筆される⁽³⁸⁾。

二つ目は、第1期より始まり、第2期で飛躍的に研究が増加した隣保制に対する検討である。中川学「八、九世紀中国の隣保組織」（1980年）は唐代の隣保制の運用は家族制共同体的な「家」の介在を前提としていたとみなし⁽³⁹⁾、山根清志「唐前半期における隣保とその機能」（1982年）は隣・保の構成単位である「家」に着目して隣保制の機能を再検討し⁽⁴⁰⁾、中村治兵衛「唐代の村落と隣保」（1984年）は唐詩にみえる近隣関係の語彙に検討を加え⁽⁴¹⁾、羅彤華「唐代的伍保制」（1997年）は先行研究を踏まえて唐代の保制の役割を総括的に論じた⁽⁴²⁾。この時期にはすでに隣保制の関連論文は多く、そこで提示された見解も多様化していたが、中川氏や羅氏によってその整理が行われたことも重要であった。

三つ目は、第1期より始まる敦煌・吐魯番文書を用いた検討であり、孔祥星「唐代里正」（1979年）は里正の役割などを総合的に取り上げ⁽⁴³⁾、趙呂甫「從敦煌、吐魯番文書看唐代“郷”的職權地位」（1989年）は郷が備え持つ具体的な機能を概括した⁽⁴⁴⁾。また、吐魯番文書に基づく張広達「唐滅高昌国後の西州形勢」（1988年）や、敦煌文書に基づく陳国燦「唐五代敦煌県郷里制的演變」（1989年）、王永曾「試論唐代敦煌的郷里」（1994年）もあり⁽⁴⁵⁾、中国人研究者による当該分野の研究が増加したことが知られよう。この時期には、『中国古代籍帳研究』（1979年）、『吐魯番出土文書』（録文本は1981年～1990年、図文対照本は1992年～1996年）、『大谷文書集成』1～3（1984年～2003年）、『敦煌社会経済文献真蹟積録』（1986年～1990年）などの大型史料集が刊行され始め⁽⁴⁶⁾、敦煌・吐魯番文書を利用する環境が大きく好転したのであり、それが研究増加の要因であったことは間違いない。また、王永興「唐天宝敦煌差科簿研究」（1982年）は「天宝年間敦煌郡敦煌県差科簿」に再検討を加え⁽⁴⁷⁾、劉安志「対吐魯番所出唐天宝間西北逃兵文書的探討」（1997年）は標題の吐魯番文書の検討の中で坊正に逃兵捕捉の役割があったことを示し⁽⁴⁸⁾、大津透「唐西州高昌県粟出挙帳断簡について」（1998年）はスタイン将来吐魯番文書の検討をもとに、徴税に際しての郷単位での里正の裁量範囲の大きさ、請負的性格を持つことを指摘するなど⁽⁴⁹⁾、個別史料に基づく研究も進められた。なお、文書史料も利用しつつ、賦役制度との関わりから里正、坊正、村正を概述したものに、日野開三郎『唐代租調庸の研究』II・課輸篇上（1975年）や張沢咸『唐五代賦役史草』（1986年）もあり⁽⁵⁰⁾、一定の参照価値を有する。

四つ目は、第2期にわずかにみられた石刻史料を用いた検討であり、それを後押ししたのは『石刻史料新編』第一輯～第三輯（1977年～1986年）、『千唐誌齋藏誌』（1984年）、『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本滙編』（1989年）などの石刻史料集が陸続と刊行された

ことである⁽⁵¹⁾。唐代村落の規模や地理的様態を明らかにした愛宕元「唐代前半期の華北村落の一類型」(1979年)、同「兩京郷里村考」(1981年)、同「唐代京兆府・河南府郷里村考」(1999年)や⁽⁵²⁾、唐代前期の史料に登場する郷望という在地有力者に具体的な検討を加えた杉井一臣「唐代前半期の郷望」(1992年)はその代表的な成果であった⁽⁵³⁾。とりわけ、愛宕元「兩京郷里村考」は唐代の長安・洛陽地域における郷、里、村の地名の復原と位置比定を行い、歴史地理的な観点から郷、里、村の関係性を論じた労作である。

五つ目は、唐代後期における村落社会の変化に注目した研究であり、愛宕元「唐代後半における社会変質の一考察」(1971年)や石田勇作「唐・五代における村落支配の変容」(1983年)が挙げられる⁽⁵⁴⁾。これらは第2期に行われた佐竹靖彦氏の研究と同様に、唐宋変革期における在地社会の変容過程を解明しようとしたものであった。これらの研究でも、一部で清代文献をもとに石刻史料が利用されたことは注目されよう。

六つ目は、唐代の村落制度を総合的に論じたものであり、築山治三郎「唐代における地方行政と村落」(1978年)、斉涛『魏晋隋唐郷村社会研究』(1995年)、堀敏一「唐代の郷里制と村制〔附〕社制」(1996年)がそれに該当する⁽⁵⁵⁾。この中でも、堀氏の論文はこれまでの研究や文献・文書史料を広範に利用して唐代の村落制度を総括的に論じており、第3期を代表する研究となった。また、斉氏や堀氏の検討では、唐代後期の史料として、これまでほとんど用いられてこなかった円仁の『入唐求法巡礼行記』も活用されている。

これらとは別に、唐代以前の村落制度の変遷を概述したものとして、松本善海『中国村落制度の史的研究』(1977年)の第1部「中国地方自治発達史」第1篇「古代」や、堀敏一「中国律令制と農民支配」(1978年)、同「中国古代の編戸制」(1988年)がある⁽⁵⁶⁾。また、唐代地方行政の概説としては薛作雲『唐代地方行政制度研究』(1974年)が刊行され⁽⁵⁷⁾、郷以下の村落組織にも言及したが、その内容は楊樹藩『唐代政制史』(1967年)の内容と類似する部分も多く⁽⁵⁸⁾、簡略的かつ不確かな記述が目立つものであった。

1970年代～1990年代の第3期は、それ以前に進められた研究が深化した時期であり、第2期の延長線上にあったと言えよう。なお、第1期や第2期の研究はほぼ日本人研究者によって行われたが、第3期になると中国人研究者の成果も徐々にみられるようになった。この時期の特徴は、敦煌・吐魯番文書や石刻史料の利用環境が好転して出土史料に基づく研究が大きく進められ、それと同時に唐代後期における在地社会の変化が論じられたことである。また、このようなミクロな視点とマクロな視点に基づく研究を総合的に捉えた1996年の堀敏一氏の研究によって、第1期や第2期とは別の次元で唐代の村落制度が概

観されたことも特筆される。ただし、第3期においても各研究の中では必ずしも先行研究が咀嚼されておらず、基本史料の理解に多くの相違がみられるなど、第2期と同様の問題が内在していた。それでは、第4期である2000年代以降、唐代村落制度の研究はどのような展開をみせるのであろうか。

(5) 第4期・研究の屈折した展開—2000年代以降—

2000年代以降における唐代村落制度の研究には、第1期～第3期と比べて顕著な変化がみられる。それは当該分野の研究を中心的に進めてきた日本人研究者の論文がほとんどみられなくなり、それと時を同じくして中国人研究者の論文が急増したことである。その結果、従来の日本側の研究成果の大半が顧みられなくなり、唐代村落制度の研究は中国側を中心に屈折した形で進められることになった。

まずは、唐代村落制度下で中心的な役割を担った里正に対する検討であり、具体的には李浩「論里正在唐代鄉村行政中的地位」(2003年)、童聖江「唐宋時代的里正」(2006年)、梁建国「唐宋之際里正的變遷」(2008年)、白瀚宇「七世紀至八世紀中葉唐代里正之職權」(2013年)が挙げられる⁽⁵⁹⁾。これらは文献史料や文書史料の一部をもとに里正の身分や役割を論じたものであるが、ごく一部の論文を除いて先行研究はほとんど参照されていない。そのため、これまでの研究とかなりの重複がみられ、研究の独自性も高くはないが、唐代の里正を大掴みで捉えたところに多少の意義があろう。

これとは別に、特定の吐魯番文書に基づいて里正の一面に論及した研究も多く出された。李方「唐西州九姓胡人生活狀況一瞥」(1999年)はソグド人であり、里正就任者でもある史玄政という人物の事跡を明らかにし⁽⁶⁰⁾、同「唐西州諸鄉的里正」(2006年)では吐魯番文書にみえる西州の里正をほぼ網羅的に取り上げ、彼らの姓名や就任地・就任時期を整理した⁽⁶¹⁾。また、これまでの研究でも部分的に言及された里正の考課(職務評定)や上直(県衙などでの当直上番)については、張雨「吐魯番文書所見唐代里正的上直」(2007年)や劉再聰「唐西州里正銓擬・上直与県吏分片管理制度」(2011年)で詳しく検討された⁽⁶²⁾。これらは個別史料の検討を中心に据えつつ、唐代里正の具体的な姿を示した重要な成果である。このうち、張雨氏の検討では2004年に出土し、『新獲吐魯番出土文書』(2008年)に収録された「唐某年二月西州高昌県更簿」が活用されており⁽⁶³⁾、新たな文書史料の出現に対応して行われたことが明らかであろう。なお、唐代文献中に登場する「里胥」の用語を検討した林楓珏「唐代文献中里胥的用法与職能」(2012年)もあり⁽⁶⁴⁾、その事例の多く

は里正や坊正・村正などとは異なる、制度外に新たに設置された胥吏であると論断した。

次にみるのは唐代の村に関する検討であり、李浩「唐代的村落与村級行政」(2006年)や劉再聡「從吐魯番文書看唐代西州県以下行政建制」(2006年)、同「唐朝“村正”考」(2007年)、同「唐朝“村”制度的確立」(2008年)、同「在田野者為村」(2010年)、同「從“慕道”到“歸化”：唐正州内遷歸化部衆民住区的“村”制度」(2011年)がある⁽⁶⁵⁾。この時期には劉再聡氏を中心に研究が進められ、唐令や唐律、敦煌・吐魯番文書、『入唐求法巡礼行記』や諸史料に残る断片的な記事も踏まえて、村の分布やその形態、村正の役割に具体的な検討が加えられた。全体として密接な関わりを持つ前掲の宮川尚志氏、齊涛氏、堀敏一氏などの先行研究は考慮されておらず、正当な研究の積み上げを行ったものではなかったが、そこには新たな知見も多く含まれている。この中でも劉再聡「從吐魯番文書看唐代西州県以下行政建制」は、自然条件から西州では城外の村が組織されなかったことを指摘した点で注目されよう⁽⁶⁶⁾。吐魯番文書中には里正や坊正の事例がみえる一方で、村や村正の事例は確認されておらず、劉氏の指摘はその理由を説明したものである。このような内地とはやや異なる西州の文書行政の様態は、赤木崇敏「唐代前半期の地方文書行政」(2008年)で詳論され⁽⁶⁷⁾、郷、坊と県との間の文書形式も明らかにされるに至った。

また、村と対置される坊については、主に都市史で検討が加えられてきたが、ときに混同して理解される城内の里と坊の関係について、齊東方「魏晋隋唐城市里坊制度」(2003年)や成一農「里坊制的產生及其演變」(2012年)は両者の組織的な差異を論じており⁽⁶⁸⁾、村落制度研究にも示唆を与える。なお、安西四鎮地域の村制や坊制は劉再聡「唐四鎮地区基層行政治理研究」(2008年)で論じられ⁽⁶⁹⁾、『入唐求法巡礼行記』にみえる唐代後期の末端行政組織は林楓珏「論円仁筆下的中唐基層行政組織」(2011年)で検討された⁽⁷⁰⁾。

さらにこの時期には、明鈔本北宋天聖令(「不行唐令」を含む)の後半三分の一が、戴建国「天一閣藏明抄本《官品令》考」(1999年)によって発見され⁽⁷¹⁾、『天一閣藏明抄本天聖令校証 附唐令復原研究』(2006年)で全面的に公開された⁽⁷²⁾。それに伴って2000年代後半以降には唐宋令の研究が活発となり、多くの成果が急速に蓄積されたのである⁽⁷³⁾。唐代の村落制度を規定した戸令は未だ発見されていないが、ここで確認された賦役令や雑令といったその他の篇目にも村落制度関連条文は含まれており、里正や両京坊正は雑任で課役免除、村正は雑徭免除であることが明白になった。その成果として、大津透「唐日律令制下の雑徭について」(2005年)、趙璐璐「唐代“雑任”考」(2008年)は重要である⁽⁷⁴⁾。

さらに、唐代の末端社会で主に教化を担ったとされる耆老や父老、中間的農民層や在地

有力者層とみなされた郷望についても、穴沢彰子「唐・五代における地域秩序の認識」(2002年)、高瀬奈津子「唐代悲田養病坊の変遷とその成立背景」(2002年)、李浩「論唐代郷族勢力与郷村社会控制」(2010年)、牟登松「従三老到民望」(2011年)において検討が加えられた⁽⁷⁵⁾。とりわけ、穴沢氏は清代の石刻書に記録された唐・五代の碑文の供養人題名を活用し、そこにみえる郷望や父老などの「中間層」の語彙の出現頻度に着目して在地社会の変化を論じており、新たな視点に基づく研究として注目される。

最後に、唐代の村落制度を総合的に論じたものには、前掲の谷更有『唐宋国家与郷村社会』上篇「唐宋郷村控制問題」所収の諸論文(2004年～2005年)、張玉興「唐代基層中“郷”の行政地位及作用」(2009年)、同「唐代県級官府对郷里的控制与調適」(2009年)、張国剛「唐代郷村基層組織及其演变」(2009年)がある⁽⁷⁶⁾。まず、谷更有氏の研究は石刻史料や筆記史料などで新たな史料を用いた部分もあり、いくらかの参照価値を有するが、第1期～第3期の多くの研究が見落とされ、基本的な認識の誤りも無数にみられるなど、全体としてあまりに不備が多い。次に張玉興氏の研究では郷の行政上の位置づけに関する先行研究が整理されていて有用であるが、その他の部分では第3期以前の研究がほとんど参照されておらず、基本史料の理解にもしばしば誤りがみえる。また、張国剛氏の論文は既存の文献・文書史料と石刻史料の地名表記を用いて唐代の村落制度を広く論じたものであるが、個別史料の理解は必ずしも正確ではなく、加えて堀敏一氏の研究などの見落としから、すでに指摘された内容を再論した部分も多かった。なお、劉興雲『唐代中州郷村社会』(2007年)は、「中州」地域(現在の河南省一帯)の末端社会を総合的に取り上げたもので、地域社会史の試みとして興味深い。唐代に「中州」という地域を設定した意味は不明であり、全体的に史料の少ない村落制度への言及はわずかに止まらざるをえなかった⁽⁷⁷⁾。

これらとは別に、馬新・齊涛「漢唐村落形態略論」(2006年)は漢代～唐代の村落形態の変遷を論じたが⁽⁷⁸⁾、そこには多くの不確かな議論が展開されており、余世明・載聡「論唐代中期郷村控制的轉型」(2008年)、刁培俊「唐宋時期郷村控制理念的轉變」(2009年)、邵朋飛「唐宋变革視野下的唐西州・沙州的郷村制度演变」(2010年)は唐宋間の村落制度の変化を論じたものの⁽⁷⁹⁾、その唐代部分の内容に新規性を見出すことは難しい。また、喬鳳岐「唐代郷村組織及其職能」(2013年)、同「隋唐的基層組織与社会控制」(2013年)でも唐代の村落制度が概述されたが⁽⁸⁰⁾、先行研究を全くと言ってよいほど考慮しておらず、筆者はその意図を測りかねる。さらに、この時期になって林楓珏「唐代的郷里制与村制」(2010年)は唐代の郷里制と村制に関する従来研究の回顧を試みたが⁽⁸¹⁾、そもそも関連

研究が正確に把握されておらず、その論点の整理も十分とはいえないものであった。

2000年代以降の第4期には日本人研究者の論文が極端に減少し、それと同時に中国人研究者の論文が急激に増加した。そのため、第4期になって研究の中心が中国側に移行したことは確かである。この時期の研究で扱われた内容は第2期や第3期と大きな違いはないが、文献史料、文書史料、石刻史料を広く利用する研究がみられるようになり、一部で新出吐魯番文書や天聖令によって新たな知見が追加された。また、劉再聰氏の精力的な研究によって、村の研究が大きく進展したことも重要である。しかし、この時期の研究では第3期以前に蓄積された成果がほとんど考慮されなくなり、さらにその状況が進むにつれて第4期の成果ばかりを引用する研究が増加した。第2期や第3期においても先行研究が総体的に把握されず、それによって基本的な理解には混乱が生じていたが、その問題が一気に表面化したのが第4期であったと言えよう。

2、問題の所在

前節ではおよそ100年間にわたる研究を四つの時期に分けて整理し、唐代村落制度研究の展開をみてきた。これによって、少なくとも研究史の大枠は構築されたと考える。これまでに行ってきた整理からも知られるように、唐代村落制度の研究はその最初より関連史料の出現と対応して進められており、その中心に据えられたのは法制史料と出土史料（とくに敦煌・吐魯番文書）であった⁽⁸²⁾。一般的に唐代史研究の基本史料となる正史からでは基本的な内容さえ明らかにならず、法制史料や出土史料が主たる検討材料とならざるをえなかったためである。そのため、従来の研究ではこれらの史料を中心に、正史や政書、筆記史料・文学史料などの記事も援用しつつ、多面的な検討が加えられてきた。

しかし、一見すると豊富な蓄積を持つかにみえる唐代村落制度の研究は、その内部において順当な研究成果の積み上げが行われておらず、新たな研究が必ずしも先行する研究を乗り越えるものとはならなかった。そのため、第1期から第4期にかけての論文数の増加と研究内容の進展とが対応しておらず、同じような見解が何度も提示され、ときにはすでに否定された理解が無批判に踏襲されてきた。とりわけ、基本史料に対する理解は一向に定まらず、そのような不安定な基礎の上に研究が進められてきたのである。つまり、これまでの研究に通底する最大の問題とは、各研究が相互に関連しておらず、基本的な認識や理解にも多くの相違が認められることであった。また、このような全体的な問題と関わっ

て、唐代村落制度の基本的な内容も明らかになっていない部分が多い。その中でも、早急に取り組むべき課題としては、以下の5点が挙げられる。

第一は、前代である隋代の村落制度との比較を通じた検討がほとんど行われておらず、そのため唐代の村落制度の特徴が明らかになっていないことである。これを明確にするには隋代から唐代へと至る村落制度の変遷を正確に把握した上で、唐代村落制度の位置づけを行わなければならない。したがって、まず必要となるのは隋代村落制度の研究である。

第二は、唐代村落制度の基本史料である唐令、その中でも村落組織全般を規定した戸令第一条の検討が未だ十分には行われておらず、それに基づく村落制度構造に関する理解が定まっていないことである。とりわけ問題となるのは、唐初の村落組織を規定したとされる戸令第一条中の一甲条（武徳7年令）とその典拠史料の位置づけであり、先行研究が抱える問題の解消も含めて詳細な検討を加える必要がある。

第三は、唐代前期の村落制度に関する研究は史料的な制約もあって少なく、とりわけ唐初や武周時期の村落制度にはほとんど検討が加えられていないことである。しかし、唐初や武周時期の村落制度の検討は、隋代の村落制度との相違をみる上でも極めて重要であり、またそれなくしては唐代後期の村落制度とのつながりもみえてこない。したがって、現在では唐初や武周時期の村落制度に関わる新たな史料を見出し、それをもとに当該時期の研究を進めていくことが求められる。

第四は、唐代村落制度の中でも郷や里に設置された行政的な責任者とその呼称が明確になっていないことである。そのため、これまでには郷の責任者について異なる見解が並存しており、里の責任者に関する事例の認識にもずれが生じてきた。いわば、具体的な検討を行う前段としての基礎的な作業が見落とされてきたのであり、それが従来の議論を混乱させた一因であることは間違いない。現在にあって、この課題の解消は必須である。

第五は、唐代村落制度下の責任者、とくに中心的な役割を担った里正たちの活動形態が判然としないことである。里正の職掌の概要については、これまでも唐令・唐律や敦煌・吐魯番文書によって知られてきたが、その詳細は明らかになっていない。そのため、彼らの日常的な活動を具体的な事例に即して描き出し、それを通して村落制度が末端社会においてどのように機能していたかを明らかにする必要がある。

以上からも分かるように、現在の唐代村落制度研究に最も必要なものは、従来の課題に正面から取り組む基礎的研究であり、それによって唐代村落制度に対する基本的認識を再構築することである。なお、従来の唐代村落制度研究では、中国各地に残る石刻史料はさ

ほど注目されておらず、同時代の他分野に比してその取り込みが著しく遅れてきた。また、これまでに石刻史料を利用した研究でも、その多くは墓誌中の地名表記を用いたものであり、村落制度の内容に踏み込んだものは少ない。しかし、先に掲げた5つの課題を検討するにあたって、同時代史料である石刻史料は極めて重要な意味を持つと考えられる。そのため、本稿ではこれまで中心的に利用されてきた法制史料や文書史料とあわせて、墓誌、碑文、造像記といった石刻史料を積極的に用いて検討したい。それが本稿で進める新たな唐代村落制度研究の大きな特色ともなろう。

3、本稿の構成

本稿は序章を除いて第1章～第6章と終章で構成される。以下において、その内容を簡単に紹介しておきたい。

第1章「隋代郷里制下の里長について－「秘丹墓誌」を中心に－」では、隋代の村落制度の概要を示し、その末端村落組織である里に設置された里長の基本的な性格を明らかにする。それによって、唐代の村落制度およびそこで中心的に活動した里正については、前代との比較を通じた検討が可能になるはずである。

第2章「唐代前期村落制度構造の再検討」では、唐代の村落組織全般を規定した唐戸令第一条に詳細な検討を加え、唐代村落制度の基本形態とされる郷一里と坊・村を並置した二重構造について再考する。とくに唐代前期の村落制度構造を考える際の根拠となってきた戸令第一条中の一甲条（武徳7年令）とその典拠史料を改めて位置づけ直し、これまでの村落制度研究に内在する問題点を明確にする。

第3章「唐初村落制度の「新史料」－「荔非明達等四面造像題名」の再検討－」では、陝西省西安市の西安碑林博物館に所蔵される標題の無紀年石刻史料を実見調査の結果も踏まえて再検討する。本史料がこれまで言われる北周代や隋代の史料ではなく、唐初時期の史料であることを論証し、それをもとに本史料にみえる唐初村落制度の内容に論及する。

第4章「武周村落制度史料の復元的研究－「金輪石幢」の実見調査をもとに－」では、河北省廊坊市の永清県文化館に所蔵される標題の石刻史料に総合的な検討を加え、本史料にみえる武周村落制度の内容を論じる。また、それによって追加される本史料の事例も含めて、唐代前期の村落制度構造を究明する。

第5章「唐代村落制度記事の再検討－『通典』巻33・郷官条を中心に－」では、唐代後

期の政書である『通典』の巻 33・郷官条にみえる唐代村落制度記事に具体的な分析を加え、その史料性格を明らかにする。それを踏まえて、本史料をめぐる先行研究の理解を修正するとともに、唐代の村落社会に存在した行政的な責任者と教化を主に担った者たちとの区別を明確にする。

第 6 章「唐代村落制度下の里正の職務内容と活動形態—治安維持活動を手がかりに—」では、唐代村落制度下で中心的な役割を担った里正の具体的な職務内容と活動形態を明らかにする。その際には、里正の職掌の一つである治安維持活動を例として検討を加え、それをもとに唐代の村落制度が末端社会でどのように機能していたかを確認する。

終章「唐代村落制度の構造的特徴と運用形態」では、本稿で行った検討の結果を改めて整理し、唐代村落制度の基本的な形態を提示することにした。

最後に、本稿を構成する各章の原題と初出誌名などを一覧にして示す。なお、基本的な論旨に変わりはないが、元論文にみられた不備や誤りには訂正を加えており、それとは別に全体の統一を図るにあたって一部を書き改めた部分がある。

序 章 唐代村落制度研究の現状と課題

(書き下ろし)

第 1 章 隋代郷里制下の里長について—「秘丹墓誌」を中心に—

「隋代郷里制下の里長について—「秘丹墓誌」を中心に—」(『東方学』第 128 輯、2014 年 7 月)

第 2 章 唐代前期村落制度構造の再検討

「唐代前期村落制度構造の再検討」(『唐代史研究』第 17 号、2014 年 8 月)の第 1 章～第 3 章第 1 節

第 3 章 唐初村落制度の「新史料」—「荔非明達等四面造像題名」の再検討—

「唐初村落制度の「新史料」—西安碑林博物館蔵「荔非明達等四面造像題名」の再検討—」(『明大アジア史論集』第 17 号、2013 年 3 月)、「唐初村落制度的“新史料”—西安碑林博物館蔵《荔非明達等四面造像題名》之再探討—」(鮑丹瓊訳、杜文玉主編『唐史論叢』第 18 号、陝西師範大学出版社、2014 年 4 月所収)

第 4 章 武周村落制度史料の復原的研究—「金輪石幢」の実見調査をもとに—

「武周村落制度史料の復原的研究—永清県文化館蔵「金輪石幢」の実見調査をもとに

一」(『明大アジア史論集』第 18 号・氣賀澤保規先生退休記念号、2014 年 3 月)、および「唐代前期村落制度構造の再検討」(前掲)の第 3 章第 2 節の一部

第 5 章 唐代村落制度記事の再検討－『通典』卷 33・郷官条を中心に－

「唐代村落制度記事の再検討－『通典』卷 33・郷官条を中心に－」(文学部・文学研究科学術研究発表会(東京都・明治大学)口頭発表、2014 年 4 月)

第 6 章 唐代村落制度下の里正の職務内容と活動形態－治安維持活動を手がかりに－

「唐代郷里制下における里正の治安維持活動」(『駿台史学』第 140 号、2010 年 8 月)

終 章 唐代村落制度の構造的特徴と運用形態

(書き下ろし)

注

- (1) 山根幸夫編「中国郷村統治関係文献目録」(和田清編『中国地方自治発達史』汲古書院、1975 年影印版所収)。
- (2) 中村治兵衛「中国聚落史研究の回顧と展望－とくに村落史を中心として－」(唐代史研究会編『中国聚落史の研究－周辺諸地域との比較を含めて－』刀水書房、1980 年所収)。
- (3) 山根幸夫編『中国史研究入門』(山川出版社、増補改訂版 1991 年、初版 1983 年)上、331～333 頁(山根清志氏執筆)。
- (4) 張国剛主編『隋唐五代史研究概述』(天津教育出版社、1996 年)88～91 頁(牟堯松氏・胡滄澤氏執筆)。
- (5) 中村治兵衛編「中国聚落史関係研究文献目録」(唐代史研究会編『中国聚落史の研究 [増補] 中国聚落史関係研究文献目録』刀水書房、増補版 1990 年所収)。
- (6) 胡戟等主編『二十世紀唐研究』(中国社会科学出版社、2002 年)104～105 頁(杜文玉氏・寧欣氏執筆)。
- (7) 礪波護・岸本美緒・杉山正明編『中国歴史研究入門』(名古屋大学出版会、2006 年)113 頁(妹尾達彦氏執筆)。
- (8) 李錦繡『敦煌吐魯番文書与唐史研究』(福建人民出版社、2006 年)297～303 頁。
- (9) 谷更有『唐宋国家与郷村社会』(中国社会科学出版社、2006 年)4～16 頁。
- (10) 中田薫「唐令と日本令との比較研究」(『法制史論集』第 1 卷、岩波書店、1926 年所収、初出 1904

- 年)、西充黄綬『唐代地方行政史』(永華印刷局、1927年)、加藤繁「唐宋時代の莊園の組織並に其の聚落としての発達に就きて」(『支那經濟史考証』上卷、東洋文庫、1952年所収、初出1928年)。
- (11) 仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会、1964年復刻版、初版1933年)。
- (12) 劉復輯『敦煌掇瑣』(黄永武主編『敦煌叢刊初集』15、新文豐出版公司、1985年所収、初版1925年)。
- (13) 那波利貞「正史に記載せられたる大唐天寶時代の戸数と口数との關係に就きて」(『歴史と地理』33-1・2・3・4、1934年)。
- (14) 岸川亮哲「父老に就いて」(『史学論叢』〈立正大学〉5、1933年)。
- (15) 志田不動麿「唐代郷党制の研究」(『社会經濟史学』5-11、1936年)。
- (16) 仁井田陞「唐代の鄰保制度—吐魯番発見の唐代官粟貸付(五保)文書—」(『補訂中国法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』東京大学出版会、1980年所収、初出1936年)。
- (17) 和田清編『支那地方自治発達史』(中華民國法制研究会、1939年)、前掲注(1)和田清編『中国地方自治発達史』。
- (18) 松本善海「鄰保組織を中心としたる唐代の村政」(『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977年所収、初出1942年)、宮崎市定「四家を隣と為す」(『宮崎市定全集 23・隨筆(上)』、岩波書店、1993年所収、初出1950年)、那波利貞「唐代鄰保制度疑」(『羽田博士頌壽記念東洋史論叢』東洋史研究会、1950年所収)、増村宏「唐の隣保制」(『鹿大史学』6、1958年)、松本善海「吐魯番文書より見たる唐代の鄰保制」(『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977年所収、初出1963年)、佐竹靖彦「宋代郷村制度の形成過程」(『唐宋変革の地域的研究』同朋舎、1990年所収、初出1966年)。
- (19) 西域文化研究会編『西域文化研究第2—敦煌吐魯番社会經濟資料(上)—』(法藏館、1959年)、西域文化研究会編『西域文化研究第3—敦煌吐魯番社会經濟資料(下)—』(法藏館、1960年)。
- (20) 西嶋定生「吐魯番出土文書より見たる均田制の施行状態—給田文書・退田文書を中心として—」(『中国經濟史研究』東京大学出版会、1966年所収、初出1959年・1960年)、内藤乾吉「西域発見唐代官文書の研究」(『中国法制史考証』有斐閣、1963年所収、初出1960年)、周藤吉之「唐代中期における戸税の研究—吐魯番出土文書を中心として—」(『唐宋社会經濟史研究』東京大学出版会、1965年所収、初出1960年)。
- (21) 西村元佑「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度—大谷探検隊将来、敦煌・吐魯番古文書を参考史料として—」(『中国經濟史研究—均田制度篇—』東洋史研究会、1968年所収、初出1960年)。
- (22) 王永興「敦煌唐代差科簿考釈」(『陳門問学叢稿』江西人民出版社、1993年所収、初出1957年)。

- (23) 池田温「8世紀中葉における敦煌のソグド人聚落」(『ユーラシア文化研究』1、1965年)。
- (24) 石母田正「古代村落の二つの問題」(『石母田正著作集』第1巻、1988年所収、初出1941年)。
- (25) 曾我部静雄「都市里坊制の成立過程」(『中国及び古代日本における郷村形態の変遷』吉川弘文館、1963年所収、初出1949年)、同「令制より見たる日華村落の成立過程」(『文化』2-1、1950年)。
- (26) 宮川尚志「六朝時代の村について」(『六朝史研究 政治・社会篇』日本学術振興会、1956年所収、初出1950年)、同「唐五代の村落生活」(『岡山大学法文学部学術紀要』5、1956年)。
- (27) 宮崎市定「中国における村制の成立—古代帝国崩壊の一面—」(『宮崎市定全集 7・六朝』岩波書店、1992年所収、初出1960年)、同「漢代の里制と唐代の坊制」(『宮崎市定全集 7・六朝』岩波書店、1992年所収、初出1962年)。
- (28) 前掲注(25) 曾我部静雄『中国及び古代日本における郷村形態の変遷』第1章～第3章。
- (29) 中村治兵衛「唐代の郷—『元和郡県図志』よりみた—」(『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008年所収、初出1964年)、同「再び唐代の郷について—望郷と耆老—」(『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008年所収、初出1966年)。
- (30) 佐竹靖彦「唐宋期における郷村制度の変革過程」(『新しい歴史学のために』104、1965年)。
- (31) 船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」(『唐代両税法研究』汲古書院、1996年所収、初出1968年)。
- (32) 河原由郎「農業経営における共同体的規制についての考察—主として唐代において—」(『宋代社会経済史研究』勁草書房、1980年所収、初出1966年)、松井秀一「中国律令制と農民支配」(『仁井田陞博士追悼論文集第1巻・前近代アジアの法と社会』勁草書房、1967年所収)。
- (33) 清水盛光「支那に於ける村落の自治」(『支那社会の研究—社会学的考察—』岩波書店、1939年所収、初出1937年)。
- (34) 清水盛光『中国郷村社会論』(岩波書店、1951年)。なお、本書の第1篇第1章「郷村統治に於ける郷村編成の形式」は、同『中国の郷村統治と村落』(社会構成史体系、日本評論社、1949年)とほぼ同文であり、これを取り込んだものである。
- (35) 菊池英夫「唐令復原研究序説—特に戸令・田令にふれて—」(『東洋史研究』31-4、1973年)、大町健「戸令の構成と国郡制支配」(『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房、1986年所収、初出1980年)、堀敏一「唐戸令郷里・坊村・鄰保関係条文の復元をめぐって」(『中国古代の家と集落』汲古書院、1996年所収、初出1986年)、宋家鈺『唐朝戸籍法与均田制研究』(中州古籍出版社、1988年)第2章第2節「唐戸令的復原研究及其内容」、石上英一「貢納と力役—古代村落史研究と租税収

- 奪体系・序論一」(『日本村落史講座第4巻・政治1〔原始・古代・中世〕』雄山閣出版、1991年所収)、
同「比較律令制論—序論—」(『律令国家と社会構造』名著刊行会、1996年所収、初出1992年)。
- (36) 佐々木恵介「律令里制の特質について—日・唐の比較を中心として—」(『史学雑誌』95-2、1986年)。
- (37) 中村治兵衛「律令制と郷里制」(『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008年所収、初出1986年)。
- (38) 仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補—附唐日両令対照一覧—』(東京大学出版会、1997年)。
- (39) 中川学「八、九世紀中国の隣保組織」(『一橋論叢』83-3、1980年)。
- (40) 山根清志「唐前半期における隣保とその機能—いわゆる攤逃の弊を手がかりとして—」(『東洋史研究』41-2、1982年)。
- (41) 中村治兵衛「唐代の村落と隣保—『全唐詩』よりみたる四隣を中心に—」(『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008年所収、初出1984年)。
- (42) 羅彤華「唐代的伍保制」(『新史学』8-3、1997年)。
- (43) 孔祥星「唐代里正—吐魯番、敦煌出土文書研究—」(『中国歴史博物館館刊』1、1979年)。
- (44) 趙呂甫「從敦煌、吐魯番文書看唐代“郷”的職權地位」(『中国史研究』42、1989年)。
- (45) 張広達「唐滅高昌国後的西州形勢」(『文書・典籍与西域史地』〈張広達文集〉広西師範大学出版社、2008年所収、初出1988年)、陳国燦「唐五代敦煌県郷里制的演變」(『敦煌研究』1989年第3期)、王永曾「試論唐代敦煌的郷里」(『敦煌学輯刊』1994年第1期)。
- (46) 池田温『中国古代籍帳研究—概観・録文—』(東京大学出版会、1979年)、唐長孺主編『吐魯番出土文書』〈図文対照本〉壹~肆(文物出版社、1992年~1996年、同名の録文本全9冊はこれに先立って1981年~1990年に刊行)、龍谷大学仏教文化研究所編・小田義久責任編集『大谷文書集成』1~3(法蔵館、1984年~2003年)、唐耕耦・陸宏基編『敦煌社会經濟文献真蹟积録』1~5(1は書目文献出版社・古佚小説会、2~5は全国図書館文献縮微複製中心・古佚小説会、1986年~1990年)。
なお、敦煌・吐魯番文書の史料集については、山本孝子編「敦煌・吐魯番文献図録・目録集覽稿(1)~(3)」(『敦煌写本研究年報』1~3、2007年~2009年)で網羅的に整理されている。
- (47) 王永興「唐天宝敦煌差科簿研究」(『陳門問学叢稿』江西人民出版社、1993年所収、初出1982年)。
- (48) 劉安志「対吐魯番所出唐天宝間西北逃兵文書の探討」(『敦煌吐魯番文書与唐代西域史研究』商務印書館、2011年所収、初出1997年)。

- (49) 大津透「唐西州高昌県粟出挙帳断簡について—スタイン将来吐魯番文書管見—」(『日唐律令制の財政構造』岩波書店、2006年所収、初出1998年)。
- (50) 日野開三郎『唐代租調庸の研究』Ⅱ・課輸篇上(私家版、1975年)、張沢咸『唐五代賦役史草』(中華書局、1986年)。
- (51) 『石刻史料新編』第一輯～第三輯(新文豐出版公司、1977年～1986年)、河南省文物研究所・河南省洛陽地区文管処編『千唐誌齋藏誌』上・下(文物出版社、1984年)、北京図書館金石組編『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本滙編』第9冊～第36冊・隋唐五代十国1～28(中州古籍出版社、1989年)。1980年代以降に唐代石刻史料集が増加した状況については、礪波護「魏徵撰の李公墓誌銘—石刻と文集の間—」(『東方学』103、2002年)を参照。
- (52) 愛宕元「唐代前半期の華北村落の一類型」(『唐代地域社会史研究』同朋舎、1997年所収、初出1979年)、同「兩京郷里村考」(『唐代地域社会史研究』同朋舎、1997年所収、初出1981年)、同「唐代京兆府・河南府郷里村考」(唐代史研究会編『東アジア史における国家と地域』刀水書房、1999年所収)。
- (53) 杉井一臣「唐代前半期の郷望」(唐代史研究会編『中国の都市と農村』汲古書院、1992年所収)。
- (54) 愛宕元「唐代後半における社会変質の一考察」(『東方学報』京都42、1971年)、石田勇作「唐・五代における村落支配の変容」(宋代史研究会編『宋代の社会と文化』汲古書院、1983年所収)。
- (55) 築山治三郎「唐代における地方行政と村落」(『社会文化史学』15、1978年)、齊涛『魏晉隋唐郷村社会研究』(山東人民出版社、1995年)第3章「里・村・鄰保与唐代郷村社会」、堀敏一「唐代の郷里制と村制 [附] 社制」(『中国古代の家と集落』汲古書院、1996年所収)。
- (56) 松本善海「古代—行政村の自然村よりの分離—」(『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977年所収)、堀敏一「中国律令制と農民支配」(『律令制と東アジア世界—私の中国史学(二)』汲古書院、1994年所収、初出1978年)、同「中国古代の編戸制—とくに集落の変遷—」(『中国古代史の視点—私の中国史学(一)』汲古書院、1994年所収、初出1988年)。
- (57) 薛作雲『唐代地方行政制度研究』(人人文庫・特322、台湾商務印書館、1974年)。
- (58) 楊樹藩『唐代政制史』(正中書局、1974年第3版、初版1967年)。
- (59) 李浩「論里正在唐代郷村行政中的地位」(『山東大学学報』〈哲学社会科学版〉2003年第2期)、童聖江「唐宋時代的里正」(盧向前主編『唐宋变革論』黄山書社、2006年所収)、梁建国「唐宋之際里正の変遷」(『南都学壇』〈人文社会科学学報〉28-2、2008年)、白瀚宇「七世紀至八世紀中葉唐代里正之職權」(『史耘』16、2013年)。
- (60) 李方「唐西州九姓胡人生活狀況一瞥—以史玄政為中心—」(季羨林等主編『敦煌吐魯番研究』第

- 4 卷、北京大学出版社、1999 年所収)。
- (61) 李方「唐西州諸郷的里正」(季羨林等主編『敦煌吐魯番研究』第 9 卷、中華書局、2006 年所収)。
 なお、この成果は同『唐西州官吏編年考証』(中国人民大学出版社、2010 年)第 5 章「唐西州城郷里坊職役」にも取り込まれている。
- (62) 張雨「吐魯番文書所見唐代里正的上直」(朱玉麒主編『西域文史』第 2 輯、科学出版社、2007 年所収)、劉再聰「唐西州里正銓擬・上直与県吏分片管理制度」(『西域研究』2011 年第 2 期)。
- (63) 榮新江・李肖・孟憲実主編『新獲吐魯番出土文書』(中華書局、2008 年)上、8~14 頁。
- (64) 林楓珏「唐代文献中里胥的用法与職能」(『早期中国史研究』4-2、2012 年)。
- (65) 李浩「唐代的村落与村級行政」(常建華主編『中国社会歴史評論』第 6 卷、天津古籍出版社、2006 年所収)、劉再聰「從吐魯番文書看唐代西州県以下行政建制」(『西域研究』2006 年第 3 期)、同「唐朝“村正”考」(『中国農史』2007 年第 4 期)、同「唐朝“村”制度的確立」(『史学集刊』2008 年第 2 期)、同「“在田野者為村”——以《入唐求法巡礼行記》為中心的考察——」(『中国農史』2010 年第 1 期)、同「從“慕道”到“歸化”：唐正州内遷歸化部衆民住区的“村”制度——以粟特人“村”和新羅人“村”為中心——」(『學術月刊』43-9、2011 年)。
- (66) 唐代の西州に村がみられないことは、盧向前『唐代西州土地關係述論』(上海古籍出版社、2001 年)71~72 頁にも簡単な指摘がある。
- (67) 赤木崇敏「唐代前半期の地方文書行政—トゥルファン文書の検討を通じて—」(『史学雜誌』117-11、2008 年)。
- (68) 齊東方「魏晉隋唐城市里坊制度—考古学的印証—」(榮新江主編『唐研究』第 9 卷、北京大学出版社、2003 年所収)、成一農「里坊制的產生及其演變」(『空間与形態—三至七世紀中国歴史城市地理研究—』蘭州大学出版社、2012 年所収)。
- (69) 劉再聰「唐四鎮地区基層行政治理研究—以于闐・龜茲兩地村坊制度為中心的考察—」(『西域研究』2008 年第 3 期)。
- (70) 林楓珏「論田仁筆下的中唐基層行政組織」(『早期中国史研究』3-1、2011 年)。
- (71) 戴建国「天一閣藏明抄本《官品令》考」(『宋代法制初探』黒竜江人民出版社、2000 年所収、初出 1999 年)。
- (72) 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明抄本天聖令校証附唐令復原研究』上・下(中華書局、2006 年)。
- (73) 天聖令の発見から 2009 年末までの研究成果については、岡野誠・服部一隆・石野智大編『天聖令』研究文献目録(第 2 版)(『法史学研究会会報』14、2010 年)を参照。

- (74) 大津透「唐日律令制下の雑徭について」(『日唐律令制の財政構造』岩波書店、2006年所収、初出2005年)、趙璐璐「唐代“雜任”考—《天聖令・雜令》“雜任”条解説」(榮新江主編『唐研究』第14卷、北京大学出版社、2008年所収)。
- (75) 穴沢彰子「唐・五代における地域秩序の認識—郷望的秩序から父老秩序への変化を中心として—」(『唐代史研究』5、2002年)、高瀬奈津子「唐代悲田養病坊の変遷とその成立背景」(『佛教史学研究』45-1、2002年)、李浩「論唐代郷族勢力与郷村社会控制」(『中国農史』2010年第1期)、牟發松「從三老到民望」(『漢唐歷史變遷中的社会与国家』上海人民出版社、2011年所収、初出2011年)。
- (76) 前掲注(9)谷更有『唐宋国家与郷村社会』所収の「唐宋時期從“村坊制”到“城郷交相生養”(初出2004年)、「隋唐五代宋初由郷官到戸役」(初出2005年)、「隋唐五代宋初国家对郷村控制權的爭奪」(初出2005年)、「漢唐時期的父老与郷村控制」(初出2005年)、「唐代郷職人員的動態分析」(初出2005年)、張玉興「唐代基層中“郷”的行政地位及作用」(『唐代県官与地方社会研究』天津古籍出版社、2009年所収)、同「唐代県級官府对郷里的控制与調適」(『唐代県官与地方社会研究』天津古籍出版社、2009年所収)、張国剛「唐代郷村基層組織及其演变」(黄重寛主編『中国史新論』〈基層社会分冊〉中央研究院・聯經出版事業股份有限公司、2009年所収)。
- (77) 劉興雲『唐代中州郷村社会』(甘肅人民出版社、2007年)。
- (78) 馬新・齊濤「漢唐村落形態略論」(『中国史研究』2006年第2期)。
- (79) 余世明・載聡「論唐代中期郷村控制的轉型」(『凱里学院学報』2008年第1期)、刁培俊「唐宋時期郷村控制理念的轉變」(『厦門大学学報』〈哲学社会科学版〉2009年第1期)、邵朋飛「唐宋变革視野下的唐西州・沙州的郷村制度演变」(『許昌学院学報』2010年第1期)。
- (80) 喬鳳岐「唐代郷村組織及其職能」(『鄭州航空工業管理学院学報』〈社会科学版〉32-2、2013年)、同「隋唐的基層組織与社会控制」(『隋唐地方行政与軍防制度研究—以府兵制時期為中心—』人民出版社、2013年所収)。
- (81) 林楓珏「唐代的郷里制与村制」(『早期中国史研究』2-2、2010年)。
- (82) このなかには、両方にまたがる史料として敦煌出土の唐令や唐格などもあり、その一部は村落制度研究においても利用されている。敦煌出土の唐代法制史料については、池田温・岡野誠「敦煌・吐魯番發見唐代法制文献」(『法制史研究』27、1978年)、辻正博「草創期の敦煌学と日本の唐代法制史研究」(高田時雄編『草創期の敦煌学』知泉書館、2002年所収)、同「敦煌・トルファン出土唐代法制文献研究の現在」(『敦煌写本研究年報』6、2012年)を参照。

第1章 隋代郷里制下の里長について－「秘丹墓誌」を中心に－

はじめに

隋代には、前代の村落制度を暫定的に利用したであろう王朝成立直後の一時期を除き、二つの村落制度が施行された。まず一つは、隋朝が成立した後、最初の行政法である開皇2年（582）令によって制定された隋初三長制である⁽¹⁾。隋初三長制は、北魏以来の三長制の流れを汲むもので、畿内では族（100家、族正）－閭（25家、閭正）－保（5家、保長）、畿外では党（100家、党長）－里（25家、里正）－保（5家、保長）という、それぞれ三段階の組織を持つ村落制度であった。もう一つは、南朝陳を平定した直後の開皇9年（589）2月に制定された隋代郷里制である。それは、隋初三長制にみられた畿内と畿外の別をなくし、三長制の中間組織にあたる25家の村落組織を削除し、改めて従来の村落組織を郷（500家、郷正）－里（100家、里長）へと編成し直したものであった⁽²⁾。

これらの村落制度は、それぞれ王朝の成立や天下の統一という国家体制が大きく変化した時期に施行されたものであり、隋朝の領域拡大とも対応する村落制度であったと考えられよう。その後、隋代郷里制の村落制度編成は、続く唐代にも郷（500戸、郷正・郷長）－里（100戸、里正）として継承され、隋唐の統一王朝の村落支配を支えたのである。

そのため、隋代郷里制の解明はその前後の時代の村落制度を理解する上でも重要な意味を持つと意識され、これまでにその制度的沿革が概論されるとともに⁽³⁾、郷の設定とそこへの郷正設置の背景が論じられてきた⁽⁴⁾。しかし一方で、末端村落組織である里の責任者として、一般民衆と日常的な接触を持った里長については検討されておらず、その基本的な性格さえ明らかではない。郷里制下に設置された里長にはどのような人物が就任し、彼らは村落社会においてどのような役割を担ったのか。このような基礎的内容を明らかにすることは、隋代郷里制の内実を知る上で欠かすことができず、ひいては隋唐間の村落制度の継承関係を考える際にも役立つものとなるだろう。

これまで里長については正史に残るわずかな記録しか知られていなかったが、近年その理解に重要な手がかりを与える「秘丹墓誌」の存在が明らかになってきた。そこで本章では、隋代郷里制下の里長について、新たに確認された「秘丹墓誌」を中心に検討を加え、その基本的な性格を明らかにしたい。

1、隋「秘丹墓誌」の概要

本章で取り上げる「秘丹墓誌」（墓誌蓋を含む。以下、本史料）は、隋代の村落制度に関わる稀少な石刻史料である。しかし、これまで注目されず、基本的内容もほとんど知られていない。まずは本史料にまつわる問題を解消し、その概要を示すことから始めたい。

本史料の墓誌の拓本写真が初めて公開されたのは、1992年に刊行された張建平編『墓誌書法精選 第十冊』においてである⁽⁶⁾。そこでは墓誌の初拓本写真が掲載されるとともに、別に16字の銘文を持つ墓誌蓋があり、その全称は「大隋望亭郷龍陽里長故人秘丹墓誌銘」であることが記載された。翌年の1993年には、書家である肖建科氏（号は鑑克）によって本史料が隋代碑誌中の精品の一つとして取り上げられ⁽⁶⁾、張建平氏と同様に墓誌の拓本写真と墓誌蓋の録文が示された。また、2000年代になると、『隋代墓誌銘彙考』や『墓誌書法百品』に本史料の墓誌の拓本写真は掲載されたが⁽⁷⁾、墓誌蓋の拓本写真はみられず、その銘文は先行する張建平氏や肖建科氏の文章から採録されたものであった。なお、これらとは別に『全隋文補遺』には墓誌のみの録文がみられ⁽⁸⁾、『新出魏晉南北朝墓誌疏証』や『行唐県志（1991～2005）』には墓誌と墓誌蓋の録文が収録されたが、いずれも墓誌蓋の存在を確かめたものではなかった⁽⁹⁾。

1990年代初めに本史料が紹介されてから、2010年に至るまでのおよそ20年の間、墓誌の拓本写真・録文と墓誌蓋の録文はみられたが、墓誌蓋の写真は一度も文献中に収録されてこなかった。本史料を隋代村落制度の史料として扱う際、最も重要な部分は、誌主が里長であったことを示す墓誌蓋の銘文であろう。しかし、長きにわたって墓誌蓋録文の正否を判断できず、本史料は大変扱いづらいものとなっていたのである。

ところが、筆者は中国留学時の2012年7月15日、天津の拓本業者を通して本史料の拓本を入手し、それによって墓誌蓋の文字を確認することができた。また、その後の2012年9月に刊行された『金石拓本題跋集萃』では、巴根汝氏（号は島上漫士）と沈鵬氏による題跋を付した本史料の拓本写真が掲げられ⁽¹⁰⁾、史料集の中で初めて墓誌蓋写真が公開されたのである。

これまでに公開された拓本や録文も参照しつつ、筆者所蔵の墓誌・墓誌蓋拓本とその録文を示したものが、参考資料1、2である⁽¹¹⁾。ここに至って、本史料を隋代村落制度の史料として利用するための下地が整えられたと言えよう。以下では、これらをもとに従来の

文献記載の不備を補いつつ、本史料の基本的な内容を明らかにしたい。

参考資料 1 「秘丹墓誌」録文

〔誌蓋〕
○一 大隋望亭
○二 鄉龍陽里
○三 長故人祕
○四 丹墓誌銘

〔誌文〕
○一 長公、諱丹、字君卿、常山行唐人也。南陽市
○二 掾、役使神靈、西蜀尚書、模楷朝廷。祖顯、蔡
○三 陽縣令。父悅、明威將軍。長公、器悟苞雅、腹
○四 度淵弘、孝敬自天、友乎率性。年十六、任縣
○五 學生、一覽無遺、三冬足用。學遭格廢、徵任
○六 長司、流芳弱冠、播美朝伍。苦空深達、三寶
○七 用崇、冀享遐年、以垂千載。豈意崑山縱火、
○八 玉石無分、上苑逢霜、芝蘭先及。春秋廿十(有)
○九 八、卒于里第。粵以大業二年十一月十日
一〇 庚申、葬于望亭鄉龍陽里之墓。後因崇阜、
一一 左帶洪流、卜宅於茲、實爲形勝。將恐陵夷
一二 谷易、物是人非、鑿石壤陰、式昭不朽。乃爲
一三 銘曰、 姬水啓源、太山分社。汶陽受邑、
一四 庠隆錫馬。禮義雲凝、文詞河瀉。一其。風楊葉
一五 鼓、霜蕙心低。寒川屢咽、離禽亂啼。徒驚
一六 玉狗、空叫金雞。幾時年月、神鳥墳栖。二其。



まず、本史料の名称は文献によって相違するが、「秘丹墓誌」とするのが正しい。本史料の墓誌1行目には「長公、諱丹、字君卿」とあるが、ここで誌主の姓は確認できず、それが明らかとなるのは墓誌蓋の銘文からであった。これまで一部の文献などでは「長丹墓誌」とされてきたが⁽¹²⁾、この名称は墓誌の記載のみから判断したものであろう。ここにみえる「長公」は隋唐墓誌では稀見の呼称であるが、墓誌蓋の銘文との対応をみれば、里「長」であった「公」の意味と考えられ、「長」字は誌主の姓ではない。

誌石の大きさも、これまでの文献では異同があり、定かではなかった⁽¹³⁾。そこで、筆者所蔵の墓誌・墓誌蓋拓本の外形を示すと、墓誌蓋（銘文のある蓋頂上部のみ）は縦23 cm×横24 cm、墓誌は縦45 cm×横46 cmである。これとは別に、筆者は北京大学図書館所蔵の「秘丹墓誌」拓本（請求記号はD302:4699、墓誌蓋の拓本はなし）を実見したが、当該拓本の大きさは縦45 cm×横46.3 cmであり、筆者所蔵のものと同形であった。なお、墓誌側面の幅は1998年刊の『行唐県志』のみに記録され、8 cmであったことが伝わる。したがって、墓誌の大きさは縦45 cm×横46 cm×幅8 cmと考えられる。

本史料の出土年について、張建平氏は1991年とし、肖建科氏は1993年に「新近」と記し、『行唐県志（1991～2005）』には1989年とあり、これまで記載が一定していない⁽¹⁴⁾。そのため、ここでは1990年前後の出土とみておきたい。

本史料の出土地は、現在の河北省石家荘市行唐県北龍崗郷北橋村の東北1500mに位置する北橋隋墓（秘丹墓）である⁽¹⁵⁾。本墓は隋代の里長に就任した人物の墓葬形態が確認された初例として、大変貴重なものとなる。墓は長方形で南北を向いており、小部屋と甬道がある縦3m×横2mの磚室墓であった。副葬品としては、本史料（墓誌と墓誌蓋）と赤色陶碗3点が出土している⁽¹⁶⁾。本墓は隋墓の中でも大変小規模なものであり⁽¹⁷⁾、合葬も確認されておらず、秘丹の個人墓であったと考えられる。

本史料は1990年前後に北橋隋墓より出土した後、河北省正定県の劉秀峰氏（墨香閣）のもとに収蔵された。この収蔵に至る経緯について、『金石拓本題跋集萃』に収録された巴根汝（島上漫士）氏の題跋は貴重な情報を残しており、1992年に劉秀峰氏が行唐県の商店で本史料（墓誌と墓誌蓋）を購入したと記す⁽¹⁸⁾。つまり、本史料は1990年前後に出土した後何らかの理由で民間に流出し、その後の1992年に出土地である行唐県の商店において劉秀峰氏に購入されたものであった。ただし、墓誌蓋は墨香閣の所蔵であるが、墓誌はすでに他の人の手に渡ったとされる⁽¹⁹⁾。

墓誌蓋については、これまで16字の簡体字録文のみが伝わっていたが、録文間にはわ

ずかに違いがあり、また銘文の行数や一行字数も不明であった。しかし、本章で掲げた拓本写真によって、その内容は全4行で各行4字の16字、銘文は「大隋望亭／郷龍陽里／長故人秘／丹墓誌銘」であることが明らかとなった。つまり、これまでの録文の信憑性がようやく確かめられたのである⁽²⁰⁾。

以上、本史料の基本的な情報を整理するとともに、墓誌と墓誌蓋の拓本写真をあわせて公開し、本史料の新たな録文を提示した。また、それをもとに従来の文献記載にみられた不備に訂補を加えた。次では、本節で明らかにした内容をもとに、誌主である秘丹の経歴について検討を加えることにしたい。

2、秘丹の経歴

本史料においてまず注目されるのは、墓誌蓋にある「大隋望亭郷龍陽里長故人秘丹墓誌銘」の銘文である。ここから、誌主が隋代の望亭郷龍陽里の里長であったことが明らかになる。これを念頭に置きながら、墓誌の記述に基づいて彼の経歴を確認していきたい。

誌主の姓名は秘丹、字は君卿、籍貫は「常山行唐の人なり」とある。秘姓の人物は漢代以降にわずかにみられるものの⁽²¹⁾、隋唐代でも稀姓の一つであり、本史料を除けば、唐天寶7載(748)11月の紀年を持つ「萬行及妻秘氏墓誌」に「夫人南陽秘氏」とあるのが知られる程度である⁽²²⁾。そのため、秘丹の一族の出自は明らかではない⁽²³⁾。稀姓という事情ゆえか、墓誌の1～2行目には次のような記載がみられる。

南陽市掾、役使神靈、西蜀尚書、模楷朝廷。

南陽の市掾、神靈を役使し、西蜀の尚書、朝廷に模楷たり。

ここでいう「南陽市掾」とは後漢の費長房であり⁽²⁴⁾、「西蜀尚書」とは三国蜀の費禕を指す⁽²⁵⁾。『広韻』巻4・去声・至韻では「秘」と「費」の両字を「兵媚切」の同音としており⁽²⁶⁾、『通志』巻27・氏族略三・魯邑にも「費氏〈亦音秘、姫姓〉」とあるように⁽²⁷⁾、「費」と「秘」は音通とされるものであった。そのため、本史料では秘姓と音通可能な費姓の著名な人物を列挙して一族に仮託し、その家柄を飾ったのである。

ただし、実際に確認できるところでは墓誌2～4行目にあるように、祖父の秘頭は「蔡陽県令」、父の秘悦は「明威將軍」であった。両者ともに官職に就いた時期は不明であるが、蔡陽県令は北魏第6品下～第8品下、北齊第6品下～第8品下、北周5命～3命、隋文帝期従6品上～正8品上の間に位置し、明威將軍は北魏第6品上、北齊第6品下、北周

正4命、隋文帝期正8品上であり⁽²⁸⁾、秘丹の家柄は中下級官人層であったと判断できる。

さらに重要なのが、墓誌4～6行目にみえる以下の記述である。

年十六、任県学生、一覽無遺、三冬足用。学遭格廢、徵任長司、流芳弱冠、播美朝伍。

年十六にして、県学生に任ぜられ、一覽して遺す無く、三冬にして用いるに足る。学の格廢に遭い、徵して長司に任ぜられ、芳を弱冠に流し、美を朝伍に播く。

秘丹は16歳で県学生となり、そこでは「一覽して遺す無く、三冬にして用いるに足る」有り様であったという。後半部分の「三冬足用」は、『漢書』卷65・東方朔伝の「年十三学書、三冬文史足用（年十三にして書を学び、三冬にして文史用いるに足る）」を典拠としたものである。したがって、上記の墓誌の記述は、誌主が県学において短い年数で十分な知識を習得したことを述べる顕彰的な表現とみなすことができよう。

しかし、その後に「学の格廢に遭い」とあり、誌主は所属する県学が廢止されるという憂き目に遭った。隋代県学の廢止は、『隋書』卷2・高祖紀下に、

〔仁寿元年六月〕乙丑…於是国子学唯留学生七十人、太学・四門及州県学並廢。其日、頒舍利於諸州。

〔仁寿元年六月〕乙丑…是に於いて国子学は唯だ学生七十人を留め、太学・四門及び州県学は並びに廢す。其の日、舍利を諸州に頒つ。

とあるように、仁寿元年（601）6月に国子学生の削減や太学・四門学・州学の廢止と合わせて行われたものである⁽²⁹⁾。したがって、墓誌には年代が明記されていないものの、この時期が仁寿元年6月であったことは間違いない。

仁寿元年6月の県学廢止により県学生の身分を追われた誌主は、「徵して長司に任ぜられ」たとある。ここに登場する「長司」は一見すると不明瞭であるが、墓誌蓋の銘文をあわせみることで、「望亭郷龍陽里長」を指すことが判明する。里長就任者の中に、県学生からの就任という経緯を持つ者がいた点は注目されよう。隋代の県学廢止後に、かつての県学生たちがどのような道を歩んだかは、これまで全く知ることができなかった。しかし、本史料によって、ある者は里長の職を与えられ、在地で活動していたことが明らかになったのである。なお、隋代里長の後身である唐代里正は県官によって任用されており⁽³⁰⁾、隋代里長も県より任用されたと考えられる。そうみることで、県学生から里長への横滑りといった事情も理解することができよう。

しかし、その後の墓誌7～9行目になると、誌主の早逝を悼む内容が記されて、

豈意崑山縦火、玉石無分、上苑逢霜、芝蘭先及。春秋廿十（有）八、卒于里第。

豈に意わんや、崑山火を縦ちて、玉石分かつ無く、上苑霜に逢いて、芝蘭先に及ぶを。
春秋は廿十（有）八、里第に卒す。

とあり、秘丹は里内の私第において享年 28 で死去したのであった。誌主を埋葬した時期と場所については、墓誌 9～11 行目に、

粵以大業二年十一月十日庚申、葬于望亭郷龍陽里之墓。

粵に大業二年十一月十日庚申を以て、望亭郷龍陽里の墓に葬る。

とあるように、大業 2 年（606）11 月 10 日に里長としての就任地でもあった望亭郷龍陽里の墓に埋葬されている。誌主の里長就任地であり、卒地や埋葬地ともなった望亭郷龍陽里は、秘丹墓（北橋隋墓）が発見されていることから、河北省石家荘市行唐県北龍崗郷北橋村の東北 1500m の地域に比定できる。誌主が活動した時期の当地には行唐県が設置されており⁽³¹⁾、墓誌でも誌主は「常山行唐の人」と記されていた。以上から、誌主の貫籍、活動地、卒地、埋葬地は、みな行唐県ないしは県下の望亭郷龍陽里であったことが知られよう。つまり、秘丹は 28 年という短い生涯を行唐県内において過ごした人物であり、その中で里長に在任任用されていたのである。

3、隋代郷里制下の里長就任者とその役割

秘丹の墓誌と墓誌蓋の検討によって、彼が仁寿元年 6 月の県学廃止後に行唐県下の望亭郷龍陽里の里長に就任したことが明らかとなった。また、この職名と就任時期からして、それは隋代郷里制下の里（100 家）に設置された里長とみなすことができる。それでは、本史料を含め、現在確認できる里長の事例はどの程度存在するのであろうか。そこで隋代郷里制下の里長であることが明確な事例を整理して示すと、表 1 のようになる⁽³²⁾。

表 1 隋代郷里制下の里長の事例

No.	姓名	呼称	就任年代	典拠史料
1		里長	開皇 9 年（589）2 月 [里長設置]	隋 2 高祖紀下
2		里長	開皇 20 年（600）	隋 81 倭国伝、北 94 倭伝
3	秘丹	里長	仁寿元年（601）頃	秘丹墓誌
4	張胡仁	里長	開皇 17 年（597）～仁寿 4 年（604）	洛陰修寺碑（碑陰題名）
5	程子通	里長	同上	同上
6	胡智奉	里長	同上	同上
7		里長	大業 5 年（609）	隋 67 裴蘊伝、北 74 裴蘊伝

8	竇建徳	里長	大業7年(611)以前	旧 54 竇建徳伝、新 85 竇建徳伝
9	張善相	里長	大業末(617)	旧 187 上張善相伝、新 191 張善相伝

文献史料の略号は、隋：隋書、北：北史、旧：旧唐書、新：新唐書。後の数字は巻数を指す。表中の事例は年代順に並べた。

ただし、隋代郷里制下の里長に関しては、史料的な制約とは別に、従来の事例認識にも多くの誤解があるように見受けられる。そのため、以下では先行研究が挙げた里長事例についてもあわせて検証し、その是非を明確にしておきたい。

まず一つは、中村治兵衛氏が取り上げた「里佐」についてである⁽³³⁾。すなわち、『隋書』巻 77・崔廓伝には、

崔廓、字士玄、博陵安平人也。父子元、齊燕州司馬。廓少孤貧而母賤。由是不為邦族所齒。初為里佐、屢逢屈辱。於是感激、逃入山中。

崔廓は、字は士玄、博陵安平の人なり。父は子元、齊の燕州司馬。廓は少くして孤貧にして母は賤し。是れに由りて邦族の齒する所と為らず。初め里佐と為るや、屢しば屈辱に逢う。是に於いて感激し、山中に逃入す。

とあり、崔廓が若い時分に「里佐」に就任したものの、屈辱にあつて山に逃げ入ったことが記される。中村氏はこの「里佐」を開皇 9 年 2 月に始まる隋代郷里制下の里長と判断した。しかし、その解釈は妥当なものであろうか。そこで崔廓伝のその後の記事を見ると、

与趙郡李士謙為忘言之友、每相往来、時称崔李。及士謙死、廓哭之慟、為之作伝、輸之秘府。

趙郡の李士謙と忘言の友と為り、毎に相い往来し、時に崔李と称さる。士謙死するに及び、廓は之を哭して慟き、之が為めに伝を作り、之を秘府に輸る。

とあるように⁽³⁴⁾、崔廓は親しい間柄にあつた李士謙のために伝を作成しており、この李士謙は開皇 8 年(588)に 66 歳で死去した人物であつた(『隋書』巻 77・本伝)。つまり、崔廓の「里佐」就任時期は少なくとも李士謙が死去した開皇 8 年以前であり、ここでの「里佐」とは隋代郷里制より前の村落制度下の職名と考えられる。

次いで、谷更有氏が隋代郷里制下の里長とみなした張長遜の事例を取り上げてみよう⁽³⁵⁾。すなわち、『新唐書』巻 88・張長遜伝には、

張長遜、京兆櫟陽人。精馳射、在隋為里長。

張長遜は、京兆櫟陽の人なり。馳射に精なり、隋に在りて里長と為る。

とあり、谷氏はこの「里長」を隋代郷里制下の里長の事例として挙げた。しかし、先の張長遜伝は続けて、「以平陳功、擢上開府、累遷五原郡通守。(平陳の功を以て、上開府に

擢でられ、累ねて五原郡通守に遷る。) 」と記し、張長遜の「里長」就任が南朝陳平定より前のことであったとする。『旧唐書』巻 57・張長遜伝でもこの点は同様である。隋代郷里制の制定が陳平定後の開皇 9 年 2 月に行われた以上、張長遜が就任した「里長」も隋代郷里制下の里長の事例ではなかった。むしろ、ここにみえる村落制度が郷里制に先立つ隋初のものであることを踏まえれば、隋初三長制下の里（畿外 25 家の村落組織）に設置された里正を「里長（里の長）」と表現したものと判断できる。

さらに、堀敏一氏が指摘した隋末の里正の事例について考えたい⁽³⁶⁾。その根拠とされた『冊府元龜』巻 756・総録部 6・孝第 6・張志寬には、

張志寬、蒲州安邑人。隋末喪父、哀毀骨立、為郷里所稱。賊帥王君廓屢為寇掠、聞其名、獨不犯其閭。隣里賴之而免者百余家。後為里正詣県。

張志寬は、蒲州安邑の人なり。隋末に父を喪い、哀れみ毀せて骨立し、郷里の稱える所と為る。賊帥王君廓は屢ば寇掠を為すも、其の名を聞きて、獨り其の閭を犯さず。

隣里の之を頼りて免れる者は百余家なり。後に里正と為りて県に詣る。

とあり、張志寬は隋末に父を失って喪に服し、その様が広く評判を呼び、その後には里正に就任したという。堀氏はこの記載をもとに隋末にはすでに里正の呼称があったと推測した。しかし、張志寬の里正就任が、隋末に父を失って十分に喪に服し、さらにその後のこととみなせる以上、実際に里正に就任した時期は唐初とみなすべきであろう。

なお、これらの事例とは別に、かつて松本善海氏は隋代郷里制下の里長を里正と称することもあったであろうと推測したが⁽³⁷⁾、そのようなことは史料的に裏付けられない。

これまで一部で隋代郷里制下の里長の事例とみなされてきた 3 例は、いずれも郷里制前後の時期に施行された村落制度下の職名であった。したがって、現在確認できる隋代郷里制下の里長の事例は、やはり表 1 で挙げた 9 例に限られる。これに基づくと、隋代郷里制下の里長は、郷里制施行から隋末まで引き続き設置されていたことが明らかとなる。また、里の責任者の呼称としては文献史料・出土史料ともに「里長」のみが確認でき、それが隋代郷里制下で一貫して使用されたことが知られよう。次ではこれらの事例をもとに、里長就任者とその役割をみていくことにしたい（以下のNo.は表 1 に対応する）。

まず、里長にはどのような人物が任用されたのであろうか。No.8 の『新唐書』巻 85・竇建徳伝には、

竇建徳、貝州漳南人。世為農、自言漢景帝太后父安成侯充之苗裔。

竇建徳は、貝州漳南の人なり。世よ農を為し、自ら漢景帝太后の父安成侯充の苗裔な

りと言う。

とあり、竇建徳が代々農民の家に生まれたことを記す。この記事は里長就任者の出身を明記する唯一の史料として重要な意味を持ってきた。ただし、農民層から里長への就任という事例とは別に、本章で追加したNo.3の「秘丹墓誌」によって、中下級官人の家柄の者も里長に就任していたことが明らかとなる。隋代郷里制下の里長就任者には、農民層から中下級官人の家柄まで幅がみられ、その出身階層は必ずしも一定ではなかったと考えられる。

これとあわせて、里長の就任年齢について考えてみたい。この検討に際しても、No.3の秘丹の事例が手がかりとなる。本史料の録文を収録した『新出魏晋南北朝墓誌疏証』では、秘丹の葬年である大業2年(606)を享年28の卒年と理解し、それをもとに生年は北周末の大象元年(579)、県学生就任の16歳は隋の開皇14年(594)であると判断した⁽³⁸⁾。つまり、28歳時=卒年=葬年という仮定の下に生年が算出されており、生年にあたる可能性を持つ年代としては最も遅い年代が算出されたのである。墓誌には死去した年月日を明記しておらず、卒年と葬年を同年とみなせるかは定かでない。そのため、この生年算出方法には問題もあろう。しかし、大業2年以前に誌主が28歳で死去しており、仁寿元年6月の県学廃止後に里長に就任していることから、いずれにしても仁寿元年以後の里長就任年齢が23歳以上であったことは確かである。墓誌では、県学廃止後の里長への就任を記した直後に「芳を弱冠に流し、美を朝伍に播く」とあり、「弱冠」(男子の20歳)の若さで里長に就任したように見えるが、これはあくまで誌文における誇張表現に過ぎないものであろう。

それでは、隋代において中男や丁男の年齢はどのように定められていたのであろうか。隋代における中男と丁男の年齢規定を整理したものが、以下の表2である⁽³⁹⁾。

表2 隋代における中男と丁男の年齢規定

	制定年代	年齢区分	典拠史料
①	開皇2年(582)7月 〈開皇2年令〉	中男：11歳～17歳 丁男：18歳～59歳	隋24食貨志、通7丁中条
②	開皇3年(583)3月	中男：11歳～20歳 丁男：21歳～59歳	隋24食貨志、北11隋紀上、 通7食貨7、鑑175陳紀9
③	仁寿4年(604)10月	中男：11歳～21歳 丁男：22歳～59歳	隋24食貨志、通7食貨7、 鑑180隋紀4

史料の略号は、隋：隋書、北：北史、通：通典、鑑：資治通鑑。数字は巻数を指す。

これによれば、隋代の丁中制は隋初の開皇2年令で定められて以降、二度の改変が行わ

れた。この中で、秘丹の里長就任時に該当するのは、②もしくは③の規定である。②では21歳以上の男子が、③では22歳以上の男子が丁男とされており、秘丹が里長に就任した23歳以上という年齢は、いずれにせよ当時の丁男にあたるものであった。したがって、秘丹は丁男として隋代郷里制下の里長に就任したことが明らかとなる。なお、丁男よりも若い中男の内の年長者が里長に就任できたかは不明であり、この点は今後の課題となろう。

これまでの検討において、隋代郷里制下の里長の事例とその呼称を明確にし、その就任者の出身階層や就任年齢について検討を行った。それでは、彼ら里長は、そもそも郷里制下においてどのような職務を担っていたのか。里長の職掌はこれまで不明であるが、隋律の関連史料や具体的な活動事例の検討によって、その一部を知ることはできよう。

まずは、No.7の『隋書』巻67・裴蘊伝に残る貌閔の記事である。

于時猶承高祖和平之後、禁網疎闊、戸口多漏。或年及成丁、猶詐為小、未至於老、已免租賦。蘊歷為刺史、素知其情、因是条奏、皆令貌閔。若一人不実、則官司解職、郷正・里長皆遠流配。又許民相告、若糾得一丁者、令被糾之家代輸賦役。是歲大業五年也。

時に于いて猶お高祖和平の後を承け、禁網疎闊にして、戸口多く漏る。或は年成丁に及ぶも、猶お詐りて小と為し、未だ老に至らずも、已に租賦を免る。蘊は刺史と為るを歴して、素より其の情を知り、是れに因りて条奏し、皆貌閔せしむ。若し一人実ならざれば、則ち官司は解職し、郷正・里長は皆遠く流配す。又民の相い告すを許し、若し糾して一丁を得る者は、糾せらるの家をして賦役を代輸せしむ。是の歳大業五年なり。

隋文帝期の後にも戸口管理の不備について、年齢を偽り賦役を免れる者が多くいた。そこで、この事態を把握していた民部侍郎の裴蘊によって上奏が行われ、大業5年(609)に大規模な貌閔が実施されたのである⁽⁴⁰⁾。その際には、一人でも正確でなければ、該当地域の担当官は免職とし、郷正や里長は流刑に処せられることになった⁽⁴¹⁾。

ここでの里長に対する処罰規定は、後の唐戸婚律・里正不覚脱漏条と類似しており、早く程樹徳氏によって大業3年(607)律の関連史料として挙げられた⁽⁴²⁾。なお、大業3年律では戸律と婚律は別立てされており⁽⁴³⁾、戸口脱漏時の里長に対する処罰規定は戸律で定められたと考えられる。現在のところ大業3年戸律の規定ははっきりしないが、大業5年の貌閔に際して郷正とともに里長の職責が問われている以上、里長が該当里内の戸口把握に関する職務を担っていたことは明らかである。

次にみるのは、No.9の『旧唐書』巻187上・張善相伝の事例である。すなわち、

張善相、許州襄城人也。大業末、為里長、每督県兵逐小盜、為衆所附。

張善相は、許州襄城の人なり。大業の末、里長と為り、毎に県の兵を督して小盜を逐い、衆の附く所と為る。

とあるように、張善相は大業年間の末に里長に就任した後、常に県の「兵」を率いて追捕活動を行っていたのである。ここから、隋代郷里制下の里長が治安維持活動に従事していたことが明らかとなる。なお、ここでの「兵」が指す対象は不明であるが、その所属先が県であり、里長に引率される立場であったことを考えると、県に徴発された者たちを追捕要員として利用したものとみなせようか。先では、里長の任用に県が関与したことを指摘したが、里長は職務上でも県との繋がりを持って活動していたのである。

以上、隋代郷里制下の里長の職掌について検討を行い、担当区域内での戸口把握や治安維持の職務に従事していたことを明らかにした。これ以外の職掌は明らかにしがたいものの、隋代郷里制下において里長が担った実務的な役割の一端は窺知される。

おわりに

本章では、従来不明瞭な存在であった隋代郷里制下の里長について、「秘丹墓誌」を中心に検討を行ってきた。これまでの検討結果をまとめれば、以下のようになる。

秘丹の墓葬や墓誌・墓誌蓋の存在はこれまで注目されず、その史料情報は判然としなかった。また、史料の公開状況も十分ではなく、これまで墓誌蓋録文の正否さえ判断できなかった。しかし、本章で行った史料情報の再整理と新たな墓誌・墓誌蓋拓本写真の提示によって、本史料を改めて隋代郷里制下の里長の事例として位置づけることができた。それを踏まえて、秘丹の墓誌と墓誌蓋を検討すると、誌主である秘丹は16歳で行唐県の県学生になったものの、仁寿元年6月に県学廃止の憂き目に遭い、その後に隋代郷里制下の里(100家)の責任者として、行唐県下の望亭郷龍陽里(現在の河北省石家荘市行唐県北龍崗郷北橋村の東北1500mの地域)の里長に就任したことが明らかとなる。隋代の県学廃止後の県学生たちの行方はこれまで不明であったが、一部には里長の職をあてがわれ、在地で活動していたことを知ることができる。

次に、「秘丹墓誌」から得られた情報を既存の史料と接合し、隋代郷里制下の里長について検討を加えた。これまでは史料的な制約に加え、里長の事例検出にも多くの不備があ

った。そこで、改めて整理すると、現在確認できる里長の事例は前掲の表 1 に示す 9 例となる。これに基づくと、隋代郷里制下の里（100 家）には開皇 9 年 2 月の制度施行から隋末まで一貫して里長が設置されており、その呼称も「里長」のみであったことが明らかとなる。また、里長就任者に注目すると、その出身階層は農民層から中下級官人の家柄の者まで幅がみられ、県より在地任用されて丁男が充てられていた。さらに、その職掌としては、担当区域内での戸口把握や治安維持といった実務的な役割を担っており、里長は任用時のみならず、職務上でも県との繋がりを持って活動していたのである。

隋代郷里制下の里長については史料的な制約が大きく、具体的な活動の姿を詳らかにすることは難しい。しかし、本章での検討によって、その基本的な性格は明らかになったと言えよう。これによって、隋代郷里制の前後の時期に施行された村落制度との部分的な比較も可能になる。それでは、隋初三長制から隋代郷里制への展開を踏まえ、その後これに継承する形で成立した唐代村落制度の基本的骨格とは、どのようなものであったか。次では、本章で示した隋代村落制度の内容も踏まえつつ、この問題について検討したい。

注

- (1) 『隋書』卷 24・食貨志「及頒新令、制人五家為保、保有長。保五為閭、閭四為族、皆有正。畿外置里正、比閭正、党長比族正、以相檢察焉。（新令を頒かつに及び、制して人五家を保と為し、保に長あり。保五を閭と為し、閭四を族と為し、皆正有り。畿外に里正を置き、閭正に比え、党長は族正に比え、以て相い檢察せしむ。）」。
- (2) 『隋書』卷 2・高祖紀下「〔開皇九年二月〕丙申、制五百家為郷、正一人、百家為里、長一人。（〔開皇九年二月〕丙申、制して五百家を郷と為し、正は一人、百家を里と為し、長は一人。）」。なお、隋代郷里制下において、従来の保や伍といった組織も存在したであろうことは、松本善海「鄰保組織を中心としたる唐代の村政」（『中国村落制度の史的的研究』岩波書店、1977 年所収、初出 1942 年）381 頁、清水盛光『中国郷村社会論』（岩波書店、1951 年）140 頁を参照。
- (3) 志田不動麿「北朝時代の郷党制」（『史潮』5-2、1935 年）、濱口重国「所謂、隋の郷官廢止に就いて」（『秦漢隋唐史の研究』下巻、東京大学出版会、1966 年所収、初出 1941 年）、前掲注 (2) 松本善海「鄰保組織を中心としたる唐代の村政」、前掲注 (2) 清水盛光『中国郷村社会論』第 1 編「郷村統治の原則と自然村」、曾我部静雄『中国及び古代日本における郷村形態の変遷』（吉

- 川弘文館、1963年)第2章第3節「魏晉南北朝隋時代の郷里制」、堀敏一「魏晉南北朝および隋代の行政村と自然村」(『中国古代の家と集落』汲古書院、1996年所収、初出1994年)参照。
- (4) 氣賀澤保規「隋代郷里制に関する一考察」(『史林』58-4、1975年)参照。
- (5) 張建平編『墓誌書法精選 第十冊—崔景播墓誌・秘丹墓誌—』(榮宝齋、1992年)12~22頁。
- (6) 鑑克「新出土的隋《秘丹墓誌》并蓋」(『中国書法』1993年第1期)58~59頁、鑑克「介紹新出土的隋《秘丹墓誌》」(『書法』1999年第1期)8頁および25~32頁。なお、後者は前者の文章を短縮し、あわせて墓誌の拡大写真を掲載したものである。
- (7) 王其禕・周曉薇編著『隋代墓誌銘彙考』(線装書局、2007年)第3冊、195~197頁、趙際芳編『墓誌書法百品』(世界図書出版西安公司、2007年)200~201頁。
- (8) 韓理洲輯校『全隋文補遺』(三秦出版社、2004年)卷3、212~213頁。
- (9) 羅新・葉煒『新出魏晉南北朝墓誌疏証』(中華書局、2005年)514~515頁、行唐県地方志編纂委員会編『行唐県志(1991~2005)』(河北人民出版社、2010年)709頁。なお、前者は前掲注(6)の肖建科(鑑克)氏の二論文に基づくことが明記されており、後者の文章も鑑克論文の一部とほぼ同文であり、ともに録文はここから採録されたと判断できる。
- (10) 李垂平主編『金石拓本題跋集萃』(河北美術出版社、2012年)墓誌銘71頁。本書は明治大学文学部助教の梶山智史氏より拝借し、その内容を確認できた。梶山氏に謝意を表す。
- (11) なお、墓誌の積録にあたって、文字は基本的に正字で掲げた。異体字の確認には、秦公・劉大新『広碑別字』(国際文化出版公司、1995年)、『大書源』上中下冊(二玄社、2007年)、京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター「拓本文字データベース」(<http://coe21.zinbun.kyoto-u.ac.jp/djvuchar>)を参照した。
- (12) 行唐県地方志編纂委員会編『行唐県志』(中国对外翻訳出版公司、1998年)541頁、書学文化センター編『淑徳大学書学文化センター蔵中国石刻拓本目録』(淑徳大学、2007年)64頁の墓誌No. 296、中国国家図書館所蔵拓本データベース「碑帖菁華」(最終アクセス2013年11月3日、<http://mylib.nlc.gov.cn/web/guest/beitiejinghua>)。
- (13) 墓誌の大きさについて、前掲注(5)張建平編『墓誌書法精選 第十冊』12頁や前掲注(7)趙際芳編『墓誌書法百品』201頁は縦45.5cm×横45.8cmとし、前掲注(6)鑑克「新出土的隋《秘丹墓誌》并蓋」58頁や前掲注(7)王其禕・周曉薇編著『隋代墓誌銘彙考』196頁は縦50cm×横55cmと記し、前掲注(12)行唐県地方志編纂委員会編『行唐県志』541頁は縦48cm×横48cm×幅8cmとし、国家文物局主編『中国文物地図集・河北分冊』(文物出版社、2013年)中冊79頁は縦48cm×横48cmとする。

- (14) 前掲注(5) 張建平編『墓誌書法精選 第十冊』12頁、前掲注(6) 鑑克「新出土的隋《秘丹墓誌》并蓋」58頁、前掲注(9) 行唐県地方志編纂委員会編『行唐県志(1991~2005)』709頁を参照。なお、前掲注(9) 羅新・葉煒『新出魏晉南北朝墓誌疏証』514頁では20世紀末、前掲注(7) 王其禕・周曉薇編著『隋代墓誌銘彙考』196頁では1990年代初と記載するが、両書が挙げた参考文献からみて、肖建科氏(鑑克)の文章を踏まえたものであろう。前掲注(7) 趙際芳編『墓誌書法百品』201頁は1991年とするが、これも張建平氏の解説とほぼ同文である。
- (15) 秘丹墓の情報は、前掲注(12) 行唐県地方志編纂委員会編『行唐県志』540~541頁、および前掲注(13) 国家文物局主編『中国文物地図集・河北分冊』中冊79頁に記録されており、本章でもこれに従う。
- (16) 南北朝隋唐時期の喪葬に際して登場する「金鷄」「玉犬」の用語を検討した呉羽氏は、本史料の墓誌15~16行目に注目し、墓中で「金鷄」や「玉犬」の明器が使用された早期の事例として挙げた。呉羽「中国中古喪葬文化中的金鷄・玉犬—兼論晚唐以降对之理解的变化—」(『中国史研究』〈韓国〉80、2012年)59~60頁参照。しかし、秘丹墓の副葬品の中に該当する明器は確認されておらず、呉氏の見解の可否は明らかではない。
- (17) 隋墓の形態とその分類は、孫秉根「西安隋唐墓葬的形制」(中国考古学研究編委會編『中国考古学研究—夏竦先生考古五十年紀念論文集—』二集、科学出版社、1986年所収)、申秦雁「論中原地区隋墓的形制」(『文博』1993年第2期)、劉呆運「関中地区隋代墓葬形制研究」(『考古与文物』2012年第4期)の諸論文を参照。
- (18) 前掲注(10) 李亜平主編『金石拓本題跋集萃』墓誌銘71頁参照。
- (19) 前掲注(7) 王其禕・周曉薇編著『隋代墓誌銘彙考』196頁参照。
- (20) 前掲注(9) 羅新・葉煒『新出魏晉南北朝墓誌疏証』514頁では、墓誌蓋の状況は不明としつつ、銘文が計16字であれば、おそらく全4行で各行4字であろうと推測していた。
- (21) 隋代以前の秘姓の人物については、周祖謨校『広韻校本』(中華書局、2011年第4版、初版1960年)上冊、353頁、鄧名世撰、王力平点校『古今姓氏書辯証』(江西人民出版社、2006年)卷29・去声・六至、435頁を参照。
- (22) 「萬行及妻秘氏墓誌」の拓本写真と録文は、呉鋼主編『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第4冊(天津古籍出版社、1991年)11頁、呉鋼主編『全唐文補遺』第5輯(三秦出版社、1998年)379頁。その他の収録書は、氣賀澤保規編、落合悠紀・堀井裕之・会田大輔編集協力『新版 唐代墓誌所在総合目録(増訂版)』(汲古書院、2009年)151頁(No.3629)を参照。
- (23) 前掲注(7) 王其禕・周曉薇編著『隋代墓誌銘彙考』197頁では、『晋書』卷125・乞伏国仁載

- 記に「南安秘宜及諸羌虜来撃国仁(南安の秘宜及び諸羌虜来りて国仁を撃つ)」とある記述をもとに、秘氏は羌族から出たものと推測したが、その根拠は十分なものとは言いがたい。
- (24) 『後漢書』方術列伝第 72 下・費長房伝「費長房者、汝南人也。曾為市掾。(費長房は、汝南の人なり。曾て市掾と為る。)」。
- (25) 『三国志』卷 44・蜀書 14・費禕伝「〔諸葛〕亮卒、禕為後軍師。頃之、代蔣琬為尚書令。琬自漢中還涪、禕遷大將軍、録尚書事。(〔諸葛〕亮卒し、禕は後軍師と為る。頃之、蔣琬に代わりて尚書令と為る。琬は漢中自り涪に還り、禕は大將軍、録尚書事に遷る。)」。
- (26) 前掲注(21)『広韻校本』上冊、353頁。
- (27) 鄭樵撰『通志』(中華書局、1987年)卷 27・氏族略 3・魯邑、志 455頁参照。
- (28) 北朝隋の県令の等級は、張小穩『魏晉南北朝地方官等級管理制度研究』(九州出版社、2010年)第 1 章「州郡県長官的職位分等」で整理されている。また、將軍号の変遷は、高橋徹「南北朝の將軍号と唐代武散官」(『山形大学史学論集』15、1995年)を参照。
- (29) 仁寿元年の学校削減は、それと同日に行われた諸州への舍利頒布と連動する施策であったことが指摘されている。その背景については、山崎宏「隋朝の文教政策」(林友春編『近世中国教育史研究』国土社、1958年所収)526～527頁、氣賀澤保規「隋仁寿元年(601)の学校削減と舍利供養」(『駿台史学』111、2001年)を参照。
- (30) 『通典』卷 3・食貨 3・郷党条所引の開元 25 年戸令逸文に、「諸里正、県司選勳官六品以下・白丁清平強幹者充(諸そ里正は、県司は勳官六品以下・白丁の清平にて強幹なる者を選びて充てよ)」とあり、唐代の里正の選出は県官が行うよう定められていた。仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会、1964年復刻版、初版 1933年)222頁(五条)を参照。また、仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補—附唐日兩令对照一覧—』(東京大学出版会、1997年)522頁(五条)も参照。さらに、開元 25 年令以前より里正の選出が県官によって行われていたことは、貞観 18 年(644)以前の里正の任用を記す『冥報記』卷下・唐潘果に、「県官用為里正(県官用いて里正と為す)」とあり、また龍朔 3 年(663)の紀年をもつ吐魯番出土の「范隆仁墓誌」(LI.4.38)に、「一県銓擢、任為百家之長(一県に銓擢せられ、任ぜられて百家の長と為る)」とあることから確認できる。唐臨撰、方詩銘輯校『冥報記』(『冥報記・広異記』中華書局、1992年所収)59～60頁、侯燦・吳美琳『吐魯番出土磚誌集注』(巴蜀書社、2003年)下、507～508頁を参照。
- (31) 隋代行唐県の沿革は、施和金『中国行政区画通史・隋代卷』(復旦大学出版社、2009年)362～364頁参照。
- (32) 表 2 で扱った史料のうち、No.4～6 の「洛陰修寺碑」は、碑陽の録文が清代の胡聘之編『山右石

- 刻叢編』（『石刻史料新編』20、新文豊出版公司、1977年所収）巻3・隋、14991～14992頁に収録されており、菊池英夫「唐初軍用語としての「團」の用法—日本律令制下の「軍團」に触れて（2）—」（『紀要』〈中央大・文学部史学科〉41、1996年）52～53頁でもその一部が紹介されている。しかし、これまで碑陰の供養人題名の録文は確認することができなかった。そこで筆者は、淑徳大学書学文化センター所蔵の拓本（碑陽・碑陰、請求記号：軸5819・軸5820）と、山西省芸術博物館の碑廊に展示される実物史料から採録した。当碑には紀年が見られないが、碑陽7行目に建碑に関わった人物として「上柱国并州総管漢王諒」が挙げられており、漢王楊諒の并州総管就任時期は開皇17年（597）～仁寿4年（604）であることから、本碑もこの間に作製されたものと考えられる。淑徳大学書学文化センターでの拓本調査に際しては、淑徳大学国際コミュニケーション学部教授の小川博章氏に多くの便宜を図っていただき、調査に同行した倉本尚徳、会田大輔の両氏からも多くの御助力を得た。各氏に対して謝意を表す。
- (33) 中村治兵衛「律令制と郷里制」（『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008年所収、初出1986年）70頁参照。
- (34) 『隋書』巻77・崔廓伝にみえる「初為里長」、「忘言之友」の箇所について、一部の版本は「初」を「長」に、「言」を「年」に作るが、ここでは中華書局標点本の校勘に従う。
- (35) 谷更有「唐代郷職人員的動態分析」（『唐宋国家与郷村社会』中国社会科学出版社、2006年所収、初出2005年）131頁参照。
- (36) 前掲注（3）堀敏一「魏晋南北朝および隋代の行政村と自然村」373頁。
- (37) 前掲注（2）松本善海「鄰保組織を中心としたる唐代の村政」383頁。
- (38) 前掲注（9）羅新・葉煒『新出魏晋南北朝墓誌疏証』515頁参照。
- (39) 本表の作成にあたっては、徐暢「隋唐丁中制探源—從敦煌吐魯番出土戶籍文書切入—」（『中華文史論叢』2011年第2期）を参照しつつ、一部の内容を補足した。史料理解において、①の開皇2年令の編纂と領下の時期は、石田勇作「隋開皇律令から武徳律令へ—律令變遷過程の整理（I）—」（栗原益男先生古稀記念論集編集委員会編『中国古代の法と社会』汲古書院、1988年所収）224頁を、②の開皇3年規定の文字の修訂は、氣賀澤保規「北朝隋の「軍人」について」（『府兵制の研究—府兵兵士とその社会—』同朋舎、1999年所収、初出1995年）、渡辺信一郎「唐代前期における農民の軍役負担」（『中国古代の財政と国家』汲古書院、2010年所収、初出2003年）387頁を、③の規定の具体的な時期は、渡辺信一郎『『魏書』食貨志・『隋書』食貨志訳注』（汲古書院、2008年）221～225頁を参照した。
- (40) 大業5年の貌閔記事の理解については、礪波護「隋の貌閔と唐初の食実封」（『唐代政治社会

史研究』同朋舎、1986年所収、初出1966年）253～264頁を参照。なお、隋代の貌閱の位置づけをめぐっては、これまでに複数の異なる見解が出されており、とりわけ開皇5年（585）の貌閱実施の是非やその効用について議論が行われてきた。ただし、いずれの見解も大業5の貌閱の実施を疑うものではない。隋代貌閱に関わる中心的な議論は、池田温『中国古代籍帳研究—概観・録文—』（東京大学出版会、1979年）57～60頁に整理されており、参照されたい。

(41) ここで郷正や里長に対して行われた「流配」の内容は明らかではないが、隋代の徒刑や流刑の居作については、辻正博「流刑の淵源と理念」（『唐宋時代刑罰制度の研究』京都大学学術出版会、2010年所収、初出2006年）36～37頁を参照。

(42) 程樹徳『九朝律考』（中華書局、2003年、初版1927年）巻8・隋律考下、445頁。

(43) 『隋書』巻25・刑法志参照。また、中国における律篇目の通時代的な推移は、池田温「律令法」（谷川道雄・堀敏一・池田温・菊池英夫・佐竹靖彦編『魏晉南北朝隋唐時代史の基本問題』汲古書院、1997年所収）289～292頁の附表2を参照。

第2章 唐代前期村落制度構造の再検討

はじめに

唐朝は、隋の天下統一直後の開皇9年（589）2月に制定された村落制度である郷里制を継承して、全土に郷（500戸）一里（100戸）の編成を布くとともに、城外聚落の村や城内居民区の坊をも公的な制度の中に組み込み、郷一里と坊・村を並置する二重の村落制度構造を作り上げたとされる。これまで、このような唐代村落制度の基本的骨格を確認する際に利用されてきたのが、各種史料中に残る唐令逸文史料であった。その中でも、唐代の村落組織を規定したものとして注目されたのは、仁井田陞氏の『唐令拾遺』において戸令第一条の一甲（武徳7年（624）令）、一乙（開元7年（719）令）、一丙（開元25年（737）令）と復原された三つの条文である⁽¹⁾。

唐戸令第一条として復原された三つの条文のうち、日唐令比較に基づく条文排列の問題に関わって議論的となったのは、主として一乙条（開元7年令）と一丙条（開元25年令）であった⁽²⁾。また、従来の唐代村落制度研究においても、最も詳細な規定を伝える一丙条、およびその主要典拠である『通典』巻3・食貨3・郷党条の史料が多く利用されてきた。しかしその一方で、唐代村落制度の構造に関する研究に注目するとき、唐初におけるそれを規定した一甲条（武徳7年令）とその復原典拠である『旧唐書』巻48・食貨志上の記事が、今に至るまで大きな影響を与えてきたことに気づかされる。

唐代村落制度の構造を探る議論は、基本的に唐令復原の成果を軸に展開されてきた。そのため、両研究は本来的に密接な関係を有していたと考えられる。しかし、その具体的な対応関係はこれまで注意されておらず、十分明らかにはなっていない。唐戸令第一条の復原とその後の復原研究の推移によって、唐代村落制度の構造はどのように理解され、またその理解はいかなる影響を受けたのであろうか。

本章では、唐戸令第一条の復原研究と従来の唐代村落制度構造の理解との具体的な関係を明らかにし、これまでの研究に内在する問題点を浮かび上がらせることで、唐代村落制度の基本形態とされる二重構造について再考したい。

1、唐戸令第一条復原研究の推移

(1) 『唐令拾遺』 戸令第一条の復原内容の再確認

早くに戸令、田令、賦役令を手がかりに日唐令の比較研究という方法を提示した中田薫氏は、日本養老戸令第一条に対応する唐令逸文として、『旧唐書』巻48・食貨志上、『唐六典』巻3・尚書戸部・戸部郎中員外郎条、『通典』巻3・食貨3・郷党条の三史料（ともに後掲）を列挙し、村落組織に関する規定が武徳令から開元令に至るまで存在したことを推察した⁽³⁾。この見解は方法論の新規性のみならず、唐戸令第一条の検討としても先駆的な意味を持つ。

その後、仁井田陞氏の『唐令拾遺』において、多くの唐令逸文の収集とその年次比定を踏まえ、画期的な唐令復原が成し遂げられた。ここで唐戸令第一条の復原条文として、一甲（武徳7年令）、一乙（開元7年令）、一丙（開元25年令）の三条が示されたのである。ただし、これら三条それぞれの主要典拠は、先に中田薫氏が列挙した三史料であり、それらを唐戸令第一条の逸文とみなした根拠も対応する日本養老戸令の排列に従うものであった。つまり、仁井田陞氏による唐戸令第一条の復原は、中田薫氏の復原研究を推し進め、さらに精緻にしたものと言える。

中田薫氏の唐戸令第一条の復原に関する指摘、それを受けて成し遂げられた仁井田陞氏による具体的な条文復原は、その後の唐代村落制度研究に極めて大きな影響を与えた。そのため、まずは上記の三条とその復原典拠を掲げ、『唐令拾遺』で行われた唐戸令第一条の復原を再確認することから始めたい。なお、本章の検討の主眼が条文排列の問題にはないため、この点には論及しないことを付言しておく。

まずは、武徳7年令として復原された戸令一甲条とその典拠史料（A～C）である。

戸令一甲〔武〕

百戸為里、五里為郷、四家為鄰、五家為保。在邑居者為坊、在田野者為村。村坊鄰里、逡相督察。

百戸を里と為し、五里を郷と為し、四家を鄰と為し、五家を保と為す。邑居に在る者は坊と為し、田野に在る者は村と為す。村坊鄰里、逡いに相い督察す。

(A) 『旧唐書』巻48・食貨志上⁽⁴⁾

武徳七年、始定律令、…百戸為里、五里為郷、四家為鄰、五家為保。在邑居者為坊、在田野者為村。村坊鄰里、逡相督察。

(B) 『近事会元』巻3・郷里鄰保坊村条⁽⁵⁾

唐高祖武德七年令云、百戸為里、五里為郷、四家為鄰、五家為保、在邑居者為坊、在田野者為村。

(C) 『資治通鑑』卷 190・唐紀 6・武德 7 年夏 4 月条⁽⁶⁾

武德……七年……夏四月庚子朔、赦天下、是日頒新律令、……百戸為里、五里為郷、四家為鄰、四鄰為保。在城邑者為坊、田野者為村。

一甲条の復原では、(A) 『旧唐書』卷 48 を主要典拠とし、あわせてその内容を確認するものとして (B) 『近事会元』卷 3、(C) 『資治通鑑』卷 190 に残る同内容史料が挙げられた。そのため、一甲条で復原された文言は、主要典拠である (A) 『旧唐書』卷 48 の記述と同じである。なお、仁井田陞氏が復原典拠として (C) 『資治通鑑』卷 190 を四部叢刊本に基づいて掲げた際⁽⁷⁾、最後の部分を「在城邑者為坊、在田野者為村」と記したのは正確ではない⁽⁸⁾。上記の「在田野者為村」の「在」字は、元代覆刻南宋中期建刊本とされる四部叢刊本にはなく⁽⁹⁾、またそれに先立つ、江安傅氏雙鑑樓旧蔵百衲本中の紹興三年(1133) 兩浙東路茶塩司公使庫刊本にもない文字である⁽¹⁰⁾。

次に、開元 7 年令として復原された戸令一乙条とその復原典拠 (D) を挙げる。

戸令一乙〔開七〕

百戸為里、五里為郷。兩京及州県之郭内分為坊、郊外為村。里及村坊、皆有正、以司督察。〈里正兼課植農桑、催驅賦役。〉四家為鄰、五家為保。保有長、以相禁約。

百戸を里と為し、五里を郷と為す。兩京及び州県の郭内は分けて坊と為し、郊外は村と為す。里及び村坊、皆正有り、以て督察するを司る。〈里正は兼ねて農桑を課植し、賦役を催驅す。〉四家を鄰と為し、五家を保と為す。保に長有り、以て相い禁約す。

(D) 『唐六典』卷 3・尚書戸部・戸部郎中員外郎条⁽¹¹⁾

百戸為里、五里為郷。兩京及州県之郭内分為坊、郊外為村。里及村坊、皆有正、以司督察。〈里正兼課植農桑、催驅賦役。〉四家為鄰、五家為保。保有長、以相禁約。

一乙条は、仁井田氏が開元 7 年令逸文と判断した (D) 『唐六典』卷 3 を典拠として復原された⁽¹²⁾。そのため、一乙条と (D) 『唐六典』卷 3 の文言は全て同じである。ただし、近年の『唐六典』依拠唐令の年次をめぐる議論からも、『唐六典』記事の中に開元 7 年令以後の修訂が加えられている可能性は考慮する必要がある⁽¹³⁾。そのため、以下では (D) 『唐六典』卷 3 所引唐令逸文をひとまず「開元 7 年令」と表記したい。

最後に、開元 25 年令として復原された戸令一丙条とその典拠史料 (E～H) を示す。

戸令一丙〔開二五〕

諸戸以百戸為里、五里為郷、四家為鄰、五家為保。每里置正一人、(若山谷阻險、地遠人稀之處、聽隨便量置。)掌按比戸口、課植農桑、檢察非違、催驅賦役。在邑居者為坊、別置正一人、掌坊門管鑰、督察姦非。並免其課役。在田野者為村、村別置村正一人。其村滿百家、增置一人、掌同坊正。其村居如〔不〕滿十家者、隸入大村、不得別置村正。

諸そ戸は百戸を以て里と為し、五里を郷と為し、四家を鄰と為し、五家を保と為す。里毎に正一人を置き、(若し山谷阻險にして、地遠く人稀なるの処あれば、便に隨いて量り置くを聽す。)戸口を按比し、農桑を課植し、非違を檢察し、賦役を催驅するを掌る。邑居に在る者は坊と為し、別に正一人を置き、坊門の管鑰、姦非を督察するを掌る。並びに其の課役を免ず。田野に在る者は村と為し、村別に村正一人を置く。其の村百家を満たせば、一人を増置す、掌るは坊正に同じ。其の村居如し十家に満たざれば、大村に隸入し、別に村正を置くを得ず。

(E) 『通典』卷3・食貨3・郷党条⁽¹⁴⁾

大唐令、諸戸以百戸為里、五里為郷、四家為鄰、五家為保。每里置正一人、(若山谷阻險、地遠人稀之處、聽隨便量置。)掌按比戸口、課植農桑、檢察非違、催驅賦役。在邑居者為坊、別置正一人、掌坊門管鑰、督察姦非。並免其課役。在田野者為村、別置村正一人。其村滿百家、增置一人、掌同坊正。其村居如滿十家者、隸入大村、不須別置村正。

(F) 『倭名類聚抄』20卷本卷10(10卷本卷3)・居所部・門戸類・坊門条⁽¹⁵⁾

唐令云、兩京城及州縣郭下、坊別置正一人、掌坊門管鑰、督察姦非也。

(G) 『演繁露統集』卷4・詩事・村条⁽¹⁶⁾

唐令、在田野者為村、別置村正一人。

(H) 『文献通考』卷12・職役考1⁽¹⁷⁾

唐令、諸戸以百戸為里、五里為郷、四家為鄰、三家為保。每里設正一人、(若山谷阻險、地遠人稀之處、聽隨便量置。)掌按比戸口、課植農桑、檢察非違、催驅賦役。在邑居者為坊、別置正一人、掌坊門管鑰、督察姦非。並免其課役。在田野者為村、別置村正一人。其村滿百家、增置一人、掌同坊正。其村居如滿十家者、隸入大村、不須別置村正。

一丙条は、(E) 『通典』卷3の開元25年令逸文を主要典拠としつつ、別に(F) 『倭名類聚抄』20卷本卷10(10卷本卷3)、(G) 『演繁露統集』卷4、(H) 『文献通考』卷12

を復原典拠として挙げ、当該文言の妥当性を確かめたものである⁽¹⁸⁾。そのため、一丙条と（E）『通典』巻3の文言は基本的に同じである。ただし、両者には三箇所相違があった。

一つ目は、「其村居如〔不〕満十家者」箇所の「不」字である。これは典拠とされた（E）『通典』巻3、（H）『文献通考』巻12にはない文字であるが、仁井田陸氏が意味内容から補った旨が記される。該当部分は「不」字がなければ意味が通らず、妥当な補訂と考えられよう⁽¹⁹⁾。

二つ目は、「在田野者為村、村別置村正一人」箇所の「村別」とある「村」字である。この一字を補った理由は明記されないが、典拠史料とされた（E）『通典』巻3、（G）『演繁露続集』巻4、（H）『文献通考』巻12にもない文字であり、復原に際しての史料的根拠はない。また、一丙条およびその主要典拠となった（E）『通典』巻3では坊正の設置を「在邑居者為坊、別置正一人」と記す以上、意味内容からしても、これと対応する「在田野者為村、別置村正一人」の「別」字の前にのみ、無理に「村」字を補う必要はない。要するに、この「村」字は復原できないものである。

三つ目は、最後の「不得別置村正」箇所にある「得」字である。該当箇所は（E）『通典』巻3、（H）『文献通考』巻12をもとに復原されたものであるが、これらの典拠史料では「不須別置村正」とあり、「須」字を用いる。ここから、典拠史料の「須」字が条文復原に際して「得」字に改められたことが分かる。しかし、その改字の理由は記されず、史料的根拠は挙げられていない。したがって、本条文中では典拠史料に基づいて「須」字を採用すべきであろう。なお、上記の「村」字や「得」字の復原に関する問題は、『唐令拾遺補』にも踏襲されており⁽²⁰⁾、復原条文の利用に際しては注意が必要である。

以上では、『唐令拾遺』で復原された戸令第一条の不備を正しながら、その内容を再確認してきた。次に、復原後の研究の推移をみていくことにしたい。

（2）唐令復原文言をめぐる論争とその副産物

『唐令拾遺』での画期的な復原が成し遂げられた後、一甲、一乙、一丙の三条において「五家為保」と復原された文言をめぐる、1936年に志田不動磨氏から批判的見解が出され、その直後に仁井田陸氏による反批判がなされた⁽²¹⁾。いわゆる「隣保論争」の始まりである。両者の見解の相違を惹起した最大の理由は、複数の史料間で該当箇所の文字に異同があったためである。

まず、「五家為保」とは異なる記載をもつ史料として挙げられたのは、一甲条の復原典拠でもある(C)『資治通鑑』巻190の記述であった。そこでは「四家為鄰、四鄰為保」とあり、一保が五家ではなく、四隣(十六家)から成る組織として理解される。しかし、これは「五家為保」の単なる誤記ではなかった。そのことを伝えるのが、(I)『資治通鑑考異』巻9・唐紀1の記述である⁽²²⁾。

〔武徳七年〕四月、定四家為鄰、四鄰為保。〈『唐曆』云、「四家為鄰、五家為保」。按『通典』、四鄰為保。『唐曆』誤也。〉

すなわち、柳芳撰『唐曆』(すでに散逸)では「五家為保」とあったが⁽²³⁾、当時参照しえた『通典』の「四鄰為保」に従い(この文言を含む『通典』の該当版本は不明であり、以下では「異本『通典』」と表記する)、『唐曆』の記述を誤りとして退けたというのである。この史料に着目した志田不動磨氏は、『唐令拾遺』での「五家為保」の復原に疑問を呈するとともに、唐代にも北朝村落制度でみられた二十家ないしは二十五家からなる中間組織の存在を想定した。ただし、(C)『資治通鑑』巻190や(I)『資治通鑑考異』巻9の記述に基づくと、従来の村落制度にはない構成となり、とりわけ保の十六家という構成数に落ち着きが悪い。そこで、志田氏は(J)『旧唐書』巻43・職官志2・戸部郎中員外郎条に、

百戸為里、五里為郷。兩京及州縣之郭内分為坊、郊外為村。里及坊村、皆有正、以司督察。四家為鄰、五鄰為保。保有長、以相禁約。

とある記述を見出し⁽²⁴⁾、保を五隣(二十家)から成る中間組織とみなしたのである。

この志田氏の批判的見解に対し、仁井田陞氏は志田氏の依拠した史料の価値そのものを検討して即座に反論を行った。その際には、志田氏の見出した(J)『旧唐書』巻43が従来見落とされてきたことを認めた上で、この記事が戸令一乙条の主要典拠となった(D)『唐六典』巻3からの転載であり、成書の際か伝来の途中で「五家為保」が「五鄰為保」と誤って改められたものであることをみてとった。

また、もう一方の(C)『資治通鑑』巻190や(I)『資治通鑑考異』巻9が「四鄰為保」とみなした根拠は、当時存在したであろう異本『通典』の記載である。しかし、これよりも史料価値が高い宮内庁書陵部蔵北宋本『通典』では「四家為鄰、五家為保」とあることが確認でき⁽²⁵⁾、さらに(I)『資治通鑑考異』巻9が反駁対象として引用した『唐曆』にも「四家為鄰、五家為保」とあることから、『資治通鑑』や『資治通鑑考異』が参照した異本『通典』の「四鄰為保」の記述のみに基づいて立論することの問題を示した。これによって、少なくとも志田氏の依拠した史料がいずれも二次的なものに過ぎず、五隣一保説

を積極的に主張するための論拠が失われたことは間違いない。さらに、仁井田氏は、その他の律令条文によって制度的側面から四家一隣と五家一保の並存を確かめ、またル・コック探検隊が将来した吐魯番出土「唐広徳三年（765）二月交河県連保請拳常平倉粟牒」⁽²⁶⁾をもとに、五家一保制が実際に行われていたことを明示したのである。

とはいえ、志田氏の所論が成立しがたいにせよ、この論争にはなお解決しかねる問題が残されていた。その一つは唐代村落制度における中間組織の有無であり、もう一つは四家の隣と五家の保という一家しか違わない組織が並存した理由である。そのため、上記の二氏の論争を踏まえ、1942年には松本善海氏によってこの問題が検討された⁽²⁷⁾。そこでは、村落制度下における二十家ないしは二十五家からなる中間組織が唐代村落制度の前身である隋代郷里制施行の段階で解消されていたこと、四家を隣とする組織は五家を保とする組織の中に包括されていたことを主張し、村落史研究の立場から志田氏の所論の誤りと仁井田氏の復原の妥当性を論じたのである。ただし、隣と保の並存理由や機能的差異については、なお不明瞭な部分が残された。そのため、この後も志田、仁井田両氏の唐令復原文言をめぐる論争とは別の角度から、「隣保論争」が展開されている⁽²⁸⁾。

しかし、上記の議論を経るなかで、『唐令拾遺』での「四家為隣、五家為保」の復原の妥当性が確かめられたことは大きな収穫であったと言えよう。加えて、これまで注目されないものの、この論争には唐戸令第一条の復原に関する多くの副産物が見られたのである。私見では、それは以下の三点に集約しうる。

その一は、従来見落とされていた（J）『旧唐書』巻43の史料が見出され、それが（D）『唐六典』巻3からの転載であることが明らかにされたことである。これによって、『唐令拾遺』で「開元7年令」として復原された戸令一乙条の関連史料が増加することになった。この後、鈴木俊氏は『旧唐書』職官志の記事の多くが『唐六典』に拠っていることを示唆し⁽²⁹⁾、中村裕一氏は『旧唐書』巻43・44の職官志の記事が基本的に『唐六典』記事の再録であることを指摘した⁽³⁰⁾。これらの見解は、結果的に（J）『旧唐書』巻43を（D）『唐六典』巻3からの転載とみる仁井田氏の主張を補強するものとなる。なお、（J）『旧唐書』巻43の史料は、『唐令拾遺補』でも挙げられていないが、一乙条復原に際しての参考史料として追加することができよう。

その二は、（C）『資治通鑑』巻190および（I）『資治通鑑考異』巻9の史料の編纂に際して、異本『通典』や柳芳撰『唐曆』が参照されており、とりわけ異本『通典』に基づいて文字を校訂していたことが明らかになったことである。『資治通鑑』と『資治通鑑考異』

が、異本『通典』の記載のみに基づき、『唐曆』の記述を無下に否定したことの問題は、仁井田氏によってすでに指摘された通りである⁽³¹⁾。ただし、ここでより注目すべきは、(C)『資治通鑑』巻190および(I)『資治通鑑考異』巻9において武徳7年4月の記事として載せられた史料が、実際には開元25年令逸文と考えられる『通典』の記事をもとに校訂されていたことであろう。これによって、(C)『資治通鑑』巻190の史料は、『唐令拾遺』戸令一甲条(武徳7年令)の復原典拠としては利用しがたく、むしろ一丙条(開元25年令)との関係を想定すべきことが判明する。

その三は、松本氏によって志田氏の立論の契機となった『資治通鑑』巻190の史料が説明された際、同内容史料として(K)『唐鑑』巻1・高祖・武徳7年条に、

百戸為里、五里為郷、四家為鄰、四鄰為保。在城邑者為坊、在田野者為村。

とある史料が掲げられたことである⁽³²⁾。『唐鑑』は、『資治通鑑』唐紀の編者である范祖禹が北宋の元祐元年(1086)に成書、上進したものであり、該当部分はその前後を含めて(C)『資治通鑑』巻190と基本的に一致する。これは范祖禹『唐鑑』の叙事部分において『資治通鑑』と同文ないしは同源の史料が用いられたためである⁽³³⁾。ただし、(K)『唐鑑』巻1で「在田野者為村」とする部分の「在」字が、先述したように(C)『資治通鑑』巻190には見られない。したがって、これが『資治通鑑』編纂時の省略もしくは伝来過程での脱落であろうことは、『唐鑑』をみることで明らかとなる。『唐令拾遺』、『唐令拾遺補』では戸令第一条の復原典拠として(K)『唐鑑』巻1の史料に注意しないが、(C)『資治通鑑』巻190の史料を復原典拠として利用する際には、この史料を併せみる必要があったのである。

(3) 戸令一甲条復原の問題と同条の削除

『唐令拾遺』において戸令第一条が復原された後、復原文言の一部をめぐって議論が起こったものの、その復原内容は基本的に支持されていた。そのため、復原典拠として使用された唐令逸文の年次比定にも疑義が呈されることはなかった。

しかし、この状況は、1958年に唐代隣保制の規定を伝える唐令逸文に検討を加えた増村宏氏の指摘によって、変化を余儀なくされる⁽³⁴⁾。すなわち、増村氏は、『唐令拾遺』戸令第一条の一甲、一乙、一丙条それぞれの主要典拠となった三史料を併せみる中で、一甲条の主要典拠である(A)『旧唐書』巻48と一丙条の主要典拠である(E)『通典』巻3の令文構成や文言が同じであり、その間にある一乙条の主要典拠(D)『唐六典』巻3のみ

が相違することをみてとり、(A)『旧唐書』巻48が(E)『通典』巻3によって文章をなしたことを鋭く指摘したのであった。この指摘は、唐戸令一甲条の復原を根底から覆すものであったため、その後の研究にも大きな影響を与えることになる。

1963年になると、松本善海氏によって唐代の隣保制が改めて検討された⁽³⁵⁾。そこでは増村氏の見解を踏まえ、隣・保を含めた唐代の村落組織全般に関する規定には、『唐六典』巻3(「開元7年令」と『通典』巻3(開元25年令)にみえる二系統の史料のみがあるとの判断を下した。一方で、一甲条の主要典拠であった(A)『旧唐書』巻48は、(E)『通典』巻3の要点のみを書き抜き、最後に里正の職掌である「檢察非違」と坊正・村正の職掌である「督察姦非」とをまとめた「村坊鄰里、通相督察」の一段を置いたものとみなしたのである。

さらに1986年には、堀敏一氏が唐戸令中の村落制度関連条文の検討を行い、『唐令拾遺』戸令が抱える問題点の一つとして、武徳7年令(一甲条)の復原を挙げた⁽³⁶⁾。堀氏は、まず一甲条の主要典拠である(A)『旧唐書』巻48の文章構成に対するこれまでの理解にこそ問題があった点に着目した。すなわち、この史料の前後では、「武徳七年、始定律令(武徳七年、始めて律令を定む)」と記した後に、田制、賦役制、戸令条文内容に相当する諸制度、度量衡制が順次述べられ、その後は編年的な記事に入る。しかし、唐戸令逸文が記載されている総括的な部分では、武徳令より後の律令には言及しておらず、必ずしも記事全体が武徳令から採録されたとはみなせない、と。その上で、増村、松本両氏と同様に一甲、一乙、一丙条の主要典拠となった(A)『旧唐書』巻48、(D)『唐六典』巻3、(E)『通典』巻3の三史料の内容を比較し、改めて(A)『旧唐書』巻48を(E)『通典』巻3からの部分的な引用と判断したのであった。

以上、文章内容およびその記載形式からも、(A)『旧唐書』巻48を武徳7年令として復原された一甲条の主要典拠とみなすことはできない。そのため、1997年に刊行された『唐令拾遺補』では、戸令一甲条そのものが削除されたのである⁽³⁷⁾。

しかし、一甲条の典拠は(A)『旧唐書』巻48のみではなく、(B)『近事会元』巻3や(C)『資治通鑑』巻190も挙げられる。したがって、復原条文の削除に際しては、主要典拠が抱える問題とは別に、これら二史料が利用できない理由をも明示する必要がある。以下では、この点について補説しておきたい。

まず、北宋の嘉祐元年(1056)に成書された李上交撰『近事会元』は、主として唐・五代記事を項目別に整理したものである⁽³⁸⁾。ただし、その内容の多くは『旧唐書』や『旧五

代史』から採録され、一部を唐代の雑記（現在では散逸した史料を含む）などから引用したものであった。本章で取り上げた（B）巻3・郷里鄰保坊村条も、後掲の表1に挙げる他史料と対照すると、その文言は（A）『旧唐書』巻48とのみ一致しており、ここから引用されたものと考えざるをえない。すなわち、本史料は武徳7年令逸文ではなく、（E）『通典』巻3所引開元25年令の抜き書きである（A）『旧唐書』巻48から採録されたものと判断できる。

次に、北宋の元豊7年（1084）に成書された司馬光撰『資治通鑑』巻190・唐紀6の（C）武徳7年夏4月条である⁽³⁹⁾。本史料は、（A）『旧唐書』巻48と同内容史料であるが、全ての文言が同じではない。先述したように、本史料の「四鄰為保」部分は異本『通典』によって文字を校訂しており、また「田野者為村」部分は直前の「在」字が省略されたか伝来過程で脱落したものと考えられる。そこで、これらの2点を除いてみると、両史料の文言はほぼ一致し、わずかに（A）『旧唐書』巻48の「邑居」が本史料で「城邑」と置き換えられたに過ぎない。したがって、本史料は（A）『旧唐書』巻48を基本史料に据えつつ、他史料による校訂や用語の置き換えを行ったものと理解できよう。

以上でみたように、かつて一甲条の典拠とされた（A）、（B）、（C）の三史料は、いずれも武徳7年戸令の逸文ではなく、（A）『旧唐書』巻48は一丙条の主要典拠である（E）『通典』巻3より抜き書きされ、（B）『近事会元』巻3や（C）『資治通鑑』巻190はその（A）『旧唐書』巻48から採録されたものであった。

それでは上記の三史料を含め、唐代の村落組織全般を規定した戸令第一条に相当する唐令の逸文は、相互にどのような関係を持っていたのであろうか。これまでに検討してきた逸文史料を中心に、その他の史料も加え、唐令逸文史料間の具体的な関係を整理したものが次の表1である⁽⁴⁰⁾。

表1 唐代の村落組織全般を規定した唐令の逸文史料

唐令年次	史料名	該当箇所	備考
「開元7年令」	『唐六典』巻3・尚書戸部・戸部郎中員外郎条	百戸為里、五里為郷。兩京及州縣之郭内分為坊、郊外為村。里及村坊、皆有正、以司督察。〈里正兼課植農桑、催馭賦役。〉四家為鄰、五家為保。保有長、以相禁約。	
	『旧唐書』巻43・職官志2・戸部郎中員外郎条	百戸為里、五里為郷。兩京及州縣之郭内分為坊、郊外為村。里及坊村、皆有正、以司督察。四家為鄰、五鄰為保。保有長、以相禁約。	『唐六典』巻3からの引用 ※注省略、文字異同あり
	『職官分紀』巻	百戸為里、五里為郷。兩京及州縣之郭内分為坊、	『唐六典』巻3

	9・戸部郎中条	郊外為村。里及村坊、皆有正、以司督察。四家為鄰、五家為保。保有長、以相禁約。	からの引用 ※注省略
	『通志』卷40・地理略1・開元十道図	百戸為里、五里為郷。兩京及州縣之郭内分為坊、郊外為村。里及村坊、皆有正、以司督察。〈里正兼課植農桑、催調賦役。〉四家為鄰、 <u>五鄰</u> 為保、 <u>有長</u> 、以相禁約。	『唐六典』卷3からの引用 ※文字異同あり
開元25年令	『通典』卷3・食貨3・郷党条	諸戸以百戸為里、五里為郷、四家為鄰、五家為保。每里置正一人、〈若山谷阻險、地遠人稀之處、聽隨便量置。〉掌按比戸口、課植農桑、檢察非違、催驅賦役。在邑居者為坊、別置正一人、掌坊門管鑰、督察姦非。並免其課役。在田野者為村、別置村正一人。其村滿百家、增置一人、掌同坊正。其村居如滿十家者、隸入大村、不須別置村正。	
	『旧唐書』卷48・食貨志上	百戸為里、五里為郷、四家為鄰、五家為保。在邑居者為坊、在田野者為村。 村坊鄰里、通相督察。	『通典』卷3からの部分的引用
	『近事会元』卷3・郷里鄰保坊村条	百戸為里、五里為郷、四家為鄰、五家為保、在邑居者為坊、在田野者為村。	『旧唐書』卷48からの引用
	『資治通鑑』卷190・唐紀6・武徳7年夏4月条	百戸為里、五里為郷、四家為鄰、 四鄰 為保。在 城邑 者為坊、 <u>田野</u> 者為村。	『旧唐書』卷48を下敷きにし、一部用語を校訂、置換
	『唐鑑』卷1・高祖・武徳7年条	百戸為里、五里為郷、四家為鄰、 四鄰 為保。在 城邑 者為坊、在田野者為村。	『資治通鑑』卷190とほぼ同じ
	『通志』卷61・食貨略1・賦税	百戸為里、五里為郷、四家為鄰、五家為保。在邑居者為坊、在田野者為村。 村坊鄰里、通相督察。	『旧唐書』卷48からの引用
	『文献通考』卷12・職役考1	諸戸以百戸為里、五里為郷、四家為鄰、三家為保。每里 設 正一人、〈若山谷阻險、地遠人稀之處、聽隨便量置。〉掌按比戸口、課植農桑、檢察非違、催驅賦役。在邑居者為坊、別置正一人、掌坊門管鑰、督察姦非。並免其課役。在田野者為村、別置村正一人。其村滿百家、增置一人、掌同坊正。其村居如滿十家者、隸入大村、不須別置村正。	『通典』卷3からの引用 ※文字異同あり

表中の史料は、唐令年次を分けた上で逸文収録書の成書年代順に並べた。引用先の史料と照合し、文字や順序が相違する箇所は太字で表記し、文字の省略や脱落があれば、その直後に下線を引いた。

表1から明らかになる唐令逸文の引用関係を整理して示せば、その内容は、「(D)『唐六典』卷3からの引用」：(J)『旧唐書』卷43、『職官分紀』卷9、『通志』卷40、「(E)『通典』卷3からの引用」：(A)『旧唐書』卷48、(H)『文献通考』卷12、「(E)の部分的引用である(A)からの引用」：(B)『近事会元』卷3、(C)『資治通鑑』卷190、(K)『唐鑑』卷1、『通志』卷61の三つに分類できる。つまり、上記の逸文史料はみな、一乙条の主要典拠である(D)『唐六典』卷3や、一丙条の主要典拠である(E)『通典』卷3

からの直接的または間接的な引用であって、それに先立つ武徳 7 年令の該当条文は確認できないのである。

また、『唐六典』と『通典』以外の逸文収録書が、全て唐代より後の五代宋元時期のものであったことも注目される。これら逸文中では、とりわけ保の構成数を規定した部分に文字の異同があり、それが初期の「隣保論争」でも議論の焦点となってきた。また志田・仁井田論争以後にも、(J)『旧唐書』巻 43 の記述のみに基づいて唐代の村落制度に中間組織を想定し、一保を五隣（二十家）とする見解が存在してきた⁽⁴¹⁾。

しかし、これまでの検討とそれを踏まえた史料整理によって、諸書に残る唐戸令第一条の逸文はいずれも (D)『唐六典』巻 3 ないしは (E)『通典』巻 3 に記載される史料から派生したものであり、それが五代宋元時期の逸文収録書の成書段階において部分的に書き換えられたことが判明する。したがって、初期「隣保論争」における保の構成数にまつわる議論はここに至って解消され、また (J)『旧唐書』巻 43 のみに基づいて保を二十家の中間組織とみる見解は否定されよう。唐令逸文中の保に関する文字の異同について、早くに佐竹靖彦氏は、五代宋初に保の名称を中間組織として考えるのが常識化し、それが唐令の解釈にも異見を生じさせた可能性を示唆していたが⁽⁴²⁾、上記の引用関係の明示によって、五代以降における文字の変化という点はより明確になった。要するに、唐代の村落組織全般に関する規定としては、(D)『唐六典』巻 3 所引「開元 7 年令」と (E)『通典』巻 3 所引開元 25 年令の二系統しかみることができないのである。

本節では、唐戸令第一条の復原およびその研究の推移を再考し、それを研究史の上に改めて位置づけ直した。次では、この検討結果を踏まえ、唐代村落制度の構造に関する諸見解を確認していくことにしたい。

2、唐代村落制度の構造をめぐる諸見解とその問題点

(1) 先行研究の理解

唐代村落制度の構造に関する初期の研究として、まず注目すべきは 1941 年に発表された石母田正氏の見解である。石母田氏は、日本古代の村落組織の特質を明らかにするために、その比較対象となる唐代の村落組織の特徴を見定めた⁽⁴³⁾。すなわち、『唐令拾遺』戸令一丙条（開元 25 年令）をもとに、唐令では郷や里といった「画一的な村落機構」が設置されるとともに、「自然的村落団体」の村もが制度化され、二重の村落制度が存在したと

みたのである。また 1950 年には、曾我部静雄氏によって唐代村落制度構造に関する見解が提示された⁽⁴⁴⁾。そこでも、石母田氏と同様に戸令一丙条を掲げた上で、唐より前には「私的な存在であった」、「公の制度ではなかった」村を公の制度の中に織り込み、行政上の単位である郷や里とともに並存させた点にこそ、唐令の特色があることを指摘したのである。

石母田氏と曾我部氏の先駆的な研究によって、唐代村落制度における二重構造の存在が指摘されたことは重要である。しかし、これらの研究では、唐代の村落組織に関する最も詳細な規定として『唐令拾遺』戸令一丙条が取り上げられたに過ぎず、二重構造の成立時期などに注意が払われることはなかった。

そこで次に注目されるのが、1951 年に発表された清水盛光氏の見解である⁽⁴⁵⁾。清水氏は、中国の村落組織を通時代的に論じる中で、唐代の村落組織が二重の行政組織を持っていたことを明確に指摘した。すなわち、唐代では郷（500 戸）や里（100 戸）の「行政村」が組織されるとともに、かつては「自然村」であった村もが行政区画として認められ、これが武徳 7 年令で定められて以降、唐一代の定制になったと論断したのである。

さらに 1960 年になると、宮崎市定氏は武徳 7 年戸令（一甲条）をもとに唐代の郷一里を「人為区分」、坊・村を「自然区分」と分類し、両者が重複並行して存在したことを明示した⁽⁴⁶⁾。これは宮崎氏が 1950 年段階で示唆していた「人為的区分」、「現状に即した区分」をより明確に表現したものである⁽⁴⁷⁾。また、その後に吉田孝氏が日唐戸令を比較した際にも、宮崎氏の所説に従い、唐戸令では「人為区分」の郷一里と「自然区分」の坊・村が重層し、二重の構造をなしていたとみた⁽⁴⁸⁾。

以上からも明らかなように、唐代村落制度の構造を探る議論は、唐令復原研究をもとに展開されてきた。その中でも武徳 7 年戸令（一甲条）の存在を踏まえて、唐代の村落組織が「行政村」と「自然村（を行政区画化したもの）」、または「人為区分」と「自然区分」との二重構造を持つことが指摘されてきたのである。

（2）唐令復原研究と村落制度研究の乖離

唐代村落制度の構造を指摘した従来の研究は、復原された唐戸令第一条の記載に基づいて行われてきた。また、その中でも唐代前期の村落制度構造については、武徳 7 年戸令として復原された一甲条をもとに想定されてきたと言えよう。

しかし、先述したように、武徳 7 年戸令（一甲条）の該当条文は、かつては想定されながら、その後の唐令復原研究の進展によって否定されたものである。さらに、本章のこれ

までの検討によって、一甲条の主要典拠の否定から一甲条自体の削除へと至る研究推移の妥当性は具体的な形で裏付けられたと言えよう。そのため、上記の見解を含め、本条およびその典拠史料に基づく理解は、必然的に再考が迫られることになる⁽⁴⁹⁾。

それでは、従来の唐代村落制度研究において、この状況はどのように受け止められてきたのであろうか。武徳7年戸令（一甲条）ないしはその典拠史料の利用状況をまとめたものが、次の表2である⁽⁵⁰⁾。なお、唐戸令一甲条復原研究の推移も太字で併記しておく。

表2 武徳7年戸令の村落制度規定を利用する研究とその依拠史料

年代	論 著 名	依拠史料
1904年	中田薫「唐令と日本令との比較研究」	旧
1933年	○戸令一甲条の復原（仁井田陞『唐令拾遺』）	旧、近、通
1936年	志田不動麿「唐代郷党制の研究」	旧、近、通、拾遺
1942年	松本善海「郷保組織を中心としたる唐代の村政」 ※後に「吐魯番文書より見たる唐代の郷保制」（1963年）において見解を訂正	旧、拾遺
1950年	宮崎市定「四家を隣と為す」	（拾遺）
	宮川尚志「六朝時代の村について」	拾遺
	那波利貞「唐代郷保制度積疑」	旧
1951年	清水盛光『中国郷村社会論』	旧、拾遺
1958年	○戸令一甲条主要典拠の否定（増村宏「唐の隣保制」）	
1960年	宮崎市定「中国における村制の成立」	（拾遺）
1986年	中村治兵衛「律令制と郷里制」	旧、拾遺
1988年	張広達「唐滅高昌国後の西州形勢」	旧
	宋家鈺『唐朝戸籍法与均田制研究』	（拾遺）
1997年	○戸令一甲条の削除（仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補』）	
	羅彤華「唐代的伍保制」	旧、通
2001年	侯旭東「北朝郷里制与村民的空間認同」	旧
2004年	谷更有「唐宋時期從“村坊制”到“城郷交相生養”」	旧
2005年	谷更有「唐代郷職人員的動態分析」	旧
2007年	陳登武「陰間判官」	拾遺
2008年	劉再聰「唐朝“村”制度的確立」	旧、近、通、（拾遺）
2009年	張玉興「唐代基層中“郷”的行政地位及作用」	旧
	同「唐代県級官府对郷里的控制与調適」	
2010年	邵朋飛「唐宋变革視野下的唐西州・沙州的郷村制度演變」	旧
	劉再聰「“在田野者為村”」	旧、近、通、（拾遺）
	譚景玉『宋代郷村組織研究』	旧
2013年	喬鳳岐「唐代郷村組織及其職能」	近、通
	戴順祥「唐宋社会經濟的發展与城郷關係的加強」	旧

表中の文献は初出年代順に並べた。依拠史料の略号は、旧：『旧唐書』卷48・食貨志上、近：『近事会元』卷3・郷里鄰保坊村条、通：『資治通鑑』卷190・唐紀6・武徳7年夏4月条、拾遺：『唐令拾遺』戸令一甲条。なお、文中に依拠史料を明記していないが、推定可能なものは「（ ）」を付して掲げた。

ここで表2の内容をみると、研究史の上で大変奇妙な現象が起こっていることに気づか

される。唐代村落制度研究では、元来、復原研究の成果に基づいて唐令逸文史料が利用されてきた。しかし、實際上、その理解は『唐令拾遺』までに止まり、その後の復原研究の推移がほとんど考慮されてこなかった。そのため、1958年の増村宏氏による指摘以降、一甲条の主要典拠である（A）『旧唐書』巻48は、（E）『通典』巻3所引開元25年令の抜き書き（部分的引用）であることが何度も論じられ、1997年の『唐令拾遺補』において一甲条そのものが削除されたにもかかわらず、一方ではこれらが参照されずに武徳7年戸令の村落制度規定が依然として利用され続けたのである。

とりわけ、最近になって、武徳7年戸令の村落制度規定を積極的に利用する研究が登場し始めていることは看過できない。その中でも代表的な論者である劉再聰氏は、戸令一甲条（武徳7年令）の典拠史料となった（A）『旧唐書』巻48、（B）『近事会元』巻3、（C）『資治通鑑』巻190の三史料と、（D）『唐六典』巻3や（E）『通典』巻3を列挙し、「開元令」において村制の規定がより具体化したとする⁽⁵¹⁾。具体的には、まず「武徳令」に「在邑居者為坊」や「在城邑者為坊」とあり、「開元令」には「兩京及州縣之郭内分為坊」とあることから、後者では坊の分布区域が明確になったとし、それが同時に村の分布区域の明確化をも意味するとした。次いで、村正についての詳細な規定が「開元令」で出現することから、唐代の村制に関する政策が次第に整ってきたことを指摘し、村制が武徳年間に始まり、開元年間に整ったとみなしたのである。

しかし、劉再聰氏の検討では、「武徳令」とする（A）、（B）、（C）の三史料と（D）の文言を比較するのみであり、「開元令」と言いつつも、なぜか（E）が考慮されていない。むしろここでいう「武徳令」と（E）の記述が一致する以上、これを「武徳令」と「開元令」との間の差異とみなすことは無理がある。さらに、劉氏が（D）の比較対象とした（A）、（B）、（C）もすでに「武徳令」としては利用できないものであった。

唐代では前代とは異なり、「村」が法令上に明記されて制度化された。ただし、戸令一甲条やその典拠史料に基づく限り、それを唐初からのものとは判断できない。なぜなら、根拠とされてきた史料がすでに否定され、存在しないからである。したがって、唐令復原研究（とくに武徳7年戸令の復原条文）を踏まえて立論された清水盛光氏や宮崎市定氏の村落制度構造に関する見解も、その成立年代は必然的に「開元7年令」もしくは開元25年令段階まで引き下げられることになるだろう。つまり、唐代村落制度の基本形態とされる郷一里と坊・村を並置した二重構造が、唐初より存在したかという点さえ、未だ明らかになっていなかったのである。

(3) 検討方法の再提示

唐代村落制度下における郷一里と坊・村の二重構造が、唐初より存在したかはこれまで確認されてこなかった。その理由としては、武徳7年戸令の復原条文をもとに立論されたがゆえに、上記の二重構造が唐初以来のものとして自明視されてきたことが挙げられる。しかし、すでにその前提が崩れている以上、唐令逸文史料の利用とは別の角度から、この内容を再検討する必要性が生じていよう。それでは、唐代前期の村落制度の構造を再考するためには、どのような方法が用いられるべきであろうか。

唐代の史料中、人々の居住地や葬地などを記載する際に郷、里、坊、村といった地名を用いることが多い。近年では、多くの有紀年石刻史料の出土や公開に伴って、このような事例数も急速に増加している。しかし、地名として確認できる事例が即座に村落制度の存在を意味するわけではなく、その中には地理区分や自然聚落の地名もが混在しうる。そのため、このような事例のみに基づき、村落制度の存在を論証することは困難であろう。そこで改めて注目されるのが、かつて中村治兵衛氏の用いた検討方法である。

中村治兵衛氏は、戸令一甲条の内容が一乙条や一丙条に比べて簡略であることから、復原された一甲条が不完全なものではないかと考えた。そこで、各種の文献史料や出土史料をもとに、唐初から開元7年までの間にも、郷（郷正・郷長、ただし、郷の責任者は唐初で廃止とする）一里（里正）と坊（坊正）・村（村正）に基づく村落制度が施行されていたことを指摘したのである⁽⁵²⁾。その検討に際して採られた方法は、唐初より地名として郷、里、坊、村がみられることを確認しつつ、郷正・郷長、里正、坊正、村正たちが実際に存在したかを注視するというものであった。村落制度下の責任者の設置が認められるならば、すでにそこには当該の村落制度が施行されていたことになる。そのため、この検討方法は、郷一里や坊・村が地名としてのみならず、村落制度として存在したことを示すための最も確実な方法であったと考えられよう。

ただし、上記の中村氏の検討は、唐初村落制度に関する条文規定（一甲条）の存在を前提として行われており、そこに大きな問題があった。結果として、中村氏は唐初の段階で隋代郷里制以来の郷一里とともに、坊や村もが制度内に組み込まれていたことを自明視し、その上で唐代前期（とくに開元7年まで）にも里正と坊正・村正がともに存在したとみなしたのである。しかし、すでに一甲条に基づく理解が成立しない以上、唐初より坊や村が郷一里とともに並置されていたかは明らかではなかった。また、唐代前期に郷正・郷長、

里正、坊正、村正が存在したことは知られたものの、そこで多く取り上げられたのは彼らが単独で登場する事例であり、郷一里と坊・村の両系統の責任者がともに設置されていたかも判然としなかったのである。したがって、唐代前期の村落制度下における二重構造の存在を確かめるには、「開元 7 年令」ないしは開元 25 年令より前の史料中において、郷一里と坊・村の両系統の責任者が同時期に同地域内でともに登場する事例を改めて明示する必要がある。とりわけ注目すべきは、唐代以降に設置が確認できる坊正・村正の事例ではなかろうか。

おわりに

本章では、唐戸令第一条の復原研究の変遷を詳細に跡付け、その不備を補うとともに、それと密接な関係を持って展開されてきた唐代村落制度の構造に関する先行研究の問題点を明確にし、従来の検討方法を批判的に継承する形で新たな検討方法を提示した。これまでの検討結果をまとめると、次のようになる。

- ①唐代の村落組織全般を規定した戸令第一条の復原研究の推移は十分に整理されておらず、従来の成果や問題点にも判然としない部分があった。そこで、『唐令拾遺』で復原された戸令第一条の不備を訂正し、条文復原後の初期「隣保論争」における副次的な成果を明らかにして再評価を加え、一甲条を否定する指摘の再確認とその論証不足部分の補訂を行い、まずは戸令第一条の一甲（武徳 7 年令）、一乙（「開元 7 年令」）、一丙（開元 25 年令）の復原から一甲条の削除へと至る具体的な経過を位置づけ直した。
- ②上記の検討結果を踏まえて、戸令第一条に相当する唐令逸文史料間の具体的な関係を解明し、その内容は（1）『唐六典』巻 3 所引「開元 7 年令」からの引用、（2）『通典』巻 3 所引開元 25 年令からの引用、（2'）『通典』巻 3 所引開元 25 年令の部分的引用である『旧唐書』巻 48 からの引用という三つの形式に限られ、武徳 7 年令の該当条文が確認できないことを明確にした。またその中で、初期「隣保論争」以降にみられる『旧唐書』巻 43 という二次的史料に基づく議論を解消した。以上の①と②により、戸令一甲条の削除へと至る研究推移の妥当性は具体的な形で裏付けられたと言える。
- ③唐戸令第一条の復原は唐代村落制度の研究に大きな影響を与えており、唐代村落制度の研究は本来的に復原研究の成果をもとに展開されてきた。しかし、その理解の多く

は『唐令拾遺』段階のものに止まり、その後の復原研究の推移がほとんど考慮されてこなかった。その結果、両研究の間には大きな齟齬が生じており、唐戸令復原研究では否定された戸令一甲条やその典拠史料が、唐代村落制度研究では今に至るまで利用され続けるという事態を招いた。

④唐代村落制度の構造に関する従来の見解も、唐戸令第一条ないしはその典拠史料をもとに立論され、その基本形態は郷一里と坊・村を並置する二重構造であると理解されてきた。しかし、戸令第一条中の一甲条（武徳7年令）の逸文は確認できず、諸書に残る村落組織全般を規定した唐令の逸文は、いずれも『唐六典』巻3所引「開元7年令」と『通典』巻3所引開元25年令の二系統の史料から派生したものであった。したがって、唐代前期（「開元7年令」ないしは開元25年令より前）の村落制度構造に関する従来理解は、その前提が崩れており、唐代村落制度の基本形態とされる二重構造が唐初より存在したかという点さえ明らかではなかった。

⑤そこで、上記の問題を解消するために、これまで一部で用いられた検討方法を批判的に継承しつつ、唐代前期の村落制度下における二重構造の存在を確かめるには、「開元7年令」ないしは開元25年令より前の史料中において、郷一里と坊・村の両系統の責任者が同時期に同地域内でともに登場する事例を改めて明示する必要があることを提起した。

唐戸令第一条およびその典拠史料は、唐代の村落制度を考える際の重要史料として利用され、早くより議論が重ねられてきた。しかし、従来議論の中には多くの不備もみられ、とりわけ戸令一甲条にまつわる議論は正確に跡付けられてこなかった。そこで本章では、これまでの戸令復原研究と村落制度研究の成果と課題をそれぞれ明確にしてきた。それによって、改めて浮かび上がってきたのは、唐代前期の村落制度に対する検討の必要性である。しかし、唐代前期の村落制度に関する史料はこれまで僅少であり、その検討を行うことさえ困難であった。したがって、このような検討を可能にするには、新たな村落制度史料を見出し、それを従来研究史の上に正確に位置づける必要がある。それでは、隋唐代の村落制度の変遷を考える上でも極めて重要な意味を持つ、唐初の村落制度に関する史料は果たして存在するのであろうか。次章では、この問題について検討したい。

注

- (1) 仁井田陞『唐令拾遺』（東京大学出版会、1964年復刻版、初版1933年）214～218頁参照。
- (2) 菊池英夫「唐令復原研究序説―特に戸令・田令にふれて―」（『東洋史研究』31-4、1973年）、大町健「戸令の構成と国郡制支配」（『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房、1986年所収、初出1980年）、堀敏一「唐戸令郷里・坊村・鄰保関係条文の復元をめぐる」（『中国古代の家と集落』汲古書院、1996年所収、初出1986年）、宋家鈺『唐朝戸籍法与均田制研究』（中州古籍出版社、1988年）第2章第2節「唐戸令的復原研究及其内容」、石上英一「貢納と力役―古代村落史研究と租税収奪体系・序論―」（『日本村落史講座第4巻・政治1〔原始・古代・中世〕』雄山閣出版、1991年所収）、同「比較律令制論―序論―」（『律令国家と社会構造』名著刊行会、1996年所収、初出1992年）の諸論文を参照。
- (3) 中田薫「唐令と日本令との比較研究」（『法制史論集』第1巻、岩波書店、1926年所収、初出1904年）648～650頁参照。
- (4) 『旧唐書』（中華書局、2010年、初版1975年）巻48・食貨志上、2088～2089頁。なお、本章では先行研究が利用した史料の版本にも言及するため、以下に引用する史料の典拠を明記する。
- (5) 『近事会元』（『全宋筆記』第1編4、大象出版社、2003年）巻3・郷里鄰保坊村条、168頁。
- (6) 『資治通鑑』（中華書局、1996年、初版1956年）巻190・唐紀6・武徳7年夏4月条、5982頁。
- (7) 前掲注（1）仁井田陞『唐令拾遺』の附録「唐令拾遺採択資料索引」913頁参照。
- (8) なお、劉再聡「唐朝“村”制度的確立」（『史学集刊』2008年第2期）21頁、同「“在田野者為村”―以《入唐求法巡礼行記》為中心的考察―」（『中国農史』2010年第1期）96頁も「田野者為村」の前に「在」字を入れるが、劉再聡氏が利用した前掲注（6）『資治通鑑』（中華書局標点本）の該当箇所に「在」字はなく、この文字を補った根拠は明らかではない。
- (9) 『資治通鑑』第49冊（四部叢刊史部147、上海商務印書館、1919年初印本）巻190・唐紀6、21葉b。
- (10) 江安傅氏雙鑑樓旧蔵（現中国国家図書館蔵）百衲本には、紹興三年兩浙東路茶塩司公使庫刊本を主体としつつ、その他の南宋本六種が配されており、1919年に上海商務印書館より影印本が刊行された。この影印本は原本そのままではなく、欠葉部分を元代覆刻南宋中期建刊本と差し替えていることが指摘されており、利用にはやや注意を要しよう。しかし、本章で扱う巻190は紹興三年兩浙東路茶塩司公使庫刊本の存巻部分にあたるため、影印本である『百衲本資治通鑑』（上海商務印書館附設図書館影印、1919年）第53冊、巻190・唐紀6、17葉bから文字を確認した。『資治通鑑』の諸版本については、尾崎康「宋元刊資治通鑑について」（『斯道文庫論集』23、1989年）を参照。

- (11) 『唐六典』(中華書局、2008年、初版1992年)巻3・尚書戸部・戸部郎中員外郎条、73頁。「州
県之郭内」の「郭」は原字「廓」であるが、同書98頁の校勘記(111)、広池千九郎訓点、内田智雄
補訂『大唐六典』(広池学園事業部、1973年)65頁にみえる近衛本の校注や内田氏による『職官分
紀』との対校に基づき、「郭」に作る。なお、該当箇所は、『宋本大唐六典』(中華書局、1991年)で
は欠葉部分にあたる。
- (12) 仁井田氏による『唐六典』依拠唐令の年次比定は、前掲注(1)仁井田陸『唐令拾遺』序説第2
章「唐令拾遺採択資料に就いて」61～66頁を参照。
- (13) 『唐六典』記事が開元25年令に基づくとする見解は、中村裕一「『大唐六典』の検討—『大唐
六典』の「開元七年令」説批判—」(『唐令の基礎的研究』汲古書院、2012年所収)、同「『大唐六典』
唐令の「開元七年令」説への反論」(『汲古』63、2013年)を参照。その検討方法の問題については、
榎本淳一「唐代法制史の「不動の定説」に挑む」(『東方』385、2013年)で指摘される通りである
が、両氏の議論からも『唐六典』記事の中に開元7年令以後の修訂が少なからず加えられていること
は確かであろう。
- (14) 『通典』(中華書局、2007年、初版1988年)巻3・食貨3・郷党条、63～64頁。また、長澤規
矩也・尾崎康編『宮内庁書陵部蔵 北宋版通典』第1巻(汲古書院、1980年)巻3・食貨3・郷党
条、195頁。
- (15) 京都大学文学部国語学国文学研究室編『諸本集成 倭名類聚抄』本文編(臨川書店、1977年再
版第2刷、初版1968年)所収の「箋注倭名類聚抄」(10巻本)152頁および「元和古活字那波道円
本」(20巻本)671頁。
- (16) 『演繁露続集』(叢書集成初編、中華書局、1991年)巻4・詩事・村条、38頁。
- (17) 『文献通考』(中華書局、2003年、初版1986年)巻12・職役考1、127頁。
- (18) 該当唐令逸文の年次を開元25年令とみなす仁井田氏の見解とは異なり、坂上康俊「舶載唐開元
令考—『和名類聚抄』所引唐令の年代比定を手懸りに—」(『日本歴史』578、1996年)は開元3年
(715)令と判断する。その後、仁井田陸著、池田温編集代表『唐令拾遺補』(東京大学出版会、1997
年)ではこの指摘に従い、新たに戸令一丁〔開三〕「兩京城及州県郭下、坊別置正一人、掌坊門管鑰、
督察奸非。」の条文を復原した(520頁)。ただし、坂上氏による『和名類聚抄』所引唐令の年次比定
の方法については、溝口優樹「日本古代史料所引唐令の年次比定—坂上康俊氏の説に関する一検討—」
(『法史学研究会会報』15、2011年)において疑義が呈されており、なお定論をみない。
- (19) 中田薫氏は『通典』巻3・食貨3・郷党条を利用するにあたって、「其村居如不滿十家者」と「不
字を入れて解釈した。前掲注(3)中田薫「唐令と日本令との比較研究」648頁参照。仁井田氏の「不

- 字挿入はこの解釈を踏まえたものであろう。また、前掲注(14)『通典』(中華書局標点本)64頁の校勘記(48)でも、「不」字の脱落を想定する。
- (20) 前掲注(18)仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補』第3部「唐日兩令対照一覽」1013頁。
- (21) 志田不動麿「唐代郷党制の研究」(『社会経済史学』5-11、1936年)1~8頁、仁井田陞「唐代の鄰保制度—吐魯番発見の唐代官粟貸付(五保)文書—」(『補訂中国法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』東京大学出版会、1980年所収、初出1936年)を参照。
- (22) 『資治通鑑考異』第2冊(四部叢刊史部180、上海商務印書館、1919年初印本)卷9・唐紀1、13葉a。
- (23) 柳芳撰『唐曆』は、隋末義寧元年(617)~唐大曆13年(778)の記事を編年体で記した史書であり、成書年代は貞元年間(785~804)以降とされる。『唐曆』については、太田晶二郎『唐曆』について(『太田晶二郎著作集』第1冊、吉川弘文館、1991年所収、初出1962年)、谷口明夫「資治通鑑考異所引唐史関係史料考(二)」(『鹿児島女子短期大学紀要』18、1983年)1~5頁、同「柳芳と唐曆」(『小尾博士古稀記念中国学論集』汲古書院、1983年所収)462~467頁を参照。なお、本書の散逸時期について、郝潤華「關於柳芳的《唐曆》」(『史学史研究』2001年第2期)は宋末元初とみる。
- (24) 前掲注(4)『旧唐書』卷43・職官志2・戸部郎中員外郎条、1825頁。
- (25) 宮内庁書陵部蔵北宋本『通典』の原刻は、仁宗期にとどまるものと考えられる。尾崎康「通典の諸版本について」(『斯道文庫論集』14、1977年)269頁、同「通典北宋版および諸版本について」(長澤規矩也・尾崎康編『宮内庁書陵部蔵 北宋版通典』別巻、汲古書院、1981年所収)8頁を参照。
- (26) 「唐広徳三年二月交河県連保請挙常平倉粟牒」の史料写真と録文は、Tatsuro YAMAMOTO, On IKEDA co-ed., *TUN-HUANG AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY*, III Contracts (A) Introduction & Texts, pp.34~35, (B) Plates, pp.31~33, THE TOYO BUNKO, 1987, 1986を参照。
- (27) 松本善海「鄰保組織を中心としたる唐代の村政」(『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977年所収、初出1942年)参照。
- (28) 唐代の隣保組織をめぐる諸研究については、中川学「八、九世紀中国の隣保組織」(『一橋論叢』83-3、1980年)に詳しい。また、これまでの見解と関連史料を踏まえ、唐代の保制を総括的に論じたものに、羅彤華「唐代的伍保制」(『新史学』8-3、1997年)がある。
- (29) 鈴木俊「旧唐書食貨志の史料系統について」(『史淵』45、1950年)85頁。

- (30) 前掲注(13) 中村裕一『『大唐六典』の検討』569～570頁。
- (31) 『唐曆』の「五家為保」を誤りとみなした『資治通鑑考異』の理解こそが誤りであることは、谷口明夫「資治通鑑考異所引唐曆考(一)」(『鹿児島女子短期大学紀要』20、1985年)6頁にも指摘がある。
- (32) 『唐鑑』(上海図書館蔵宋刻本影印本、上海古籍出版社、1984年)巻1・高祖・武徳7年条、17頁。
- (33) 范祖禹の『資治通鑑』編纂への関与、それと『唐鑑』との関係については、陳光崇「范祖禹与《資治通鑑》—読《范太史集》札記—」(『通鑑新論』遼寧教育出版社、1999年所収、初出1980年)を参照。
- (34) 増村宏「唐の隣保制」(『鹿大史学』6、1958年)40～43頁。
- (35) 松本善海「吐魯番文書より見たる唐代の隣保制」(『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977年所収、初出1963年)399～402頁。この見解は、武徳7年令逸文を想定した前掲注(27)松本善海「隣保組織を中心としたる唐代の村政」を訂正したものにあたる。
- (36) 前掲注(2) 堀敏一「唐戸令郷里・坊村・隣保関係条文の復元をめぐって」377～380頁。
- (37) 前掲注(18) 仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補』518頁。
- (38) 『近事会元』の史料的性格は、黄永年『唐史史料学』(上海書店出版社、2002年)177～178頁、前掲注(5)『近事会元』の「点校説明」135～136頁および「校勘記」を参照。
- (39) 『資治通鑑』は数期に分けて一定のまとまりごとに成書・奏上が行われており、ここで扱う唐紀は元豊7年に完成したものである。『資治通鑑』編修の具体的な内容は、曹家琪「《資治通鑑》編修考」(『文史』5、1978年)や稲葉一郎「『資治通鑑』編修管窺」(『中国史学史の研究』京都大学学術出版会、2006年所収)に詳しい。また、『資治通鑑』の刻成が元祐7年(1092)と考えられることは、前掲注(10)尾崎康「宋元刊資治通鑑について」171～173頁を参照。
- (40) 表1で掲げた唐令逸文史料のうち、既出の史料以外の典拠は、『職官分紀』(中華書局、1988年)巻9・戸部郎中条、258頁、『通志』(中華書局、1987年)巻40・地理略1・開元十道図、志551頁、同書巻61・食貨略1・賦税、志738頁。なお、その他の逸文史料として、前掲注(15)『倭名類聚抄』20巻本巻10(10巻本巻3)や前掲注(16)『演繁露続集』巻4もあるが、これらは坊や村に関する部分のみを引用したものであり、郷一里と坊・村を併記するものではないことから、本表には含めなかった。
- (41) 楊樹藩『唐代政制史』(正中書局、1974年第3版、初版1967年)252～253頁、薛作雲『唐代地方行政制度研究』(人人文庫・特322、台湾商務印書館、1974年)28～30頁、潘鏞『旧唐書食貨

- 志箋証』(三秦出版社、1989年)44頁～46頁、渡辺信一郎『『魏書』食貨志・『隋書』食貨志訳注』(汲古書院、2008年)192～193頁。
- (42) 佐竹靖彦「宋代郷村制度の形成過程」(『唐宋変革の地域的研究』同朋舎、1990年所収、初出1966年)26～28頁。
- (43) 石母田正「古代村落の二つの問題」(『石母田正著作集』第1巻、1988年所収、初出1941年)257～258頁。
- (44) 曾我部静雄「令制より見たる日華村落の成立過程」(『文化』2-1、1950年)196～198頁。また、同『中国及び古代日本における郷村形態の変遷』(吉川弘文館、1963年)81～83頁も参照。
- (45) 清水盛光『中国郷村社会論』(岩波書店、1951年)第1編「郷村統治の原則と自然村」20頁、90頁および141頁。
- (46) 宮崎市定「中国における村制の成立—古代帝国崩壊の一面—」(『宮崎市定全集7・六朝』岩波書店、1992年所収、初出1960年)53～55頁。なお、宮崎氏は「人為区分」とする郷一里の下に保を、「自然区分」とする坊・村の下に隣を位置づけ、隣と保を別系統のものとみた。ただし、この点については、山根清志「唐前半期における隣保とその機能—いわゆる攤逃の弊を手がかりとして—」(『東洋史研究』41-2、1982年)で詳論された隣・保の機能を考慮した上で判断する必要がある。
- (47) 宮崎市定「四家を隣と為す」(『宮崎市定全集23・随筆(上)』、岩波書店、1993年所収、初出1950年)69頁。
- (48) 吉田孝「公地公民について」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』中巻、吉川弘文館、1972年所収)436～442頁、井上光貞他編著『律令』(日本思想大系新装版、岩波書店、2001年、初版1976年)戸令補注550頁(吉田孝氏執筆担当)、吉田孝「編戸制・班田制の構造的特質」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983年所収)199～201頁。
- (49) なお、このような唐令年次の問題とは別に、唐代の村落組織に関する令規定をその年次を考慮せずに唐代一般の規定として掲げる研究も多くみられる。齊涛『魏晋隋唐郷村社会研究』(山東人民出版社、1995年)第3章「里・村・隣保与唐代郷村社会」57～58頁、李浩「論里正在唐代郷村行政中的地位」(『山東大学学报』〈哲学社会科学版〉2003年第2期)、同「唐代的村落与村級行政」(常建华主編『中国社会歴史評論』第6巻、天津古籍出版社、2006年所収)93、102頁、童聖江「唐宋時代的里正」(盧向前主編『唐宋変革論』黄山書社、2006年所収)95～96頁、林楓珏「唐代的郷里制与村制」(『早期中国史研究』2-2、2010年)233～235頁、万晋「唐長安的“里”・“坊”与“里正”・“坊正”」(『東岳論叢』34-1、2013年)81～82頁。しかし、それぞれ特定の時期に出された法制史料をそのように扱うことはできない。

- (50) 表 1 で掲げた文献を年代順に示す。前掲注 (3) 中田薫「唐令と日本令との比較研究」649 頁、前掲注 (21) 志田不動麿「唐代郷党制の研究」1～2 頁、前掲注 (27) 松本善海「鄰保組織を中心としたる唐代の村政」357、383 頁、前掲注 (35) 松本善海「吐魯番文書より見たる唐代の鄰保制」399～402 頁、前掲注 (47) 宮崎市定「四家を隣と為す」68 頁、宮川尚志「六朝時代の村について」(『六朝史研究 政治・社会篇』日本學術振興会、1956 年所収、初出 1950 年) 437 頁、那波利貞「唐代鄰保制度積疑」(『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』東洋史研究会、1950 年所収) 716 頁、前掲注 (45) 清水盛光『中国郷村社会論』第一編「郷村統治の原則と自然村」90、141、149 頁、前掲注 (46) 宮崎市定「中国における村制の成立」53～55 頁、中村治兵衛「律令制と郷里制」(『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008 年所収、初出 1986 年) 68～69 頁および 74 頁、前掲注 (2) 宋家鈺『唐朝戸籍法与均田制研究』第 2 章第 2 節「唐戸令の復原研究及其内容」39 頁、張広達「唐滅高昌国後の西州形勢」(『文書・典籍与西域史地』〈張広達文集〉広西師範大学出版社、2008 年所収、初出 1988 年) 117、127 頁、前掲注 (28) 羅彤華「唐代的伍保制」9～10 頁、侯旭東「北朝郷里制与村民的空間認同」(『北朝村民的生活世界—朝廷、州县与村里—』商務印書館、2005 年所収、初出 2001 年) 159 頁、谷更有「唐宋時期從“村坊制”到“城郷交相生養”」22 頁、同「唐代郷職人員的動態分析」127 頁(ともに『唐宋国家与郷村社会』中国社会科学出版社、2006 年所収、前者は初出 2004 年、後者は初出 2005 年)、陳登武「陰間判官」(『從人間世到幽冥界—唐代的法制・社会与国家—』北京大学出版社、2007 年所収) 284 頁、前掲注 (8) 劉再聰「唐朝“村”制度的確立」21～22 頁、張玉興「唐代基層中“郷”的行政地位及作用」207、216 頁、同「唐代県級官府对郷里的控制与調適」222 頁(ともに『唐代県官与地方社会研究』天津古籍出版社、2009 年所収)、邵朋飛「唐宋变革視野下的唐西州・沙州的郷村制度演变」(『許昌学院学報』2010 年第 1 期) 91 頁、前掲注 (8) 劉再聰「“在田野者為村”」95～96 頁、譚景玉『宋代郷村組織研究』(山東大学出版社、2010 年) 第 1 章「宋代郷村行政組織及其演变」42 頁、喬鳳岐「唐代郷村組織及其職能」(『鄭州航空工業管理学院学報』〈社会科学版〉32-2、2013 年) 18 頁、戴順祥「唐宋社会經濟的發展与城郷關係的加強」(『唐宋時期城郷經濟關係研究』人民出版社、2013 年所収) 52 頁。
- (51) 前掲注 (8) 劉再聰「唐朝“村”制度的確立」21～22 頁。
- (52) 前掲注 (50) 中村治兵衛「律令制と郷里制」を参照。

第3章 唐初村落制度の「新史料」－「荔非明達等四面造像題名」の再検討－

はじめに

隋の初代皇帝である文帝の治世下、皇帝を中心とする中央集権体制の確立、支配の基盤をなす地方行政制度の整備と併せて、南朝陳平定直後の開皇9年（589）2月に新たな村落制度が施行された。すなわち、隋代郷里制の制定である。これに先立つ開皇2年（582）令施行時期には、北魏以来の三長制の流れを汲む隋初三長制が行われており、畿内と畿外にそれぞれ族（100家、族正）－閭（25家、閭正）－保（5家、保長）と党（100家、党長）－里（25家、里正）－保（5家、保長）の構成を持つ村落組織が設置されていた。隋代郷里制は、隋初三長制にみられた畿内と畿外の別をなくし、三長制の中間組織にあたる25家の村落組織を削除し、改めて従来の村落組織を郷（500家、郷正）－里（100家、里長）へと編成し直したものであった。それは、広大な領域を有する統一王朝としての隋が必要とした新たな村落制度であったと考えられる（隋代村落制度については第1章を参照）。

続く唐では、隋代郷里制で採用された郷（500戸）－里（100戸）の村落制度編成が引き継がれるとともに、前代には自然集落として存在した村や都市内居民区である坊をも法令中に明記して制度上に取り込み、そこに郷正（郷長）や里正、村正・坊正といった各責任者が設置された。つまり、唐代に至って、旧来の行政村と自然村を包摂する村落統治体制が作り上げられたと言えよう。そのため、唐代の村落制度は早くより注目され、郷一里と坊・村を並置する二重構造を持つことが指摘されてきたのである^①。

しかし、第2章で論じたように、このような唐代村落制度の特徴は、主として『通典』巻3・食貨3・郷党条に残る盛唐時期の開元25年（737）戸令逸文から導き出されたものであった^②。また、これまでの研究では、唐初の村落制度においても同様の状況が想定されてきたものの、その論拠となった武徳7年戸令逸文は否定されており、従来説はすでに立論の前提となった史料的根拠を喪失していたと考える。したがって、唐初村落制度下における二重構造の存在は実際には明らかではなかった。そればかりか、これまでには唐初時期における村正設置の有無も確認されていない。そもそも従来の研究では、唐初時期の村落制度については、ほとんど検討されてこなかった。その最大の理由は、唐初村落制度に関する史料が絶対的に欠乏していたからである。

このようななかにあつて、本章で取り上げる「荔非明達等四面造像題名」（無紀年）は、唐初村落制度の一端を照らし出す可能性を持つ石刻史料として注目すべきものである。本史料は1953年に中国陝西省西安市の西安碑林博物館（当時は陝西省博物館）に収蔵され、早くよりその存在が知られていた。しかし、これまで詳細な検討は加えられていない。また、本史料の史料情報や録文の一部は、複数の研究文献に記載されたものの、そこにも多くの異同があつた。さらに、本史料は無紀年史料であるため、数名の研究者によって年代比定が行われてきたが、その方法には多くの不備がみられた。しかし、本史料の実物写真や拓本写真の公開状況が十分ではなかつたことから、これまでその是非を判断することさえできなかつたのである。そのため、筆者は2009年8月21日に、本史料の所蔵先である西安碑林博物館において実見調査を行い、上記の課題の解消に努めた。

そこで本章では、まず実見調査の結果を踏まえて、従来不明瞭であつた「荔非明達等四面造像題名」の史料的性格を明らかにする。その上で、本史料の作製年代に関する従來說を批判的に検証し、その年代を改めて位置づけ直す。最後にこれらの検討結果をもとに、本史料題名中にみえる村落制度の内容に論及することにした。

1、「荔非明達等四面造像題名」の概要

（1）史料情報の整理と訂正

西安碑林博物館に所蔵される「荔非明達等四面造像題名」は、従来あまり注目されることのなかつた石刻史料である。そのため、本史料に関する情報は断片的なものが多く、基本的な内容も十分明らかにしてはなっていない。そこで、まずは本史料に関する細かな情報を整理し、その概要を明らかにすることから始めたい。これまでの文献中にみえる記載をもとに、本史料の名称、紀年の有無、大きさ、形態、出土年、出土地、来歴、史料写真・拓本写真・題名部分の録文の有無をまとめたものが、以下の表1である³⁾。

表1 「荔非明達等四面造像題名」の基本情報

史料名	「荔非明達等四面造像題名」（〔馬長寿〕） 「荔非氏造像」（〔陝西省博物館〕） 「荔非明達等四面造像碑」（〔李域錚〕） 「荔非明達造像碑」（〔李崧〕） 「荔非氏造像碑」（〔高峽〕〔陳忠凱等〕〔趙力光〕）
紀年	なし（願目や奉為対象を記す銘文もなし）
大きさ	縦91cm×横44cm（〔陝西省博物館〕）

	縦 91cm×横 45cm ([李域錚]) 縦 92cm×横 40cm×幅 21cm ([高峽] [陳忠凱等]) 縦 88.5 cm×横 44 cm×幅 23cm ([趙力光])
形態	四面造像題名。長方形。 各面上段には、線刻で尊像が描かれる。 碑陽・碑陰：五尊像（1 結跏趺坐仏、4 弟子坐像）。 碑左側・碑右側：一尊像（1 結跏趺坐仏）。 各面中段には、1 つの仏龕があり、その中に浮き彫りの仏像がある。 碑陽の龕：五尊像（1 結跏趺坐仏、2 脇侍菩薩立像、2 弟子立像）。 碑陰の龕：五尊像（1 善跏趺坐菩薩、2 脇侍菩薩立像、2 弟子立像）。 碑左側の龕：三尊像（1 結跏趺坐仏、2 弟子立像）。 碑右側の龕：三尊像（1 善跏趺坐仏、2 弟子立像）。 各面の仏龕の下には、線刻で香炉が描かれる。 碑陽・碑陰：中央に香炉があり、その左右に 2 頭の獅子が向き合う。 碑左側・碑右側：中央に香炉がある。 各面下段には、線刻で 18 の供養人立像（2 人で 1 つ、後ろに付き添う人物が傘蓋を持つ）が描かれ、それに対応した 18 人分の題名がある。 ※以上の内容は [高峽] 所載の拓本写真と筆者の実見に基づく。
出土年	不明（1953 年以前）
出土地	具体的な出土地点は不明。ただし、陝西省文物保管委員会所蔵の拓本をもとに本史料を扱った馬長寿氏が、当時の陝西省博物館（現西安碑林博物館）の館員から聞いた話によれば、拓本は華県（現陝西省渭南市）でとられたという（[馬長寿]）。
来歴、所蔵先	1953 年に陝西省華県から収集し、陝西省博物館（現西安碑林博物館）に収蔵（[陝西省博物館] [李域錚] [高峽] [陳忠凱等]）。以後、現在まで西安碑林博物館にて保管。蔵石番号は「五三 868」（[陝西省博物館] [李崧]）。
史料写真	碑陰遠景と碑陰題名部分（[李域錚]、原文は碑面未記入） 碑陰遠景（[李崧]、原文は碑面未記入） 碑陽遠景と碑右側の上半分（[趙力光]、原文は碑面未記入）
拓本写真	碑陽、碑陰、碑左側、碑右側（[高峽]、原文は碑陽と碑陰のみ分類、2 碑側は碑面未記入）
題名録文と記載 供養人数	碑陽、碑陰 12 人（[馬長寿] [李域錚]、原文は碑面未記入） 碑陽、碑陰、碑左側、碑右側 17 人（[李崧]、碑面分類） ※李崧氏は論文中で 18 人と記すも、録文では 1 人を欠く。

本表中では「形態」の項において本史料の四面を明記したが、従来の文献では碑面が必ずしも記されず、そこに掲載された史料・拓本写真や録文がどの部分にあたるのかは不明であった。そのため、碑面を明記しない文献については「碑面未記入」と記し、本表の「形態」に対応する該当碑面を記入した。なお、参考文献は注 (3) で示す略号で表記し、初出年代順に並べた。

表 1 において、これまで断片的にみられた史料情報を網羅的に収集して整理を行った。これによって、本史料の基本的内容は概ね明らかになると思われるが、なお不明瞭な部分もあるため、筆者の実見調査の結果を踏まえ、これまでの文献記載の不備を補いたい。

まず、本史料の名称については、各文献によって若干の相違があるが、本章では馬長寿氏の定名に従い、「荔非明達等四面造像題名」（以下、本史料と略記）と表記する⁽⁴⁾。石は長方形で、大きさはおよそ縦 90 cm、横 45 cm、幅 23 cm。大きさについては、収録された文献によってわずかに違いがあるが、その理由は不明である。本史料の四面には、それぞれ上段に尊像（碑陽・碑陰は五尊像、碑左側・碑右側は一尊像）が線刻で描かれ、中段には仏龕（碑陽・碑陰の仏龕は五尊像、碑左側・碑右側の仏龕は三尊像）と線刻された香炉

の図像があり、下段には線刻の供養人像とそれに対応した 18 人分の題名がみられる。しかし、本史料には紀年がなく、これらの具体的な作製年代は不明であった。

本史料の実物写真は、論文や図録の中に一部がみられるものの、四面全体は確認することができない。一方で、拓本写真は、すでに高峽主編『西安碑林全集』に四面全てが収録されている。しかし、実物写真、拓本写真ともに不鮮明な部分が多く、それに基づいて正確な文字の判読を行うことは困難であった。題名部分の録文については、馬長寿氏、李域錚氏、李崧氏の研究の中でそれぞれ提示されており、比較的早い時期にとられた録文として参考になる。ただし、これまでの録文では、四面の人名全ては採録されておらず、相互に文字の異同も多かった。つまり、本史料の実物写真、拓本写真の公開状況は依然として十分ではなく、また従来の録文にも多くの不備があったのである。そのため、本史料を扱うにあたっては、従来の録文を参照しつつも、その不備を補う新たな録文の提示が求められていた。そこで、筆者は西安碑林博物館での実見調査をもとに、従来の録文を訂正し、可能な限り題名部分の復原を行った。それが参考資料 1 の「荔非明達等四面造像題名」録文である。また、これとあわせて、本史料の実物写真（四面全て）を掲げたものが、参考資料 2 の「荔非明達等四面造像題名」実物写真となる。これらによって、本史料を検討するための下地がようやく整えられたと言えよう。

なお、本史料は四面からなる造像題名であるため、各面を記す際にはこれまで碑陽、碑陰、碑左側、碑右側という分類が行われてきた。本史料の碑面の分類は、馬長寿氏、李域錚氏の研究では行われず、李崧氏の研究において示されたものである。また、本史料の拓本写真が『西安碑林全集』に収録された際にも、そこに附された裴建平氏の史料解題において碑陽、碑陰、碑側という分類が行われた。『西安碑林全集』では碑側の左右比定を行っていないが、碑陽と碑陰の分類は李崧氏の理解と同じである。しかし、李崧氏と裴建平氏の碑面分類は推測に基づくものであり、その根拠は示されていない。

かつて造像銘の碑面分類の方法を提示した羅宏才氏は、碑陽（南面）の確定を行う際の基準として、①像主題名を含めた銘文中の方位記載、②日月や双鳥の図像、③上下、左右、男女、生死などの尊卑・陰陽概念、④「州郡令長」や主要人物の題名、⑤「仏堂」、「天宮」の銘文（主に隋代以降に出現）、⑥発願文中の語彙、⑦仏像の配置に関わる教義、経典の影響（釈迦と弥勒の組み合わせの場合には、基本的に釈迦が南面になる）を挙げた⁶⁾。そこで、この指摘をもとに本史料をみると、上記の①、②、③、⑥は確認できないものの、④、⑤、⑦が該当する点は注目される。すなわち、これまで碑陰と判断されてきた碑面にこそ、

四面各面の「邑主」、「像主」、「化主」の中でもまとめ役となる「都邑主」、「都像主」、「都化主」の題名があり(④)、「天宮主」の銘文が確認され(⑤)、また仏龕中の主尊としても菩薩ではなく仏が配置されているのである(⑦)。ここから、李崧氏と裴建平氏が推測した碑面の分類は妥当ではなく、これまで碑陽と碑陰、碑左側と碑右側の理解は逆転していたことが知られよう。そのため、本章では、従来の碑面理解を採用せず、表1の「形態」の項に記した分類によって碑面を表記することにしたい。なお、四面の仏龕中に置かれた尊像を指標として、本章での碑面分類と従来説との対応関係を改めて整理すると、次の表2のようになる。

表2 本史料碑面理解の相違点

各面中段の仏龕中の尊像	李崧説	裴建平説	筆者説
1 結跏趺坐仏、2 脇侍菩薩立像、2 弟子立像	碑陰	碑陰	碑陽
1 善跏趺坐菩薩、2 脇侍菩薩立像、2 弟子立像	碑陽	碑陽	碑陰
1 結跏趺坐仏、2 弟子立像	碑右側	碑側	碑左側
1 善跏趺坐仏、2 弟子立像	碑左側		碑右側

以上、本史料に関する情報を整理するとともに、実見調査の成果に基づいて従来の文献記載の不備を補ってきた。次に、これらを踏まえ、本史料の具体的な内容をみていくことにしたい。

(2) 史料的性格の解明

本史料中には紀年や発願文がみられない。そのため、これまで史料的性格は不詳とならざるをえなかった。しかし、四面の下部に刻まれた18人分の題名は、本史料の性格の解明を試みる際の重要な手がかりになると思われる。そこで、前掲の参考資料1の録文をもとに、題名中に記載された人名を整理すると、以下の表3のようになる。

表3 「荔非明達等四面造像題名」記載人名

No.	姓名	邑義内の肩書き	官名・職名	記載箇所
1	不明(□□□□)	佛檀越主兼録事	郷尹	碑陽 01
2	荔非明達	都化主	なし	碑陽 02
3	不明	都像主	前□王騎曹、□府司□	碑陽 03
4	不明(□□□)	都邑主	□□□□平縣□	碑陽 04
5	荔非□□	天宮主	柱国参軍	碑陽 05
6	不明(□□□□)	開佛光明主	車□□□□	碑陽 06
7	荔非□□	典録	哀公記室	碑陰 01
8	荔非延□	化主	同官烽帥	碑陰 02

9	荔非□□	像主	越公府行參軍	碑陰 03
10	荔非仲□	邑主、邑義録事	なし	碑陰 04
11	不明 (□□□□)	邑長	大都督司鑑	碑陰 05
12	荔非仲祥	典坐	村正	碑陰 06
13	不明	化主	前里正、大都督司□	碑左 01
14	屈男…	像主	大都督司兵	碑左 02
15	荔非憲□	邑主	前里正	碑左 03
16	荔非…	邑主	襄陽公參軍	碑右 01
17	不明	像主	大都督府長史	碑右 02
18	荔非…	化主	成平公參軍	碑右 03

表中の人名は、四面の記載箇所を分けた上で、同一碑面内の配置順に並べた。姓は確認できるものの、欠損などによって名が不明の場合は「…」と表記する。なお、No.4 と No.6 は官名・職名と姓名の境目が判然としないため、両者の分類はあくまで暫定的なものである。

これまでの検討によって、本史料に関する基本情報の整理と訂正を行い、あわせて本史料題名部分の新たな録文と実物写真を提示した。また、本章で示した録文をもとに、題名中に記載される人名の整理を行った。それでは、これらを踏まえて本史料の具体的内容を見ることで、どのような知見がえられるのであろうか。それは、以下の 9 点に集約されよう。

第一、本史料の四面の龕にはそれぞれ仏像が配置されており、題名中の肩書きには「邑主、邑義録事」とあるものがみえる。したがって、本史料は仏教邑義（在家仏教信徒組織）の活動をもとに作製されたものであった。

第二、四面の各題名には、それぞれ「邑主」（邑義のリーダー）、「像主」（尊像作製に関する出資者）、「化主」（勸化主）が 1 人ずつ登場しており、本史料は基本的に各面ごとに分担して出資、作製されたと考えられる。とりわけ碑陽では、まとめ役となる「都邑主」、「都像主」、「都化主」がおり、彼らが本邑義の中でも中心的な役割を果たしたのであろう。この他に、碑陽では施主を意味する「佛檀越主」、仏龕作製に関する出資者であろう「天宮主」、仏像完成後の開眼儀式に出資を行った「開佛光明主」が確認でき、碑陰では邑義の頭目の一人と思しき「邑長」、法会挙行時の雑事を掌る「典録」、「典坐」がみられる⁽⁶⁾。なお、これらの者たちはみな在俗者であった。

第三、題名中に現れる人物は、みな邑義内部での肩書きを持っており、その後ろに本来の職名と姓名が記載される。ただし、「都化主荔非明達」や「邑主邑義録事荔非仲□」のように、邑義内の肩書きのみを持ち、公的な職名が記載されない者もいる。したがって、本題名中にあるのは、公的な職名よりも邑義内での肩書きの方が優先されたと判断できる。なお、各題名の横には供養人像が併せ刻まれており、その中には左向きと右向き

きの供養人像が存在する。

第四、邑義内の肩書きと供養人像の顔の向きは対応しており、四面ともに像主と邑主の方向に供養人像の目線が向かう。具体的に、碑陽では「都像主」と「都邑主」の間、碑陰では「像主」と「邑主」の間、碑左側では「邑主」と「像主」の間、碑右側でも「像主」と「邑主」の間に、左向きと右向きの供養人像の目線の衝突点（境目）があり、その境目を中心として邑義内部の序列が左右に展開する。

第五、題名に記載された 18 人の邑義構成員のうち、姓が明らかとなった者は 11 人である。その内訳は荔非姓 10 人と屈男姓 1 人となり、荔非、屈男はともに羌族姓である⁽⁷⁾。かつて馬長寿氏は、題名中に記載された人物で姓が識別できる者はみな荔非姓であるとし、本史料を荔非氏で構成された羌人村落による集団造像とみなした⁽⁸⁾。この見解は後にも受け継がれ、李域錚氏、李崧氏、裴建平氏も本史料を荔非氏一族による造像と考えた⁽⁹⁾。また、近年刊行された『西安碑林博物館蔵碑刻総目提要』においても、本史料の造像人には荔非氏のみを挙げている⁽¹⁰⁾。しかし、本章で提示した録文によって、題名中には荔非姓の他に屈男姓の人物も含まれていることが明らかとなった。したがって、これまでのように、本史料を荔非氏一族による造像とみなすことはできない。むしろ本史料は、荔非氏を中核姓とする羌人主体の邑義によって作製されたものとみなすべきであろう。

第六、邑義構成員の中には、「郷尹」、「前里正」、「村正」といった村落制度下の各責任者がみられる。「佛檀越主兼録事郷尹□□□□」と「典坐村正荔非仲祥」は、それぞれ邑義内の肩書きを持つが、公的には「郷尹」や「村正」という当該時期の村落制度下に置かれた現職の責任者であった。一方で、「化主前里正大都督司□」や「邑主前里正荔非熹□」は、邑義内の肩書きとともに「前里正」とあり、前任の村落制度下の職名を記す。「前里正」を明記する 2 例のうち、前者はかつて「里正」であったが、本史料作製当時には「大都督司□」へと職名が変化しており、先述した「郷尹」や「村正」のような村落制度下の現職の責任者ではなかった。また、後者についてはそもそも現職が記されずに「前里正」とのみある。本史料中には邑義内の肩書きのみを持ち、公的な職名が記載されない者もいる以上、史料が作製された当地において「前里正」の職名をあえて示すことには一定の意味があったと考えられる。ただし、それは他地域において通用するものではなく、本史料が置かれた当地の村落内でこそ意味を持つものであった。したがって、これらの村落制度下の各責任者は、現職と前任の別はあるにせよ、ともに本史料作製地域において職務に就いた者たちとみなすことができよう。なお、本史料の中で姓が確認できるものはみな羌族姓であつ

たが、「前里正」や「村正」の就任者も同様であり（「郷尹」就任者は姓が不明）、村落制度下の責任者にも羌族姓の荔非氏が充てられていた。

第七、題名中に記載される者たち全員が、本史料作製地域に当時居住していたかは定かではない。しかし、邑義構成員の多くは荔非氏であり、碑陰の「荔非仲口」と「荔非仲祥」のように輩行関係を有する者も確認され、彼らの一部は血縁関係によって繋がっていた。また、先に指摘したように、本史料中には村落制度下の各責任者がみられ、本邑義は当地の村落（おそらくは村）を中心に組織されたものと考えられる。つまり、本史料中にみえる邑義は、地縁と血縁に基づいて組織されたものであった。

第八、本史料には紀年や願目の銘文はなく、作製年代は不明である。陝西省文物保管委員会所蔵の拓本をもとに、初めて本史料を扱った馬長寿氏の調査段階でも、紀年や願目は確認されていない。筆者が実見した限りでも、本史料の頂上部は四面上段の図像最上部と隣接していて切断痕はなく、また最下部の題名部分より下に紀年や願目があったともみなし難いように思われる。ただし、四面の題名のうち、数人の職名や姓名、またその隣に刻まれた供養人像の下半身の一部が欠損している以上、現在目視できる史料は完全なものではない。とくに題名下部は磨滅が進んでおり、西安碑林博物館所蔵の拓本では判読できた文字の一部が、すでに実物史料からは確認できなくなっている。

第九、本史料の具体的な出土地点は不明である。ただし、陝西省文物保管委員会に所蔵されていた早期の拓本は陝西省華県（現在の陝西省渭南市）でとられたことが伝わっており、1953年に陝西省博物館（現在の西安碑林博物館）に本史料が収蔵される際にも陝西省華県から収集された。また、題名中には「同官烽帥」の職名があり、「同官（県）」（現在の陝西省銅川市）の地名も確認できる⁽¹¹⁾。これらの点から、本史料は現在の陝西省渭南市から銅川市あたりで出土したものと考えられる。

以上、本史料の作製主体を明らかにするとともに、その形態や出土地域についても検討を行った。この内容を踏まえると、本史料は、関中地域において荔非氏を中核姓とする羌人主体の邑義によって作製された四面造像題名であったことが判明する。しかし、最も重要な問題は、この題名がいつの時期のものであったかという点であろう。本史料中には紀年がないため、これまでも年代比定が試みられ、北周代ないしは隋代という説が提起されてきた。果たして、その年代比定は妥当なものであろうか。この点も吟味しておく必要がある。そこで次では、本史料の年代に言及した研究を総体的に取り上げ、その具体的内容を検証していくことにしたい。

2、従来の年代比定とその問題点

本史料の年代比定は、馬長寿氏、李域錚氏、李淞氏、裴建平氏の4人の研究者によって、それぞれ個別的な関心から行われたものであった。そのため、まずはこれら四氏の見解を整理し、その内容を確認することから始めよう。

初めて本史料に注目したのは、馬長寿氏である。馬氏は1985年に刊行された『碑銘所見前秦至隋初的関中部族』（原稿は1965年に完成）の中で、羌族研究の観点から本史料を取り上げ、碑陽と碑陰の録文を提示した上でその内容を論じた⁽¹²⁾。当時はまだ著録がなかった本史料について、陝西省文物保管委員会所蔵の拓本をもとに紹介を行い、作製年代を北周の武成年間（559～561）と推定したのである。その年代比定の根拠とは、次のようなものであった。

- 1、題名にみられる「越公府行参軍」の「越公」（越国公）を宇文盛と仮定し、その就任時期から年代を北周の武成年間（559～561）と判断する。
- 2、題名中の「柱国参軍」、「記室」、「大都督司鎧」が北周の官名であることが、上記の年代を裏付けるとみなす。
- 3、題名中の「同官烽帥」は史書に記載がないが、おそらく北周では同官県の東北にある馬蘭山に烽火台を設置し、烽帥を置いたと推測する。

しかし、1980年代～1990年代初めになると、年代比定について馬長寿氏の見解とは異なる説が出されることになった。西安碑林所蔵石刻史料の整理を行う中で、本史料に解説を加えた李域錚氏の見解である。その見解は、まず李氏が主編者に名を連ねた『西安碑林書法芸術（増訂本）』の附録「西安碑林蔵石細目」に示されており、本史料の年代を隋代（581～618）と判断する⁽¹³⁾。しかし、この推定の根拠は上記の目録では不明であった。その具体的な内容が明らかとなるのは、後に李氏が編者となって刊行した『陝西古代石刻芸術』の一書からである⁽¹⁴⁾。そこでは、碑陽、碑陰の録文を提示するとともに、本史料の作製年代を隋代と判断する以下の理由が挙げられた。

- 1、供養人の肩書きは、みな北周から隋代の官名である。
- 2、隋初に越国公に封ぜられた楊素の一族はきわめて顕貴であったとし、題名中の「越公」（越国公）と楊素を関連付け、荔非氏の族人はおそらく多くが楊素の家将であったと推測する。史料に紀年はないが、隋初の作品であることは間違いないと考える。

この後、1990年代半ばには、馬長寿氏とは別の研究者によって、再び北周代説が提起された。関中北朝造像の供養人像を美術史的観点から考察する際に、実見調査を踏まえて本史料の年代比定を試みた李崧氏の見解である⁽¹⁵⁾。そこでは、馬長寿氏の録文において碑両側の供養人の題名が抜け落ちていることが指摘され、碑陽、碑陰、碑左側、碑右側の四面の録文（供養人17人分）が改めて提示された。その上で、馬長寿氏の説を一部修正して、本史料の年代を北周の保定末から建徳3年正月の前（565前後～573）と推定したのである。その根拠とはいかなるものであったか。

- 1、まず、『西安碑林書法芸術』が提起した隋代説に疑義を呈し、その根拠を不明とした上で、供養人像から判断したのではないかと推測する。
- 2、馬長寿氏の見解と同様に、題名中の「柱国参軍」、「記室」、「大都督司鑑」等を北周の官名であるとみなす。また、馬長寿氏が疑問とされた「烽帥」も北周に存在することを確認する。以上の2点から、本史料を北周代の史料と判断する。
- 3、馬長寿氏と同じく「越公」（越国公）は宇文盛を指すとした上で、宇文盛の越国公就任時期を示す各史料の記述の相違を指摘し、改めてその就任期間を武成元年（559）から建徳3年（574）正月までの間と位置づけ直す。
- 4、さらに美術史的観点から、胡服を着た供養人像が登場するのは保定末（565前後）から天和年間（566～572）のこととし、これと宇文盛の越国公就任期間との重複時期を本史料の作製年代と考える。

さらに2000年前後になると、『西安碑林全集』で本史料の解題を担当した裴建平氏によって北周代説が再論された⁽¹⁶⁾。その根拠は、次のようなものである。

- 1、「越公府行参軍」の「越公府」は、おそらく北周の宇文盛の越国公府である。
- 2、題名中の「柱国参軍」、「記室」、「大都督司鑑」等も全て北周の官名である。
- 3、上記の点と造像芸術の特徴とをあわせて分析すれば、本史料は北周時期に彫造されたことが実証できる。

ただし、裴建平氏の見解は、その内容からして馬長寿氏や李崧氏の見解に基づくものと思われ、必ずしも独自の見解とはみなせない点に注意が必要であろう。

以上、本史料の年代比定に関する従來說とその根拠を概観してきた。これまでみてきたように、作製年代についてはいまだ見解の一致をみていない。加えて、従来の理解にはいくつかの疑問点が指摘できる。

- (1) まず、本史料の年代比定を行うに際して、馬長寿氏と李域錚氏は碑陽と碑陰しか

扱っておらず、そもそも検討を行うには不十分である。また、李崧氏は、馬長寿氏の録文の不備を補うために供養人 18 人分の題名があったことを指摘して新たな録文を提示したが、実際には 17 人分の題名しか挙げておらず、李崧氏の録文にも不備がある。

(2) 馬長寿氏、李崧氏、裴建平氏は題名中の「柱国参軍」、「記室」、「大都督司鎧」等を北周の官名であるとし、李域錚氏は題名の官名全てを北周から隋のものともみなした。しかし、本史料の題名に見える官名が北周ないしは隋のものという点は全く論証されておらず、明らかではない。

(3) 馬長寿氏、李域錚氏、李崧氏、裴建平氏はともに具体的な年代比定の根拠として、「越公」（越国公）の人物特定を行っている。しかし、越国公の爵位とその受爵者は北周、隋以降にもみられ⁽¹⁷⁾、本史料の年代を北周ないしは隋と判断する根拠にはならない。そもそも本史料の具体的な作製年代が判明しない限り、「越公」（越国公）の人物特定は困難である。

(4) 馬長寿氏は題名中にみえる「同官烽帥」を北周のものと推測し、李崧氏は馬長寿氏の見解を補う意図でもって北周に「烽帥」が存在することを示した。しかし、「烽帥」自体は北周以降にも設置されており⁽¹⁸⁾、これも年代比定を行う際の決め手にはならない。

(5) 李崧氏は胡服着用の供養人像がみられることから、少なくとも北周の保定末から天和年間（565 前後～572）であるという年代の絞り込みを行った。しかし、本史料の作製主体が羌族姓の者たちである以上、時代としての特徴のみならず、史料個別の性格をも考慮すべきであろう。

従来の北周代説ないしは隋代説の最も核となる部分は、上記（2）で挙げた題名中にみえる官名の年代であった。実際には、この官名が北周ないしは隋であるという見解が成立しなければ、それを前提とした（3）の「越公」（越国公）の人物特定は困難であり、また（4）で挙げた北周における「烽帥」の確認も積極的な意味を持たない。しかし、馬長寿氏、李域錚氏、李崧氏、裴建平氏は、題名中の官名が北周ないしは隋であることを前提として年代比定を行ってきた。換言すれば、本史料の作製年代を北周や隋とみるこれまでの見解は、そのほとんどを明確な根拠を持たない推測によっていたと言えよう。なお、年代比定を行った上記の四氏とは別に、本史料は他の研究者にも利用されており、そこでは史料年代が以下のように判断されてきた。

まず、侯旭東氏は唐代の村正について述べる中で、本史料に「典坐村正荔非仲祥」とある点に言及し、馬長寿氏は北周時期のものとするが、実際には決定案とはしがたいとみる

(19)。一方で、これと対照的な見解を示したのが劉再聰氏である。劉氏は唐代の村正を考察する際に、馬長寿氏の見解に従って本史料の「典坐村正荔非仲祥」を利用し、唐代のみならず、北周にも村正が存在するとみたのであった(20)。その後、尚永琪氏も仏教邑義と村落との関係を探る中で本史料に注目し、馬長寿氏、『西安碑林書法芸術』、李淞氏の見解を引用した上で、史料年代を北周時期とみなした(21)。また最近になって、羅宏才氏が北周の造像銘を分析した際にも、本史料の年代については李淞氏の見解に従うとして、北周の「保定末年～建徳3年(565～573)」と記している(22)。

上記諸氏の見解は、みな馬長寿氏や李淞氏が提示した見解や録文をもとに出されたものであり、個別に史料内容の検討を行ったものではなかった。ただし、そこでは北周代説に疑問を呈した侯旭東氏の指摘を除き、馬長寿氏や李淞氏の所説に従って北周代説が多く支持されてきたことが窺える。先述したように、従来の年代比定の方法には多くの問題があり、そのままでは到底従うことができないものであった。しかし、この最も重要な問題が放置されたまま、本史料はこれまで村落制度研究において利用されてきたのである。

3、史料作製年代の再検討

前節では従来の諸見解に対して疑問を呈し、本史料の作製年代について改めて考察を加える必要があることを述べた。そこで以下では、本史料の題名部分に見える官名や職名に注目し、作製年代を再検討することにしたい。

(1)「大都督府長史」

まず、一つ目として取り上げるのは、「大都督府長史」とある大都督府の長史である。ここでは、「大都督府」がいつの時期のものかは不明であり、官名の時期特定は困難である。しかし、一部の可能性の排除によって、年代を絞り込むことができるように思われる。

隋文帝期の開皇2年(582)令施行時期になると(23)、それまで使用されていた北周の戎秩に基づきつつ、上柱国、柱国、上大將軍、大將軍、上開府儀同三司、開府儀同三司、上儀同三司、儀同三司、大都督、帥都督、都督の十一等級の官階を持つ散実官が再編された。また、これら散実官の下には府佐が設置されていた。その構成と定員数について、『隋書』卷28・百官志下をもとに整理すれば、次の表4のようになる(24)。

表 4 隋文帝期散実官の府佐

府主 \ 府佐	長史	司馬	諮議參軍	掾	属	功曹參軍	記室參軍	戸曹參軍	倉曹參軍	兵曹參軍	騎兵參軍	城局參軍	參軍	法曹行參軍	田曹行參軍	水曹行參軍	鎧曹行參軍	士曹行參軍	行參軍	典籤	計
上柱国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	12	2	36
柱国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	—	1	4	1	1	—	1	1	11	2	32
上大將軍	1	1	—	1	1	1	1	1	1	1	—	1	4	1	—	—	—	1	10	2	28
大將軍	1	1	—	—	—	1	1	1	1	1	—	1	2	1	—	—	—	1	10	2	24
上開府儀同三司	1	1	—	—	—	1	1	1	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	10	2	20
開府儀同三司	1	1	—	—	—	1	1	1	1	1	—	1	—	(1)	—	—	—	—	8	—	16
上儀同三司	1	1	—	—	—	—	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	12
儀同三司	1	1	—	—	—	—	1	1	—	1	—	—	—	(1)	—	—	—	—	3	—	8

府佐の並びは史料の記載順に基づき、府佐の定員がない場合には「—」を記した。

上記の表からも分かるように、散実官の中でも開府して府佐を持つことができたのは、上柱国（従一品）から儀同三司（正五品）までに制限されていた。また、それは上柱国府から儀同三司府までの府佐数を段階的に4人ずつ減らす形で構成されていたことが分かる。これによれば、そもそも大都督（正六品上）以下には府佐が設置されていなかったのである。したがって、本史料中にみえる「大都督府長史」は、少なくとも開皇2年令施行時期（開皇2年7月から大業3年4月の間）の官制によったものではないことが明らかとなる。

(2) 「大都督司鎧」と「大都督司兵」

二つ目は、「大都督司鎧」、「大都督司兵」とある大都督府の司鎧（参軍事）と司兵（参軍事）である。北朝隋初の州や府には、その僚佐として某曹参軍（参軍事）が設置されていた⁽²⁵⁾。その後、開皇3年（583）4月になると、『隋書』巻28・百官志下に、

〔開皇〕三年四月、詔…刺史・県令三年一遷、佐官四年一遷。佐官以曹為名者、並改為司。

〔開皇〕三年四月、詔すらく…刺史・県令三年に一遷し、佐官四年に一遷せしむ。佐官の曹を以て名と為す者は、並びに改めて司と為す。

とあるように、州佐の某曹参軍は司某参軍に改められた。もう一方の府佐の名称については判然としないものの、隋代の王府や禁衛でも、開皇3年以後に某曹参軍が司某参軍と改称されており⁽²⁶⁾、府佐も州佐と同様であろうことは推察できる。ただし、会田大輔氏が指摘するように、石刻史料中において司某参軍と某曹参軍はときに混用されており、隋代の開皇3年以降には北周の某曹参軍を司某参軍に読み替えた事例がみられる⁽²⁷⁾。そのため、

開皇 3 年以降における司某参軍と某曹参軍の混用については注意が必要であろう⁽²⁸⁾。

とはいえ、州佐や府佐の中に司某（参軍）が登場するのは開皇 3 年 4 月以降のことであり、司某参軍と某曹参軍の混用が生じるのもこれ以降の現象である。したがって、本史料にみえる「大都督司鎧」、「大都督司兵」は、少なくとも開皇 3 年 4 月以降の官名と判断できる。なお、先の（1）で検討したように、開皇 2 年令施行時期には散実官である大都督の下に府佐が設置されておらず、上記の大都督府の司某（参軍）もこの時期のものではない。

（3）「郷尹」

三つ目に取り上げるのは、「郷尹」である。本史料に登場する「郷尹」とは、「郷の尹（長）」の意味であり、郷正ないしは郷長の別称と考えられる。唐代郷里制下では里正の別称の一つとして「里尹」の呼称が通用されており⁽²⁹⁾、「郷尹」もこれと同様の表記方法とみなせよう。郷に対して郷正（郷長）が設置されたのは、『隋書』卷 2・高祖紀下に、

開皇九年春二月…丙申、制五百家為郷、正一人、百家為里、長一人。

開皇九年春二月…丙申、制して五百家を郷と為し、正は一人、百家を里と為し、長は一人。

とあるように、隋開皇 9 年（589）2 月における郷里制の制定以降であった⁽³⁰⁾。そのため、本史料の記述もそれ以降の村落制度を反映したものとなる。それでは一方で、郷正（郷長）設置の下限を定めることは可能であろうか。

隋代郷里制下の郷に置かれた郷正は、唐朝成立後にも引き続き設置されていた。この点については、『旧唐書』卷 45・輿服志所引の武徳 7 年衣服令の規定が参考になろう⁽³¹⁾。

武徳令…諸州県佐史・郷正・里正・岳瀆祝史・斎郎、並介幘、絳構衣。

武徳令…諸州県の佐史・郷正・里正・岳瀆祝史・斎郎は、並びに介幘、絳構衣とす。すなわち、武徳 7 年令では州県の佐史や里正等とともに、郷正の着用する公服もが定められていたのである。ここから、唐初にも依然として郷正が設置されたことが知られよう。しかし、その後になると、『通典』卷 33・職官 15・州郡下・郷官に、

貞観九年、每郷置長一人、佐二人。至十五年省。

貞観九年、郷毎に長一人、佐二人を置く。十五年に至りて省く。

とあるように、貞観 9 年（635）に郷長と郷佐が設置され、貞観 15 年（641）にはこれらも廃止されたという。また、『旧唐書』卷 3・太宗紀下では、郷長設置の期間をより具体的

に記しており、貞観9年3月から同15年11月までとする⁽³²⁾。

これらの点を踏まえて、唐代における郷の責任者の制度的変遷をまとめれば、以下のようになろうか。武徳7年令では郷正の公服に関する規定がみられるように、隋代郷里制以来の郷正が依然として設置されていた。しかし、武徳令施行中の貞観9年3月には、郷正に代わって郷ごとに郷長と郷佐が置かれることになった。そのため、この後に編纂された貞観11年(637)令には、郷長や郷佐に関する規定が存在したと推測される。しかし、貞観令施行中の貞観15年11月に郷長、郷佐の制度的な廃止が行われた。そのため、これより後の法規定上においても郷の責任者に関する記載をみることができず、唐代村落制度の最も詳細な規定を今に伝える『通典』巻3所引開元25年令逸文でも郷正(郷長)の存在は確認することができず、郷より下部の村落組織に設置された里正や坊正・村正に関する規定がみられるのみであった⁽³³⁾。したがって、このような制度的変遷に基づくならば、唐代の郷に郷正もしくは郷長が設置されていた年代の下限は、貞観15年11月に設定されることになろう。

しかし、上記の内容とその後の村落制度下の実際の状況は、必ずしも一致していなかった。それを明確に示すものとして、垂拱4年(688)11月の紀年を有する「程丞及妻苗氏墓誌」の記述は注目されよう⁽³⁴⁾。

公、諱丞、字祧、広平郡人。昔祖上党太守、子孫因而卜居、今為屯留人也。曾祖侯、太原丞。…祖貢、許州功曹、上護軍。…徵為邢州別駕。…父、凝心淨域、託意慈船、転読大乘、室無虚月。…〔公〕任郷長数年、氷鏡自居、貞心潔路、求瘼恤隱、境蹕迎紛、字撫有方、俗歌来晩。不謂、微霜早墜、先彫特秀之花、嚴風慳扇、遂折翹林之幹。天道無徵、哲人斯逝。以垂拱二年三月、卒于里宅。春秋卅有一。夫人、苗公之女。…垂拱四年十一月 日、合葬于村西原。之礼也⁽³⁵⁾。

公、諱は丞、字は祧、広平郡の人なり。昔祖は上党太守、子孫因りて卜居し、今屯留の人と為るなり。曾祖は侯、太原丞。…祖は貢、許州功曹、上護軍。…徵ぜられて邢州別駕と為る。…父、心を淨域に凝らし、意を慈船に託し、大乘を転読し、室に虚月無し。…〔公〕郷長に任ぜらるること数年、氷鏡自居し、貞心路を潔くす。求瘼して隱を^{うれ}恤い、境蹕して紛を迎え、有方を字撫し、俗来ること晩きを歌う。謂わざりき、微霜早に墜ちて、先に特秀の花を彫^{しほ}ませ、嚴風慳く扇ぎて、遂に翹林の幹を折るを。天道徵無く、哲人斯に逝く。垂拱二年三月を以て、里宅に卒す。春秋は卅有一。夫人、苗公の女なり。…垂拱四年十一月 日、村西原に合葬す。之礼なり。

誌主の姓名は程丞、字は祧、垂拱 2 年（686）3 月に 31 歳で死去しているので、生年は顯慶元年（656）である。墓誌では、遠祖が上党太守に就任した後に子孫は「屯留の人」となり、曾祖父の程侯は太原丞、祖父の程貢は許州功曹や邢州別駕であったことを伝える。一方で、父は仏教を篤く信仰したものの、官職には就いておらず、その息子である程丞も同様であった。ただし、誌文中に「郷長に任ぜらるること数年」とあるように、程丞は唐代の郷長に数年の間就任していたのである。「任郷長～来晩」の箇所は、誌主の郷長就任時の活動を讃える文章であり、この点は地方州県官を顕彰する際に使用される「俗歌来晩」の表現からも明らかである⁽³⁶⁾。郷長就任者は官人ではないが、墓誌では一郷の長として地方官と同様の表現が採られたのであろう。この後はすぐに誌主の早逝を悼む記述に移り、垂拱 2 年 3 月に里宅で亡くなったとある。

この墓誌の記述に基づくならば、程丞は垂拱 2 年 3 月の死去時ないしはその直前まで郷長に在職していたことが窺われよう。また、高宗期の顯慶元年に生まれ、儀鳳元年（676）に 21 歳の成丁年齢⁽³⁷⁾を迎えている程丞が「郷長に任ぜら」れたことから、制度的な廃止が行われたとされる貞観 15 年 11 月より後にも、現地では依然として郷長の任用が行われていたことが判明する。そのため、唐代郷長の具体的な事例を検討する際には、前掲の『通典』や『旧唐書』に残る制度的廃止の年代に完全には依拠することができない。

ただし、唐衣服令をみると、『旧唐書』巻 45・輿服志所引の武徳 7 年衣服令（前掲）にある「州県佐史、郷正、里正、岳瀆祝史・斎郎」の公服規定が、『通典』巻 108・礼 68・開元令纂類 3・序例下・君臣冕服冠衣制度の注文所引の開元 25 年衣服令では「州県倉督・市令、県録事、佐史、里正、岳瀆祝史・斎郎」を対象としたものに改められていた⁽³⁸⁾。すなわち、武徳 7 年令には存在した「郷正」の文言が、遅くとも開元 25 年令までには削除されていたのである。また、原則開元 25 年令とされる北宋天聖令附載の「不行唐令」でも、里正（田令唐 25 条、賦役令唐 10 条、賦役令唐 15 条、雑令唐 15 条）、坊正（賦役令唐 15 条、雑令唐 15 条）、村正（賦役令唐 18 条）に関する規定は存在するが、郷正・郷長に関わる規定は 1 例もみられず⁽³⁹⁾、この結果は『通典』巻 3 所引開元 25 年令と一致する。

以上の内容を踏まえれば、貞観 15 年 11 月に郷長が一律に廃止されたとは判断できないものの、その後の開元 25 年令段階ではすでに郷長の設置が想定されていないことは明らかである。しかし、現時点では唐代における郷長廃止の具体的な時期を特定することは難しく、ここでは郷正が設置された隋開皇 9 年 2 月以降という年代のみが利用できよう。

(4)「柱国参軍」

四つ目として、「柱国参軍」とある柱国府の参軍（参軍事）に注目したい。柱国府への参軍設置に関する時代ごとの状況を示せば、次のようになろう。

まず、北周では戎秩の柱国大將軍の府佐として参軍（正三命、定員不明）が設置されていた⁽⁴⁰⁾。また、隋の開皇令施行時期にも、戎秩をもとに再編した散実官の柱国の府佐として参軍（視正八品、定員 4 人）が置かれていた（前掲表 4 参照）。しかし、その後の大業令施行時期には、煬帝の官制改革によって散実官を散職へと改名改編した結果、散実官の「柱国」の官名そのものが廃止されたのである⁽⁴¹⁾。

唐初時期の状況は詳らかにし難いものの、かつて李錦繡氏によって注目された、唐「郎穎碑」（貞観 5 年 10 月建碑）の碑陰題名の跋文は一つの手がかりとなろう。欧陽脩撰『集古録跋尾』巻 5・「唐郎穎碑陰題名」には、郎穎（字楚之）が持っていた「柱国府僚佐」の官職と人数が、以下のように列挙される⁽⁴²⁾。

柱国府長史・司馬・掾・属各一人、諮議記室・司倉・司功・司戸・司兵・司鑿・司法・司田・司士参軍事各一人。又有参軍事五人、行参軍十人、典籤三人。…穎、以貞観四年卒。

柱国府長史・司馬・掾・属は各一人、諮議記室・司倉・司功・司戸・司兵・司鑿・司法・司田・司士参軍事は各一人。又た参軍事五人、行参軍十人、典籤三人有り。…穎、貞観四年を以て卒す。

郎穎は、武徳 4 年（621）に竇建徳の下から唐に帰還すると老年をもって致仕し、貞観 4 年（630）に 80 歳で亡くなり⁽⁴³⁾、その後の貞観 5 年（631）10 月に本碑が建立された。その際、碑陰に列挙された郎穎の柱国府には参軍 5 人が含まれていたのである。

ここで問題となるのは、これら柱国府の府佐がいつの制度に基づいて設置されたかという点であろう。武徳 4 年致仕時の制度であれば、隋開皇令時期の官制を利用している可能性が高く、貞観 4 年の死去時であれば、武徳 7 年令に基づくものと考えられる。そこで、李錦繡氏は、開皇令では存在した府佐の城局参軍が武徳年間には廃止されており、それが郎穎の柱国府にも確認されない点を踏まえ、一つの解釈を提示した⁽⁴⁴⁾。武徳 4 年の郎穎致仕時は隋の官制によったため、柱国（勳官）によって府佐を保有することができ、その後の武徳 7 年令による新たな調整を経つつ、郎穎の下には柱国府の府佐が設置されていたとみなしたのである。これら郎穎の柱国府の府佐の記述が、郎穎の致仕時ないしは死去時のいずれを反映したものであったかは、実のところ判断が難しい。それは史料原文がすでに

確認できず、跋文のみに拠らざるをえないためでもある。しかし、「郎穎碑」の事例によって、いずれにせよ唐初時期の柱国府にも参軍が設置されていたことは確かめられよう。

唐初には存在した柱国府の参軍は、その後に姿を消すことになった。敦煌発見「永徽東宮諸府職員令残卷」には、勳官である柱国の下に設置される府佐とその定員数が表 5 のように定められていたのである⁽⁴⁵⁾。

表 5 「永徽東宮諸府職員令残卷」にみえる柱国府の府佐

	長史	記室参軍	功曹参軍	倉曹参軍	行参軍	典籤	計
柱国帯職事官 2 品以上	1	1	1	1	4	2	10
柱国帯職事官 3 品	1	1	1	—	2	2	7
柱国帯職事官 4 品	—	1	—	—	2	2	5
柱国帯職事官 5 品	—	1	—	—	1	1	3

府佐の並びは原文書の記載順による。府佐の定員がない場合には、「—」を記した。

ここで示したように、永徽 2 年（651）令施行時期には柱国かつ職事官 5 品以上の者のみ府佐が設置されており、勳官の柱国のみでは開府できなくなっていた。さらに注目すべきは、柱国府にはすでに参軍が設置されていないことであろう。唐代に勳官府佐を含む視品官そのものが衰退していくなか、先述の唐「郎穎碑」に反映された唐初時期から永徽 2 年令までのいずれかの段階において、柱国府の府佐の中から参軍が削られていたのである⁽⁴⁶⁾。

以上の検討結果をもとに、本史料にみえる「柱国参軍」が設置された時期を求めれば、隋大業 3 年（607）4 月から唐武徳元年（618）6 月までの大業令施行時期ではなく、また唐永徽 2 年（651）9 月の永徽令施行よりも前の時期であったことが明らかとなる。

（5）「大都督府」

これまでに取り上げてきた（1）～（4）の検討結果をひとまずまとめると、（1）開皇 2 年 7 月から大業 3 年 4 月の間ではない、（2）開皇 3 年 4 月以降であり、開皇 2 年 7 月から大業 3 年 4 月の間ではない、（3）開皇 9 年 2 月以降である、（4）大業 3 年 4 月から武徳元年 6 月の間ではなく、永徽 2 年 9 月以前である、ということになる⁽⁴⁷⁾。これらの年代全てが矛盾することなく適合する範囲を示せば、唐代の武徳元年（618）6 月から永徽 2 年（651）9 月までとなろう。これを踏まえることで、本史料中に「大都督司鎧」、「大都督司兵」、「大都督府長史」として登場した大都督府は、唐初時期のものであったことが判

明する。そこで、唐代における大都督府の設置開始時期をみれば、『唐会要』巻 68・都督府に、

武徳七年二月十二日、改大総管府為大都督府。

武徳七年二月十二日、大総管府を改めて大都督府と為す。

とあるように、武徳 7 年（624）2 月 12 日以降のことであった。これと先に示した年代とを併せれば、武徳 7 年（624）2 月～永徽 2 年（651）9 月という年代が導き出される。

ただし、大都督府は武徳 7 年 2 月に一律に設置されたものではなく、対象地域や設置期間にも偏りがあった。そのため、大都督府の具体的な設置事例についても確認しておく必要がある。武徳 7 年から永徽 2 年までの間において、大都督府が置かれた地域とその設置期間を『旧唐書』地理志をもとに示したものが、次の表 6 である⁽⁴⁸⁾。

表 6 武徳 7 年から永徽 2 年までの大都督府の設置事例

No.	地域	設置期間	典拠史料
1	幽州	武徳 7 年（624）～武徳 9 年（626）	巻 39・地理志 2・幽州大都督府条
2	荊州	武徳 7 年（624）～貞観 2 年（628）	巻 39・地理志 2・荊州江陵府条
3	安州	武徳 7 年（624）～貞観 6 年（632）	巻 40・地理志 3・安州中都督府条
4	広州	武徳 7 年（624）～貞観中（627～649）	巻 41・地理志 4・広州中都督府条
5	并州	武徳 7 年（624）～？	巻 39・地理志 2・北京太原府条
6	楊州	武徳 9 年（626）～貞観 10 年（636）	巻 40・地理志 3・楊州大都督府条
7	鄜州	貞観 6 年（632）～貞観 9 年（635）	巻 38・地理志 1・鄜州条
8	潞州	貞観 8 年（634）～貞観 10 年（636）	巻 39・地理志 2・潞州大都督府条

表中の事例は、大都督府設置時期の順に並べた。典拠史料の巻数は『旧唐書』の巻数を指す。

この時期には、表中の 8 地域において大都督府が設置されていた。唐代における大都督府設置の最も早い事例は武徳 7 年であり（表 5 の No.1、2、3、4、5）、この結果は先の『唐会要』の記事を裏付けよう。なお、本史料は現在の陝西省渭南市～銅川市あたりで出土したものと考えられるが、これと近接する地域を管轄した大都督府として、貞観 6 年（632）から同 9 年（635）の間に設置されていた鄜州大都督府（表 5 の No.7）が挙げられる。ただし、本史料には大都督府名を明記していないため、この点は明らかにならず、本史料中の「大都督府」にあたる可能性の一つとして指摘するに止めておきたい。

（6）「前里正」

次に取り上げるのは、題名中にみえる「前里正」の職名である。北周の村落制度については、これまで西魏大統 10 年（544）頃より北魏以来の三長制に代わって族・党一閭・里

の村落組織に基づく二長制が行われ、これが北周にも継承されたと言われる⁽⁴⁹⁾。しかし、史料制約が大きく、現在でもその具体的な内容は不詳とせざるをえない。そのため、ここでは本史料の「前里正」と隋代以降の村落制度との対応をみていくことにしたい。本稿第1章の検討も踏まえ、隋唐代における里の責任者の変遷をまとめれば、次の通りである。

隋代の開皇2年令施行時期には、隋初三長制が行われていた。隋初三長制とは、畿内では族(100家)―閭(25家)―保(5家)、畿外では党(100家)―里(25家)―保(5家)という、それぞれ三段階の構成を持つ村落制度である。そこに、畿外25家の長として「里正」が設置されていた。この後、南朝陳平定後の開皇9年2月に施行された隋代郷里制では、それまでの村落組織を改編して郷(500家)―里(100家)に基づく村落制度が行われ、里の責任者として「里長」が置かれた。隋代郷里制が施行されていた時期には、文献史料、出土史料ともに「里長」の呼称のみがみられ、それが一貫して使用されている。しかし、『旧唐書』巻45・輿服志所引の武徳7年衣服令(前掲)には「里正」の呼称が登場しており、唐代の武徳7年令ではすでに里の責任者が「里長」から「里正」へと変化していた。これ以降、唐代では里の責任者の公的名称として「里正」が使用されている⁽⁵⁰⁾。

このような里の責任者の変遷に基づけば、隋代では関中地域の村落制度に「里正」は存在せず、それが登場するのは唐代以降のことであった。この検討結果は、先に導き出した武徳7年2月～永徽2年9月という年代とも適合する。なお、これらの年代を踏まえることで、題名中にみえる「前里正」とは、唐代郷里制下に設置された里正の前任者であったことが判明しよう。

本節では、題名部分に刻まれた官名や職名を手がかりとして、作製年代の再検討を行った。その結果、本史料の作製年代は、従来考えられてきた北周代や隋代ではなく、唐代の武徳7年(624)2月から永徽2年(651)9月の間であることが明らかとなった。本史料の具体的な作製年月の特定は難しいものの、もはや唐初時期のものであることは間違いのない。すなわち、ここに唐初村落制度に関わる「新史料」が発見されたのである。

4、題名中にみえる村落制度

(1) 北周村落制度説の否定

かつて本史料の調査や整理を行った馬長寿氏、李城錚氏、李崧氏、裴建平氏は、みな題名中にみえる村落制度の内容には注目しておらず、年代比定が行われた際にもその部分が

取り上げられることはなかった。しかし、その後になると、馬長寿氏や李淞氏の録文、年代比定に基づいて、本史料は北周の村落制度の事例として扱われるようになった。

まず、劉再聡氏は、本史料にみえる「村正」の事例をもとに、北周にも村正が設置されたとみなした⁽⁵¹⁾。また、尚永琪氏は、本史料に「村正」と「前里正」の題名がみられることから、北周では国家が管轄する末端組織の里と自然集落である村において、ともにそれを管理する組織が存在したという⁽⁵²⁾。さらに、羅宏才氏は、本史料を北周の武成2年(560)の史料(年代の根拠は不明—筆者注)と記した上で、「前里正」の題名が碑側にある反面、「村正」の題名が「碑正面(碑陽)」(本章の分類では碑陰にあたる—筆者注)の顕要な位置を占めていると考え、職務を離れた前任の里正の身分は現職の村正には遠く及ばなかったと論断したのである⁽⁵³⁾。

しかし、これまでの検討によって明らかにしたように、本史料は武徳7年2月から永徽2年9月の間に作製された唐初時代の史料であった。したがって、劉再聡氏、尚永琪氏、羅宏才氏のように、本史料題名中の記載をもとに北周の村落制度について考えることはできない。また、羅宏才氏のように、題名の配置から現職の村正と前任の里正との間に上下関係を想定することも無理であろう。先に指摘したように、題名中では公的な職名よりも邑義内での肩書きが優先されており、題名の配置もそれに沿うものであった。さらに羅氏は、李淞氏の碑面分類に依拠して村正の題名が「碑正面」に配置されたとするが、本章で訂正したように、村正が登場するのは正しくは碑陰の題名である。要するに、本史料中の村落制度に関する従来の解釈は、史料そのものに対する不十分な理解に基づいており、いずれも従うことができないものであった。

これまで北齊、隋では、村正の存在は確認されていない。また、劉再聡氏や尚永琪氏が想定した北周における村正の設置も、本章での検討によって、その唯一の事例が消滅することになった。つまり、現時点では北齊、北周、隋の村落制度下において、村正の設置された事例を確認することはできないのである。

(2) 唐初時代の村正設置

北齊、北周、隋の村落制度では確認されないものの、唐代になると村正は多くの史料中において確認できるようになる。しかし、唐代における村正の設置開始時期は不明であり、これまでの研究では村正が唐初より存在したかという点さえ明らかではなかった。

かつて、唐初から郷正(郷長)や里正、坊正、村正が設置されていたことを確認しよう

とした中村治兵衛氏は、その最も早い事例として『唐会要』巻 41・雜記所引貞觀 16 年 (642) 10 月 26 日詔を挙げ、そこにみえる当時の地方社会に関する記載に注目した⁽⁵⁴⁾。

盜賊之作、為害実深。州県官人、多求虚誉、苟言盜發、不欲陳告。村郷長正、知其此情、逡相勸止、十不言一。仮有被論、先効物主、爰及鄰伍、久嬰縲紲。

盜賊の作るは、害を為すこと実に深し。州県の官人は、多く虚誉を求め、苟くも盜發すと言うも、陳告するを欲せず。村郷の長正、其此の情を知るも、逡いに相止むを勧め、十に一を言わず。仮に論ぜらるること有れば、先に物主を効し、爰に鄰伍に及び、久しく縲紲に嬰る。

すなわち、貞觀 16 年 10 月 26 日詔の「村郷長正」、「爰及鄰伍」とある部分をもとに、唐初の郷村（郷里）にはすでに長や正が置かれ、隣保とともに存在したとみたのである。また、近年でも唐代村正の設置時期を検討した谷更有氏は、この詔文を利用し、村正の設置は貞觀 15 年の郷長、郷佐の廃止後に行われたと推測している⁽⁵⁵⁾。さらに、劉再聰氏も上記の詔文の「村郷長正」は主に「村正長」を指すとみなした⁽⁵⁶⁾。

しかし、すでに岡野誠氏が指摘するように、貞觀 16 年 10 月 26 日詔は「村郷長正」と記すのみで、必ずしも「村正」を明示したのではなく、唐初に村正が存在したことを示す根拠にはならない⁽⁵⁷⁾。つまり、この太宗期の詔文からは、村正設置の有無を知ることはできないのである。

そこで、唐代の村正が登場する早期の史料を改めて示せば、『通典』巻 9・食貨 9・錢幣下所引の永淳元年 (682) 5 月勅が挙げられよう。私鑄錢者が出た際には、

其鑄錢処、鄰保配徒一年、里正・坊正・村正各決〔杖〕六十。

其れ鑄錢するの処、鄰保は徒一年に配し、里正・坊正・村正は各おの〔杖〕六十に決す。

とあり、該当する区域を担当する里正や坊正、村正もが処罰の対象となったのである。この勅文とほぼ同文は、『宋刑統』巻 26・私鑄錢条所引の「刑部格勅」にもあり、該当箇所は「其鑄錢処、鄰保配徒一年、里正・坊正・村正各決杖六十」と同様であった。

しかし、永淳元年 5 月勅の後に發布された、敦煌出土の神龍元年 (705) 「散頒刑部格」残巻では、私鑄錢者に対する処罰規定において、「其鑄錢処、隣保処徒一年、里正・坊正各決杖一百」とあり⁽⁵⁸⁾、『通典』所載の永淳元年 5 月勅や『宋刑統』所引の「刑部格勅」とは内容が相違する。上記二史料と神龍元年「散頒刑部格」残巻とを比較すれば、里正や坊正への処罰の重さが異なるとともに、後者には村正が含まれていない⁽⁵⁹⁾。そのため、高宗

期から武周時期にかけての私鑄錢処罰規定中における村正記載の有無にはやや不自然な点が残ったのである。また、仮に『通典』巻9の記載に従うにせよ、村正が確認される時期は高宗期末の永淳元年5月以前には遡りえず、この勅文の記載を裏付ける他史料も確認されてこなかった。

このようななかにあつて、本史料の題名は、唐代村正の設置を示す最も早い時期の事例として注目すべきものであろう。これまで北周代や隋代と考えられてきた本史料の作製年代を、武徳7年2月から永徽2年9月の間と位置づけ直した結果、唐初時期における村正の設置が明らかとなったのである。

(3) 唐初村落制度下における郷一里と村の並置

これまでの検討によって、現時点では北齊、北周、隋の村落制度下に村正の存在はみられないこと、一方で唐初の村落制度下にはすでに村正が設置されていたことを明らかにしてきた。最後に、本史料が示唆する唐初村落制度構造の一端についても言及しておきたい。

本史料の題名中には、碑陽に現職の郷正ないしは郷長1人、碑左側に前任の里正2人、碑陰には現職の村正1人が登場しており、それらが本史料作製地域においてともに存在したことが確認される。これまでも中村治兵衛氏によって、唐初時期に郷長と里正がともに存在したことは指摘されていた⁽⁶⁰⁾。その際に注目された、欧陽脩撰『集古録跋尾』巻5・「唐皇甫忠碑」(貞観14年)の跋文では、太宗時期の泰州龍門県令であった皇甫忠の徳政碑について以下のように記す⁽⁶¹⁾。

今碑後列県人姓名、有録事、郷長、郷老、里正、県博士、助教、佐史等。

今碑後に県人の姓名を列ね、録事、郷長、郷老、里正、県博士、助教、佐史等有り。すなわち、本碑の碑陰には建碑に関与した龍門県下の人名を列挙した題名があり、そこに県録事や郷老などとあわせて、郷長と里正が刻まれていたのである。したがって、貞観14年(640)には郷長と里正がともに同地域内に設置されていたことが知られよう。一方で、唐代の郷正や郷長が村正とともに存在した事例は確認されず、この点は不詳であった。しかし、本史料によって、唐初時期に郷正ないしは郷長と村正がともに設置されていたことも明らかになったのである。

本史料題名中にみえる郷正ないしは郷長と村正は現職であり、史料作製当時(具体的な時期は未特定、武徳7年2月から永徽2年9月の間)において、郷や村で職務に就いていた者たちである。また、先述したように、前任の里正2人はこれより前に唐代郷里制下の

里正として活動した者たちであった。そのため、現職の里正は彼らとは別に存在したと考えられよう。しかし、当地の里には、すでに本史料作製以前より里正が設置されていたのである。以上の点を踏まえれば、唐初の関中地域にはすでに郷一里と村が並置され、そこに郷正ないしは郷長、里正、村正といった村落制度下の各責任者が設置されていたことが知られよう。つまり、唐初の村落制度下には、すでに郷一里と村を並置する二重構造の存在していたことが看取されるのである。

おわりに

本章では、西安碑林博物館所蔵「荔非明達等四面造像題名」（無紀年）の史料的性格を明らかにし、その作製年代について再検討を行った上で、本史料題名中にみえる村落制度の内容を論じてきた。その検討結果についてまとめれば、以下のようになる。

- ①「荔非明達等四面造像題名」の史料的性格については、これまで十分な検討が行われておらず、不明瞭であった。しかし、基本情報の再整理と題名部分の分析を行った結果、本史料は関中地域において荔非氏を中核姓とする羌人主体の仏教邑義によって作製された四面造像題名であることが判明した。
- ②本史料は早くより北周代や隋代の史料とみなされてきたが、その年代比定は多分に推測を含むものであった。そこで、改めて本史料四面下部の題名に記載された職名や官名をもとに年代比定を行うと、本史料の作製年代は唐代の武徳 7 年（624）2 月から永徽 2 年（651）9 月の間に位置づけられる。
- ③従来の研究では、一部の先行研究が提示した年代に依拠して、本史料を北周代のものとして扱ってきた。とりわけ、題名中にみえる村落制度の記載は、北周村落制度の事例として注目され、その内容が論じられてきた。しかし、本史料は唐初時期のものであり、これをもとに北周の村落制度について考えることはできない。
- ④これまで北齊や隋では村正の存在が確認されないものの、北周については本史料の事例をもとに村正の設置が想定されてきた。しかし、上記の検討によって、北周村正の唯一の事例は消滅することになった。そのため、現時点では北齊、北周、隋の村落制度下において村正の設置は確認できないことになる。
- ⑤唐代には各種の史料中において村正の記載がみられるが、その設置開始時期は不明であり、これまで唐初より村正が存在したか否かも判然としなかった。しかし、本史料

の作製年代を位置づけ直した結果、唐代村正の最も早い時期の事例が確認されることになり、唐初時期における村正の設置が明らかとなった。

⑥唐代村落制度下における郷一里と坊・村を並置した二重構造が、唐初より存在したかはこれまで定かではなかった。しかし、本史料の題名によって、唐初の関中地域には郷一里と村が並置され、そこに郷正ないしは郷長、里正、村正といった村落制度下の各責任者が設置されていたことが明らかとなった。したがって、唐初村落制度下には、すでに郷一里と村を並置する二重構造が存在していたことを看取しうる。

隋代から唐代へと至る村落制度の変遷を考えると、その狭間に位置する唐初村落制度の解明は重要な意味を持つ。しかし、史料的な制約によって、その内容はこれまで不明とならざるをえなかった。本章ではこの課題を解く試みとして、「荔非明達等四面造像題名」を手がかりに、唐初の村落制度について検討を行った。この時期の村落制度の具体的内容はいまだ不明瞭であるが、上記の検討によってその一端は明らかになったと思う。それでは、唐初時期に繋がる武周時期（則天武後の治世）においても、このような村落制度の形態は確認できるのであろうか。次では、これについて検討を加えることにしよう。

注

- (1) 唐代村落制度の二重構造については、石母田正「古代村落の二つの問題」（『石母田正著作集』第1巻、1988年所収、初出1941年）257～258頁、曾我部静雄「令制より見たる日華村落の成立過程」（『文化』2-1、1950年）196～198頁、清水盛光『中国郷村社会論』（岩波書店、1951年）第1編「郷村統治の原則と自然村」、宮崎市定「中国における村制の成立—古代帝国崩壊の一面—」（『宮崎市定全集7・六朝』岩波書店、1992年所収、初出1960年）53～55頁を参照。
- (2) 開元25年戸令への比定は、仁井田陞『唐令拾遺』（東京大学出版会、1964年復刻版、初版1933年）215～218頁（一丙条）、222頁（五条）、および仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補—附唐日両令対照一覧—』（東京大学出版会、1997年）519～520頁（一丙条）、522頁（五条）を参照。
- (3) 表1で扱った文献とその略号を初出年代の順に示す。【馬長寿】：馬長寿『碑銘所見前秦至隋初的関中部族』（広西師範大学出版社、2006年、初版は1985年に中華書局より刊行）5頁および72～73頁。なお、本書の邦訳として、馬長寿著、氣賀澤保規訳・序文、梶山智史翻訳協力『碑刻史料からみた前秦隋初期の関中部族（翻訳稿）』（平成15年度～平成17年度科学研究費補助金（基盤研究（B））

- 成果報告書、2005年)があり、併せて参照した。[陝西省博物館]: 陝西省博物館・李域錚・趙敏生・雷冰編『西安碑林書法芸術(増訂本)』(陝西人民美術出版社、増訂本第1版1989年、初版1983年) 附録「西安碑林蔵石細目」406頁。[李域錚]: 李域錚編『陝西古代石刻芸術』(三秦出版社、1995年) 56～57頁。[李淞]: 李淞「関中北朝造像碑研読札記」(『長安芸術与宗教文明』中華書局、2002年所収、初出1995年) 345～349頁。[高峽]: 高峽主編『西安碑林全集』(広東経済出版社・深圳海天出版社、1999年) 卷106・造像題記、148～151頁(史料解題は裴建平氏執筆)。[陳忠凱等]: 陳忠凱・王其禕・李拳綱・岳紹輝編『西安碑林博物館蔵碑刻総目提要』(線装書局、2006年) 156頁。[趙力光]: 趙力光主編『長安仏韻—西安碑林仏教造像芸術—』(陝西師範大学出版社、2010年) 34頁。
- (4) 馬長寿氏は、像主の名前が磨滅して判読できず、姓名が確認できる「荔非明達」を代表させて史料名を定めたという。前掲注(3)馬長寿『碑銘所見前秦至隋初的関中部族』73頁。
- (5) 羅宏才『中国仏道造像碑研究—以関中地区為考察中心—』(上海大学出版社、2008年) 248～262頁参照。
- (6) 呂義内の肩書きは、山崎宏「隋唐時代に於ける義邑及び法社」(『支那中世仏教の展開』清水書店、1942年所収、初出1933年)、劉淑芬「五至六世紀華北郷村的仏教信仰」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』63-3、1993年)、郝春文「専門従事仏教活動的民間団体及其与仏教的關係」(『中古時期社邑研究』新文豊出版公司、2006年所収)、倉本尚徳「北朝造像銘にみる道仏二教の關係—関中における呂義の分析を中心に—」(『東方宗教』109、2007年)の諸論文を参照。
- (7) 姚薇元『北朝胡姓考(修訂本)』(中華書局、修訂第2版2007年、初版1962年) 外篇第5、359～360頁、363～364頁を参照。
- (8) 前掲注(3)馬長寿『碑銘所見前秦至隋初的関中部族』73頁参照。
- (9) 前掲注(3)李域錚編『陝西古代石刻芸術』57頁、前掲注(3)李淞「関中北朝造像碑研読札記」347頁、前掲注(3)高峽主編『西安碑林全集』卷106・造像題記、148頁を参照。
- (10) 前掲注(3)陳忠凱・王其禕・李拳綱・岳紹輝編『西安碑林博物館蔵碑刻総目提要』156頁。
- (11) 唐代では州県にも烽が設置される場合があり、それらの烽は州県官による管理を受けた。程喜霖『漢唐烽堠制度研究』(聯経出版社、1991年) 277～281頁参照。本史料の事例でも、烽名には「同官(県)」の地名を冠しており、県に設置された烽と考えられる。
- (12) 前掲注(3)馬長寿『碑銘所見前秦至隋初的関中部族』72～73頁。本書は1971年に著者が逝去した後、1985年になって刊行されたものである。ただし、本書の原稿は1963年に書き上げられ、後の1965年7月には補訂を加えて完成していた。これについては、「校後補記」(本書109～110頁)を参照。

- (13) 前掲注(3) 陝西省博物館・李域錚・趙敏生・雷冰編『西安碑林書法芸術(増訂本)』406頁参照。
- (14) 前掲注(3) 李域錚編『陝西古代石刻芸術』56～57頁。
- (15) 前掲注(3) 李崧「関中北朝造像碑研読札記」345～349頁。
- (16) 前掲注(3) 高峽主編『西安碑林全集』巻106・造像題記、148頁。
- (17) 例えば、唐代の越国公就任者として、汪華(武徳4年9月、『冊府元龜』巻164・帝王部・招懐第二)、馮盎(武徳5年、『新唐書』巻110・馮盎伝)、鍾紹京(景龍4年6月、『旧唐書』巻7・睿宗紀)、葉法善(先天2年、『旧唐書』巻191・葉法善伝)、李峴(宝応2年正月、『旧唐書』巻11・代宗紀)などが挙げられよう。
- (18) 隋代の烽帥は不明であるが、唐代の烽帥は、前掲注(11) 程喜霖『漢唐烽堠制度研究』225～230頁に詳論される。
- (19) 侯旭東「北朝郷里制与村民的空間認同」(『北朝村民的生活世界—朝廷、州県与村里—』商務印書館、2005年所収、初出2001年)159頁参照。
- (20) 劉再聰「唐朝“村正”考」(『中国農史』2007年第4期)77頁参照。
- (21) 尚永琪「3～6世紀的仏教邑義与北方村落及地方政權之關係」(吉林大学古籍研究所編『“1～6世紀中国北方边疆・民族・社会国際學術研討会”論文集』科学出版社、2008年所収)361頁参照。また、魏文斌・鄭炳林「甘肅正寧北周立仏像研究」(『歴史文物』146、2005年)89頁も、本史料の年代を「北周」と記しているが、これは馬長寿氏の所説に従ったものである。
- (22) 前掲注(5) 羅宏才『中国仏道造像碑研究』191頁参照。ただし李崧氏は、本史料の年代を「北周の保定末から建徳3年正月の前(565前後～573)」としており、羅氏の記述は正確ではない。また、羅氏は別の箇所でも、根拠は不明ながら、本史料の年代を北周の武成2年(560)とも記しており(同書312頁)、年代認識が混乱している。これ以外にも、岳紅記『北朝関中地区的魏碑書法—造像題記視閥下的“長安書体”—』(中国社会科学出版社、2013年)の下巻390頁では、「荔非道教造像碑(557—581)」として彬県文化館所蔵の史料を解説しながら、『西安碑林全集』所収の本史料の拓本写真が掲げられており、史料自体に対する認識が混乱していることが窺える。
- (23) 隋初の令編纂が開始されたのは開皇元年(581)と考えられ、頒下は開皇2年(582)7月22日のことであった。これを含め、隋から唐初における令編纂とその頒下時期については、石田勇作「隋開皇律令から武徳律令へ—律令変遷過程の整理(I)—」(栗原益男先生古稀記念論集編集委員会編『中国古代の法と社会』汲古書院、1988年所収)を参照。
- (24) 本表は、『隋書』巻28・百官志下に記載される散実官の府佐定員数をもとに整理したものである。

『隋書』同巻には、別に散実官の府佐を含めた視品官の官品が列挙されており、設置された府佐の内容は基本的に一致する。しかし、この視品官の中には、府佐定員規定の中には存在しない開府儀同三司府法曹行参軍と儀同三司府法曹行参軍が記されており、この理由は判然としない。そのため、本表では開府儀同三司府と儀同三司府の法曹行参軍をその他の府佐と区別し、参考までに「()」を付して記した。なお、隋文帝期の散実官の府佐とその定員数については、これまでも李錦繡「唐代的視品官制—以嗣王以下府佐国官为中心—」(『唐代制度史略論稿』中国政法大学出版社、1998年所収) 127～128頁、会田大輔「西魏・北周覇府幕僚の基礎的考察—幕僚の官名・官品(官命)・序列を中心に—」(『明大アジア史論集』15、2011年) 25～26頁において、『隋書』巻28・百官志下に基づく整理が行われている。しかし、これまでの整理には若干の不備が見受けられた。まず李錦繡氏は、上大將軍府参軍の定員を3人、大將軍府参軍の定員を1人、上柱国府士曹行参軍の定員をなしとするが、これは順に4人、2人、1人と訂正される。次に会田大輔氏は、上大將軍府参軍の定員を3人、大將軍府参軍の定員を1人、上柱国府士曹行参軍の定員はなし、大將軍府士曹行参軍の定員はなしとするが、これも正しくは順に4人、2人、1人、1人となる。また、会田氏の表では、上柱国府から上開府儀同三司府までに置かれた「典籤」が含まれていない。そのため、表4の整理では、以上の点を修正したものを示した。

- (25) 北朝時期における州府の僚佐については、嚴耕望『中国地方行政制度史 上編・巻中・魏晋南北朝地方行政制度』下冊(中央研究院歴史語言研究所、1963年)第4章「州府僚佐」を、隋初時期については『隋書』巻28・百官志下の文帝期官制部分を参照。
- (26) 前掲注(24) 会田大輔「西魏・北周覇府幕僚の基礎的考察」27頁参照。
- (27) 前掲注(24) 会田大輔「西魏・北周覇府幕僚の基礎的考察」34頁の注(48)参照。
- (28) なお、司某参軍と某曹参軍の混用は、後の唐代でもみられる現象である。唐代では開元年間初めに州佐の司某参軍と府佐の某曹参軍という名称の区別が行われたとされるが、開元年間以降にも司某参軍と某曹参軍の混用は確認されている。嚴耕望「唐代府州僚佐考」(『嚴耕望史学論文集』上、上海古籍出版社、2009年所収、初出1969年)368頁、頼瑞和「参軍和判司」(『唐代基層文官』中華書局、2008年所収)173～174頁参照。
- (29) 唐代の里正には公的な職名である「里正」の他に、複数の別称が存在した。ここでいう「里尹」もそのような別称の一つである。唐代里正の呼称については、本稿第6章を参照。
- (30) 隋代郷里制の制定時に行われた郷(500家)の設定と郷正設置の背景については、氣賀澤保規「隋代郷里制に関する一考察」(『史林』58-4、1975年)を参照。なお、『隋書』巻2・高祖紀下の隋代郷里制の制定を伝える記事では、これより前の村落制度にみられた保や伍といった5家の組織は明記

- されていない。しかし、それが従来通り存在したであろうことは、松本善海「鄰保組織を中心とした唐代の村政」(『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977年所収、初出1942年)381頁、清水盛光『中国郷村社会論』(岩波書店、1951年)140頁に指摘がある。
- (31) 武徳7年衣服令への比定は、前掲注(2)仁井田陞『唐令拾遺』459～460頁(五八甲条)を参照。
- (32) 『旧唐書』巻3・太宗紀下に、「〔貞観〕九年春三月…壬午…每郷置長一人、佐二人。…〔貞観〕十五年…十一月壬戌、廢郷長。(〔貞観〕九年春三月…壬午…郷毎に長一人、佐二人を置く。…〔貞観〕十五年…十一月壬戌、郷長を廢す。)」とある。
- (33) 前掲注(2)に同じ。
- (34) 羅振玉輯『山右冢墓遺文』(『石刻史料新編』21、新文豊出版公司、1977年所収)巻上・唐、15885～15886頁。その他の録文は、氣賀澤保規編、落合悠紀・堀井裕之・会田大輔編集協力『新版 唐代墓誌所在総合目録(増訂版)』(汲古書院、2009年)69頁(No.1786)を参照。
- (35) 誌文中にみえる「之礼也」が「礼也」と同義であることは、姚美玲『唐代墓誌詞彙研究』(華東師範大学出版社、2008年)第4章第3節「“礼也” 釈讀与辨誤」185～186頁を参照。
- (36) 「俗歌来晩(来暮)」の典拠は、『後漢書』列伝第21・廉范伝に、「建初中、遷蜀郡太守。…成都民物豊盛、邑宇逼側。旧制禁民夜作、以防火災、而更相隱蔽、燒者日属。范乃毀削先令、但嚴使儲水而已。百姓為便、乃歌之曰、「廉叔度、来何暮。不禁火、民安作。平生無襦今五袴」。(建初中、蜀郡太守に遷る。…成都是民物豊盛にして、邑宇逼側す。旧制民の夜作を禁じ、以て火災を防ぐも、而れども更も相い隱蔽し、燒く者日ごとに属なる。范乃ち先令を毀削し、但だ嚴しく水を儲えしむるのみ。百姓は便と為し、乃ち之を歌いて曰く、「廉叔度、来ること何ぞ暮きや。火を禁ぜず、民は作に安んず。平生は襦無きも今は五袴」と。)」とあり、後漢の建初年間(76～84)に廉范(字叔度)が蜀郡太守となって当地の問題を解決した際、百姓によって歌われた頌歌中の文言に由来するものである。また、墓誌中の用例としては、武周「楊順墓誌」に、「祖爽、隋青州刺史。帝曰欽哉、人歌来晩。(祖は爽、隋の青州刺史。帝曰く欽めよと、人來ること晩きを歌う。)」とあり、唐「秦彦墓誌」には、「祖佰、蒲州司馬。息玄盛、邢州司法。弟玄寂、益州益陽県丞。…五袴之歌、人興来晩。(祖は佰、蒲州司馬。息は玄盛、邢州司法。弟は玄寂、益州益陽県丞。…五袴の歌、人興ずるも來ること晩し。)」とあるように、地方州県官に就任した人物を顕彰する際の表現として用いられたことが確認できる。「楊順墓誌」の拓本写真と録文は、陳長安主編『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷第7冊(天津古籍出版社、1991年)24頁、吳鋼主編『全唐文補遺』第5輯(三秦出版社、1998年)211頁。「秦彦墓誌」の拓本写真と録文は、趙力光主編『西安碑林博物館新藏墓誌彙編』(線装書局、2007年)上

- 冊、281～282 頁。その他の用例については、羅維明『中古墓志詞語研究』（暨南大学出版社、2003 年）91～93 頁を参照。
- (37) 唐代の丁男の年齢は、鈴木俊「唐代丁中制の研究」（『史学雑誌』46-9、1935 年）参照。
- (38) 『通典』卷 108・礼 68・開元令纂類 3・序例下・君臣冕服冠衣制度の注文に「令云…諸州県倉督・市令、県録事、佐史、里正、岳瀆祝史・斎郎、並介幘、絳袴衣」とある。開元 25 年衣服令への比定は、前掲注 (2) 仁井田陞『唐令拾遺』460 頁（衣服令五八乙条）を参照。なお、天聖雜令唐 15 条によって、「州県倉督・市令、県録事、佐史、里正」は雜任と判断でき、この部分は一部の雜任の公服を定めた規定と考えられる。唐代雜任の人的構成は、趙璐璐「唐代“雜任”考—《天聖令・雜令》“雜任”条解説」（荣新江主編『唐研究』第 14 卷、北京大学出版社、2008 年所収）498～500 頁を参照。
- (39) 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明抄本天聖令校証附唐令復原研究』上・下冊（中華書局、2006 年）。なお、天聖令附載の「不行唐令」の年次が原則開元 25 年令と考えられることは、戴建国「天一閣藏明抄本《官品令》考」（『宋代法制初探』黒竜江人民出版社、2000 年所収、初出 1999 年）、坂上康俊「天聖令の藍本となった唐令の年代比定」（天津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、2008 年所収）、戴建国「《天聖令》所附唐令為開元二十五年令考」（荣新江主編『唐研究』第 14 卷、北京大学出版社、2008 年所収）、岡野誠「天聖令依拠唐令の年次について」（『法史学研究会会報』13、2009 年）、坂上康俊「天聖令藍本唐開元二十五年令説再論」（『史淵』147、2010 年）を参照。
- (40) 『周書』卷 24・盧弁伝に、「威烈・討寇將軍、左・右員外侍郎、幢主、儀同府・正八命州列曹參軍、柱国府參軍、鎮遠建忠中堅寧朔府長史・司録（馬）、正六命州別駕、正七命州治中、正六命郡丞、戸五百以上県令、七命州呼葉。〈右正三命〉」とあり、正三命として「柱国府參軍」が確認できる。北周の柱国府參軍の具体的な事例は、王仲榮『北周六典』（中華書局、1979 年）下冊、574 頁を参照。
- (41) 隋煬帝期における散職の成立については、宮崎市定『九品官人法の研究—科挙前史—』（『宮崎市定全集 6・九品官人法』岩波書店、1992 年、初出 1956 年）409～411 頁、王徳権「試論唐代散官制度的成立過程」（中国唐代学会編輯委員会編『唐代文化研討会論文集』文史哲出版社、1991 年所収）854～855 頁、内田昌功「隋煬帝期官制改革の基礎的研究」（『史朋』33、2000 年）25 頁を参照。
- (42) 歐陽脩撰『集古録跋尾』（『石刻史料新編』24、新文豊出版公司、1977 年所収）卷 5、17878 頁。
- (43) 『新唐書』卷 199・儒学中・郎余令伝に、「祖穎、…持節諭山東、為竇建徳所獲、脅以白刃、終不屈。賊平、以老乞身、諡曰平。（祖は穎、…持節して山東を諭し、竇建徳の獲う所と為り、脅すに白刃を以てするも、終に屈せず。賊平らげ、老なるを以て乞身し、諡して曰く平と。）」とあり、郎穎

は武徳4年の竇建徳平定に伴って唐朝に帰還した際に老年を理由に致仕している。また、『旧唐書』巻189下・儒学下・郎余令伝には、「祖楚之、…貞観初卒、時年八十（祖は楚之、…貞観の初め卒す、時年は八十）」とあるように、郎穎が貞観年間の初めに亡くなった際、享年は80であった。

(44) 前掲注(24)李錦繡「唐代的視品官制」126～129頁参照。

(45) 「永徽東宮諸府職員令殘卷」該当箇所録文は、前掲注(2)仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補』349～350頁参照。

(46) 永徽令中にみえる勳官府佐設置の制限や、その後の視品官の衰亡については、前掲注(24)李錦繡「唐代的視品官制」を参照。

(47) ここでは、年代比定に利用しなかった用語について説明しておきたい。それは、本史料に「同官烽帥」として登場する「同官（県）」の地名である。宋敏求撰『長安志』巻20・県10・同官県条には、「後周武帝建徳四年、自今県東南十里同官故県徙於今治。同字旧従金、至是除金、止作同字。（後周武帝の建徳四年、今県の東南十里の同官故県自り今治に徙す。同字は旧と金を従うも、是に至りて金を除き、止だ同字に作るのみ。）」とあり、北周の建徳4年（575）に「銅官県」を「同官県」へと改名したことが記される。宋敏求撰・李好文撰、辛徳勇・郎潔点校『長安志・長安志図』（三秦出版社、2013年）602頁。この記事に従うならば、本史料の「同官（県）」の地名も建徳4年以降のものとなろう。その他の文献史料もこの点と矛盾する記事はなく、一見すると『長安志』の記事には問題がないように思える。しかし、西魏の墓誌の中にこれと一致しない記載が存在する。西魏廢帝元年（552）10月27日の紀年を持つ「韋隆墓誌」には、大統17年（551）12月に没した誌主の官歴を記して「解褐盪寇將軍、行同官県事」とあり、北周建徳4年よりも早くに「同官県」の地名が確認できる。「韋隆墓誌」の拓本写真と録文は、毛遠明編著『漢魏六朝碑刻校注』（線装書局、2008年）8、222～223頁参照。現在、筆者が把握する北周建徳4年より前の「同官県」の事例は、「韋隆墓誌」のみである。しかし、このような事例がある以上、本章では『長安志』の記事に基づく年代比定を避けた。

(48) 表6で扱った時期を含め、唐代前期の大都督府については、蘇基朗「唐代前期的都督制度及其淵源」（『唐宋法制史研究』中文大学出版社、1996年所収、初出1985年）を参照。

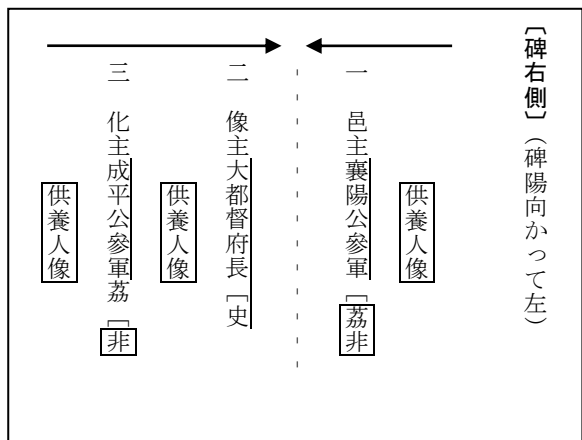
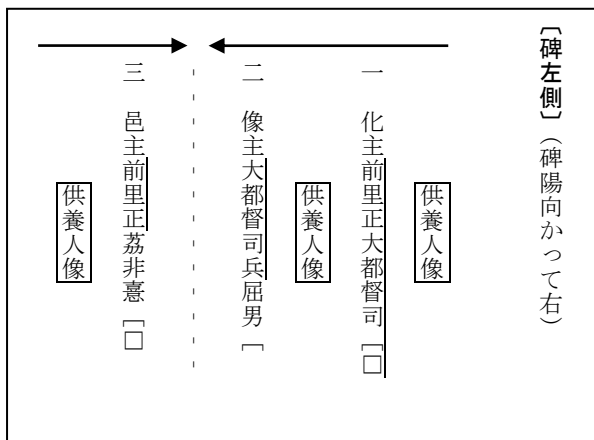
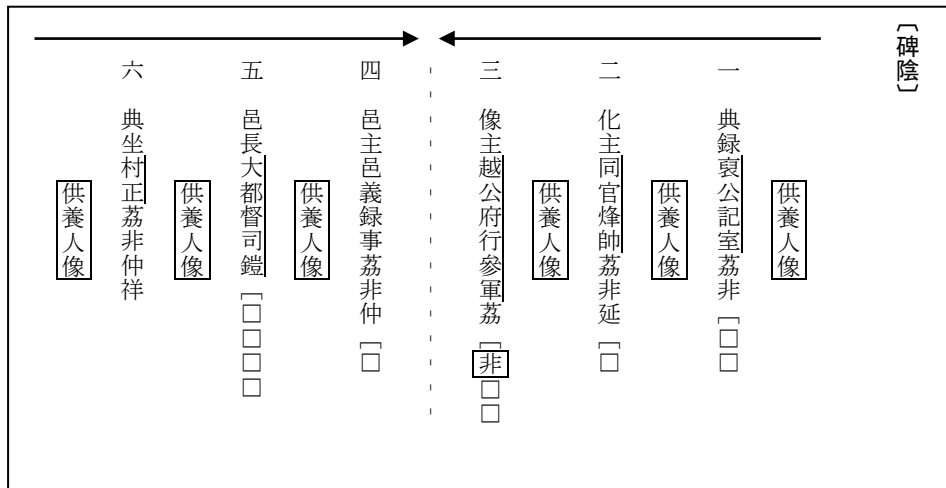
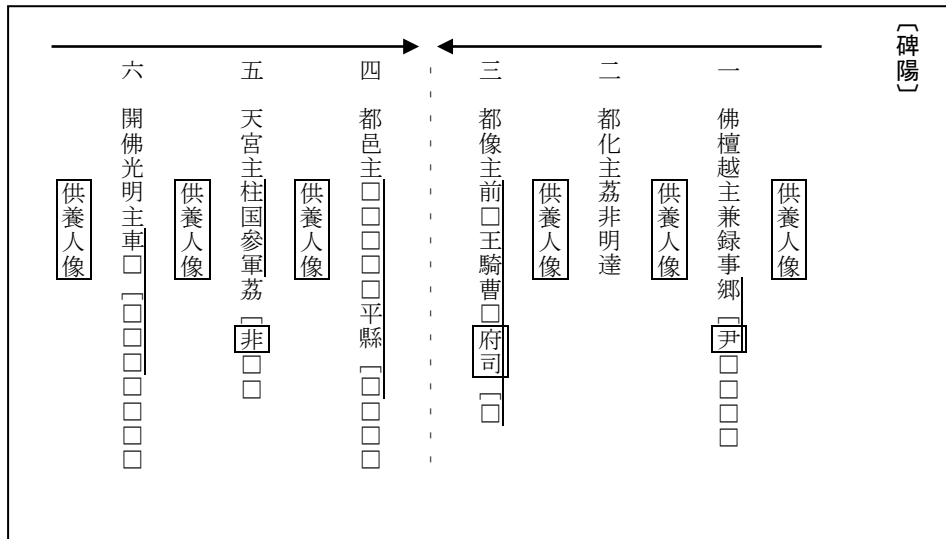
(49) 西魏、北周における二長制については、福島繁次郎「北周の村落制」（『中国南北朝史研究』教育書籍、1962年所収）を参照。

(50) 唐代の法制史料中では里の責任者について「里正」の呼称のみがみられる。これについては、中村治兵衛「律令制と郷里制」（『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008年所収、初出1986年）で挙げられた事例が参考になる。

- (51) 前掲注(20) 劉再聰「唐朝“村正”考」77頁参照。
- (52) 前掲注(21) 尚永琪「3～6世紀的仏教邑義与北方村落及地方政權之關係」361頁参照。
- (53) 前掲注(5) 羅宏才『中国仏道造像碑研究』312頁参照。
- (54) 前掲注(50) 中村治兵衛「律令制と郷里制」72頁参照。
- (55) 谷更有「唐代郷職人員の動態分析」(『唐宋国家与郷村社会』中国社会科学出版社、2006年所収、初出2005年)128～130頁を参照。なお、ほぼ同時期に刊行された谷更有「唐代的村与村正」(常建華主編『中国社会歴史評論』第6巻、天津古籍出版社、2006年所収)は、上記論文の第2節「村的行政化与村正的設立」と同文である。
- (56) 前掲注(20) 劉再聰「唐朝“村正”考」80頁参照。
- (57) 岡野誠「書評 唐代史研究会編『律令制—中国朝鮮の法と国家—』」(『法制史研究』36、1987年)316頁参照。
- (58) 神龍元年「散頒刑部格」残卷の私鑄錢条(P.3078)の史料写真と録文は、Tatsuro YAMAMOTO, On IKEDA, Makoto OKANO co-ed., *TUN - HUANG AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY, I Legal Texts* (A) Introduction & Texts, p.33, (B) Plates, p.65, THE TOYO BUNKO, 1980, 1978を参照。また、神龍散頒格の刪定時期については、大谷勝真「敦煌出土散頒刑部格残卷に就いて—敦煌遺文所見録二—」(『青丘学叢』17、1934年)157～165頁を参照。
- (59) 堀敏一氏は、かつて上記三史料の対応関係について注意を喚起し、とりわけ『宋刑統』所引の「刑部格勅」の年代が問題になるとされた。堀敏一「唐代の郷里制と村制 [附] 社制」(『中国古代の家と集落』汲古書院、1996年所収)453～454頁の注(21)参照。なお、『宋刑統』引用史料の位置づけに加え、『通典』所載の永淳元年5月勅にみられた村正に対する処罰規定が、その後の神龍元年「散頒刑部格」残卷に確認できない理由は不明であり、これも疑問点の一つとして挙げられよう。
- (60) 前掲注(50) 中村治兵衛「律令制と郷里制」72頁参照。
- (61) 前掲注(42) 歐陽脩撰『集古録跋尾』巻5、17878頁。なお、該当箇所において本碑の紀年は「貞觀十六年」と記される。しかし、年代順に史料が並べられる本書にあつて、その前後は「貞觀六年」と「貞觀十五年」の史料となっており、「貞觀十六年」とする年代記載は不審であつた。そこで、歐陽脩撰『集古録目』(『石刻史料新編』24、新文豊出版公司、1977年所収)の原題を確認すると、そこには「皇甫忠碑(貞觀十四年)」とある(17928頁)。また、『歐陽文忠公文集』(四部叢刊集部、上海商務印書館、1919年初印本)巻138所載の『集古録跋尾』巻5にも、「唐皇甫忠碑(貞觀十四年)」とある。したがつて、『石刻史料新編』所収『集古録跋尾』(行素草堂金石叢書本)該当箇所の「六」

字は「四」字の誤記と考えられ、皇甫忠碑の建碑年代は貞観 14 年（640）であったと判断される。

参考資料 1 「荔非明達等四面造像題名」録文



〔備考〕

- ①録文作成に際しては、基本的に原字を採用したが、一部の異体字は常用漢字に改めた。
- ②題名中の官名や職名には横線を付した。ただし、碑陽の4行目と6行目については、官名や職名と姓名の境目が不詳であるため、暫定的な分類による。なお、「[」より下は、現在では欠損や磨滅によって判読が困難な部分である。そのため、これまでの拓本や録文などによって欠字部分を補った場合、その旨を〔校勘記〕に記した。
- ③録文中の矢印は各題名の横にある線刻の供養人像の顔の向きを指し、点線は顔の向きに変化がみえる境目を示す。
- ④〔校勘記〕で用いる文献は、以下の略号で示す。〔馬長寿〕＝馬長寿『碑銘所見前秦至隋初的關中部族』（広西師範大学出版社、2006年、初出1985年）73頁、〔李域錚〕＝李域錚編『陝西古代石刻芸術』（三秦出版社、1995年）56～57頁、〔李崧〕＝李崧「關中北朝造像碑研読札記」（『長安芸術与宗教文明』中華書局、2002年所収、初出1995年）346～347頁、〔高峽〕＝高峽主編『西安碑林全集』（広東経済出版社・深圳海天出版社、1999年）巻106・造像題記、148～151頁。

〔校勘記〕

〈碑陽〉

- 一 「佛檀越主」：〔李域錚〕は「佛檀越主」に作る。
「郷〔尹□□□□〕」：〔馬長寿〕〔李域錚〕は「郷□□□□□」に作る。〔李崧〕は「郷[」に作る。
現在の実物史料では「尹」字は磨滅しているが、〔高峽〕所載の拓本写真では文字が確認できる。なお、「[」以降の欠字数は〔馬長寿〕〔李域錚〕による。
- 三 「前□王騎曹□〔府司〕□」：〔馬長寿〕〔李域錚〕は「前□□□曹□□□□」に作る。〔李崧〕は「前□□□曹[」に作る。
- 四 「[」以降の欠字数は〔馬長寿〕〔李域錚〕による。
- 五 「柱国参軍荔〔非□□〕」：〔馬長寿〕〔李域錚〕は「柱国参軍□□□□」に作る。〔李崧〕は「柱国参軍[」に作る。なお、「[」以降の欠字数は〔馬長寿〕〔李域錚〕に基づき、「非」字を推捕する。
- 六 「車□〔□□□□□□□〕」：〔馬長寿〕〔李域錚〕は「東□城□□□□□□」に作る。〔李崧〕は「東□城[」に作る。なお、「[」以降の欠字数は〔馬長寿〕〔李域錚〕による。

〈碑陰〉

- 一 「李崧」では、この一行は採録されていない。「[]」以降の欠字数は、「馬長寿」[李域錚]による。
- 二 「[]」以降の欠字数は、「馬長寿」[李域錚][李崧]による。
- 三 「越公府行參軍」:[李域錚]は「越公府參軍」に作る。
「荔 [非]□□」:[「]」以降の欠字数は「馬長寿」[李域錚][李崧]に基づき、「非」字を推捕する。
- 四 「[]」以降の欠字数は「馬長寿」[李域錚][李崧]による。
- 五 「[]」以降の欠字数は「馬長寿」[李域錚]による。

〈碑左側〉

- 一 「大都督司 [□]」:[李崧]は「大都督司 []」に作る。「□」部分は推捕による。
- 二 「屈男 [□□]」:[李崧]は「屈 []」に作る。
- 三 「荔非憲 [□]」:[李崧]は「荔非憲□」に作る。なお、「[]」以降の欠字数は「李崧」による。

〈碑右側〉

- 一 「襄陽公參軍 [荔非]□□」:[李崧]は「襄陽公參軍 []」に作る。現在の実物史料では「荔」字はみえないが、「高峽」所載の拓本写真では残画がわずかに確認できる。「非」字は推捕による。
- 二 「大都督府長 [史]」:[李崧]は「大都督府長 []」に作る。現在の実物史料では「史」字は磨滅しているが、「高峽」所載の拓本写真では文字が確認できる。
- 三 「荔 [非]□□」:[李崧]は「荔 []」に作る。「非」字は推捕による。

参考資料 2 「荔非明達等四面造像題名」 実物写真

写真1～8は、筆者が西安碑林博物館での史料調査時（2009年8月21日）に撮影したものである。その翌年の2010年には西安碑林博物館内に新たな石刻芸術館が開館し、本史料を含めた多くの造像銘が一般展示された。これにあわせて、展示石刻史料の図録が出版されており、本史料の実物写真の一部は「荔非氏造像碑」の名称で掲載された（前掲注(3) 趙力光主編『長安仏韻—西安碑林仏教造像芸術—』34頁）。そこで、この図録の写真と筆者調査時に撮影した写真とを見比べたところ、展示前の修復作業によってやや不安定であった底部が整形され、磨滅の激しい題名最下部の横行約一行分が削り取られていることが分かった。そのため、これ以前の形態を留める写真は貴重な価値を持つと思われる。また四面全体の写真については、これまで図版などでも確認することができなかった。以上の理由から、2009年8月21日時点の史料写真（四面）を掲げる。



写真1 碑陽

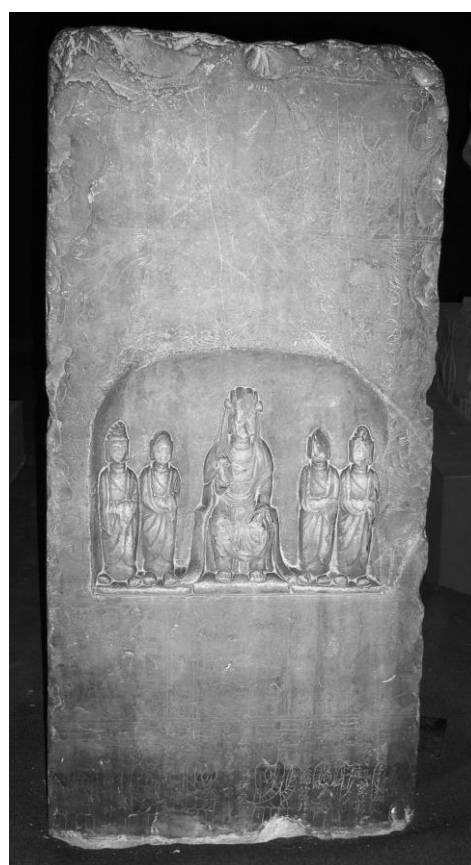


写真2 碑陰



写真3 碑左側



写真4 碑右側



写真5 碑陽題記部分



写真6 碑陰題記部分



写真7 碑左側題記部分



写真8 碑右側題記部分

第4章 武周村落制度史料の復原的研究－「金輪石幢」の実見調査をもとに－

はじめに

武周時期（則天武後の治世下、690～705年）の村落制度については、ほとんど検討が加えられておらず、基本的な内容さえ明らかになっていない。当該時期の村落制度に関する史料が極めて少なく、これまでその検討自体が困難であったからである。そのため、武周時期の村落制度の内実を明らかにするには、第3章で取り上げた唐初村落制度と同様に、新出史料の発見や既存史料の再検討によって、検討対象史料そのものを増やしていく作業が求められていよう。それでは、武周村落制度の具体的な検討を可能にする史料は、そもそも現存しているのだろうか。

このような中で注目されるのが、河北省廊坊市の永清県文化館に所蔵される「金輪石幢」（以下、本史料）と呼ばれる石刻史料である。本史料は武周時期の幽州武隆県で作製された仏教史料であり、また当時の村落制度の一端を伝える貴重な史料であった。ただし、明代以降の文献にその存在が確認できるものの、これまで史料形態は復原されておらず、ここに刻まれた文字内容も十分明らかにはなっていない。そのため、従来の村落制度研究でも、本史料が注目されることはなかったのである。しかし、本史料の具体的な復原を行い、従来の研究史の上に新たな武周村落制度史料を追加することによって、これまで不明瞭であった武周村落制度の一端に迫ることも可能となるように思われる。

そこで本章では、まず明代以降の文献記載に対して総合的な検討を行い、本史料の来歴を含めた基本的内容を明らかにする。次いで、明清時代文献から抽出される早期の史料情報と筆者が行った実見調査の結果を踏まえ、本史料を武周時期の石刻史料として復原する。さらに、復原される造像記や供養人題名をもとに本史料の作製背景を明らかにし、その中にみえる武周村落制度の内容を検討したい。

1、明代後期の永清知県王象雲の記録

(1) 「金輪塔院石幢碑記」

武周時期に作製された本史料が再度明確に認識されたのは、明代後期になってからであ

った。それは、崇禎 2 年（1629）から同 4 年（1631）までの間、永清知県として当地に赴任した王象雲が本史料に注目し^①、「金輪塔院石幢碑記」を撰述したことによる。王象雲「金輪塔院石幢碑記」は、萬一肅等纂修『康熙永清県志』巻 14・文籍・碑文に収録されるもので^②、本史料の早期の姿を伝える重要な伝世石刻史料である。その中でも注目されるのは、以下の三点であろう。

まずは、本史料の置かれていた場所とその様態である。

今永清県為渾河衝没之墟、平地沙突丈許、即有碑碣、亦埋没無存。城外東西隅百歩許有三塔寺、蓋唐刹也。前人毀築城垣甚善、乃石幢猶然独存。

今永清県は渾河衝没するの墟と為り、平地沙突すること丈許り、即い碑碣有るも、亦た埋没して存する無し。城外東西隅の百歩許りに三塔寺有り、蓋し唐刹なり。前人城垣を毀築すること甚だ善くし、乃ち石幢猶な然して独り存するのみ。

当時の永清県では、環境的要因によって土地が「丈許り」（3.2mほど）上昇しており、碑碣があったとしても、すでに地中に埋没して現存していなかった。しかし、明代の永清県城外の「東西隅」より百歩ほど（約 160m）の距離にある唐代寺院と思しき三塔寺には、一つの石幢が依然として存在していたとある。

次にみるのは、本史料に刻まれた文字内容である。

紀「大周聖曆元年二匝八㊟」、二字亦剥落不真。以匝為月、㊟為日、蓋天后時鳳閣侍郎〔宗〕秦客所更置十三字。…聖字作壁、亦必宗〔秦〕客所為。又称「武隆県令聞生元相、奉為金輪聖神武皇帝造四面像剏浮図一所供養」。…今幢上所紀、上柱国官名甚衆、惜字皆湮滅、惟一二人可辨。

「大周聖曆元年二匝八㊟」と紀し、二字亦た剥落して真ならず。匝を以て月と為し、㊟を日と為すは、蓋し天后時の鳳閣侍郎〔宗〕秦客の更置する所の十三字なり。…聖の字壁に作るも、亦た必ず宗〔秦〕客の為す所なり。又「武隆県令の聞生元相、金輪聖神武皇帝が奉為めに四面像を造り浮図一所を剏りて供養す」と称す。…今幢上の紀す所、上柱国の官名甚だ衆し、惜しむらくは字皆湮滅し、惟だ一二人辨かつべきのみ。

史料中には「大周聖曆元年二月八日」の紀年があり、武周時期に使用された「匝（月）」、「㊟（日）」、「壁（聖）」の則天文字がみられた。また、「武隆県令聞生元相奉為金輪聖神武皇帝造四面像剏浮図一所供養」の銘文があった。さらに、上柱国の官名が多く記されていたものの、当時にはすでに文字の磨滅が進み、上柱国の具体的な人名は 1、2 人しか判読

できなかったという。

最後に取り上げるのは、本史料の「四面像」についての理解である。

当時僧法明撰大雲經四卷、以太后為弥勒仏下生、各置大雲一区。僧懷義方造明堂、通天堂、白馬寺。此武隆県令同一時在位諸臣媚頌則天、故則天四面像借浮図供養、非四面仏像也。

当時僧法明は大雲經四卷を撰し、太后を以て弥勒仏下生と為し、各の大雲一区を置く。

僧懷義は方に明堂、通天堂、白馬寺を造る。此の武隆県令は一時の在位の諸臣と共に媚びて則天を頌す、故に則天の四面像は浮図を借りて供養し、四面の仏像に非るなり。

すなわち、本史料を作製した武隆県令は当時の中央政界と同様に則天武后を称揚して、則天武后の「四面像」を供養したのであって、この「四面像」は仏像ではないという。ここから、本史料の四面には尊像が刻まれており、王象雲はその尊像を則天武后像とみていたことが知られよう。

以上、王象雲が撰述した「金輪塔院石幢碑記」を通して、明代後期における本史料の一面を明らかにしてきた。ただし、碑文中の記載には一部に不審な点が残し、その他の史料情報も不明である。そこで、次では王象雲のもう一つの著作にも目を向けてみたい。

(2) 『上林彙考』逸文

『明史』卷 97・芸文志 2・史類 10・職官類に「王象雲『上林彙考』五卷」とあるように、王象雲には「金輪塔院石幢碑記」とは別に『上林彙考』という著作があった。本書はすでに散逸しているが、清代の文献にはその逸文が残されている。その中でも、「金輪塔院石幢碑記」と対応する記述として重要なのが、(A)『日下旧聞』卷 25・京畿 1・永清条所引『上林彙考』と (B)『日下旧聞考』卷 125・京畿・永清県条所引『上林彙考』である⁽³⁾。

まずは、(A)、(B) の両史料の内容を対照させたものを表 1 に示す。

表 1 『日下旧聞』『日下旧聞考』所引『上林彙考』逸文の比較

(A) 『日下旧聞』卷 25・京畿 1・永清	(B) 『日下旧聞考』卷 125・京畿・永清県
永清城外東南隅百歩有三塔寺、蓋唐刹也。石幢尚存、上書「大周聖曆元年二匝八〇、武隆県令聞生元相、奉為金輪聖神武皇帝造四面像剏浮図一所供養」、後紀上柱国以下官名、字多湮滅。『上林彙考』	原永清城外東南隅百歩有三塔寺、蓋唐刹也。石幢尚存、上書「大周聖曆元年二匝八〇、武隆県令聞生元相、奉為金輪聖神武皇帝造四面像創浮図一所供養」、後紀上柱国以下官名、字多湮滅。同上 (= 『上林彙考』)

なし	<p>〔臣等謹按〕三塔寺、一名会福寺、寺内石幢今尚存。</p> <p>増宋之間「題会福塔院」詩「如湧浮図近紫霄、芙蓉仙苑礼群僚。海天遥奉金輪日、尽遣禎祥歸聖朝。」『宋延清集』</p>
----	---

点線より上は両史料の対応箇所を示し、史料間で相違する文字には下線を引いた。

于敏中等編『日下旧聞考』は、康熙 27 年（1688）刊の朱彝尊編『日下旧聞』のおよそ 100 年後に『日下旧聞』の記事を増補・修訂したものであり、両書は同じ『上林彙考』逸文を含む。ただし、『日下旧聞考』での再録時には、「三塔寺、一名は会福寺、寺内に石幢今尚お存す」の按語と、武周時期の詩人である宋之間（字延清）の詩が付け加えられた。按語の内容は『日下旧聞考』編纂時の情報であり、宋之間「題会福塔院」は会福寺（三塔寺）を詠った作品として付されたものであろう⁽⁴⁾。

なお、両史料が引用する『上林彙考』には、2 字に相違がある。一つは、武周時期の年号である聖暦の「暦」字である。(A) は「曆」とするが、(B) では「歷」とする。これは (B) の編纂時期が乾隆年間にあたるため、乾隆帝の諱弘暦の「暦」字を避けたものであった。もう一つは、(A) の「剏」を (B) は「創」とする点である。両字は通用可能であるが、「金輪塔院石幢碑記」でも (A) と同じく「剏」であった。したがって、王象雲の文章では、本来「剏」が使用され、それが (B) の編纂時に「創」に改められたと考えられよう。上記の検討を踏まえると、二つの『上林彙考』逸文間における 2 字の相違は、ともに (A) に従うべきことが明らかとなる。

そこで、(A) と「金輪塔院石幢碑記」の記述とを比較すると、両史料の内容はほぼ一致するものであった。ただし、ここでも一部に文字の異同があり、これに着目することで「金輪塔院石幢碑記」の訂補が可能となる。「金輪塔院石幢碑記」では、当時の永清県城外の「東西隅」より百歩ほどとするが、そもそも「東西隅」では意味が通らなかつた。そこで、(A) の該当箇所をみると、正しくは「東南隅」であったことが判明する。また、「金輪塔院石幢碑記」では、「大周聖暦元年二月八日」の紀年、「武隆県令聞生元相奉為金輪聖神武皇帝造四面像剏浮図一所供養」の造像記と、上柱国等の官名が記載された供養人題名があったと記すものの、それらの配置関係は不明であった。しかし、(A) によって、紀年と造像記は石幢の「上」に連続して一文で刻まれ、その「後」に供養人題名が配置されていたことが明らかになるのである。

以上では、明代後期の永清知県王象雲が撰述した「金輪塔院石幢碑記」と『上林彙考』

の記録を通して、本史料の早期の姿を明らかにしてきた。しかし、本史料の全容を知るには、まだ不確かな部分が多く残されたと言えよう。それでは、清代において本史料を取り巻く状況は、どのような展開をみせるのであろうか。

2、清代の永清県志編修事業とその影響

(1) 清初の『康熙永清県志』

清代に入ると、本史料に関する記録は大幅に増加することになる。それは当時における地方志編修の興隆と石刻書の増加という時代状況に起因するものであった⁽⁵⁾。清初の永清県では、康熙 11 年（1672）の『大清一統志』編修事業の開始に伴って地方志の編修が行われ⁽⁶⁾、康熙 15 年（1676）には萬一肅等纂修『康熙永清県志』15 巻が完成した。その『康熙永清県志』巻 3・建置・古蹟には、本史料が次のように記録されている⁽⁷⁾。

金輪塔院石幢。距城東南隅百歩有三塔寺、乃唐朝古刹。内有石幢、上紀大周聖曆年号、相伝武隆県令為金輪聖帝造。王象雲有記。

金輪塔院石幢。城東南隅を距つこと百歩に三塔寺有り、乃ち唐朝の古刹なり。内に石幢有り、上に大周聖曆の年号を紀し、武隆県令の金輪聖帝が為めに造るを相伝す。王象雲記す有り。

これによると、清初の時点で本史料は「金輪塔院石幢」と定名されていた。なお、明代後期の「金輪塔院石幢碑記」の題目では「金輪塔院石幢」と記載されるが、この碑文は『康熙永清県志』所収の伝世石刻史料であり、また碑文中には「石幢」としか記載されておらず、題目の史料名は地方志収録時に付された可能性があろう。いずれにせよ、現在確認できる最も古い定名は『康熙永清県志』のものである。ただし、『康熙永清県志』巻 3 の記載は、その内容からみて王象雲「金輪塔院石幢碑記」の記事を節略したものであった。加えて、ここでは本史料の録文は採録されず、具体的な内容も不明であった。この状況を打開するには、『康熙永清県志』の後を受け、およそ 100 年後に編修される『乾隆永清県志』の登場を待たなければならなかったのである。

(2) 『乾隆永清県志』「永清文徴」の登場

乾隆 42 年（1777）、章学誠は以前より交流のあった永清知県の周震栄に招かれ、『乾隆永清県志』の編修に着手した⁽⁸⁾。この永清県志編修事業に際して「主修」となった周震栄

①と②との間で4字が異なるが、①の「曆」が②で「歷」となるのは乾隆帝の諱を避けた形式的な変化であった。そこで、残る3字をみると、①の聖曆「元年」は②で聖曆「二年」と紀年が改められ、①の「奉為金輪聖神武皇帝造」は②で「奉為金輪聖神皇帝敬造」と「武」字を削除して「敬」字が挿入され、①の「造四面像勑浮図一所」は②で「造四面像并浮図一所」として「勑」字が「并」字と判読し直されたことが分かる。

なお、この録文の後には跋文が附されており、本史料の形態を理解する上で重要な内容を含む。そこで以下では、図1の清代録文を踏まえながら、跋文の内容を便宜上(1)～(4)に分けて読み解き、本史料に関する情報を引き出してみたい。

(1) 右幢在城東南塔兒巷会福寺。

右の幢は城東南の塔兒巷の会福寺に在り。

(2) 唐武后時県令聞生元相造。高一丈二三尺。四面俱方。径寛尺許。上刻武后立像。四面皆同。正面大書方二寸、凡六行每行十字、末行止六字、字体類欧陽率。

唐武后時の県令聞生元相造る。高は一丈二三尺。四面は俱に方たり。径寛は尺許り。上に武後の立像を刻む。四面皆同じ。正面は大書にして方二寸、凡そ六行每行十字、末行は止だ六字のみ、字体は欧陽率に類す。

(3) 更其下小楷排列銜名。字半模糊、不可辨識。左方亦列銜名。右方及後面為明人磨泐、別刻記文。其文浮漫無当、故不載。別有王像雲碑記、詳載文徵。

更に其の下は小楷もて銜名を排列す。字は半ば模糊、辨識すべからず。左方も亦た銜名を列ぬ。右方及び後面は明人に磨泐せられ、別に刻みて文を記す。其の文は浮漫にして当たる無し、故に載せず。別に王像(象)雲の碑記有り、文徵に詳載す。

(4) 其銜名多人、皆無可考。意當時県中人也。官銜惟佐史、里缶最多。按唐百官志、県有司功、司倉、司戸、司兵、司法、司士六佐。意佐史即其流也。里缶缶字、疑正字之變。字書無缶文、古文正作𠂔。恐是其流訛也。又有坊缶。想亦坊正之訛。存此以備参考。

其の銜名多人、皆な考すべき無し。意うに当時の県中の人なり。官銜は惟れ佐史、里缶最も多し。唐百官志を按ずるに、県に司功、司倉、司戸、司兵、司法、司士の六佐有り。意うに佐史は即ち其の流なり。里缶の缶字、疑うらくは正字の変たり。字書に缶文無く、古文の正は𠂔に作る。恐らくは是れ其の流訛なり。又た坊缶有り。想うに亦た坊正の訛なり。此れを存して以て参考に備う。

冒頭の(1)は本史料の設置場所を記したものであり、その場所は県城東南の塔兒巷に

位置する会福寺とされる。これに先行する『日下旧聞』所引『上林彙考』や『康熙永清県志』巻3では、本史料が永清県城の東南隅より百歩ほどの場所に位置する三塔寺にあったとしており、(1)の会福寺とは寺名が相違した。しかし、『日下旧聞考』に付された按語によって、三塔寺は別に会福寺とも呼ばれたことが知られる。したがって、(1)とそれ以前の記載は相互に補完する内容を持つものであった。これらの史料を踏まえると、本史料は、明清時代の永清県城の東南隅より百歩ほどの場所に位置する塔児巷内の会福寺(三塔寺)に置かれていたことが判明する。

次に、(2)にみえる本史料の形態と正面大書部分の構成である。すでに『日下旧聞』所引『上林彙考』の検討から、本史料では紀年と造像記が石幢の「上」に一文で刻まれていたことは明らかにした。しかし、ここでは史料形態がより具体的に記され、(a)本史料は縦一丈二三尺(384~416cm)、横と幅がともに一尺ほど(約32cm)の四面方形の石幢であり、(b)石幢四面の上段には則天武後の立像が刻まれており、(c)正面には全6行毎行10字、末行6字の形式で、大書方二寸(6.4cm)の56字が刻まれていたとある。これらのうち、(b)は王象雲「金輪塔院石幢碑記」にみえる見解であり、これを祖述したものであろう。ただし、(a)と(c)はこれ以前には確認できず、(c)に基づくと、正面大書部分の復原は可能になる⁽¹¹⁾。

さらに、(3)は本史料の正面大書部分以外の内容を伝えるものである。これによれば、正面大書部分の下には、小字の楷書で官名や職名を刻んだ題名部分が存在したが、当時すでに大半の文字は磨滅していた。これに先立つ「金輪塔院石幢碑記」や『日下旧聞』所引『上林彙考』でも、正面大書部分の「後」に上柱国の官名が多く記されながら、磨滅によってその人名は1、2人しか判読できないと記されていた。この王象雲の記録と(3)の内容が対応していることは明らかである。つまり、本史料の正面下部には、上柱国の官名が多く刻まれた題名があったものの、明清時代にはすでに磨滅が進み、人名の判読も困難になっていた。また、(3)では四面の内容が記されており、正面下部と同様に「左方」(左側面)にも官名や職名を刻んだ題名部分があり、「右方」(右側面)と「後面」(背面)は明人によって磨かれ、別の文字が刻まれていたのである。

最後の(4)は、題名中の職名や人名についてである。そこでは、題名に刻まれた者たちは当時の武隆県内の人々であり、題名中に出現する職名として、県に設置された佐史や末端村落組織の里(100戸)の責任者である里正の数が多く、また都市内居民区の坊の責任者である坊正もみられることが指摘された。なお、(4)では「里缶」、「坊缶」の「缶」

の字形に疑問が呈される。しかし、同時代人である王昶が『湖海文伝』巻72・跋・金輪石幢跋に付した按語で、「𠄎字即武后所造二十余字之一、故偽周石刻書皆如此、此失考（𠄎字は即ち武後の造る所の二十余字の一なり、故に偽周の石刻の書は皆此の如し、此れ失考なり）」と指摘するように⁽¹²⁾、「𠄎」字は則天文字の一つに過ぎない。武周時期の出土史料では頻出する文字であるが、「永清文徴」編者は則天文字を十分には認識できていなかったことが窺えよう。

以上では、「永清文徴」の録文および跋文の検討によって、『乾隆永清県志』が編修された乾隆42年（1777）～乾隆44年（1779）時点における本史料の具体的な姿を明らかにしてきた。それでは、この「永清文徴」の登場以降、本史料はどのように扱われたのであろうか。

（3）乾隆年間以降における記事の増加

乾隆年間以降になると、それ以前とは変わって、本史料の記録が地方志や石刻書の中に多く確認できるようになる。このような傾向は『乾隆永清県志』以後に顕著に現れることから、先にみた「永清文徴」の記載がその後の記事にも影響を与えた可能性が考えられよう。そこで、まずは乾隆年間以降の本史料の記録を整理して、以下の表2に示す⁽¹³⁾。

表2 清代乾隆年間以降の「金輪石幢」の記録

No.	内 容	典拠史料
1	金輪石幢。〈開元相等造。正書。聖歷二年。永清。〉 臣等謹按、金輪石幢字迹殘欠、無拓本。	『統通志』巻167・金石略1・唐
2	唐金輪石幢。開元相等造。正書。聖歷二年二月立。… 右永清県。	『京畿金石考』巻上・順天府・永清
3	武隆令聞生相元造四面象并浮図石幢。〈正書。聖歷二年。〉直隸永清。	『寰宇訪碑録』巻3・唐
4	唐武隆令聞人元相造四面像並浮図石幢。〈正書。聖曆二年二月。凡四面、後一面為明人磨刻記文。城東南塔兒巷会福寺。〉	『金石彙目分編』巻1・京師・順天府・永清県
5	武隆令聞人元相造像記。〈二段。〉永清三塔寺。	『畿輔碑目』巻上・唐附偽周
6	金輪石幢。 ※『上林彙考』、『乾隆永清県志』および「永清文徴」、 『寰宇訪碑録』の記事を列挙し、按語を附す。	『光緒畿輔通志』巻140・金石略3・順天3・永清県
7	武隆令聞人元相造像石幢。〈存。二段正書。聖歷二年二月。在永清。〉 ※「永清文徴」所載「金輪石幢」跋を併収。	『光緒順天府志』巻128・金石志2・歴代上・唐
8	武隆県令聞生元相為金輪聖神皇帝造四面象。〈正書。聖曆二年二月二區八〇。在順天永清東南一里塔兒巷。〉	『芸風堂金石文字目』巻4・唐

各記事は典拠史料の年代順に並べ、小字部分は「〈 〉」を附して区別した。

表2の記事の大半は、本史料の内容とその所在地を簡略に記したものに過ぎない。しかし、本史料がこれまで永清県外に知られていなかったことを考えれば、乾隆年間以降にそれが徐々に認知されたことを物語る。また、これらの記事全てが「永清文徴」以降に出現している点も特徴的であろう。さらに、表2のNo.1、2、3、4、7、8は本史料の年代を聖暦「二年」とし、No.1、2、6は「金輪石幢」の名称を使用するが、聖暦元年から聖暦二年への紀年の訂正、「金輪石幢」という史料名の採用はともに「永清文徴」で行われたものであった。したがって、これらの記事が「永清文徴」の影響を受けたことは間違いない。

ただし、表2に挙げた記事全てが「永清文徴」のみに依拠して書かれたわけではない。No.4では「永清県」の項で本史料などを収録した後に「待訪」の史料を列挙しており、No.5では本史料を収録する「畿輔碑目」の後に「畿輔待訪碑目」を載せていることから、両書の作者は本史料を実見していたと考えられる。つまり、表2に挙げた乾隆年間以降の記事は、全体として「永清文徴」から大きな影響を受けつつ、一部では現地での確認も踏まえて記録されたものであった。

その一方で、清代記事ではなぜ拓本からの採録が確認できないのか。乾隆50年(1785)刊のNo.1には、「臣等謹しみて按ずるに、金輪石幢の字迹は残欠し、拓本無し」とあり、本来的に拓本は存在しなかったかにみえる。しかし、その直後の乾隆51年(1786)4月15日、永清知県の周震栄は金石家の黄易へ宛てた私信に付して「金輪石幢搨本一」を送付しており⁽¹⁴⁾、これ以前より拓本が存在していたことは確かである。おそらく、周震栄のような現地関係者のみが本史料の拓本を所有しており、その他の者には採拓の有無さえ知られていなかったのであろう。また、本史料の録文がほとんど残されなかった背景にも、このような状況が影響しているのではなかろうか。

清初に編修された『康熙永清県志』では、本史料が「金輪塔院石幢」として記録されたものの、その内容は明代の王象雲の記録を節略したものであった。しかし、その後に編修された『乾隆永清県志』附載の「永清文徴」において本史料の録文は「金輪石幢」の名称で公開され、そこに付された跋文からも史料形態の一部が知られるようになった。これ以降、本史料の存在は徐々に知られるようになり、他の石刻書や地方志の中にも姿を現すようになったのである。それでは、清代におけるこのような研究の進展は、民国時期から現在に至るまで、どのように受け継がれていったのであろうか。

3、民国時期以降の「金輪石幢」とその行方

(1) 民国時期の現存状況

民国前期における本史料の記録としては、北京政府の内務部の主導の下にまとめられ、民国8年(1919)に鉛印された『京兆古物調査表』が挙げられる。その永清県・金石の項では、本史料の時代・名称・所在地・備考が次のように記録される⁽¹⁵⁾。

唐／武隆令聞人元相造像石幢／城東南塔児巷会福寺／二段正書、聖歴二年二月

当時の文物調査記録において、本史料は永清県現存史料の一つとして挙げられた。ただし、清乾隆帝の避諱による「聖歴」年号を使用していることから、その史料情報は清代乾隆年間以降の地方志や石刻書から引き写された可能性が高い。そのため、『京兆古物調査表』の記事は、本史料の存否を確認するにはやや不安が残るものであった。

そこで、民国後期における現存状況を別の史料から明らかにしたい。民国20年(1931)9月、南京国民政府の内政部の督促のもとに河北省政府院内に河北通志館が成立し、民国20年『河北省通志』の編修が開始された。その後、多くの編者や協力者を得てこの地方志の編修が進められたものの、日本軍の侵略と民国26年(1937)7月7日の盧溝橋事件の発生によって情勢が悪化し、編修事業は遂行困難な状態のまま中止へと追い込まれた⁽¹⁶⁾。そのため、当地方志は未完に終わり、残された部分も完全ではない。しかし、幸いにもその稿本である『河北通志稿』の文献志・金石巻3・永清県・唐には、「金輪石幢〈存〉」と題して本史料が記録されている⁽¹⁷⁾。『河北通志稿』の記事は、その全体を『光緒畿輔通志』巻140(表2のNo.6)から引用したものであったが⁽¹⁸⁾、『光緒畿輔通志』にはない「存」字を題目の後に補入し、本史料の現存を明記していたのである。

(2) 地下への埋没と再発見

先の検討によって、本史料が1930年代まで永清県に現存していたことは確かめられた。しかし、この直後から本史料の記録が途絶え、数十年間に渡って行方知れずとなる。そこには、いかなる事情が存在していたのであろうか。このことを探る前段として、永清県の文化行政の一翼を担い、後に本史料の収蔵先ともなった永清県文化館の歴史に焦点を当ててみたい。永清県文化館およびその前身組織の変遷を年代順にまとめたものが、次の表3である⁽¹⁹⁾。

表3 永清県文化館およびその前身組織の変遷

	年代	事 項
中 華 民 国	1932年	永清県民衆教育館（永清県教育局直属）を設立
	1936年	民衆教育館を廃止
	1937年	盧溝橋事件発生
	1938年	日本軍の侵攻によって永清県陥落、新民教育館を設置
	1945年	日本軍の投降によって永清県解放、新民教育館を廃止
中 華 人 民 共 和 国	1949年	陳鐸・石海峰氏が、南関鎮街中路西に永清県教育館を創建
	1950年	永清県教育館の場所を県城内の十字街南路西に移す その後、十字街角に場所を移し、永清県文化館と改称
	1958年	永清県、固安県、霸県の三県合併に伴い、永清県文化館を霸 県に移転し、三県の文化館を合併
	1961年	上記三県の分治により、永清県文化館を永清県城内の東大街 路北に移す
	1963年	永清県文化館の場所を県城内の南大街路西に移す
	1968年	文化大革命の影響を受け、11月に永清県文化館を閉鎖
	1974年	永清県文化館の機能を回復

民国時代の永清県民衆教育館（1932年～1936年）から始まり、日本軍による永清県占拠後に設置された新民教育館（1938年～1945年）を経て、中華人民共和国成立後に永清県教育館（1949年～1950年）が創建された。その後、1950年になって永清県教育館を改称したものが永清県文化館となる⁽²⁰⁾。永清県文化館およびその前身となった組織の変遷は、日本軍による永清県占拠、永清県・固安県・霸県の三県合併による行政再編、文化大革命による混乱など、永清県そのものが経験した歴史に揺り動かされてきたものであった。1930年代後半以降の本史料の行方を考える際にも、このような時代背景を看過することができない。1937年の盧溝橋事件発生から、翌年の日本軍による永清県陥落へと至る緊迫した情勢の中で、県内の一史料である本史料の記録が残されなかったことは十分に考えられる。

しかし、本史料の所在が不明となった理由はそれだけではなかった。このことを明らかにするのが、王徳奎「金輪石幢小記」の一文である⁽²¹⁾。すなわち、盧溝橋事件発生後に永清県城を占拠した日本軍勢力が「教導院」を設立した際、本県のいくつかの碑銘文物を県城内の一区画に移し、本史料も同様に運び込まれた。しかし、後にその建物の改築が行われた際に本史料は地下に埋もれてしまい、その存在はほとんど忘れ去られることになった。ところが、1973年の基本建設において、ある敷地の下で30数年の時を経て偶然それが発見された、という。ここで王徳奎氏が述べた「教導院」とは、1938年に設置された新民教育館とみて間違いはない。したがって、日本軍が永清県を占拠していた1938年に、本史料は県城外の塔児巷にあった会福寺（三塔寺）から県城内に運び込まれたことになる。そし

て、埋没の具体的な年月は定かでないものの、その後の 30 数年を永清県の地下に埋もれたままで過ごし、1973 年に再度その姿を地上に現したのであった⁽²²⁾。

(3) 再発見後における副次的情報の増加

文化大革命の影響によって 1968 年から閉鎖されていた永清県文化館は、1974 年になってようやく回復し、徐々にかつての平穏を取り戻しはじめた。その直後の 1975 年には廊坊地区文物普查組が組織され、廊坊地区の文物調査が開始されている。その調査に基づく『廊坊地区文物普查資料彙編』(1979 年)には、すでに本史料の現存が確認できる⁽²³⁾。本書の「歴史文物」の項では、本史料は地下に 30 数年埋没し、今になって再発見されたとあり(15 頁)、先に紹介した王徳奎氏の記録とも一致しよう。また同書に掲載された「廊坊地区古代建築(塔・碑・幢・殿)登記表」(57 頁)と「重点文物保護單位名單」(61 頁)の記載によって、本史料(「金輪石幢」)は永清県文化館に所蔵される県級文物保護單位の文物であり、大きさは縦 343cm×横 41cm×幅 41cm の方柱形で、四面各頂端部に 47cm の浮彫りの像があること、また石幢の二面には原碑の文字があり、残る二面には重修時の刻字があること、が知られるようになった。なお、ここでは四面の具体的な内容を記していないが、清代の「永清文徵」所載の跋文によれば、正面と左側に武周時期の刻字があり、背面と右側が明代重修時の刻字となる。

その後、1982 年 11 月 19 日に発令された中華人民共和國文物保護法の影響を受けて⁽²⁴⁾、永清県人民政府が出した「政総字第 16 号」文書(1983 年 4 月 17 日付)には、県内文物保護の方針が明記され、「永清県第一批文物保護單位名單」が添付された⁽²⁵⁾。この表中にも本史料は含まれており、永清県文化館所蔵の県級文物保護單位とある。ただし、その内容は先に紹介した『廊坊地区文物普查資料彙編』所載「重点文物保護單位名單」と同じであり、「永清県第一批文物保護單位名單」は廊坊地区の保護文物リストを永清県単位でまとめ直したものと判断できる。

1980 年代後半以降になると、地方志や地方政府刊行物、一般書の中にも永清県に現存する最古の石刻史料として本史料が記載されるようになり、1989 年の『廊坊市文化芸術全志(永清県巻)』、1991 年の『永清県地名志』や『我愛廊坊』でも取り上げられた⁽²⁶⁾。しかし、その内容は『廊坊地区文物普查資料彙編』とほぼ同じか、それを簡略化したものに過ぎない。

また、1993 年に刊行された『河北金石輯録』では、武周時期の時代状況を踏まえて本史

料の内容が概述されたものの、その史料情報の大半は先行する文献に基づくものであり、録文も採録されていない⁽²⁷⁾。本書によれば、史料実物は風化によって文字を判読できず、県志や金石書にも録文は収録されておらず、河北省文物研究所が所蔵する本史料拓本でも文字の判読は困難であるという。これによって、河北省文物研究所所蔵拓本の存在とその様態が明らかになったことは重要である。しかし、本史料の録文はすでに清代の「永清文徵」にみられており、『河北金石輯録』の記載は正確ではなかろう。さらに、2000年になって新たに編修された『永清県志』でも本史料の内容説明は簡略なものに止まり、その多くは先行する文献に基づくものであった⁽²⁸⁾。

このようななか、2001年に刊行された『廊坊文物』において、本史料が「永清県唐代会福寺石幢」の名称で収録され、正面上段の仏龕中に刻まれた尊像一体の写真が「弥勒仏像」として公開されたことは重要である⁽²⁹⁾。また、2007年には、陳卓然氏によって永清県文物管理所現存として本史料の紹介が行われ、正面上段に刻まれた尊像の造形も具体的に記録された⁽³⁰⁾。その記録によれば、尊顔や衣紋は磨滅して不明としつつも、尊格は「弥勒仏像」とし、その造形は立像で円形の蓮台に立ち、螺髪、右袒仏装で、両腕は下に垂らし、両手の掌は外側を向くとある。なお、陳卓然氏のいう永清県文物管理所とは永清県文化館内の一部署であり、本史料の所蔵単位は再発見後に変化していない。ただし、永清県文化館自体が県城内において数度移転している点には注意が必要であろう。永清県文化館は1963年に東大街路の北側から南大街路の西側に移され(表3参照)、2000年の『永清県志』に付された「永清県城区図」でも南大街路西側にあるとするが⁽³¹⁾、現在の施設は県城内の北部に位置する裕豊街に設置されている。

清代において多くの記録がみられた本史料は、民国時期においても永清県に現存しており、1930年代までは存在が確認された。しかし、日中戦争に伴う情勢悪化とその後の30数年に及ぶ地下への埋没によって、本史料の記録は長く途絶えることになった。その後、1973年に本史料が永清県で再発見されると、県級文物保護単位として永清県文化館に所蔵され、永清県に現存する最古の石刻史料として再びその存在が注目された。その結果、1980年代後半から2000年代後半までの文献には本史料に関する記事が増加し、多くの副次的な情報が記録された。これらは現在に繋がる史料情報として大変重要なものであろう。しかし、その一方で、本史料そのものの研究は民国時期以降にほとんど進展してこなかったのである。

4、従来の文献記載が抱える問題点

前節までの検討によって、明代後期から現在へと繋がる本史料の来歴が明らかとなり、おおよそその史料内容も知られるようになった。とりわけ、今では知ることのできなくなった早期の史料情報が明清代文献から得られたことは貴重である。ただし、ここに至って、本史料に関わる文献記載上の問題点もが同時に浮き彫りになってきた。そこで、従来の文献記載が抱える問題点を以下に整理しておきたい。

その一は、従来の文献記載において史料形態に関する多くの情報が欠落しており、それが本史料の内容理解を困難なものにしていたことである。清代の「永清文徴」によれば、石幢正面の大書部分の史料形態は復原できるものの、それ以外の文字の配置は不明であり、一行字数や文字の切れ目さえ判然としない状況であった。

その二は、本史料を記録した各文献間において記載内容が多く相違したことである。本史料の紀年は、聖暦元年（698）2月8日（「金輪塔院石幢碑記」、『日下旧聞』所引『上林彙考』）と聖暦2年（699）2月8日（「永清文徴」および表2所掲清代文献）の2通りの記録がある。また、発願主である武隆県令の姓名については、「聞生元相」（「金輪塔院石幢碑記」、『日下旧聞』所引『上林彙考』、「永清文徴」、『芸風堂金石文字目』巻4、『廊坊文物』）、「聞生相元」（『寰宇訪碑録』巻3）、「聞人元相」（『金石彙目分編』巻1、『畿輔碑目』巻上、『光緒順天府志』巻128、『京兆古物調査表』）、「聞生元」（陳卓然「廊坊武則天時期仏教造像石刻」）、「開元相」（『続通志』巻167、『京畿金石考』巻上）とあるように、記載が一定していない。さらに、本史料の尊像についても、明清代では「四面像」全てが則天武后像（「金輪塔院石幢碑記」、「永清文徴」）とみなされ、近年では正面の尊像を弥勒仏像（『廊坊文物』、陳卓然「廊坊武則天時期仏教造像石刻」）とするように、尊格の理解が相違した。

その三は、本史料の実物写真や拓本写真が公開されておらず、録文も清代の「永清文徴」に収録される一点しか残されていないことである。このような事情から、これまで本史料を利用するには明清代文献に依拠せざるをえず、その中でも「永清文徴」所載の唯一の録文が重要な意味を持った。しかし、史料公開の不全によって、史料形態の復原ができず、各文献記載の是非も判断できず、さらには「永清文徴」録文の当否も定かではなかった。つまり、本史料の公開状況が清代から進展しておらず、それによって明清代文献記載上の問題を依然として解消できないことが、本史料を利用する際の大きな妨げになっていたのである。

したがって、永清県当地に現存する本史料の実見調査を踏まえて、新たな録文と史料形態に関わる情報を提示し、これまでの文献記載上の問題を解消することなしには、本史料を利用することは難しい。そのため、筆者は2011年7月18日に永清県文化館（永清県文物管理所）において実見調査を行い、本史料の内容の再検証を試みた（ただし、調査時に背面は実見不可であった）。これをもとに、先に検討してきた明清代の文献記載を援用しつつ、本史料の武周刻字部分である正面と左側面の録文を示すと、参考資料1の「金輪石幢」録文のようになる。また、あわせて本史料の実物写真の一部を掲げたものが、参考資料2の「金輪石幢」実物写真である。次節では、明清代文献や実見調査によって得られた知見と参考資料1、2をもとに、従来の文献記載の不備を解消しつつ、本史料の武周刻字部分の具体的な復原を行うことにしたい。

5、武周「金輪石幢」の復原

（1）正面中段の造像記の紀年と発願主

正面中段の大書部分の文字とその配置は、清代の「永清文徵」所載の録文と跋文によって知られていたが、大書部分中の紀年や発願主の姓名は各文献記載で内容が相違していた。しかし、本章で提示した正面中段録文によって、紀年は「聖（聖）曆二季（年）二匝（月）八〇（日）」、発願主は「武隆県令聞至（人）玄相」であることが明らかになった。したがって、紀年は「永清文徵」の録文が正しく、発願主の姓名はいずれの文献記載とも異なることが判明したのである。発願主の姓名が混乱した主たる理由は、則天文字「至（人）」の誤読や未読とともに、康熙帝（諱玄燁）の避諱によって「玄」が「元」へと改字されたことによるのであろう。

それでは、上記で示した紀年は、そもそも他の史料内容と対応するものであろうか。本史料の作製年代を確定させるためにも、「武隆県」、「金輪聖（聖）神皇帝」、則天文字の年代を取り上げて、この点を明確にしておきたい。

まず、発願主の官名に見える「武隆県」は如意元年（692）に安次県を分割して設置され、景雲元年（710）に会昌県に改められるまで使用されたものであった⁽³²⁾。したがって、本史料作製地に「武隆県」が設置されていた時期は、如意元年（692）～景雲元年（710）までとなる。続いて、造像記に記される則天武後の尊号「金輪聖（聖）神皇帝」の使用年代である。天授元年（690）9月の武周革命以降にあって、則天武後の尊号はめまぐるしく

変化した。しかし、その中で「金輪聖神皇帝」号を保有していた時期は、長寿2年(693)9月から久視元年(700)5月までであり、その後には「皇帝」を除く全ての尊号が削除されたのである⁽³³⁾。以上によれば、本史料にみえる則天武後の尊号表記は、長寿2年(693)9月～久視元年(700)5月までの時期に特有のものであった。最後に取り上げるのは、本史料の正面と左側面に刻まれた則天文字の制定年代である。本史料中にみえる則天文字を改めて整理すると、「璽(聖)」、「季(年)」、「匡(月)」、「㊦(日)」、「至(人)」、「囙(国)」、「匡(正)」の7字が挙げられる。そこで、各字の制定年代を示すと、「季(年)」、「㊦(日)」、「匡(正)」は第一次制定である載初元年(690)正月1日、「璽(聖)」は第三次制定である証聖元年(695)正月1日、「囙(国)」は第四次制定と考えられる証聖元年(695)4月1日、「至(人)」、「匡(月)」は第五次制定である聖暦元年(698)正月1日となり⁽³⁴⁾、本史料の文字は聖暦元年(698)正月1日以降に刻まれたことが明らかになる。

以上の三点はそれぞれが本史料の紀年と適合しており、さらにそれらが重複する時期を示せば、聖暦元年(698)正月～久視元年(700)5月となる。上記の年代の絞り込みからも、本史料の紀年とその他の史料内容が対応していることは明らかであろう。

さらに、本史料の紀年月日を明確にしたことで注目されるのは、その日付である。本史料が作製された2月8日は、仏教伝来後の中国社会において釈尊の降誕日ないしは成道日と認識される日であった。釈尊の降誕日や成道日は、中国暦への換算に伴う解釈の相違によって、2月8日、3月8日、4月8日、12月8日と複数存在するが、唐代の開元年間以降では2月8日が釈尊成道の日、4月8日が釈尊降誕の日として節日化されていたと考えられる⁽³⁵⁾。本史料作製時において、2月8日が降誕日か成道日のどちらで認識されたかは明らかではないものの、いずれにせよ重要な仏教行事日の一つである。要するに、本史料は2月8日の釈尊の降誕日ないしは成道日という仏教行事日にあわせて作製されたものであった。

(2) 左側面の供養人題名の文字と配列

本史料左側面の供養人題名の録文は「永清文徴」より知られていたが、その具体的な配列はこれまで不明であった。しかし、実物史料を確認したところ、その形態は上から順に第一層から第七層に分かれ、各層ごとに十二行の供養人題名が正面向かって右から左に刻まれていたことが明らかになった。そこで、実物史料と「永清文徴」録文とを対照すると、「永清文徴」の録文採録順序には初歩的な誤りがあり、各層ごとに横並びである供養人題

名を全て縦取りしていたことが判明する。ここで重要なのは、「永清文徴」の録文採録順序を正確に把握することで、実物史料ではすでに磨滅した文字の復原が「永清文徴」録文から可能になることである。そのため、本章では実物史料を主とし、「永清文徴」録文を援用することで、左側面の供養人題名を復原した。なお、第一層は史料上の刻字された範囲から第二層とは別層としたが、磨滅によって当層の文字は判読困難であり、第二層と同一層の可能性もあることを付言しておきたい。

さて、左側面の供養人題名の文字と配列を復原した結果、従来不明であったその内容構成が明らかになる。すなわち、第二層には県官（県丞、県尉など）や像主ら、第三層～第七層前半には雑任（県録事、佐史、里正、坊正、市史、前佐史、前里正など）がみられ⁽³⁶⁾、第七層後半には勲官のみを保持する者（上柱国、上護軍、護軍、騎都尉、驍騎尉など）が刻まれており、供養人題名は史料上で規則的に配列されていたのである⁽³⁷⁾。さらに、ここで復原された供養人題名には、「佐史張弘法」（第六層 10 行目）と「里正張弘義」（第七層 2 行目）、「里正甄崇山」（第四層 11 行目）と「里正甄崇嶷」（第六層 9 行目）のように、佐史と里正の間、また里正と里正の間で輩行関係が確認され、武隆県下の雑任間における同族結合の一端が垣間見える。かつて船越泰次氏は、武周長安 4 年（704）9 月 9 日に建碑された「百門破碑」にみえる人名の分析を通して、県の録事や佐史等と村落制度下の里正等が同宗的、血縁的連関を持つことを指摘したが⁽³⁸⁾、この点は「百門破碑」に先立つ本史料からも裏付けられるものであった。

ちなみに、「永清文徴」録文には記載されないが、実物史料には左側面の第八層（2 行目のみ）にも供養人題名がある。しかし、第八層の刻名はそれ以外の七層とは字体や記載形式が明らかに異なるものであった。また、本史料の正面中段では則天文字の「亼（人）」を使用するが、左側面第八層では常用字の「人」を用いており、武周時期より後に刻まれたものと考えられる。したがって、第八層は本史料が作製された聖暦 2 年（699）2 月 8 日の刻字ではなく、他の七層とは区別しておきたい。

（3）正面下段の供養人題名の比定

前節では、明代の「金輪塔院石幢碑記」や『日下旧聞』所引『上林彙考』、清代の「永清文徴」跋文の検討によって、正面中段の大書部分の下には上柱国の官名が多く刻まれた供養人題名が存在したものの、明清代には人名の大半が磨滅していたことを明らかにした。なお、この正面下段の文字は完全に磨滅しており、現在では判読できないものである。

ところが、先に正面中段と左側面を復原したことで、「永清文徴」の録文の中から、正面中段や左側面の録文とは異なり、その中間に位置する欠字の多い録文群の存在が浮かび上がる。この録文群こそが、まさに正面下段に刻まれていた供養人題名と考えられる。そのため、本章では「永清文徴」録文をもとに、正面下段の録文を復原した。

ただし、「永清文徴」録文中では、正面下段の供養人題名の末尾とそれに続く左側面の供養人題名の冒頭（第一～三層の1行目縦列）との境目が判然としない。そのため、暫定的な処置として、本章の正面下段録文の末尾には、実物史料と「永清文徴」録文との対応が確認できる左側面第四層1行目（「佐史□□□」）より前の欠字部分全てを含めることにした。なお、「永清文徴」録文に拠る以上、行数や一行字数は不明であるが、その中には「…柱…」、「…柱圀…」、「…上…」といった文字が確認できる。この点は、正面下段の供養人題名に上柱国の官名が多く刻まれていたという明清代文献の記載とも対応しており、上記の比定を補強するものとなる。

（4）四面各上段の尊像の理解

本史料の四面上段に尊像（「四面像」）があることは明代より知られていたが、その尊格については見解の一致をみていない。早くは明代の王象雲の撰文や清代の「永清文徴」によって「四面像」が則天武后像とみなされ、2000年代には『廊坊文物』や陳卓然氏の論文において正面の尊像が弥勒仏像と判断された。しかし、「四面像」を則天武后像とみなす理解はあくまで推測に過ぎず、正面の尊像を弥勒仏像とする理解も具体的な根拠は示されていない。そのため、本史料の尊像全てが同じ造形であるかも含めて再考する必要がある。

今回の調査時に実見できた正面、左側面、右側面では各面上段に仏龕があり、その中にそれぞれ尊像（立像）一体が浮き彫りで刻まれていた（写真 2、3、4 参照）。すでに磨滅によって尊顔や衣紋などの細部は不明であるが、幸いにも造形の一部は確認できる。正面の尊像は偏袒右肩の仏装の立像で、頭部は螺髪のような形を取り、円形の蓮台に立つ。両腕は垂下し、両手の掌は外側を向き、持物はない。また、左側面と右側面の尊像はほぼ同じ造形であり、ともに正面の尊像に類似する偏袒右肩の仏装と思しき立像で円形の蓮台に立つ。なお、これら二側面の尊像の持物の有無は不明であるが、右腕は屈臂して胸の前まで挙げ、左腕は垂下する。上記の特徴によれば、正面、左側面、右側面の尊像はひとまず仏立像と判断できる。

次に問題となるのは、これら仏立像の尊格である。これまで一部において、正面の尊像

は弥勒仏とみなされてきたが、その根拠は定かではない。北朝隋唐時代の弥勒像の変化について、早く水野清一氏は、北魏代には弥勒菩薩像が交脚で表現され、北齊代になると倚坐の作例がみられるようになり、隋唐代（とくに唐代）では弥勒仏が倚坐で表されることを指摘した⁽³⁹⁾。また近年、石松日奈子氏は、北涼以降の弥勒菩薩は坐像であり、北魏末までは交脚像であったが、河南を中心とした地方では北魏末に結跏趺坐の形式が出現するようになり、北周から隋代にかけて並脚倚坐の弥勒像が造られると交脚像はますます衰退し、唐代になると倚坐菩薩像も特殊な造像のみで、弥勒像はほとんどが倚坐如来像となることを明らかにされている⁽⁴⁰⁾。

このような弥勒像の変遷に基づくと、唐代の弥勒仏は基本的に倚坐像で表現されたことが知られる⁽⁴¹⁾。そのため、本史料の仏立像を弥勒仏とみなす従来の理解には、にわかには従いえない。また、これまで見落とされてきたが、本史料は2月8日の釈尊の降誕日ないしは成道日にあわせて作製されたものであった。以上の点を踏まえると、上記三面の仏立像は弥勒仏ではなく、釈迦仏を供養したものと考えられる。それでは、もう一つの背面の尊格はどのようにみなせようか。そこで注目されるのが、左側面第二層の10行目にある「…**勒菩薩像**□□**谷**」という供養人題名である。該当箇所は、磨滅が激しいものの、その残画からすると弥勒菩薩像主の供養人題名とみて間違いはない。そのため、本史料作製時には、釈迦仏像とは別に弥勒菩薩像も造られていたことが明らかである。本史料四面のうち、正面、左側面、右側面の三面上段の尊像が釈迦仏（立像）であれば、残る背面の尊像が弥勒菩薩像であると推定されるのではなかろうか。

（5）正面と左側面の史料形態の復原

これまでに本史料の四面上段の尊像と正面・左側面の刻字部分について検討を加えた結果、本史料の基本的な内容は明らかになった。そこで、これらの検討結果を踏まえ、最後に武周刻字部分の史料形態の復原を行いたい。ただし、その際に一つ問題となるのが本史料の大きさであった。

本史料の大きさについて、清代「永清文徵」の跋文は縦一丈二三尺（384～416cm）、横と幅が一尺ほど（約32cm）とするが、史料再発見後の『廊坊地区文物普查資料彙編』では縦343cm×横41cm×幅41cmとしており、両書の記載は相違する。「永清文徵」の記録は「縦一丈二三尺」とあることからして、おおよその大きさを記したものであろう。しかし、そうであったとしても、この計測値（とりわけ縦cm）の差異は単なる誤差とするに

はやや大きいものである。そこで、筆者が行った実測の結果を示すと、正面からみた石幢本体の大きさは縦 344cm×横 44cm×幅 40cm となり、『廊坊地区文物普查資料彙編』の記録と概ね一致するものであった。したがって、「永清文徴」と実物史料との間には少なくとも縦に 40cm ほどの差が生じている。

それでは、なぜ「永清文徴」では現在の実物史料よりも本史料が大きく見積もられたのか。この疑問を解き明かす鍵となるのが、基座の存在である。2007年時点の陳卓然氏の報告によれば、本史料には別に基座があり、その大きさは縦 42cm×横 85cm であった⁽⁴²⁾。また筆者が実見した際にも、本史料の正面最下部の前方に縦 18.5cm×横 44cm のくぼみが確認でき（写真 1 参照）、この部分が元々基座に挿入されていたとみてよい。以上を踏まえて、石幢本体と基座を含めた高さを再計算すると、石幢露出面 325.5 cm（全体 344－基座挿入面 18.5）＋基座 42cm＋ α （不明箇所や磨滅部分）の合計 367.5＋ α cm となり、「永清文徴」跋文の記録ともおおよそ対応する⁽⁴³⁾。したがって、「永清文徴」跋文が記す高さは、石幢本体と基座を含めた高さであったと考えられる。そこで、これまでの検討結果に史料細部の実測値を加えて示すと、参考資料 3 のようになり（基座部分の cm は陳卓然氏の報告に基づく）、本史料の正面と左側面の史料形態が復原できる。さらに、ここから明代の王象雲は正面部分のみを記録し、清代の「永清文徴」は正面と左側面を記録していたことも明らかになる。

以上、本史料（武周刻字部分）の新たな録文と史料情報を提示して史料形態を復原し、従来の文献記載が抱える不備に対して再検討を行った。これまで長きにわたり、本史料は明清代文献の中に残る「紙の中の石刻史料」として文献記載の多くの制約を受けてきた。また、それらの文献記載にも多くの不備があったことから、本史料は利用困難なものとなってきた。しかし、本章での検討によって、従来の問題点は基本的に解消され、本史料はようやく武周時期の石刻史料として利用できるようになったと言えよう。

6、本史料の作製背景

これまで本史料の具体的な内容は判然とせず、その史料性格も不明であったが、先の史料復原によって本史料に刻まれた内容は知られるようになった。そこで、次では本章で復原した造像記と供養人題名を手がかりに、本史料の作製背景について考えてみたい。

まず、正面中段に位置する造像記の前半に、

大周聖曆二季二區八②、武隆県令聞王玄相、奉為金輪聖神皇帝敬造四面像并浮図一所供養。

大周聖曆二季二區八②、武隆県令の聞王玄相、金輪聖神皇帝が奉為に敬みて四面像並びに浮図一所を造りて供養す。

とあるように、本史料は武周時期の聖曆 2 年（699）2 月 8 日、幽州武隆県令の聞人玄相が発願主となり、金輪聖神皇帝（則天武后）のために行った造像事業によって作製されたものであった。ここにみえる「四面像」は、本史料の四面上段の仏龕内に刻まれた尊像であり、本史料の一部を指す。もう一方の「浮図」が指す対象は必ずしも明らかではないが、これに先立つ北朝時期の四面造像では史料本体を塔像（仏塔彫刻）とみなす事例が確認されており⁽⁴⁴⁾、おそらく本史料でも長大な石幢本体を塔像にみたてて「浮図一所」と表現したものであろう。

次に、本史料を作製した目的について、造像記後半の願目には次のようにある。

伏願聖主千季、山岳齊寿、兵戈永息、歳稔恒豊。

伏して願わくは聖主千季にして、山岳寿を齊しくし、兵戈永く息み、歳稔恒豊ならんことを。

上記の願目の内容は、大きく①「聖主千季、山岳齊寿」と②「兵戈永息、歳稔恒豊」に分けられる。願目①は、「聖主」たる則天武後の長寿ひいてはその御代の永世が、恒久不変の象徴である山岳とひとしく続くことを祈願したものである。『詩経』小雅・鹿鳴之什・天保に、天子の長寿や永世を祈って「如月之恒、如日之升、如南山之寿、不騫不崩（月の恒の如く、日の升るが如く、南山の寿の如く、騫けず崩れず）」とあり、武周時期の「聖曆元年弥勒像記」（龍門石窟第 1059 龕）にも「聖皇帝、化高東戸、寿比南山、齊明日月（聖皇帝、化は東戸に高く、寿は南山に比べ、日月を斉明す）」とあるのをみれば⁽⁴⁵⁾、この願目は皇帝の長寿・永世を祈る定型的な表現の一つとみなせよう。また、この造像事業の奉為対象が則天武后であることを併せ考えれば、本史料作製の主たる目的が、則天武后に対する崇拜の明示にあったことは明らかである。

もう一方の願目②は、戦争の永息と豊穰による天下の太平を希求したものである。この文言と造像事業との関わりを知る上で注目されるのが、大曆 13 年（778）4 月 25 日の紀年を持つ「無憂王寺宝塔銘」の記載である⁽⁴⁶⁾。この史料中には貞観 5 年（631）2 月 15 日の法門寺仏舎利供養の様子が記されており、そこでは真身舎利塔の「三十年一開」に伴う靈験が「歳穀稔而兵戈息（歳穀稔りて兵戈息む）」と明記される。この靈験の内容が本史料

の願目と一致することは明らかであろう。したがって、本史料の願目②は、2月8日の釈尊の降誕日ないしは成道日における造像供養に対する応驗として、天下太平がもたらされることを祈願したものと位置づけられる。

それでは、この造像事業はどのような組織によって行われたものか。造像記にみえる発願主は武隆県令の聞人玄相であり、彼がこの造像事業の中心人物であったことは間違いない。しかし、供養人題名をみる限り、県令一個人によるものではなく、集団造像の形態を取る。そこで、本史料の作製主体を明らかにするために、左側面の供養人題名に列举された者たちの官名や職名を整理すると、以下の表4のようになる。

表4 左側面の供養人題名にみえる官名と職名

層数	記載内容	内訳（判明部分）	その他
第一層	不明		
第二層	県官、像主など	県丞 1、県尉 1、弥勒菩薩像主 1	不明 9
第三層	雑任	県録事 1、佐史 2、前里正 1	不明 5、「□□事」1、「□佐□」1、「□史」1
第四層	雑任	佐史 4、里正 7	「□正」1
第五層	雑任	佐史 9、里正 1	不明 2
第六層	雑任	佐史 1、里正 3、坊正 1、市史 2、前佐史 1、前里正 2	不明 1、「□正」1
第七層前半	雑任	佐史 1、里正 3	なし
第七層後半	勲官	上柱国 1、上護軍 1、護軍 2、騎都尉 1、驍騎尉 1	不明 1
合計 71 人 (第一層を除く)		県丞 1、県尉 1、県録事 1、佐史 17、里正 14、坊正 1、市史 2、前佐史 1、前里正 3、上柱国 1、上護軍 1、護軍 2、騎都尉 1、驍騎尉 1、弥勒菩薩像主 1 (小計 48 人)	不明 18、「□□事」1、「□史」1、「□正」2、「□佐□」1 (小計 23 人)

第一層は暫定的に分けたが、磨滅によって内容が不明であり、第二層と同一層である可能性もある。そのため、本表の合計人数換算には第一層の部分を含めなかった。

上表から明らかなように、供養人はみな在俗者であり、そのほとんどが県やその下部の村落制度下に設置された者たちであった。これ以外には、弥勒菩薩像主 1 人と勲官のみを保持する者 6 人が確認できるが、彼らも同じく県下にいた者たちとみて差し支えない。また、県令主催の造像事業において、県丞や県尉、県録事がともに名を列ねたことは、この事業が県組織によって主導されたことを示唆している。

さらに注目すべきは、県に設置された佐史の定員数と本史料に列举された佐史の人数との対応である。本史料では「佐史」や「里正」とともに「前佐史」や「前里正」もみられ、前任と現職の佐史・里正は史料上で区別されていた。したがって、本史料にみえる「佐史」

17人は現職の佐史就任者とみてよい。なお、これとは別に「口史」（第三層 12 行目）1人がみられ、本来題名中に刻まれた佐史の人数は 17 人よりわずかに多い可能性がある。これらの点を踏まえて、成書年代の近い『唐六典』の記載から上県、中県、中下県に設置された佐史の人数を確認すると、上県では 23 人、中県では 17 人（4000 戸以上の中県では 6 人を増置）、中下県では 12 となり⁽⁴⁷⁾、本史料にみえる佐史の人数は唐代前期の 4000 戸未満の中県における佐史設置数とほぼ一致するものであった。要するに、武隆県令が主催した造像事業の内実は、県令を中心とした県組織によって主導され、一県単位で行われたものと考えられる⁽⁴⁸⁾。

以上では、造像記と供養人題名の分析を通して本史料作製の背景を探ってきた。それによると、本史料は武周時期の聖暦 2 年（699）2 月 8 日の釈尊の降誕日ないしは成道日に、武隆県令の聞人玄相を中心とする県組織が主導した造像事業によって作製されたものであり、その目的は造像供養を通じた則天武后崇拜の明示と天下太平の希求であったことが判明する⁽⁴⁹⁾。本史料に県下の村落組織に設置された者たちが多くみられる点は、地方行政組織である県とその下部の村落組織との結びつきを示すものとして捉えることができよう。

7、供養人題名からみた武周村落制度の一断面

（1）里正、坊正と「里史」

本史料の供養人題名に武周村落制度下の職名が多くみられることは、早く清代の「永清文徴」の跋文で指摘されていた。また、その録文からは末端村落組織である里（100 戸）に設置された里正、都市内居民区の坊に設置された坊正とともに、「里史」という職名が知られてきた。この中でも、「永清文徴」において「里史李照」や「里史馬鄭」と判読された部分は大変理解しづらいものであった。唐代（含武周時期）の村落制度において、「里史」という職名は他史料には確認できず、本史料の録文のみに登場するためである。

ところが、筆者の史料実見によって、「永清文徴」のいう「里史」とは左側面第六層の 3 行目と 4 行目にみえる「市史」の誤読であったことが判明した（写真 6 参照）。ここに至って、武周「里史」の唯一の事例は消滅することになり、その存在がようやく否定されたのである。この結果、本史料にみえる武周村落制度下の職名は、里正と坊正であったことが明らかとなる。

(2) 県組織と里正との関わり

本史料にみえる武周村落制度下の職名の中でも目を引くのは里正の人数の多さであり、現在判明する部分だけでも 14 人が確認できる。唐代の造像記や碑文をみても、これだけ多くの里正が列挙された事例は他には存在しない。本史料にこれだけ多くの里正が一斉に登場する理由とは何であろうか。そこで注目されるのが、本史料の作製主体である県との関わりである。

左側面でも里正が列挙された箇所の前後は磨滅が進んでおり、職名不明の部分が少なくない。また、一部の文字残存箇所には「□正」（第四層 12 行目）や「□正」（第六層 12 行目）とあり、史料上の配置から里正の供養人題名であったと推察される。そのため、本来題名中に刻まれた里正の人数は 14 人+x（8 以下）となろう⁽⁵⁰⁾。そして、原則一里を 100 戸とすれば、これらの里正が設置された里の合計戸数の概算は 1400 戸+100x（800 以下）、およそ 1400～2200 戸となる。里の上部に位置する郷が原則 500 戸で構成される以上、この範囲は一郷単位をはるかに超えたものである。それでは、さらに上級の地方行政組織である県との対応はどうであろうか。そこで、唐代前期の県の等級とその戸数を示したものが、以下の表 5 となる⁽⁵¹⁾。

表 5 唐代前期の県の等級とその戸数

年代	上県	中県	中下県	下県	典拠史料
① 武徳 7 年 (624) 4 月	5000 戸以上	2000 戸以上	1000 戸以上	記載なし	『唐会要』巻 70・量戸口定州県等第例
② 開元 18 年 (730) 3 月 7 日	6000 戸以上	3000 戸以上	3000 戸未満	2000 戸未満	『通典』巻 33・職官・郡太守・唐の注文、『唐会要』巻 70・量戸口定州県等第例
	赤・畿・望・緊県は、戸数に限らず、上県とする。 京より 500 里内と縁辺州の県では、5000 戸以上は上県、2000 戸以上は中県、1000 戸以上は中下県とする。				
③ 年代不明	6000 戸以上	2000 戸以上	1000 戸以上	1000 戸未満	『唐六典』巻 3・尚書戸部・戸部郎中員外郎条

唐代では、①武徳 7 年（624）令において県の等級とその戸数が定められ、②開元 18 年（730）3 月 7 日勅において戸数編成などが改変された。なお、これとは別に年代不明の③の戸数規定も存在するが、上県が②と一致する点を除けば全て①と対応しており、①と②の間に位置するものと推察される。そのため、本史料が作製された武周時期では、上県は 5000 戸ないしは 6000 戸以上、中県は 2000 戸以上、中下県は 1000 戸以上、下県は 1000

戸未満と考えられる。このようにみると、本史料の里正の総数から概算される戸数は、中県もしくは中下県の規模に相当することが明らかとなろう。また、先にみたように、本史料にみえる佐史の人数も中県における佐史設置数とほぼ一致するものであった。したがって、武周時期の幽州武隆県は中県規模の県と推定され⁽⁵²⁾、本史料にみえる里正は県下の里に設置された里正たちをまとめたものと位置づけられる。他史料には確認できないほど多数の里正が本史料の供養人題名に列挙された背景には、史料作製主体である県および県官と里正との間に、職務上での関係を通じた密接な繋がりが存在したことを想定できよう⁽⁵³⁾。

(3) 唐代前期の村落制度構造

最後に、本史料にみえる武周村落制度の事例も踏まえて、唐代前期の村落制度構造を明らかにしたい。唐代の村落制度は、隋代郷里制で採用された郷（500戸）一里（100戸）の編成を布くとともに、それまで自然聚落として存在した村や都市内居民区である坊をも公的な制度の中に組み込み、郷一里と坊・村を並置した二重の村落制度構造を作り上げた⁽⁵⁴⁾とされる。しかし、第2章で明示したように、唐代前期における二重構造の存在は実際には明らかではなかった。そのため、第3章では、武徳7年（624）2月～永徽2年（651）9月の間の唐初村落制度下には、すでに郷一里と村を並置する二重構造が存在していたことを示したのである。ただし、その一方で唐代前期（含武周時期）における郷一里と坊の並置は不明であり、里正と坊正がともに存在したかは定かではなかった。

このようななか、本史料の供養人題名に武隆県下の里正たちがまとめて列挙されるとともに、坊正1人が確認されたことは注目される。唐代前期（含武周時期）の坊正の事例は僅少であるが、これによって武周時期の地方県城内の坊にも坊正が設置されていたことは明らかになった⁽⁵⁵⁾。また、坊正とともに県城内の市に設置される市史もみられることから、本史料の設置場所である会福寺（三塔寺）は元々武隆県城内に位置していたと思われる。ともあれ、本史料中にみえる里正の人数は武隆県下の里正をまとめたものであり、一県単位の戸数との対応からも彼らは県城内外を含む地域に設置されたものと考えられる。またこれと同時に、武隆県城内の坊には坊正も設置されていた。したがって、当時の武隆県城内には同時期に里正と坊正がともに存在しており、里と坊が並置されていたのである。

さらに、本史料とほぼ同時期に作製された武周「百門陂碑」の記載からも、このような二重構造の存在は確かめることができよう。「百門陂碑」は、長安4年（704）9月9日に衛州共城県（現河南省輝縣市）に建立された碑文であり、共城県令の曹懐節らが行った祈

天による民苦救済の顕彰として作製されたものである⁽⁵⁶⁾。本史料は従来の研究でも利用されており、唐代前期の在地有力者層である「郷望」を検討するための重要な事例として、また末端社会における同族結合の強さを示す貴重な史料として注目されてきた⁽⁵⁷⁾。

本史料の碑陰には、当地で行われた数次にわたる祈天活動（成功例のみ）が記録されており、その活動には共城県下の県官や佐史らとともに、里正、坊正、村正が参加していたことを確認できる。しかし、これまでの研究では本史料にみえる職名と人名がまとめて扱われる傾向にあり、各祈天活動の詳細は明らかにされてこなかった。そのため、ここで具体的な内容を整理すると、次の表6のようになる。

表6 「百門陂碑」碑陰記載の祈天活動

祈天年月	記 載 内 容	関 与 者	碑陰箇所
①長安2年 6月の祈雨	5月、州符が共城県に下り、共城県で祈雨が 行われることになった。		1行
	6月1日、共城県令の曹懐節が「祠令」に□ し（基づき？）、まず社稷に祈り、次いで遍 く山川に祈り、自ら廟壇に臨んで身を外にさ らした。その時、西北の山頂に雲が集まり、 雷音や稲妻が発生し、しばらくの間、県内に 雨を降らせた。	祈雨者：共城県令曹懐節 参加者：七司佐廉謹・郭敬、 里正郭仙・童賈□、郷望 焦徳貞・魏夷 ^簡 等、父老 光温古	2～6行
②長安3年 4月の祈雨	4月、祈雨を行った。共城県令曹懐節は前回 の祈雨（①）と同様に、誠実に懇請した。こ の時、雲が「食門山」より発生し、たちまち にわか雨が郊外の地を潤した。	祈雨者：共城県令曹懐節 同祈者：県録事隗弘允、七 司佐楊讚・耿恪等、里正 高延斐・李儼・孫九兒、 坊正郭貞・郭□、郷望光 古・賈祚等	7～10行
③長安4年 4月の祈晴	3月、雨が降って晴れず、農作業や養蚕に大 きな支障が出た。		11行
	4月7日、主簿程列、倉督張行璋、佐郭敬・ 李元、里正張機・張纂・張昱、村正郭思敬が 祈晴を行った。ただちに晴れあがり、蚕繭や 麦の収穫を終えると、雨が降った。	祈晴者：県主簿程列、倉督 張行璋、佐郭敬・李元、 里正張機・張纂・張昱、 村正郭思敬	11～14行
④長安4年 7月の祈晴	6月、雨が多く降った。		14行
	7月7日、七司佐、録事の隗允等が祈晴を行 った。	祈晴者：七司佐（姓名不明）、 県録事隗允等	14～15行
	7月10日、雨があがって晴れ、望んだ通り になった。		15行
⑤長安4年 8月の祈晴	8月、長雨が十日以上も続き、農作物を収穫 することができなかった。そこで、邑老の隗 芝玄と王天生が、共城県令曹懐節に祈晴を行 うよう請願し、曹懐節は雨の中で祠壇に臨 み、山河を仰いで祈晴を行った。ただちに雨 が止んだ。	祈晴依頼者：邑老隗芝玄・ 王天生 祈晴者：共城県令曹懐節 参加者：七司佐□守義・張 処明・廉思昉、市史齊山、 里正馬弘節	18～21行

表中の①～⑤の番号は、史料内容から便宜的に分類したものである。本碑の碑陰の内容は上段（祈天記事）と下段（詩）に分かれており、「碑陰箇所」の項目では碑陰上段における該当行数を示す。

本碑に記録される共城県下の祈天活動は、全てが同年同月に行われたものではなく、①長安2年(702)6月の祈雨、②長安3年(703)4月の祈雨、③長安4年4月の祈晴、④長安4年7月の祈晴、⑤長安4年8月の祈晴として個別に行われたものであった。また、各活動の目的や参加者も同一ではないことから、①～⑤は一括りにはできない。

まず、祈天者について、①、②、⑤は共城県令の曹懐節であるが、その他の③、④は県の属官や雑任であり、両者には相違があった。そこで、これとあわせて各活動時の参加者をみると、②や⑤では県城内に設置される坊正や市史がおり、③には県城外に置かれる村正がみられ、祈天者の相違とも対応していることが判明する。坊正と村正は、本史料と同様に他史料でも一緒に活動する姿を確認できないが、これはそもそも両者の設置された範囲が異なるためである。したがって、①、②、⑤と③、④は祈天を行った場所が同じであったとはみなしがたく、少なくとも②と⑤は県城内で、③は県城外で行われたと考えられる。その一方で、里正はこのような場所を問わずに①、②、③、⑤に登場しており、武周時期の地方県内外において里正と坊正、里正と村正がともに設置されていたことが知られよう。本史料はこのことを明示する史料としても貴重な価値を持っていたのである。

これまでの検討によって、唐代前期の村落制度下には、すでに郷一里と坊・村の両系統の責任者があわせて設置されていたことを明らかにした。換言すれば、唐代前期には隋代郷里制以来の郷(500戸)一里(100戸)とともに、坊や村もが村落制度内に組み込まれ、両系統の組織が並置されていたのである。その後の「開元7年令」や開元25年令において、郷一里と坊・村の二重構造が規定されたことは、従来の研究でも指摘されており、第2章で詳論した通りである。また、「天宝年間(742～756)敦煌郡敦煌県差科簿」(P.3559、P.2657、P.3018v)からも⁽⁵⁸⁾、敦煌県下の慈恵郷(里正2人、村正7人)、従化郷(里正3人、村正4人)、燉煌郷?(里正1人、村正1人)において里正と村正がともに設置されていたことが確認でき、上記の二重構造を有することは窺知される。さらに、宝応年間(762～763)～大暦年間(766～779)の史料と推定される「唐某人与十郎書牘」(73TAM509:8/19)には、「当城置城主四、城局兩人、坊正、里正、横催等在城有卅余人、十羊九牧。(当城に城主四、城局兩人を置き、坊正、里正、横催等は城に在りて卅余人有り、十羊九牧たり。)」とあり、西州の一城内にも里正と坊正がともに置かれていたことは明らかであろう⁽⁵⁹⁾。

おわりに

本章では、永清県文化館に所蔵される武周村落制度史料「金輪石幢」の来歴を明らかにし、新たに史料復原を行うとともに、本史料の基礎的内容について検討を加えた。その上で、本史料にみえる武周村落制度の具体的内容を明らかにし、さらにその事例も踏まえつつ、唐代前期（含武周時期）の村落制度構造を明らかにした。これまでの検討結果をまとめれば、以下のようなことになる。

- ①本史料は武周時期に作製された後、明代後期の永清知県である王象雲によって注目され、王象雲が撰述した「金輪塔院石幢碑記」と『上林彙考』には早期の史料情報が記録された。また清代になると、地方志編修の興隆と石刻書の増加に伴って、その存在が永清県内外に知られるようになった。その中でも、章学誠らによって編修された『乾隆永清県志』附載「永清文徴」の録文と跋文は研究史の上で極めて重要な意味を持ち、これによって本史料の具体的内容が示された。
- ②清代に多くの記録が残された本史料は、民国時期後半の1930年代まで現存していた。しかし、その後の日中戦争に伴う河北地方の情勢悪化と史料自体の地下への埋没によって、本史料は30数年の長きにわたって所在不明となった。ところが、1973年に本史料が永清県で再発見されると、その後は県級文物保護単位として永清県文化館に収蔵された。その結果、本史料は永清県に現存する最古の石刻史料として現地で注目され、1980年代後半から2000年代後半までの文献には多くの副次的な情報が記録されることになった。
- ③本史料は明清時代文献に収録されたことで早くよりその存在が知られており、貴重な史料情報も多く残されてきたが、一方で従来の文献記載には多くの不備が内在していた。しかし、民国時期以降には本史料そのものの研究はほとんど行われず、その公開状況も清代以降進展しなかった。そのため、これまでの文献記載上の問題点を解消することができず、本史料はすでに利用困難な「紙の中の石刻史料」となっていた。
- ④そこで、上記の問題点を解消するために、本史料の所蔵先である永清県文化館（永清県文物管理所）で行った実見調査をもとに、従来の文献記載が抱える不備の解消を図った。また、明清時代文献から得られる早期の史料情報と実見調査の結果を相互に利用し、本史料を武周時期の石刻史料として復原した。その復原結果は前掲の参考資料1、3に示した通りであり、これによって新たな武周村落制度史料が追加されたことになる。
- ⑤本史料はこれまで具体的な内容が明らかではなく、その史料的性格も不明とならざる

をえなかった。しかし、本章で復原した造像記や供養人題名の分析によって、本史料は武周時期の聖暦 2 年（699）2 月 8 日の釈尊の降誕日ないしは成道日において、武隆県令の聞人玄相を中心とする県組織が主導した造像事業によって作製されたものであり、その目的は造像供養を通じた則天武后崇拜の明示と天下太平の希求にあったことが明らかになる。

⑥本史料の供養人題名に武周村落制度の職名が多くみられることは清代の「永清文徴」より知られ、里正や坊正とともに、他史料にはみられない「里史」という職名が示されてきた。しかし、今次の史料実見によって武周「里史」は「市史」の誤読であったことが判明し、その存在がようやく否定された。この結果、本史料にみえる武周村落制度下の職名は里正と坊正であることが明らかとなった。彼らが本史料に多く名を列ねた背景には、作製主体である県組織ないしは県官との間に職務上での関係を通じた密接な繋がりを想定でき、またそれと同時に武隆県下の一部の雑任（里正と里正、里正と佐史）の間には血縁的な繋がりも存在した。

⑦唐代村落制度の特徴とされる郷一里と坊・村の二重構造の中でも、唐代前期（含武周時期）において郷一里の系統と坊が並置されていたかは明らかではなかった。しかし、本史料の供養人題名の分析を通して、武隆県城内には里正と坊正がともに存在しており、里と坊が並置されていたことが明らかになった。したがって、武周時期の村落制度下には、すでに里と坊を並置する二重構造が存在していたことを確認できる。

⑧さらに、本史料の事例も踏まえて、唐代の村落制度構造を検討すると、唐代前期の村落制度下にも、郷正（郷長）や里正とともに坊正・村正を設置していたことは確かめられ、唐代後期と同様に郷一里と坊・村の両系統に基づく二重構造が存在していたことは明らかになった。また、唐初や武周時期にはすでに上記の形態は成立していたと考えられ、これが前代とは異なる唐代村落制度の特徴であったと改めて理解できる。

本章では、村落制度研究における基礎的作業の一つとして、永清県文化館所蔵の石刻史料である「金輪石幢」の復原を行い、記載内容の分析を試みた。武周時期の村落制度の詳細は依然として明らかではなく、その解明には継続的な事例の収集とさらなる検討が必要となるが、上記の検討によってその一端は明らかになったと言えよう。また、本史料の事例を踏まえて検討を加えた結果、かつては想定されながら、すでに史料的根拠を喪失していた唐代前期村落制度下における郷一里と坊・村の二重構造の存在がようやく確かめられ、従来の開元年間以降の史料との接合も可能になったのである。それでは、このような構造

を持つ唐代村落制度の中には、どのような責任者が設置されていたのであろうか。これを明らかにするには、第2章で検討した唐戸令逸文のみならず、もう一つの唐代村落制度記事にも目を向ける必要がある。次章では、この問題について検討したい。

注

- (1) 王象雲の永清知県在任期間は、萬一肅等纂修『康熙永清県志』（中国国家図書館古籍館蔵マイクロフィルム、請求記号：A02486）巻5・職官・知県、7葉b、および周震榮修、章学誠纂『乾隆永清県志』（『中国地方志集成・河北府県志輯27』上海書店出版社、2006年所収）職官表第1、140頁による。
- (2) 前掲注(1)『康熙永清県志』巻14・文籍・碑文、9葉a～11葉a。
- (3) 朱彝尊編『日下旧聞』（清華大学図書館蔵清康熙年間刻本、請求記号：善己417/7707）巻25・京畿1・永清、17葉b、于敏中等編『日下旧聞考』（清華大学図書館蔵清乾隆年間刻本、請求記号：善己417/7495）巻125・京畿・永清県、11葉a。なお、『日下旧聞考』（北京古籍出版社、2001年、初版1983年）の校点本も参照したが、該当部分（2026～2027頁）には乾隆帝期の避諱を断りなく訂正している箇所があり、利用には注意を要する。
- (4) 宋之問の経歴は、高木重俊「宋之問の生涯と文学」（『初唐文学論』研文出版、2005年所収、初出1986、1987年）に詳論されている。なお、陶敏・易淑瓊校注『沈佺期宋之問集校注』下冊（中華書局、2001年）765頁は、「題会福塔院」詩が宋之問の詩であるという点に疑義を呈し、その理由として、本詩が宋之問の文集諸本に未収録であり、その文集にも『宋延清集』と称するものはなく、また文集は明初に散逸しているため清人は見られなかったことなどを挙げる。本詩が実際に宋之問の手によるものかは判然とせず、その成立年代も明らかではない。しかし、『日下旧聞考』において本詩が宋之問の詩として扱われたことは確かであろう。
- (5) 清代において地方志（とりわけ県志）の部数が急増したことは、山根幸夫「中国の地方志について—県志を中心に—」（『歴史学研究』642、1993年）2～3頁を参照。また、石刻書の増加は地方志編修の隆盛とも密接に関わるものであり、その状況は『石刻史料新編』（新文豊出版公司、第1輯1977年、第2輯1979年、第3輯1986年、第4輯2006年）に収録される清代石刻書の性格とその数量からも窺える。当史料集の有用な目録として、高橋継男『『石刻史料新編』（全4輯）書名・著者索引』（『中国石刻関係図書目録（1949—2007）』汲古書院、2009年所収）がある。

- (6) 前掲注 (1) 『康熙永清県志』の萬一肅序、1 葉 b～2 葉 a。『大清一統志』編修事業が全国の地方志編修を促進させる契機となったことは、巴兆祥「論《大清一統志》的編修对清代地方志的影響」(『寧夏社会科学』2004 年第 3 期) を参照。
- (7) 前掲注 (1) 『康熙永清県志』卷 3・建置・古蹟、5 葉 a。
- (8) 『乾隆永清県志』の編修とその内容は、張賽美「章学誠与《永清県志》」(『河北学刊』1985 年第 4 期)、稲葉一郎「『乾隆永清県志』編修考」(『中国史学史の研究』京都大学学術出版会、2006 年所収、初出 2004 年) に詳しい。また、章学誠と周震栄との関係については、何兆龍「章学誠友朋考(続)」(『浙江学刊』1996 年第 1 期) 94 頁も参照。
- (9) 『乾隆永清県志』編修に関わった人名は、前掲注 (1) 『乾隆永清県志』巻首の「乾隆四十四年重修永清県志在事諸人姓氏」121～122 頁に記載される。
- (10) 図 1 は前掲注 (1) 『乾隆永清県志』「永清文徴」金石第 5、377 頁に基づき、版心を削除した上で 2 葉にまたがる部分を接合したものである。
- (11) 正面大書部分の構成に関する「永清文徴」跋文の記載と対応して、同録文(前掲図 1) の題目の下には「凡画段处乃一行也(凡そ段を画する处は乃ち一行なり)」とあり、あわせて録文の前半数行には段落の変化を示す横線が記入されている。
- (12) 王昶輯『湖海文伝』(『続修四庫全書』第 1669 冊・集部・総集類、上海古籍出版社、2002 年所収) 卷 72・跋・周震栄「金輪石幢跋」272 頁。『湖海文伝』は王昶が死去する前年の嘉慶 10 年(1805) に成書され、後の道光 17 年(1837) に孫の王紹基によって刊刻されたものである。陳恒舒「王昶著述考」(袁行霈主編『国学研究』第 28 卷、北京大学出版社、2011 年所収) 374 頁参照。なお、本書で跋文を周震栄の作とする理由は定かではないが、おそらく『乾隆永清県志』の主修が周震栄であることから判断したものであろう。
- (13) 表 2 で挙げた史料の典拠を順に示す。嵇璜・劉墉等撰『続通志』(新興書局、1963 年) 卷 167・金石略 1・唐、4256 頁、孫星衍撰『京畿金石考』(『石刻史料新編』第 2 輯 12、新文豊出版公司、1979 年所収) 卷上・順天府・永清、8753 頁、孫星衍撰『寰宇訪碑録』(『石刻史料新編』26、新文豊出版公司、1977 年所収) 卷 3・唐、19886～19887 頁、吳式芬撰『金石彙目分編』(『石刻史料新編』27、新文豊出版公司、1977 年所収) 卷 1・京師・順天府・永清県、20663 頁、樊彬輯『畿輔碑目』(『石刻史料新編』第 2 輯 20、新文豊出版公司、1979 年所収) 卷上・唐附偽周、14782 頁、李鴻章等修、黄彭年等纂『光緒畿輔通志』(『続修四庫全書』第 635 冊・史部・地理類、上海古籍出版社、2002 年所収) 卷 140・金石略 3・順天 3・永清県、36～37 頁、萬青黎・周家楣修、張之洞・繆荃孫纂『光緒順天府志(三)』(『中国地方志集成・北京府県志輯 3』、上海書店出版社、2002 年) 卷 128・金石志 2・

- 歴代上・唐、767 頁、繆荃孫撰『芸風堂金石文字目』（『石刻史料新編』26、新文豊出版公司、1977 年）巻 4・唐、19590 頁。また、大村西崖『中国美術史彫塑篇』（国書刊行会、1980 年、初版 1917 年）561 頁には、『芸風堂金石文字目』巻 4 を引用する形で本史料が収録される。
- (14) 周震栄から黄易へ宛てた当私信は、『黄小松友朋書札（不分巻）』（中国国家図書館古籍館所蔵マイクロフィルム、請求記号：14799）に収録される。また、葉玉「黄易訪碑活動与交友（一）—乾嘉時期的訪碑風氣—」（『荣宝斋』2010 年第 3 期）301 頁も参照。
- (15) 民国内務部主編『民国京魯晋豫古器物調査名録』（北京図書館出版社、2004 年）所収『京兆古物調査表』15 頁。清末民国時期の文物事業については、吉開将人「近代中国における文物事業の展開—制度的変遷を中心に—」（『歴史学研究』789、2004 年）を参照。
- (16) 『河北通志稿』の編修経緯は、河北省地方志編纂委員会辦公室整理点校『〔民国〕河北通志稿』（北京燕山出版社、1993 年）第 1 冊の「整理校点前言」、「〔河北通志稿〕紹介」を参照。
- (17) 前掲注 (16) 『〔民国〕河北通志稿』第 3 冊、2676 頁。
- (18) 『河北通志稿』が『光緒畿輔通志』を継承して改編を加えたものであることは、秦進才・王憲政「略論民国『河北通志稿』」（『中国地方志』2000 年第 6 期）55～57 頁を参照。
- (19) 表 3 の作成にあたっては、河北省永清県地名委員会辦公室『永清県地名志』（河北科学技術出版社、1991 年）第 6 章・文化地名「永清県文化館」360～361 頁を参考にし、一部を『廊坊市文化芸術全志（永清県巻）』（廊坊市文化局、1989 年）上の第 2 編・大事年表および第 3 編・建制沿革、中国芸術館籌備処・北京華人経済技術研究所編『中国文化館志』（専利文献出版社、1999 年）河北省・永清県文化館志 215 頁より補った。
- (20) 民国時期以降の社会教育機関については、地域差が大きいために個別具体的にみていく必要があるが、ここでは関連する研究として、横山宏「中国における社会教育施設—とくに人民文化館を中心に—」（古木弘造編『外国の社会教育施設』光文書院、1965 年所収）、同「中華人民共和国における人民文化館—その沿革を中心にした若干の考察—」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』哲学・史学編 35、1990 年）、戸部健「民衆教育館による「社会教育」の変容過程—1920 年代後半から 1940 年代天津の事例を中心に—」（『近きに在りて』50、2006 年）、川上尚恵「占領下の中国華北地方における日本語学校—北京近代科学図書館付属日本語学校と新民教育館付属日本語学校—」（日本植民地教育史研究会編『植民地言語教育の虚実』（植民地教育史研究年報 9）皓星社、2007 年所収）、周慧梅『近代民衆教育館研究』（北京師範大学出版社、2012 年）を挙げておく。
- (21) 王德奎「金輪石幢小記」（永清県政協文史資料研究委員会編『永清文史資料』第 1 輯、内部発行、1997 年所収）133 頁参照。

- (22) かつて松原三郎氏が唐代「四面像」の稀少な事例として本史料を取り上げた際にも、その内容は『芸風堂金石文字目』巻4（前掲表2のNo.8）に依拠しており、「石像の所在は不明」とした。松原三郎「四面像の一考察」（『増訂中国仏教彫刻史研究』吉川弘文館、1966年所収）166頁参照。ここからも、地下埋没時期の1960年代において、本史料は所在不明の史料として扱われていたことが分かる。ただし、松原氏が引用する『芸風堂金石文字目』巻4の史料は、『石刻史料新編』所収の同書同巻と比べると、「並浮図石幢」の文字が増加しており、むしろ前掲注（13）大村西崖『中国美術史彫塑篇』561頁の記載と一致する。これが『芸風堂金石文字目』の版本の相違によるものかは明らかではない。
- (23) 廊坊地区行政公署文化局編『廊坊地区文物普查資料彙編』（内部発行、1979年）。
- (24) 中華人民共和国文物保護法（1982年11月19日）については、国家文物事業局編『新中国文物法規選編』（文物出版社、1987年）212～219頁を参照。
- (25) 前掲注（19）『廊坊市文化芸術全志（永清県巻）』下、第5編第1章第2節「永清県人民政府文件」237～240頁を参照。
- (26) 前掲注（19）『廊坊市文化芸術全志（永清県巻）』上、前掲注（19）『永清県地名志』、王連清・孫彦彬主編『我愛廊坊』（教育科学出版社、1991年）参照。
- (27) 石永士・王素芳・裴淑蘭編『河北金石輯録』（河北人民出版社、1993年）の「河北金石挙要」199～200頁および「河北金石目録」423頁を参照。
- (28) 永清県志辦公室編『永清県志』（河北人民出版社、2000年）513頁を参照。ただし、この文中には先行文献に基づいたと推定できる部分とは別に、根拠が不明の記載も含まれる。
- (29) 廊坊市文物管理处編、張兆祥主編『廊坊文物』（開明出版社、2001年）60頁。
- (30) 陳卓然「廊坊武則天時期仏教造像石刻」（『文物天地』2007年第9期）74～75頁。
- (31) 前掲注（28）『永清県志』31頁参照。
- (32) 『旧唐書』巻39・地理志2・河北道・幽州大都督府・永清県条、『新唐書』巻39・地理志3・河北道・幽州范陽郡・永清県条を参照。
- (33) 則天武后在世時の尊号は、『旧唐書』巻6・則天皇后紀、『新唐書』巻4・則天皇后紀、『資治通鑑』巻200～208・唐紀16～24を参照。武周革命以後の尊号の推移は、天授元年（690）9月乙酉の「聖神皇帝」、長寿2年（693）9月乙未の「金輪聖神皇帝」加号、延載元年（694）5月甲午の「越古金輪聖神皇帝」加号、証聖元年（695）1月辛巳の「慈氏越古金輪聖神皇帝」加号、証聖元年（695）2月甲子の「金輪聖神皇帝」への改号（「慈氏越古」を削除）、天冊万歳元年（695）9月甲寅の「天冊金輪聖神皇帝」加号（『新唐書』と『資治通鑑』は「天冊金輪大聖皇帝」とする）、久視元年（700）

- 5月癸丑に「皇帝」以外の尊号の削除となる。
- (34) 則天文字の制定年代は、蔵中進「則天文字の成立とその構成」(『則天文字の研究』翰林書房、1995年所収、初出1992年)を参照。
- (35) 中村裕一『中国古代の年中行事』第1冊・春(汲古書院、2009年)344～348頁参照。
- (36) 唐代の雑任については、趙璐璐「唐代“雑任”考—《天聖令・雜令》“雑任”条解説—」(栄新江主編『唐研究』第14巻、北京大学出版社、2008年所収)を参照。
- (37) 左側面の供養人題名には、「畢處口」(第二層4行目)、「米徳」(第三層5行目)、「史義万」(第七層3行目)、「史玄卿」(第七層6行目)とあり、ソグド姓とされる畢姓1人、米姓1人、史姓2人が確認できる。ただし、姓のみからの判定は困難であり、ここでは可能性の指摘に留めておく。ソグド姓の判定は、福島恵「唐代ソグド姓墓誌の基礎的考察」(『学習院史学』43、2005年)、斉藤達也「北朝・隋唐史料に見えるソグド姓の成立について」(『史学雑誌』118—12、2009年)を参照。
- (38) 船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」(『唐代兩税法研究』汲古書院、1996年所収、初出1968年)356～362頁参照。
- (39) 水野清一「倚坐菩薩像について」(『中国の仏教美術』平凡社、1968年所収、初出1940年)253～254頁参照。
- (40) 石松日奈子「中国交脚菩薩像考」および同「弥勒像坐勢研究—施無畏印・倚坐の菩薩像を中心に—」(ともに『北魏仏教造像史の研究』ブリュッケ、2005年所収、初出は前者が1988年、後者が1993年)参照。
- (41) 初唐時代(とりわけ武周時期)に弥勒造像が増加し、その弥勒像の多くが善跏倚坐の形式であったことは、趙超「略談中国仏教造像中弥勒形象的演變」(『中国歴史文物』2003年第2期)9～10頁にも指摘がある。
- (42) 前掲注(30)陳卓然「廊坊武則天時期仏教造像石刻」74頁。
- (43) 本史料の横と幅の大きさについて、「永清文徴」では「径寛は尺許り(32cmほど)」とするが、実物史料は横44cmと幅40cmであり、ともに10cmほどの開きがある。ここからみても、「永清文徴」の計測値は正確な記録ではない。そのため、「永清文徴」が記録する縦の大きさも、本来的に実物史料とおおよその対応を示すものであったと思われる。
- (44) 前掲注(22)松原三郎「四面像の一考察」、および同「北周四面像の一形式」(『中国仏教彫刻史論』本文編、吉川弘文館、1995年所収)を参照。なお、松原氏も述べるように、ここでいう仏塔とは寺塔として造営されたものではなく、寺院内などに飾られた小塔を指す。また、唐初や武周時期の造像銘で史料本体(塔像)を「石浮図一所(区)」と表現する事例は、林章芹「武周時期石塔銘考釈」

- 『文物春秋』2010年第6期)や霍宏偉「洛陽發現唐代咸亨三年石塔」(『文物』2013年第11期)などに確認できる。
- (45) 劉景龍・楊超傑編『龍門石窟総録』第6巻・文字著録(中国大百科全書出版社、1999年)78頁。また、この史料に対する解説としては、久野美樹『唐代龍門石窟の研究—造形の思想的背景について—』(中央公論美術出版、2011年)150～151頁を参照。
- (46) 王昶撰『金石萃編』(『石刻史料新編』3、新文豊出版公司、1977年所収)巻101・唐61、1668～1670頁。法門寺の歴史とそこでの仏舎利供養の変遷は、氣賀澤保規「扶風法門寺の歴史と現状—仏舎利の来た寺—」(『仏教芸術』179、1988年)および同「唐法門寺咸通十四年(八七三)舎利供養をめぐる—考察—あわせて法門寺「真身誌文」碑の検討—」(『駿台史学』97、1996年)を参照。
- (47) 『唐六典』巻30・京畿畿天下諸県官吏条参照。
- (48) 佐藤智水氏は北魏の造像銘を例として、集団造像の形態を①邑義の集団、②性格未詳(邑義に近いもの)の集団、③一族・宗族の集団、④僧尼の主導による集団、⑤官吏のネットワークによる集団、の五つに分類して示した。佐藤智水「中国における初期の「邑義」について(上)」(『仏教文化研究所紀要』45、2006年)79～80頁参照。これを参考にすれば、本史料は⑤の官吏のネットワーク、とくに地方行政組織による集団造像の事例の一つに位置づけられる。
- (49) なお、本史料作製の契機は史料中には明記されておらず、具体的な事情は不明である。しかし、なぜ聖暦2年(699)という時期に武隆県組織がまとまってこの造像事業を行い、則天武后への崇拝を明示するとともに、天下の太平を希求する必要があったのか。これに関して、本史料作製時期前後に河北情勢が緊迫していた点は注目される。聖暦元年(698)に発生した突厥の河北侵攻によって、武隆県が所属する幽州も攻撃を受けており、この状況を受けて武隆県令の閻人玄相を中心とする県組織が現世皇帝の健在と仏の加護を祈願した可能性は十分に考えられよう。突厥による河北侵攻の具体的状況は、鈴木宏節「唐代漠南における突厥可汗国の復興と展開」(『東洋史研究』70-1、2011年)に詳しい。また、有用な漢文史料集として、呉玉貴『突厥第二汗国漢文史料編年輯考』中冊(中華書局、2009年)を参照。
- (50) 第三～第七層前半の雑任列挙部分において、官名・職名不明の供養人題名で里正の可能性のあるものは全部で10あるが、そのうち第三層1～2行目は史料上の配置から里正が列挙された箇所とはみなせず、それを除くとxは多くても8以下となる。
- (51) 本表の作成にあたっては、仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会、1964年復刻版、初版1933年)220～221頁(三甲条)、翁俊雄「唐代的州県等級制度」(『北京師範学院学報』〈社会科学版〉1991年第1期)、中村裕一『大唐六典』の検討—『大唐六典』の「開元七年令」説批判—(『唐令の基礎

- 的研究』汲古書院、2012年所収）400～402頁を参照した。なお、中村氏は③の年代を②の上県の戸数をもとに開元18年以降とみなし、中県・中下県の戸数はこれ以降に改変が加えられたと推測するが、特段そうみる必然性はない。むしろ①の後で③のように上県の戸数のみに部分的改変が加えられ、それが②では踏襲されつつ、中県以下の戸数も引き上げられたとみるのが穏当であろう。
- (52) 本史料が作製された武周時期における幽州武隆県の具体的な戸数は不明であるが、これに先立つ貞観13年(639)段階の幽州管下の一県あたりの平均戸数が2169.8戸であったことは一つの参考になろう。翁俊雄『唐初政区与人口』(北京師範学院出版社、1990年)278頁参照。
- (53) このような多数の里正がそれぞれ自主的に造像事業に参加したとは考えにくく、その背景には県組織からの参加・協力要請があったと考えられる。これを示唆する史料として、『朝野僉載』巻3・竇知範には、饒陽県下の一人の里正が亡くなった際、県令の竇知範がその里正の供養のために仏像を作製するという名目で、県下の里正たちを集めて各自一貫(銅錢1000枚)を提出させたという逸話が残る。張鶯撰、趙守儼点校『朝野僉載』(『隋唐嘉話・朝野僉載』中華書局、2008年所収、初版1979年)76頁参照。このような事例を踏まえれば、武隆県での造像事業の際にも、県令の聞人玄相から県下の里正たちに呼びかけが行われたことは推測するに難くない。
- (54) 石母田正「古代村落の二つの問題」(『石母田正著作集』第1巻、1988年所収、初出1941年)257～258頁、曾我部静雄「令制より見たる日華村落の成立過程」(『文化』2-1、1950年)196～198頁、清水盛光『中国郷村社会論』(岩波書店、1951年)第1編「郷村統治の原則と自然村」、宮崎市定「中国における村制の成立—古代帝国崩壊の一面—」(『宮崎市定全集 7・六朝』岩波書店、1992年所収、初出1960年)53～55頁を参照。
- (55) 唐初の時点で洛州河南県城内の坊に坊正が設置されていたことは、「貞観二十二年(648)洛州河南県桓徳琮典舎契」(72TAM204:18)から確認できる。唐長孺主編『吐魯番出土文書』式(文物出版社、1994年)152頁参照。ただし、武周時期の地方県城内に設置された坊正の実例は極めて稀であり、また里正とともに登場する事例は本史料が最初期のものと思われる。
- (56) 武周「百門陂碑」の碑陽・碑陰の拓本写真は、北京図書館金石組編『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本滙編』第19冊・隋唐五代十国11(中州古籍出版社、1989年)112～113頁にあり、碑陽・碑陰・碑両側の録文は、王昶撰『金石萃編』(『石刻史料新編』2、新文豊出版公司、1977年所収)巻65・唐25、1110～1113頁に収録される。
- (57) 中村治兵衛「再び唐代の郷について—望郷と耆老—」(『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008年所収、初出1966年)52頁、前掲注(38)船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」356～364頁、石田勇作「唐・五代における村落支配の変容」(宋代史研究会編『宋代

の社会と文化』汲古書院、1983年所収）7～8頁、杉井一臣「唐代前半期の郷望」（唐代史研究会編『中国の都市と農村』汲古書院、1992年所収）299～301頁、穴沢彰子「唐・五代における地域秩序の認識—郷望的秩序から父老秩序への変化を中心として—」（『唐代史研究』5、2002年）47～49頁および67頁を参照。またこれらとは別に、雷聞「從祈雨看隋唐的国家祭祀与社会」（『郊廟之外—隋唐国家祭祀与宗教—』生活・読書・新知三聯書店、2009年所収）322頁では、本史料中にみえる祈雨執行時の記載に注目して、その一部を取り上げている。

(58) 「天宝年間敦煌郡敦煌県差科簿」の史料写真と録文は、Tatsuro YAMAMOTO, Yoshikazu DOHI co-ed., *TUN-HUANG AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY*, II Census Registers (A) Introduction & Texts, pp.115～129, (B) Plates, pp.161～197, THE TOYO BUNKO, 1985, 1984 を参照。差科簿の年代や郷名の比定は、西村元佑「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度—大谷探検隊将来、敦煌・吐魯番古文書を参考史料として—」（『中国経済史研究—均田制度篇—』東洋史研究会、1968年所収、初出1960年）、池田温『中国古代籍帳研究—概観・録文—』（東京大学出版会、1979年）概観・第3章第5節「敦煌差科簿の推移—丁中把握の弛緩—」を参照。

(59) 「唐某人与十郎書牘」の史料写真と録文は、唐長孺主編『吐魯番出土文書』肆（文物出版社、1996年）336頁。また、成一農「里坊制的產生及其演變」（『空間与形態—三至七世紀中国歴史城市地理研究—』蘭州大学出版社、2012年所収）137頁も参照。

参考資料2 「金輪石幢」 実物写真



写真1 石幢正面全体



写真2 正面上段の尊像



写真3 左側面上段の尊像



写真4 右側面上段の尊像



写真5 正面中段の造像記（上半部）

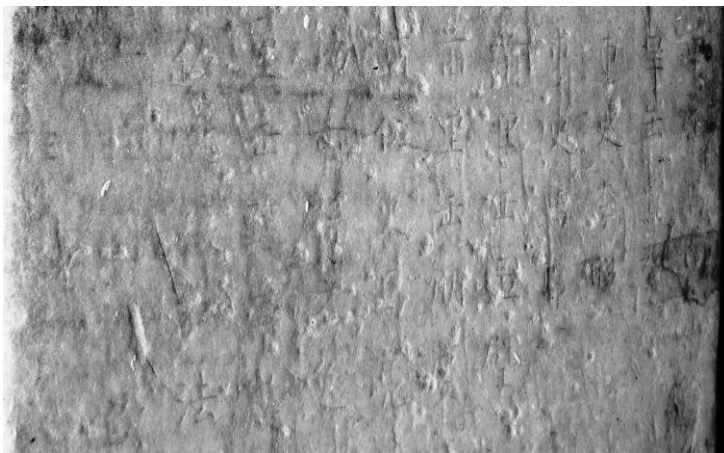
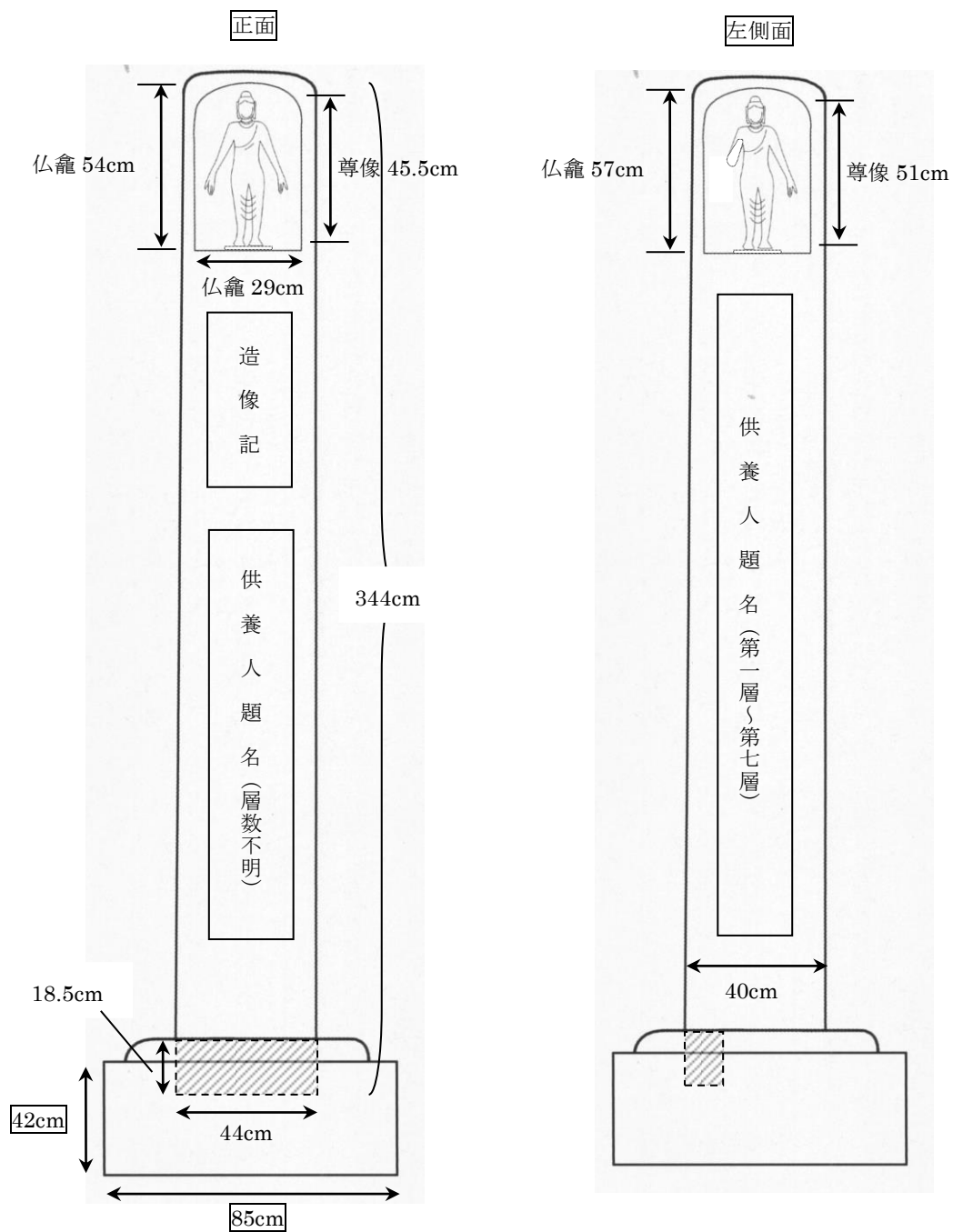


写真6 左側面第六層の供養人題名

参考資料 3 「金輪石幢」 正面と左側面の実測図

(『廊坊文物』 60 頁所掲の図をもとに一部を改変)



第5章 唐代村落制度記事の再検討－『通典』巻33・郷官条を中心に－

はじめに

唐代の村落制度が、郷（500戸）一里（100戸）と坊（城内居民区）・村（城外聚落）を並置する二重構造を持つことは早くより指摘され、前代の村落制度との相違を踏まえて注目されてきた。その検討に際しては、これまで諸書に残る唐戸令逸文が中心的に取り上げられてきたと言える。唐戸令にみえる村落組織の規定はあくまで制度運用時の原則を示すものであり、実際の状況との相違に留意する必要があるが、唐代に作り上げられた村落制度の基本的骨格を確認するには有効な史料であった。また、唐代村落制度の概要を伝える史料が僅少であったことから、それらが重視されてきた側面もあろう。

しかし、第2章で明示したように、唐代村落制度の構造を探る従来の議論は、その論拠の一つとしてきた武徳7年（624）戸令の認識に致命的な問題を抱えており、唐代前期の状況は実際には明らかではなかった。そこで第3章と第4章では、新たに見出した出土石刻史料の検討を通して、唐初や武周時期の村落制度下にも郷（郷正ないしは郷長）一里（里正）と坊（坊正）・村（村正）を並置する状況が確認できることを示し、既存の開元年間以降の史料との接合を図ったのである。これによって、唐代の村落制度が、隋代郷里制以来の郷一里の村落制度編成を継承しつつ、それ以前には自然聚落として存在した村や城内居民区である坊をも取り込み、郷一里と坊・村を並置する二重構造を持っていたことは明確になったと言えよう。それでは、このような構造を持つ唐代村落制度の中には、どのような責任者が設置されていたのであろうか。

本稿ではこれまでの検討によって、一部の先行研究で取り上げられてきた北周村落制度下の「村正」、隋代郷里制下の「里佐」や「里正」、武周村落制度下の「里史」という職名が誤解に基づいて想定されてきたことを指摘し、その存在を否定した。また、それとあわせて唐代では郷に郷正・郷長（郷の責任者は遅くとも開元25年令までには廃止）、里に里正が設置されるとともに、坊に坊正、村に村正が設置されたことを明示した。しかし、これらの行政的な責任者に加え、唐代の郷には耆老といった人々も設置されたことが知られてきた。その論拠となるのが、貞元17年（801）10月に杜佑が上献した『通典』巻33・職官15・州郡下・郷官条の唐代記事（以下、本史料）である⁽¹⁾。本章で取り上げる中心的

な史料であるため、まずは全文を掲げる。

凡百戸為一里、里置正一人、五里為一郷、郷置耆老一人、以耆年平謹者、県補之、亦曰父老。貞観九年、每郷置長一人、佐二人、至十五年省。太極元年、初令老人年九十以上板授下州刺史、朱衣執象笏、八十以上板授上州司馬、緑衣執木笏。天寶七載、詔父老六十板授本県丞、七十以上授県令。三十里置一駅、〈其非通途大路則曰館。〉駅各有將、以州里富強之家主之、以待行李。〈自至徳之後、民貧不堪命、遂以官司掌焉。凡天下水陸駅一千五百八十七。〉

凡そ百戸を一里と為し、里に正一人を置く、五里を一郷と為し、郷に耆老一人を置き、耆年平謹なる者を以て、県之を補す、亦た父老と曰う。貞観九年、郷毎に長一人、佐二人を置き、十五年に至りて省く。太極元年、初めて老人の年九十以上をして下州刺史を板授し、朱衣にして象笏を執らしめ、八十以上をして上州司馬を板授し、緑衣にして木笏を執らしむ。天寶七載、詔して父老の六十に本県丞を板授し、七十以上に県令を授く。三十里に一駅を置き、〈其れ大路を通途するに非ざれば則ち館と曰う。〉駅に各おの將有り、州里の富強の家を以て之を主り、以て行李に待せしむ。〈至徳自りの後、民貧にして命に堪えず、遂に官司を以て焉を掌らしむ。凡そ天下の水陸の駅は一千五百八十七。〉

本史料の冒頭に位置する村落制度の記事は、従来の研究でも注目されており、『通典』巻3・食貨3・郷党条所引開元25年戸令逸文と同様に、唐代村落制度の概要を示す史料として利用されてきた。とりわけ、本史料に多くの関心が寄せられてきたのは、唐戸令逸文にはない郷への耆老設置の記事が含まれていたためであろう。

しかし、本史料は早くより唐代村落制度の基本史料の一つとして利用されながら、これまで詳細な検討は行われておらず、その史料性格も明らかになっていない。また、そのような事情から、本史料中に「郷置耆老一人」とある耆老と「每郷置長一人」とある郷長が同様のものか否かについても、先行研究の理解は一致せず、これまで混乱した状況を呈してきたのである。したがって、唐代村落制度下の責任者を明確にするには、耆老と郷長の間をめぐり従来説の是非を判断しつつ、唐代の耆老を捉え直す必要がある。

そこで本章では、まず耆老と郷長の間をめぐり諸見解を整理し、その問題点を明確にする。次いで、本史料に具体的な分析を加えて、その史料性格を明らかにし、従来説の是非を判断する。その上で、本史料中の耆老の記事と石刻史料中の耆老の事例とを対照し、唐代の村落社会に存在した耆老の具体的な姿を提示することにしたい。

1、従来の諸見解とその問題点

(1) 初期の研究にみえる理解の相違

本史料の中でもこれまで注目されてきたのは村落制度の記事であり、そこで問題になってきたのは、ともに郷に設置されたという郷長と耆老の関係である。まずは、初期の研究にみえる見解の相違とその背景を明らかにすることから始めたい。

早くに本史料に注目した岸川亮哲氏は、郷の耆老を漢代の三老に相当するものとし、これとは別に郷の責任者として郷長（郷正）が設置されたことを指摘した⁽²⁾。また、松本善海氏もこれと同様の見解を提示し、耆老は漢代の三老的なもので、郷長は隋代の郷正の系譜に連なるものとみた⁽³⁾。これら 1930～1940 年代の研究では、郷長と耆老を分けて理解していたことが知られよう。その理由については必ずしも明確ではないが、おそらく前代の村落制度との比較を踏まえた上で判断されたものと思われる。

しかし、その後の 1950 年代～1960 年代前半になると、岸川氏や松本氏の見解とは異なり、本史料を利用して郷長と耆老を同一視する見解が多くみられるようになった。まず那波利貞氏は、郷には郷正あるいは耆老一人を置き、耆老は父老とも称して漢代の郷三老に該当するとし、郷の耆老の呼称が貞観 9 年（635）以降に郷長に変更されたと理解した⁽⁴⁾。次いで宮川尚志氏は、唐初の貞観 9 年～15 年（641）まで郷には郷正（郷長）一人、佐二人が置かれ、これが後には耆老（父老）になったとみなした⁽⁵⁾。また西村元佑氏は、唐代には里の長である里正とともに、郷の長として父老が置かれたとし、郷の父老は貞観 9 年～15 年の間には一時的に郷長と呼ばれたものの、その前後は単に父老と呼ばれていたとする⁽⁶⁾。さらに曾我部静雄氏も、唐初では郷に耆老、郷長、郷佐などという郷官が置かれたとしており⁽⁷⁾、耆老と郷長、郷佐を同様のものとみていたことが窺える。このような耆老と郷長を同一視する見解は、本史料中の郷への耆老設置の記事と郷長・郷佐の置廃の記事を直線的に読むことに基づいており、耆老（父老）から郷長、または郷長から耆老（父老）という名称の変化を推測するのも同様の理由からであった。

以上の整理を踏まえると、これまでの見解の相違はまさに本史料の内容をどのように読んできたかという一点に起因していたことが明らかになる。すなわち、耆老設置の記事と郷長・郷佐の置廃の記事を個別に捉える見解では郷長と耆老を分けて理解し、二つの記事を接続的に捉える見解では両者を同様のものと理解してきたのである。

(2) 中村治兵衛氏の新見解とその後の状況

このような二つの相反する理解が併存する中で、1966年に中村治兵衛氏が新たに提示した見解は、従來說とは一線を画すものであった⁽⁸⁾。中村氏の検討内容は多岐にわたるが、本史料と密接に関わる部分をまとめれば、以下のようになる。

- ①本史料の一部を諸史料と対照して、「郷置耆老一人、以耆年平謹者、具補之、亦曰父老」には対応史料がないことを確認し、該当部分は『通典』独自の記事とみなす。
- ②本史料で貞観9年～15年に設置されたとする郷長が、隋代～唐初の郷正の後身と考えられることから、郷長・郷佐の置廢の記事はその直前の耆老設置の記事とは接続せず、むしろ耆老設置の記事は後文の養老制度の記事に関わるものと判断する。
- ③唐代の村落制度下に設置された行政的な責任者（郷長や里正など）とは別に、養老制度（高年者への版授や賜物など）に基づいて設定された耆老や父老などの名誉職的な者たちが、在地社会で教化訓育を主とする役割を担ったとする。

中村氏の論文ではそれ以前の見解にはとくに論及していないが、この内容はかつての岸川氏や松本氏の見解に近く、それまで大勢を占めた郷長と耆老を同一視する見解を批判したものと位置づけられよう。さらに、中村氏は岸川氏や松本氏の推測とは異なり、郷への耆老設置の記事がその後の郷長・郷佐の置廢の記事と接続していないという具体的な理由を挙げて、本史料を直線的に読むことから出た郷長＝耆老説を退けたのである。なお、近年の研究でも耆老や父老などが主に教化の役割を担ったことは再論されており⁽⁹⁾、結果として中村説の③の一部は支持されてきたと言えよう。

しかし、この中村氏の見解がその後の研究において十分に受け止められてきたかといえ、そうではない。中村氏の指摘以後にも、郷への耆老設置の記事と郷長・郷佐の置廢の記事を接続的に読み、郷長と耆老を同様のものとみる旧来の理解は根強く存在しており⁽¹⁰⁾、本史料をめぐる理解は大きく変化しなかったのである。

(3) 先行研究が抱える問題点

本史料をめぐる従來說の大きな問題は、先行研究間に全くと言ってよいほど、批判的継承関係がみられないことである。そのようなことから、各論者が本史料の記事をどのように読んだかという比較的単純な理由によって、郷長と耆老の関係についても見解の相違が生じてきた。この問題に対する指摘も含め、本史料を理解する上で重要な意味を持つのが、

先述した中村治兵衛氏の見解であった。換言すれば、本史料をめぐる理解の是非は、まさに中村説の当否と不可分な関係にあったのである。しかし、その中村説にもいくらかの疑問点が挙げられる。そこで、ここでは中村説にみられる二つの不備を指摘し、従來說が抱える問題のまとめに代えたい。

一つ目は、本史料中の記事の一部が直線的には読めないことを示唆した①と②の指摘である。もしこの理解が正しいとすれば、それまで大勢を占めた郷長と耆老を同一視する見解はその根拠を失うことになる。しかし、本史料に対する中村氏の検討は必ずしも十分ではなく、①は史料全体の性格を明らかにしたものではなかった。そのため、耆老設置の記事と郷長・郷佐の置廃の記事が接続的に読めないという②の指摘も、本史料の内的論理から導き出されたものではなく、あくまで一つの推定に止まっていたのである。

二つ目は、中村説の全体に関わる問題であるが、耆老や父老を養老制度に基づくものとみなしたことである。中村氏は、高年者への版授や賜物の事例に耆老や父老が登場することからこのように考えたが、そこで挙げられた史料はあくまで耆老や父老の中に多くの老人が含まれていたことを示すに過ぎない。また、養老制度に関する史料において、耆老や父老の内の年長者に対して版授や賜物が行われる事例がみられることは、それ以前よりすでに耆老や父老が選出されていたことを示唆している⁽¹¹⁾。西村元佑氏や日野開三郎氏は、本史料中に「父老の六十」とあることから、60歳未満の父老の存在を推測したが⁽¹²⁾、この推測はあながち否定できないものであろう。つまり、耆老や父老の中に60歳以上の入老者が多く含まれており、ときに養老制度との関わりを持ったことは確かであるが、彼らが養老制度によって設置されたものかは定かではなかったのである。

本史料に関する従來說、とくにそれを代表する中村説が抱える問題点を解消するには、これまで利用されてきた一部の記事のみではなく、本史料全体に目を向け、その性格を明らかにする必要がある。節を改めて、本史料の具体的な分析に移りたい。

2、『通典』巻33・郷官条の唐代記事の分析

(1) 記事分析の方法

本史料の内容に立ち入る前に、筆者が新たに用いる分析の方法を明示しておきたい。その方法は、大きく以下の二点に基づくものである。まず一つは、本史料全体の構成への着目である。本史料の全文は最初に掲げたが、その内容は大きく三つに分類できるものであ

った。すなわち、(Ⅰ) 郷里組織の記事「凡百戸為一里～亦曰父老」、(Ⅱ) 年代順に列挙された記事「貞観九年～七十以上授県令」、(Ⅲ) 駅制の記事「三十里置一駅～凡天下水陸駅一千五百八十七」であり、文章構成に一定のまとまりがみられることは明白である。しかし、従来の研究では(Ⅰ)～(Ⅲ)の内容や文章構成の差異に注意が払われず、この点が見落とされてきた。本史料の分析にあたっては、これらの記載内容のまとまりに即して検討を行うことが肝要であろう。

もう一つは、本史料中の各記事の来源・典拠への注目である。本史料の唐代記事が独自の史料か否かは、史料性格を考える上で極めて重要な問題であった⁽¹³⁾。しかし、中村治兵衛氏による部分的な検討を除き、従来の研究ではこの点が意識されてこなかった。そのため、本史料の来源・典拠についても、ここで全面的な検討を加える必要がある。

要するに、本史料の記事を分析するには、記載内容のまとまりごとに検討を行い、あわせて各記事の来源・典拠を明確にすることが必須であると考えられる。以下では、このような基礎的作業を通して、本史料の性格の解明を試みたい。

(2) 郷里組織の記事について

(Ⅰ)の郷里組織に関する記事については、その内容を(A)「凡百戸為一里、里置正一人、五里為一郷」、(B)「郷置耆老一人、以耆年平謹者、県補之」、(C)「亦曰父老」に分割した上で、それぞれの史料来源を確認することにしたい。

(A)は唐代の郷里組織を概述したものであり、これ以前の唐戸令逸文にも同様の記載が確認できる。『唐六典』巻3・尚書戸部・戸部郎中員外郎条所引「開元7年戸令」に、

百戸為里、五里為郷。両京及州県之郭内分為坊、郊外為村。里及村坊、皆有正、以司督察。

百戸を里と為し、五里を郷と為す。両京及び州県の郭内は分けて坊と為し、郊外は村と為す。里及び村坊、皆正有り、以て督察するを司る。

とあり、『通典』巻3・食貨3・郷党条所引開元25年戸令に、

諸戸以百戸為里、五里為郷、四家為鄰、五家為保。每里置正一人、…

諸そ戸は百戸を以て里と為し、五里を郷と為し、四家を鄰と為し、五家を保と為す。

里毎に正一人を置き、…

とあるのがそれである。これらの唐戸令逸文の中でも、(A)の文言は『通典』巻3所引開元25年戸令とほぼ一致しており、これに基づいて記録されたことは明らかであろう。

ただし、(A) は唐令をそのまま引用したものではなく、そこから一部を抜き書きして再編したものであった。具体的に記せば、開元 25 年戸令では後文に位置する「里に正一人を置く」を前に挿入し、里の戸数と里正の設置、郷の戸数と耆老の設置という順序に史料を組み直していたのである。この史料操作については、唐令にはない (B) の郷への耆老設置の記事を、史料中に組み込むための作業であったと考えられる⁽¹⁴⁾。

(B) と (C) は、対応する史料が確認できないことから、中村治兵衛氏によって『通典』独自の記事とみなされた。確かに、(B) の郷への耆老設置に対応する記事は他史料にはみられない。しかし、中村氏がこれとまとめて理解した (C) 「亦曰父老」については、耆老設置の記事とは異質な感があり、別途に考える必要があるだろう。それでは、杜佑がこの四字を追記した際の史料的根拠は何であったか。

唐代の父老を考える際、本史料とあわせてよく利用される史料に、『唐会要』巻 59 下・尚書省諸司下・戸部員外郎条に残る天宝 12 載 (753) 7 月 13 日勅がある。

天宝十二載七月十三日勅、諸郡父老、宜改為耆壽。

天宝十二載七月十三日勅すらく、諸郡の父老は、宜しく改めて耆壽と為すべし。

これによれば、天宝 12 載 7 月 13 日に父老は耆壽に改称されたことになり、従来の研究でもそのように理解されてきた⁽¹⁵⁾。しかし、『唐会要』が引用するこの勅文の内容には大きな問題が認められる。それを明示するのが、馮鑑『続事始』耆壽条所引『会要』逸文に残る天宝 13 載 (754) 勅である⁽¹⁶⁾。

『会要』「天宝十三載勅、諸郡県父老、宜為耆老、以諸県以 (衍字か) 押司録事老耆、転升為耆壽、而不掌吏事。」

『会要』「天宝十三載勅すらく、諸郡県の父老、宜しく耆老と為すべし、諸県の押司録事の老なる者を以て、転升して耆壽と為し、而して吏事を掌らざらしめよ。」

上記の勅文はつとに池田温氏によって見出され、『唐会要』所引天宝 12 載勅よりも本来の勅文に近いものとみなされたが⁽¹⁷⁾、これまでの唐代村落制度研究では完全に見落とされてきた史料である。両史料が引用する勅の年代にはわずかに違いがあるものの、池田氏が指摘したように、同内容史料であることは疑いない。そこで、唐代の蘇冕『会要』所引天宝 13 載勅と北宋代の王溥『唐会要』所引天宝 12 載勅を比較すると、後者は前者の前半のみに相当しており、かつ前者の「耆老」が後者では誤って「耆壽」と表記されていたことが判明する。したがって、『唐会要』所引天宝 12 載勅のみに基づいて、父老と耆壽を同一視することはできない。天宝 12 載もしくは 13 載の勅によって行われたことは、一つは郡

県の父老を耆老とする改称であり、もう一つは雑任の県録事の老いた者を格上げして耆寿とし⁽¹⁸⁾、それまでの吏事を免除するという処置であった。このようにみると、(C)の史料の根拠は上記の勅文であったと判断できる。

つまり、(I)は開元25年戸令に基づきつつ、唐令中の一部の文言の順序を並び替え、その後に唐令にはない郷への耆老設置の記事を組み込み、最後に天宝12載もしくは13載の勅文を踏まえて「亦曰父老」の四字を追記したものであった。これまでには、孔祥星氏が(I)の「凡百戸為一里～郷置耆老一人」部分を唐代の法令として引用しており⁽¹⁹⁾、『唐令拾遺補』では戸令一丙条(開元25年令)の復原典拠として(I)全体を追加したが⁽²⁰⁾、(I)は全てが唐令に基づいているわけではなく、また耆老設置の記事は史料来源が不明であることに注意が必要であろう。なお、(I)とほぼ同文の史料は、『冊府元龜』巻701・令長部・総序と『海録碎事』巻3下・地部上・郷里門にもあるが⁽²¹⁾、これらは本史料から引用されたものである。

(3) 年代順に列挙された記事について

(II)の年代順に列挙された記事には、三つの異なる内容が含まれる。(D)「貞観九年、每郷置長一人、佐二人、至十五年省」、(E)「太極元年、初令老人年九十以上板授下州刺史、朱衣執象笏、八十以上板授上州司馬、緑衣執木笏」、(F)「天宝七載、詔父老六十板授本県丞、七十以上授県令」である。これらの記事については、すでに中村治兵衛氏が指摘したように、全てに対応する史料が存在する⁽²²⁾。ここでは、(II)の各記事とその対応史料との関係をさらに詳しくみていくことにしよう。

まず、(D)の貞観9年～15年の郷長・郷佐の置廃に対応するのは、『旧唐書』巻3・太宗紀下の史料である。

〔貞観〕九年春三月…壬午…每郷置長一人、佐二人。…〔貞観〕十五年…十一月壬戌、廢郷長。

〔貞観〕九年春三月…壬午…郷毎に長一人、佐二人を置く。…〔貞観〕十五年…十一月壬戌、郷長を廢す。

両史料は同内容史料であり、『通典』と『旧唐書』の成書年代からすれば、(D)の記事が初出となる。しかし、『旧唐書』巻3にみえる郷長・郷佐の置廃の年月日は(D)よりも具体的な内容を含んでおり、『通典』から採録されたものとはみなせない。したがって、両史料は直接的な引用関係にはなく、共通する史料来源を持つとみるのが穏当である⁽²³⁾。

次に、(E)の太極元年(712)の「老人」への名目的官職の授与に対応するのは、太極改元時の大赦を伝える『旧唐書』巻7・睿宗紀、『冊府元龜』巻55・帝王部・養老条、『新唐書』巻5・睿宗紀の史料である。

『旧唐書』巻7・睿宗紀

〔景雲三年春正月〕己丑、大赦天下、改元為太極。…天下大酺五日、特賜老人九十已上緋衫牙笏、八十已上緑衫木笏。

〔景雲三年春正月〕己丑、天下に大赦し、改元して太極と為す。…天下大酺すること五日、老人の九十已上に緋衫牙笏を、八十已上に緑衫木笏を特賜す。

『冊府元龜』巻55・帝王部・養老条

睿宗太極元年正月、籍田大赦、賜老人九十以上板授下州刺史、緋衫牙笏、八十以上板授上州司馬、緑衫木笏。

睿宗太極元年正月、籍田大赦し、老人の九十以上に板授下州刺史、緋衫牙笏を、八十以上に板授上州司馬、緑衫木笏を賜う。

『新唐書』巻5・睿宗紀

〔先天元年正月〕己丑、大赦、改元曰太極。賜内外官階・爵、民酺五日。版授九十以上下州刺史、八十以上上州司馬。

〔先天元年正月〕己丑、大赦し、改元して曰く太極と。内外官に階・爵を、民に酺五日を賜う。九十以上に下州刺史を、八十以上に上州司馬を版授す。

上記の三史料を併せみると、老人への版授や賜服の記載にわずかに違いがあり、(E)と最もよく対応するのは『冊府元龜』巻55の史料であった。ただし、その他の二史料も同じ事柄の一面を記していることは明らかである。また、いずれも(E)にはない前後の記事を含んでおり、ここから採録されたものではない。したがって、(E)を含めた四つの史料は共通する史料来源を持ち、それぞれがその一端を記したものとみなせよう。

最後に、(F)の天宝7載(748)の「父老」への名目的官職の授与に対応するのは、天宝7載5月の玄宗の冊尊号(「開元天宝聖文神武応道皇帝」)によって発令された大赦を伝える『冊府元龜』巻55・帝王部・養老条、『新唐書』巻5・玄宗紀、『唐大詔令集』巻9・帝王・冊尊号赦上・天宝七載冊尊号赦の史料である⁽²⁴⁾。

『冊府元龜』巻55・帝王部・養老条

〔天宝〕七載五月、加尊号、詔京城父老各賜物十段、七十以上板授本県令、其妻板授県君、六十以上版授本県丞。

〔天宝〕七載五月、尊号を加え、詔すらく京城の父老に各おの物十段を賜い、七十以上に本県令を板授し、其の妻に県君を板授し、六十以上に本県丞を版授す。

『新唐書』卷5・玄宗紀

〔天宝七載五月壬午〕賜京城父老物人（衍字か）十段、七十以上版授本県令、婦人県君、六十以上県丞。

〔天宝七載五月壬午〕京城の父老に物十段を賜い、七十以上に本県令を版授し、婦人を県君とし、六十以上を県丞とす。

『唐大詔令集』卷9・帝王・冊尊号赦上・天宝七載冊尊号赦

其京城父老宜各賜物十段、七十已上仍授本県令、其妻版授県君、六十已上版授本県丞。其れ京城の父老は宜しく各おの物十段を賜うべし、七十已上には仍りて本県令を受け、其の妻には県君を版授し、六十已上には本県丞を版授す。

上記の三史料は同内容史料であり、いずれも（F）より具体的な内容を記載する。また、これらの対応史料によって、（F）の「父老」は正しくは「京城父老」、同じく「六十」は「六十以上」であったことが明らかになり、『通典』採録時に生じた不備や省略も補える。そのため、これらの三史料は（F）から採録されたものではなく、やはり共通する史料来源（『唐大詔令集』所引「天宝七載冊尊号赦」の原史料）を持つものと考えざるをえない。

以上でみてきたように、（Ⅱ）に含まれる三つの記事は、いずれも『通典』編纂以前の唐代史料に基づき、そこから一部を省略して引用したものであった。杜佑が（Ⅰ）に関連するとみなした記事を先行する史料から抜き書きし、参考に付したものとみてよからう。

（4）駅制の記事について

（Ⅲ）の駅制に関する記事は、（G）本文「三十里置一駅」とその注文「其非通途大路則曰館」、（H）本文「駅各有将、以州里富强之家主之、以待行李」とその注文「自至徳之後、民貧不堪命、遂以官司掌焉。凡天下水陸駅一千五百八十七」に分けられる。それでは、（G）と（H）はどのような史料に基づくものであったか。これを探る上で重要な意味を持つのが、北宋天聖令附載の「不行唐令」（原則開元25年令）である⁽²⁵⁾。

まず、（G）の本文は、天聖廐牧令唐32条に、

諸道須置駅者、每三十里置一駅。

諸そ道に須らく駅を置くべきは、三十里毎に一駅を置け。

とある規定に一致しており⁽²⁶⁾、ここから採録されたものとみて間違いない。この廐牧令を

引用した本文に対し、注文では主要駅道から外れた場合に駅に相当する館が布置されたことを補足しており⁽²⁷⁾、令文にはない情報を追加したものと考えられる。

次に、(H) 本文の前半「駅各有将」に対応するのは、天聖厩牧令唐 33 条である⁽²⁸⁾。

諸駅各置長一人、並量閑要置馬。

諸そ駅に各おの長一人を置き、並びに閑要を量りて馬を置け。

厩牧令の駅長を (H) では駅将とするが、その理由は安史の乱後に駅長・駅吏に将校が充てられたためであり⁽²⁹⁾、開元 25 年令以後の状況を反映したものである。したがって、(H) 本文の前半は、厩牧令条文を踏まえつつ、一部の文言を改変したものであった。続く (H) 本文の後半「以州里富強之家主之、以待行李」には明確な対応史料こそ確認できないが、養老厩牧令第 15 条には、

凡駅各置長一人、取駅戸内家口富幹事者為之。

凡そ駅には各おの長一人を置き、駅戸の内の家口富みて事に幹からむ者を取りて為よ。とあり⁽³⁰⁾、(H) と同様に駅長の任用規定が存在する。このような日本令との対応を考えれば、(H) 本文の後半は何らかの唐代法制史料を踏まえて記述された可能性が高い⁽³¹⁾。このような (H) 本文に対し、注文では水陸駅の総数とともに至徳年間 (756~758) 以降に駅が官営になったことを補足しており、開元 25 年令後の状況が追記されたのである。

つまり、(Ⅲ) の本文は主に開元 25 年厩牧令に基づいてまとめられ、その注文は令規定にはない情報を補足したものであった。これらは (I) や (II) と内容的につながるものではないが、杜佑は (I) の「百戸為一里、里置正一人」や「五里為一郷、郷置耆老一人」と関連付けて、「三十里置一駅……駅各有将」の記事を並べたものと考えられる。なお、(Ⅲ) と同文の史料は、『海録碎事』巻 4 下・地部下・駅置門〈賓館附〉にもあるが⁽³²⁾、これは本史料より引用されたものである。

(5) 史料的性格の解明

以上の (1) ~ (4) では、本史料全体の構成を (I) 郷里組織に関する記事、(II) 年代順に列挙された記事、(Ⅲ) 駅制に関する記事に分け、さらにその内容を (A) ~ (H) に細分化し、各記事の史料来源を探ってきた。その結果を整理して示せば、以下の表 1 のようになる。なお、(Ⅲ) のみに付された注文は除く。

表 1 本史料全体の構成と内容

	対応史料	主たる典拠史料	内容
I	A : 『通典』 卷 3・食貨 3・郷党条所引開元 25 年戸令 B : なし C : 馮鑑『続事始』 耆寿条所引蘇冕『会要』 逸文に残る「天宝十三載勅」	開元 25 年戸令	郷里組織の概要を伝える本史料の中心的な記事
II	D : 『旧唐書』 卷 3・太宗紀下 E : 『旧唐書』 卷 7・睿宗紀、『冊府元龜』 卷 55・帝王部・養老条、『新唐書』 卷 5・睿宗紀 F : 『冊府元龜』 卷 55・帝王部・養老条、『新唐書』 卷 5・玄宗紀、『唐大詔令集』 卷 9・帝王・冊尊号赦上・天宝七載冊尊号赦	先行する唐代史料三種	(I) の関連史料として付された史料引用群
III	G 本文 : 天聖厩牧令唐 32 条 H 本文前半 : 天聖厩牧令唐 33 条 H 本文後半 : (日本養老厩牧令第 15 条)	開元 25 年厩牧令	(I) に関連付けて並べられた駅制の記事

上表からも分かるように、本史料の本文の各記事には基本的に対応する史料が確認でき、その内容は天宝年間（742～756）以前の唐代史料をもとにまとめられたものであった。また、(I)、(II)、(III) の三つのまとまりはそれぞれ異なる史料来源や性格を持っており、杜佑はそれらを自身の認識に基づいて編集、配列していたことが知られよう。このような点を踏まえて、(I) と (II) の記事の対応を見直すと、(D) は郷に関わる先行史料を、(E) と (F) は耆老や父老に関わる先行史料を掲げたものとなり、(I) と (II) はまとまりとして対応していたことが判明する。要するに、本史料の内容は (I)、(II)、(III) ごとにまとまるものであり、元々全文が直線的に結びつくものではなかったのである。

本史料の大枠としては、(I) が中心的な記事であり、(II) はその参考として付された引用史料であり、(III) は (I) に絡めて記述されたものであった。この中でも、(I) と (III) は開元 25 年令を主たる典拠としつつ、その後の史料や状況も踏まえて編集された記事であり、単なる引用文ではない。このようにみれば、北宋代の『冊府元龜』が (I) を引用し、南宋代の『海録碎事』が (I) と (III) を引用したことも、本史料の価値を把握した上での的確な引用であったように思われる⁽³³⁾。

以上の検討を踏まえることで、従来説の当否はおのずから明らかになったと言えよう。すなわち、本史料の内的論理からも、多くの先行研究にみられた郷長と耆老を同一視する見解は否定され、かつての中村治兵衛氏の指摘の妥当性が裏付けられたのである。

3、郷への耆老設置の記事をめぐって

前節では、本史料全体の構成と性格を明らかにし、早くよりみられた郷長と耆老の関係をめぐる従来説の不備を解消した。それによって、本史料に見える耆老設置の記事は、前後の記事とは接続しておらず、あくまで個別的に理解すべきことが明らかになった。そこで改めて浮かび上がってくるのが、(B)「郷置耆老一人、以耆年平謹者、県補之」の内容の独自性であろう。これは本史料の中でも唯一典拠史料が確認できない箇所であった。

これまでの研究で(B)が利用される際には、その直後の(C)「亦曰父老」とあわせて理解され、耆老は父老と混同して扱われてきた。しかし、先述したように、(C)は天宝12載もしくは13載の勅文にある「諸郡県父老、宜為耆老」に基づくものと考えられ、郷への耆老設置を示す(B)とひとつながりの史料ではなかった。また、父老が耆老と同様に郷を単位に設置されたかも定かではない。さらに、唐代前期より耆老と父老の呼称はともに登場しており⁽³⁴⁾、この勅文で父老が耆老に改称された理由は判然としない。そのため、(B)の耆老は(C)の父老と混同せず、ひとまず分けて考える必要があるだろう。

それでは、(B)に見える内容は、実際の状況と対応するものであったか。また、中村氏が主張したように、耆老は養老制度によって設置されたものであろうか。これらの疑問を解く鍵となるのは、これまで利用されてこなかった唐代石刻史料の事例である。

まずは、耆老の設置単位を示した「郷置耆老一人」の内容から確かめたい。これを考える上で重要なのが、清代の『新修東陽県志』巻8、『全唐文』巻510、『両浙金石志』巻2、『道光東陽県志』巻6に収録される、陸長源「唐東陽令戴公去思頌」という伝世石刻史料である⁽³⁵⁾。この史料は東陽県令であった戴叔倫の徳政碑であり、彼が県令を退任した直後の興元元年(784)5月4日に作製されたものである。この碑文の中でも注目されるのは、戴叔倫の在職時に関わりを持った東陽県下の者たちを列挙した部分であろう。これまでの録文を参照しつつ、以下に該当箇所を示す⁽³⁶⁾。

耆老朱壁・孔珪等、郷之智□也。□事馬□兪・□爽等、県之善吏也。□□□□・盧清等、一邑之彦也。里正王承繹・厲田家等、十室之賢也。

耆老の朱壁・孔珪等、郷の智□なり。□事の馬□兪・□爽等、県の善吏なり。□□の□□・盧清等、一邑の彦なり。里正の王承繹・厲田家等、十室の賢なり。

ここで挙げられた職名とそれに対する美称を整理すれば、「耆老」は「郷之智□」、「□事」は「県之善吏」、「□□」は「一邑之彦」、「里正」は「十室之賢」となる⁽³⁷⁾。一部に欠字がみられるものの、「県之善吏」である「□事」は雑任の県録事とみて間違いはない。また、一句目と二句目が郷・県の順序で記載されたことを考えれば、三句目と四句目は村・里の

順序であったと推測され、「一邑之彦」である「□□」は村正の可能性が高いように思われる。少なくとも東陽県下には、地方行政の実務を掌る県録事とともに、郷には耆老が存在し、里には里正が設置されていたのである。さらに、耆老が「郷之智□」と表現されたことは、彼らが行政的な役割ではなく、教化を主とする役割を担ったことを示している。つまり、(B)の「郷置耆老一人」は、実際の設置状況に対応する記載であった。

続いて、耆老の選出条件を示した「以耆年平謹者、県補之」の内容を確認したい。この検討に際して注目されるのは、唐代墓誌中にわずかに存在する耆老就任者の墓誌である。まずは、永徽6年(655)2月20日の紀年を持つ「龍潤及妻何氏墓誌」を取り上げよう⁽³⁸⁾。この墓誌の11～12行目には、誌主である龍潤(字恒伽)の晩年を記して、

貞觀廿年、春秋廖廓、已八十有餘、駕幸晋陽、親問耆老、詔板授遼州刺史。

貞觀廿年、春秋は廖廓、已に八十有餘、駕晋陽に幸するや、親しく耆老を問い、詔して遼州刺史を板授す。

とあり、龍潤が貞觀20年(646)に80歳で「耆老」として遼州刺史を版授されたことを伝える。当墓誌は1984年に山西省太原市北郊より出土したものであり、同地からはその他にも龍潤の息子や孫の墓誌5点が発見された⁽³⁹⁾。そこで、そのうちの一つである龍潤の息子の墓誌「龍澄墓誌」を併せみると⁽⁴⁰⁾、その4～5行目に、

父伽、皇朝以宿徳年高、板授遼州刺史。

父は伽、皇朝にて宿徳年高なるを以て、遼州刺史を板授せらる。

とあり、父である龍伽(龍潤)は「宿徳年高」な人物として遼州刺史を版授されたという。これらの墓誌では同じ内容を異なる表現で記しており、そこから「耆老」は「宿徳年高」(高年で有徳)な人物を指していたことが判明する。この内容は、(B)の「耆年平謹者」という耆老の選出条件にも対応していることが明らかであろう。

次にみるのは、近年になって新たに確認された「張恭墓誌」の記載である⁽⁴¹⁾。

君諱恭、字思順。…遠祖為南陽守。…自南陽後分枝潞邑、子孫因家焉、乃為上党人也。曾祖諱政、祖諱琦、…父諱感…。君…恂々郷党、夙著能名。知命之年、擢為耆老。府県人吏、仰其規模、訓洽家庭、名揚帝闕。広徳二年十月十二日、版授本県令、賜緋魚袋。積徳惟厚、享年不[□]永、春秋七十有三、大暦九年六月十日、終於私第。以其年八月廿三日、葬於府城北七里平原。礼也。

君諱は恭、字は思順。…遠祖は南陽守と為る。…南陽自り後に潞邑に分枝し、子孫因りて焉に家す、乃ち上党の人と為るなり。曾祖諱は政、祖諱は琦、…父諱は感…。

君…郷党に恂々たり、夙に能名を著す。知命の年、擢でられて耆老と為る。府県の人吏、其の規模たるを仰ぎ、訓は家庭に洽くし、名は帝闕に揚げらる。広徳二年十月十二日、本県令を版授せられ、緋魚袋を賜わる。積徳惟れ厚きも、享年^永からず、春秋は七十有三、大暦九年六月十日、私第に終わる。其の年八月廿三日を以て、府城の北七里の平原に葬る。礼なり。

誌主の姓名は張恭、字は思順、出身地である上党県の私第において 73 歳で死去しており、その生没年は長安 2 年（702）～大暦 9 年（774）6 月 10 日である。曾祖父の張政、祖父の張琦、父の張感は官職に就いておらず、張恭もこの点に変わりはない。しかし、誌文中に「知命の年、擢でられて耆老と為る」とあるように、彼は天宝 10 載（751）に 50 歳で耆老に選出されていたのである。ここで注目すべきは、「擢」とあるように、耆老が上級の組織から選出されていたことであろう。先述したように、耆老が郷単位で設置されたとすれば、その選出は郷の上部に位置する県が行ったものと推察され、(B) の「県補之」も実際の状況に対応する記載であったと考えられる。また、耆老に選出された後には、「府県の人吏、其の規模たるを仰ぎ、訓は家庭に洽くし、名は帝闕に揚げらる」とあり、村落社会で教化の役割を担ったことが窺える。さらに広徳 2 年（764）10 月 12 日になると、「本県令を版授せられ、緋魚袋を賜わる」とあり、彼は 63 歳で上党県令を版授され、章服である「緋魚袋」（散官 4・5 品が着用する緋服と銀糸の魚袋）を賜与されたのであった⁽⁴²⁾。

このような墓誌の記載に基づくと、張恭は 50 歳で耆老に選ばれ、その後 63 歳で養老制度と関わって版授や賜服を受けたことが明らかになる。したがって、唐代の耆老の年齢基準は、『礼記』曲礼上第 1 にみえる「耆」（60 歳）や「老」（70 歳）の分類、または当時の丁中制における「老」（60 歳以上）の分類によっておらず⁽⁴³⁾、むしろ一部で唐代の耆老の淵源と目された漢代の郷三老（「民年五十以上」）に一致するものであった⁽⁴⁴⁾。また、張恭は龍潤と同じく耆老になった後に版授や賜服を受けたのであるから、耆老を養老制度に基づくものとみなした中村治兵衛氏の理解には大きな修正が求められよう。耆老の高年者には養老制度に関わって版授や賜物を受ける者が多いが、かといって版授や賜物を受けた者が耆老になるわけではなかったのである。

以上では、本史料の中でも具体的な典拠史料が確認できない (B) の耆老設置の記事を石刻史料に基づいて検証し、その内容が実際の耆老設置の状況とも対応していることを示した。さらに、唐代の村落社会で主に教化を担う耆老には、少なくとも 50 歳以上の高年で有徳な人物が県より選出されて郷に設置されており、村落制度下の里正たちとともに存

在していたことを明らかにした。

最後に、唐代の村落制度下に設置された行政的な責任者である里正や村正と、主に教化を担った耆老との間に存在する年齢的な差異にも言及しておきたい。里正や村正に就任した人物の年齢は、これまで丁男か中男かという分類を除いてさほど注目されてこなかったが、吐魯番・敦煌出土の差科簿や墓誌をもとに整理すると、次の表 2 のようになる⁽⁴⁵⁾。

表 2 吐魯番および敦煌出土史料にみえる里正・村正就任者の年齢

No.	姓名	職名	年齢	郷名	就任年代	典拠史料
1	王善海	里正	28 歳	不明	貞観 21 (647) ~ 24 年 (650) の間	「唐令狐鼠鼻等差科簿 (?)」 (65TAM42:90(a),91(a))
2	汜文信	里正	28 歳	不明	同上	同上
3	汜歛伯	里正	49 歳	不明	同上	同上
4	陽士通	里正	24 歳以前	安西郷	永徽 6 年 (655) 12 月 13 日以前	「陽士通墓誌」 (73TAM504:36)
5	李玄裕	里正	24 歳	名山郷	開元年間 (713 ~ 741)	「唐西州交河県名山郷差科簿」 (書道博物館、東京国立博物館蔵)
6	李忠臣	里正	29 歳	慈恵郷	天宝年間 (742 ~ 756)	「天宝年間敦煌郡敦煌県差科簿」 (P.3559)
7	張光鶴	里正	32 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
8	張仙舟	村正	20 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
9	公孫悉郎	村正	17 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
10	令狐廻廻	村正	22 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
11	荆思言	村正	18 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
12	安仕徳	村正	20 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
13	張神慶	村正	19 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
14	陰光児	村正	20 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
15	康令欽	里正	40 歳	従化郷	同上	同差科簿 (P.3559)
16	羅奉鸞	里正	31 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
17	曹遊庭	里正	30 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
18	安突昏	村正	22 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
19	何抱金	村正	18 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
20	羅雙利	村正	20 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
21	羅特勲	村正	35 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3559)
22	汜履遊	里正	45 歳	燉煌郷?	同上	同差科簿 (P.2657)
23	李璆光	村正	18 歳	同上	同上	同差科簿 (P.2657)
24	平履瑤	里正	40 歳	寿昌郷	同上	同差科簿 (P.3018v)
25	王庭秀	里正	40 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3018v)
26	索承宗	里正	31 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3018v)
27	范履新	里正	32 歳	同上	同上	同差科簿 (P.3018v)
28	賈楚楚	村正	46 歳	不明	同上	「天宝年間敦煌郡敦煌県差科簿」 (P.2803)

本表には史料中に年齢が明記されている事例のみを掲げ、就任年代の順に並べた。No.1~5 は吐魯番出土史料中の事例であり、No.6~28 は敦煌出土史料中の事例である。なお、「天宝年間敦煌郡敦煌県差科簿」の事例については、所属する郷ごとにまとめ、里正、村正の順に整理した。

これに基づくと、吐魯番出土史料にみえる里正就任者 (No.1~5) の年齢は 20 代が中心

となり、40代後半の人物もわずかにいたことが明らかになる。また、具体的な年齢を明記したものではないが、これまでには史玄政という人物が龍朔元年（663）に21歳前後で崇化郷の里正となり、さらに開耀元年（681）～垂拱3年（687）頃には40代前半で太平郷の里正となったことが指摘されており⁽⁴⁶⁾、上記の結果と一致する。次いで、敦煌出土の「天宝年間敦煌郡敦煌県差科簿」にみえる里正・村正就任者（No.6～28）の年齢に注目すると、里正は20代後半から40代前半の人物で占められており、村正には10代後半から30代前半の人物が就任し、一部に40代半ばの者もいたことが知られよう。つまり、唐代の村落制度下にあつて行政的な役割を担う里正や村正には、基本的に40代以前の人物が就任しており、おおよそ里正は20代前半から40代前半、村正は10代後半から30代前半であつた。このような結果を踏まえると、主として教化を担った耆老に50代以上の人物が選出されたことにも、相応の意義が認められよう。すなわち、唐代の村落社会には、おおよそ40代以前の行政的な責任者と、50代以上の主に教化を担う高年者があわせて設置されており、両者の役割を通して、村落社会の安定が図られていたと考えられるのである。

おわりに

本章では、『通典』巻33・郷官条の唐代記事を再検討し、その史料性格を明らかにした。その上で、本史料の記事を踏まえて唐代の耆老を位置づけ直してきた。その検討結果についてまとめれば、次のようになる。

- ①本史料は唐代村落制度の基本史料として利用されながら、これまで十分な検討が行われておらず、その史料性格も明らかではなかった。しかし、本史料全体の構成と内容を改めて分析すると、前掲の表1のように整理することができる。
- ②従来の研究では、本史料の中でも郷に設置されたという耆老と郷長が同様のものか否かをめぐって理解が相違しており、未だ見解の一致をみていなかった。しかし、本史料の記載形式とその性格を明確にしたことで、郷への耆老設置の記事と郷長・郷佐の置廢の記事はそもそも接続しておらず、両者を個別的に捉えるべきことが明らかになった。したがって、両記事を接続的に読むことに基づいて耆老と郷長を同一視してきた見解は、本史料の内的論理からも否定される。
- ③本史料の中でも、郷への耆老設置の記事には典拠史料が確認できず、その記載内容の裏づけも行われてこなかった。しかし、これまで利用されてこなかった唐代石刻史料

中にみえる耆老の具体的な事例をもとに検証すると、本史料の耆老設置の記事は実際の設置状況に対応していたことが確認できる。

- ④また、上記の検討を踏まえることで、唐代の村落社会で主に教化を担った耆老は、県より選出されて郷に設置されており、少なくとも 50 歳以上の高年で有徳な人物が充てられ、行政的な役割を担った里正たちとともに存在していたことが明らかになった。
- ⑤唐代の村落社会には、おおよそ 40 代以前の里正などの行政的な責任者と、50 代以上の耆老のような主に教化を担う高年者があわせて設置されていた。この年齢的な差異を伴う両者の役割分担を通して、村落社会の安定が図られていたと考えられる。

本章では唐代村落制度の基本史料の一つである本史料の検討を通して、村落制度下に設置された行政的な責任者を明確にするとともに、それとは別に主に教化を担当する存在として郷に設置された耆老の具体的な姿を提示してきた。これによって、唐代の村落社会において行政と教化という二つの系統を担った者たちの区別は、改めて明確になったと言えよう。それでは、このような村落社会の中で行政的な責任者として中心的な役割を果たした里正たちは、どのような職務に従事しており、その活動はどのような形で行われたのであろうか。次章では、これらの問題に対する検討を通して、唐代の末端社会において村落制度がどのように機能していたかを窺うことにしたい。

注

- (1) 『通典』編纂の背景とその上献時期については、北川俊昭『『通典』編纂始末考—とくにその上献の時期をめぐって—』（『東洋史研究』57-1、1998年）を参照。
- (2) 岸川亮哲「父老に就いて」（『史学論叢』〈立正大学〉5、1933年）64～65頁、68頁、71～74頁。
- (3) 松本善海「鄰保組織を中心としたる唐代の村政」（『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977年所収、初出1942年）384頁。
- (4) 那波利貞「唐代鄰保制度積疑」（『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』東洋史研究会、1950年所収）771頁および776頁。
- (5) 宮川尚志「唐五代の村落生活」（『岡山大学法文学部学術紀要』5、1956年）2頁。
- (6) 西村元佑「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度—大谷探検隊将来、敦煌・吐魯番古文書を参考史料として—」（『中国経済史研究—均田制度篇—』東洋史研究会、1968年所収、初

- 出 1960 年) 563~564 頁。また、西村氏は敦煌差科簿にみえる「城主」も「父老=郷長」を指すとみなした。しかし、この見解には具体的な根拠があるわけではなく、すでに徐暢「敦煌吐魯番出土文献所見唐代城主新議」(『西域研究』2008 年第 1 期)において否定されている。
- (7) 曾我部静雄『中国及び古代日本における郷村形態の変遷』(吉川弘文館、1963 年) 第 2 章第 4 節「唐の郷里制と村制」83 頁参照。
- (8) 中村治兵衛「再び唐代の郷について—望郷と耆老—」(『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008 年所収、初出 1966 年)を参照。
- (9) 堀敏一「中国古代の編戸制—とくに集落の変遷—」(『中国古代史の視点—私の中国史学(一)』汲古書院、1994 年所収、初出 1988 年) 293 頁、同「唐代の郷里制と村制〔附〕社制」(『中国古代の家と集落』汲古書院、1996 年所収) 423~426 頁、谷更有「漢唐時期的父老与郷村控制」(『唐宋国家与郷村社会』中国社会科学出版社、2006 年所収、初出 2005 年) 95~103 頁、李浩「論唐代郷族勢力与郷村社会控制」(『中国農史』2010 年第 1 期) 91~94 頁を参照。
- (10) 愛宕元「唐代後半における社会変質の一考察」(『東方学報』京都 42、1971 年) 118 頁の注(15)、築山治三郎「唐代における地方行政と村落」(『社会文化史学』15、1978 年) 15~17 頁、趙呂甫「從敦煌、吐魯番文書看唐代“郷”的職權地位」(『中国史研究』42、1989 年) 9~11 頁、谷更有「唐代郷職人員的動態分析」(『唐宋国家与郷村社会』中国社会科学出版社、2006 年所収、初出 2005 年) 106~108 頁を参照。
- (11) 例えば、『唐大詔令集』にみえる父老や耆老に対する版授や賜服の事例では、「其京城父老、宜各賜物十段、七十已上仍授本県令、其妻版授県君、六十已上版授本県丞。」(卷 9・帝王・冊尊号赦上・天宝七載冊尊号赦)、「天下耆老、八十以上、版授有差、并賜緋魚袋。」(卷 123・政事・平乱上・至徳二載収復兩京大赦)、「天下耆老、九十以上版授刺史、七十以上版授上佐・県令。」(卷 69・典礼・南郊三・広徳二年南郊赦)とあるように、父老や耆老の中でも年長者が対象とされている。『唐大詔令集』中の版授や賜物の事例は、中村裕一「吐魯番出土の唐代「版授」文書」(『唐代官文書研究』中文出版社、1991 年所収、初出 1984 年) 310~311 頁で整理されている。また、上記の大赦文の関連史料は、東洋文庫唐代史研究委員会編『唐代詔勅目録』(東洋文庫、1981 年)を参照。
- (12) 前掲注(6) 西村元佑「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度」563 頁、日野開三郎『唐代租調庸の研究』II・課輸篇上(私家版、1975 年) 356 頁を参照。
- (13) なお、本史料の前段に位置する周代~隋代の記事の内容は、周代は『周礼』、秦代は『漢書』と『後漢書』、漢代は『漢書』、後漢代は『後漢書』と『先賢伝』、晋代は『晋書』、宋代は『宋書』、隋代は『隋書』から記事を引用し、わずかに説明的な文章を追記したものである。隋代以前の記事が先

行する正史や経書の引用によって構成されたことを考えれば、本史料（唐代記事）についても『通典』編纂以前の唐代史料との関係が問題になろう。

- (14) 松本善海氏は、本史料と同文の『通志』巻 56・職官 6・郷官条の「凡百戸為一里、里置正一人、五里為一郷、郷置耆老一人」に注目し、この表記形式が養老戸令の「以五十戸為里、每里置長一人」と一致することから、養老令の形式は日本独自のものではなく、伝来の唐令の形式を継承したものとみなした。松本善海「吐魯番文書より見たる唐代の郷保制」（『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977 年所収、初出 1963 年）402 頁参照。これに対して堀敏一氏は、「百戸為里、五里為郷」の文言は『唐令拾遺』戸令の一甲（武徳 7 年令）、一乙（開元 7 年令）、一丙条（開元 25 年令）の復原条文（一甲はすでに否定されている一筆者注）では共通しており、その間に「里置正一人」などの文言は入りにくいとし、養老令では郷が設定されていないためにこのような表記になったのであり、唐令と同様に考えることはできないとみる。堀敏一「唐戸令郷里・坊村・郷保関係条文の復元をめぐる」（『中国古代の家と集落』汲古書院、1996 年所収、初出 1986 年）381 頁参照。本史料に対する筆者の検討からも、松本氏の理解には従うことができず、堀氏の指摘が妥当である。
- (15) 前掲注（8）中村治兵衛「再び唐代の郷について」47 頁、前掲注（10）趙呂甫「從敦煌、吐魯番文書看唐代“郷”的職權地位」9 頁、高瀬奈津子「唐代悲田養病坊の変遷とその成立背景」（『佛敎史学研究』45-1、2002 年）41 頁などを参照。
- (16) 陶宗儀等編『說郛三種』（上海古籍出版社、1988 年）中の『說郛一百卷』巻 10 所収馮鑑『続事始』耆寿条、209 頁。当該書では『続事始』の撰者名を「馬鑑」に作るが、『宋史』巻 206・芸文志 5 に「馮鑑『続事始』五卷」とあるように、「馬」字は「馮」字の誤記（誤刻）である。なお、『続事始』所引『会要』に残る天宝 13 載勅は、前掲注（11）『唐代詔勅目録』にも収録されていない。
- (17) 池田温「隋・唐」（『史学雑誌』76-5〈1966 年の歴史学界一回顧と展望〉、1967 年）213 頁。池田氏の指摘は、前掲注（8）中村治兵衛「再び唐代の郷について」の論文評の中で行われた。
- (18) 唐代の県録事が雑任に分類されることは、趙璐璐「唐代“雑任”考—《天聖令・雜令》“雑任”条解説—」（榮新江主編『唐研究』第 14 巻、北京大学出版社、2008 年所収）を参照。また、『会要』所引天宝 13 載勅と同様に、県録事を「押司録事」と表記する事例としては、『入唐求法巡礼行記』開成 4 年 4 月 7 日条に、「晩頭、到県。到押司録事王岸家宿。（晩頭、県に到る。押司録事の王岸の家に到りて宿る。）」とあり、『太平広記』巻 134・報応 33・宿業畜生・李明府（出『報応録』）に、「唐前火井県令李明府、経過本県、館于押司録事私第。（唐前火井県令の李明府、本県を経過し、押司録事の私第に館る。）」とあるのが確認できる。
- (19) 孔祥星「唐代里正—吐魯番、敦煌出土文書研究—」（『中国歴史博物館館刊』1、1979 年）48 頁

参照。

- (20) 仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補－附唐日兩令対照一覧－』（東京大学出版会、1997年）519～520頁を参照。
- (21) 『冊府元龜』卷701・令長部・総序には、「百戸為里、里置正、五里為郷、置耆老、亦曰父老。」とあり、『海録碎事』卷3下・地部上・郷里門には「里正〈大唐、凡百戸為一里、里置正一人、五里為一郷、郷置耆老一人、以耆年平謹者具補、亦曰父老。〉」とある。
- (22) 前掲注(8)中村治兵衛「再び唐代の郷について」42頁を参照。
- (23) ただし、このような郷長・郷佐の廃止年代に一致しない郷長就任者の事例が存在することから、貞観15年11月に郷長が一律に廃止されたとはみなしがたく、現時点では具体的な廃止年代を特定することは難しい。これについては、第3章を参照。
- (24) 玄宗時期の冊尊号の背景については、戸崎哲彦「唐諸帝号攷（下）」（『彦根論叢』266、1990年）71～77頁を参照。
- (25) 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣蔵明抄本天聖令校証附唐令復原研究』上・下冊（中華書局、2006年）参照。天聖令所載の「不行唐令」の年次比定は、戴建国「天一閣蔵明抄本《官品令》考」（『宋代法制初探』黒竜江人民出版社、2000年所収、初出1999年）、坂上康俊「天聖令の藍本となった唐令の年代比定」（大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、2008年所収）、戴建国「《天聖令》所附唐令為開元二十五年令考」（榮新江主編『唐研究』第14巻、北京大学出版社、2008年所収）、岡野誠「天聖令依拠唐令の年次について」（『法史学研究會会報』13、2009年）、坂上康俊「天聖令藍本唐開元二十五年令説再論」（『史淵』147、2010年）を参照。
- (26) 天聖厩牧令唐32条の一部は、『唐令拾遺』や『唐令拾遺補』において厩牧令第10条（開元3年令、開元7年令、開元25年令）として復原されていたが、天聖唐令によって開元25年厩牧令に存在したことは確実にされた。仁井田陞『唐令拾遺』（東京大学出版会、1964年復刻版、初出1933年）706頁、前掲注(20)仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』790頁を参照。なお、霍存福『唐式輯佚』（楊一凡主編『中国法制史考証続編』第8冊、社会科学文献出版社、2009年）444～447頁は、同様の条文を駕部式の第2条として復原したが、この見解は修正される。
- (27) 荒川正晴「唐代公用交通システムの構造」（『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』名古屋大学出版会、2010年所収、初出2000年）220頁参照。
- (28) 天聖厩牧令唐33条の一部は、『唐令拾遺』では開元7年令として厩牧令第11条と同13条に分けて復原されていたが、天聖唐令によって開元25年厩牧令に存在したことが確かめられ、さらにそ

- の内容がひとつながりの条文であることも明らかになった。前掲注(26)仁井田陞『唐令拾遺』706～707頁を参照。また、前掲注(26)霍存福『唐式輯佚』447～449頁では、これと同様の条文を駕部式の第3条として復原したが、この見解も修正が必要である。
- (29) 濱口重国「唐に於ける兩税法以前の徭役労働」(『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大学出版社、1966年所収、初出1933年)528～529頁、青山定雄「唐代の駅と郵及び進奏院」(『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』吉川弘文館、1963年所収、駅制に関わる前半部は初出1944年)62頁および112頁の注(38)を参照。
- (30) 井上光貞他編著『律令』(日本思想大系新装版、岩波書店、2001年、初版1976年)416～417頁。
- (31) 宋家鈺氏は、天聖厩牧唐令に牧長や伝送馬驢主の任用規定がありながら、駅長の任用規定がないことに疑問を呈し、養老令と対応する本史料を唐令に基づくものとみなした。宋家鈺「唐《厩牧令》駅伝条文的復原及与日本《令》・《式》的比較」(榮新江主編『唐研究』第14巻、北京大学出版社、2008年所収)176～177頁を参照。ただし、現時点では唐式などに基づく可能性も否定できない。
- (32) 『海録碎事』巻4下・地部下・駅置門(賓館附)には、「駟将(唐制、三十里置一駟、駟舍有将、以州里富強之家主之、以待行李。自至德之後、民貧不堪命、遂以官司掌焉。)」とある。
- (33) なお、本史料に対応する史料としては、他に『通志』巻56・職官6・郷官条も挙げられるが、その内容は『通典』巻33・郷官条の全体を再録したものである。
- (34) 『唐会要』巻26・待制官条には、貞観元年(627)閏3月29日の太宗と蕭瑀の対話の後に、「自是遂延耆老、問以政術(是れ自ら遂に耆老を延き、問うに政術を以てす)」とあり、『冊府元龜』巻172・帝王部・求旧第2には、貞観15年(641)5月壬申に太宗が并州の父老たちに宛てた璽書の中で、「父老宜約勒郷党、教導後生(父老宜しく郷党を約勒し、後生を教導すべし)」とあるように、貞観年間(627～649)には耆老と父老の呼称がともに確認できる。また、『旧唐書』巻89・狄仁傑伝には、垂拱年間(685～688)のこととして、「及寧州境内、耆老歌刺史美德者盈道。…豫囚次於寧州、父老迎而勞之曰…(寧州の境内に及ぶや、耆老の刺史の美德を歌う者は道に盈つ。…豫囚は寧州に次り、父老迎えて之を勞いて曰く…)」とあり、同一史料中で耆老と父老が書き分けられている。
- (35) 胡啓甲等編『新修東陽県志』(国立公文書館内閣文庫蔵、請求記号：史177-0005)巻8・宦林志1・令1・唐・戴叔倫、1葉b～2葉b。董誥等編『全唐文』(中華書局影印、1983年)巻510・陸長源「唐東陽令戴公去思頌」、5185～5186頁。阮元編『兩浙金石志』(『石刻史料新編』14、新文豊出版公司、1977年所収)巻2・唐戴叔倫去思頌碑、10222～10223頁。党金衡原本、王恩注重定『道光東陽県志』(『中国地方志集成 浙江府県志輯53』上海書店、1993年所収)巻6・政治志2・名宦・

- 唐・戴叔倫、63 頁。
- (36) 陸長源「唐東陽令戴公去思頌」の校訂録文は、蔣寅「戴叔倫任東陽令考一兼談《唐東陽令戴公去思頌》の新発見一」（『広西師範大学学报』〈哲学社会科学版〉1986 年第 4 期）37～39 頁、戴叔倫著、蔣寅校註『戴叔倫詩集校註』（上海古籍出版社、2010 年、初版 1993 年）附録三、296～298 頁、陳尚君輯校『全唐文補編』（中華書局、2005 年）巻 56・陸長源「唐東陽令戴公去思頌」、674～676 頁を参照。上記録文では、「厲田家」の「家」字を欠字とするが、『全唐文』巻 510 から補える。
- (37) 里正を表現した「十室之賢」は、『論語』公冶長第 5 の「十室之邑、必有忠信如丘者焉（十室の邑、必ずや忠信の丘が如き者有らん）」を典拠としたもので、小村落内にも存在する優れた人材を指す。近い用例としては、『弘明集』巻 1・正誣論に「十室容賢（十室にも賢を容る）」とある。
- (38) 「龍潤及妻何氏墓誌」の拓本写真は張希舜主編『隋唐五代墓誌匯編』山西卷（天津古籍出版社、1991 年）8 頁、録文は周紹良・趙超主編『唐代墓誌彙編統集』（上海古籍出版社、2007 年、初版 2001 年）75 頁。その他の収録書は、氣賀澤保規編、落合悠紀・堀井裕之・会田大輔編集協力『新版 唐代墓誌所在総合目録（増訂版）』（汲古書院、2009 年）19 頁（No.540）を参照。
- (39) 龍潤一族の墓誌については、榮新江「隋及唐初并州的薩保府与粟特聚落」（『中古中国与外来文明』生活・読書・新知三聯書店、2001 年所収、初出 2001 年）174～176 頁を参照。
- (40) 「龍澄墓誌」の拓本写真は前掲注（38）張希舜主編『隋唐五代墓誌匯編』山西卷、14 頁、録文は前掲注（38）周紹良・趙超主編『唐代墓誌彙編統集』119 頁。その他の収録書は、前掲注（38）氣賀澤保規編『新版 唐代墓誌所在総合目録（増訂版）』31 頁（No.830）を参照。
- (41) 「張恭墓誌」の拓本写真と録文は、胡戟・榮新江主編『大唐西市博物館藏墓誌』上冊（北京大学出版社、2012 年）624～625 頁（No.288）。
- (42) 唐代の衣服制度における「章服」については、仲田利恵子「唐代前半期の衣服制度について」（『お茶の水史学』30、1987 年）、鳥谷弘昭「唐代の章服について」（立正大学史学会創立八十周年記念事業実行委員会編『宗教社会史研究』Ⅲ、立正大学史学会、2005 年所収）を参照。
- (43) 唐代の老男年齢の変遷は、鈴木俊「唐代丁中制の研究」（『史学雑誌』46-9、1935 年）を参照。
- (44) 『漢書』巻 1 上・高帝紀に「挙民年五十以上、有脩行、能帥衆為善、置以為三老、郷一人。（民の年五十以上、脩行有り、能く衆を帥いて善を為すを挙げて、置きて以て三老と為す、郷に一人。）」とある。漢代の三老に関する研究は多いが、ここではまとまった研究として、鷹取祐司「漢代三老の変化と教化」（『東洋史研究』53-2、1994 年）を挙げるに止める。
- (45) 表 2 の典拠史料を順に示す。唐長孺主編『吐魯番出土文書』参（文物出版社、1996 年）111～112 頁（「唐令狐鼠鼻等差科簿（?）」、65TAM42:90(a),91(a)）。侯燦・呉美琳『吐魯番出土磚誌集注』

(巴蜀書社、2003年) 下冊、482～483頁(「陽土通墓誌」、73TAM504:36)。Tatsuro YAMAMOTO, Yoshikazu DOHI co-ed., *TUN-HUANG AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY*, II Census Registers (A) Introduction & Texts, pp.133～135, (B) Plates, pp.207～211 THE TOYO BUNKO, 1985, 1984(「唐西州交河縣名山鄉差科簿」、書道博物館・東京国立博物館蔵)。同書(A) pp.115～129, (B) pp.161～197(「天寶年間敦煌郡敦煌縣差科簿」、P.3559、P.2657、P.3018v)。同書(A) p.130, (B) p.201(「天寶年間敦煌郡敦煌縣差科簿」、P.2803)。

「天寶年間敦煌郡敦煌縣差科簿」の概要については、池田温『中国古代籍帳研究—概観・録文—』(東京大学出版会、1979年) 概観・第3章第5節「敦煌差科簿の推移—丁中把握の弛緩—」を参照。なお、唐代西州の里正の事例については、李方「唐西州諸郷的里正」(季羨林等主編『敦煌吐魯番研究』第9卷、中華書局、2006年所収)、同『唐西州官吏編年考証』(中国人民大学出版社、2010年) 第5章「唐西州城郷里坊職役」を参照した。

- (46) 李方「唐西州九姓胡人生活狀況—瞥—以史玄政為中心—」(季羨林等主編『敦煌吐魯番研究』第4卷、北京大学出版社、1999年所収)、同「西州官吏的本地昇遷」(『唐西州行政体制考論』黒竜江教育出版社、2002年所収) 269～270頁を参照。

第6章 唐代村落制度下の里正の職務内容と活動形態

—治安維持活動を手がかりに—

はじめに

これまでの検討では、唐代の村落制度が前代の村落制度を継承、発展させる形で郷（500戸、郷正・郷長）—里（100戸、里正）と坊（城内居民区、坊正）・村（城外聚落、村正）を並置する二重構造を持っていたことを明らかにし、唐代に至って旧来の行政村と自然村を包摂する村落統治体制が作り上げられたことを確認してきた。また、唐代の村落社会には、郷正・郷長や里正、坊正や村正という各村落組織の行政的な責任者とは別に、主に教化を担う耆老といった高年者も郷を単位として設置されており、このような行政と教化という二本軸によって村落社会の安定が図られていたことを指摘した。

そこで次に問題になるのは、村落社会の中に存在した行政的な責任者の具体的な役割であろう。唐代村落制度下の末端村落組織である里（100戸）には、その責任者としては里正が設置されていた。また、唐初にみられた郷の行政的な責任者については遅くとも開元25年令段階までには廃止されており（第3章を参照）、唐代前期に郷長が廃止された後には、郷もその管下の里正たちの分担ないしは当番制で運営されたと考えられる⁽¹⁾。したがって、唐代村落制度下で中心的な役割を果たしていたのは里正であった。それでは、唐代の里正たちの日常的な活動とはどのようなものであったか。

唐代里正の職掌については、『通典』卷3・食貨3・郷党条所引の開元25年戸令逸文に、

諸戸、以百戸為里…每里置正一人…掌按比戸口、課植農桑、檢察非違、催驅賦役。

諸そ戸は、百戸を以て里と為し…里ごとに正一人を置き…戸口を按比し、農桑を課植し、非違を檢察し、賦役を催驅するを掌る。

とあるように⁽²⁾、「按比戸口」（戸口の把握）、「課植農桑」（勸農）、「檢察非違」（治安維持）、「催驅賦役」（賦役の催促）の大きく4項目になることが知られている。これらの中でも、村落社会の日常的な安定に寄与し、戸口把握や賦役催促、勸農といった職務の遂行にも影響をおよぼす治安維持の役割は注目すべきものであった。そのため、これまでも里正の治安維持活動については、清水盛光氏、宮川尚志氏、趙呂甫氏、王永曾氏、齊涛氏、堀敏一氏等によって唐代の村落制度を論じる中で取り上げられ⁽³⁾、また郭紹林氏や陳智勇氏に

よって唐代の治安維持を概説する中でその一部に言及されてきたのである⁽⁴⁾。ただし、それらは主として『唐律疏議』から里正の治安維持の職務に対する罰則規定を確認するに止まっており、具体的な職務内容を検討したものではなかった。そのため、里正の治安維持活動の詳細はこれまで明らかになっていない。

そこで本章では、唐代村落制度下の里正の治安維持活動を例として、彼らの職務内容とその活動形態を明らかにする。また、その検討を通して、里正の活動と地方行政組織との関わりにも論及したい。

1、里正の呼称

本章での検討を行う前提として看過できないものに、唐代里正の呼称についての問題がある。これまでの唐代村落制度研究では、里正の公的名称や別称を含めた呼称自体の検討が行われてこなかった。そのため、先行研究でも唐代里正の呼称に対する理解は一致せず、表1に示すように⁽⁵⁾、研究の草創期から現在に至るまで検討対象となる史料の範囲が相違するという状況が生じている。そのため、里正の呼称の明確化を通して、改めて検討対象史料範囲の確定を行う必要がある。そこで、唐代里正の呼称に対して検討を加え、本章で扱う史料範囲を明らかにすることから始めたい。里正の治安維持活動の具体像に迫るための手がかりも、ここに隠されていると考えるからである。

(1) 隋代里長から唐代里正へ

隋唐代の村落制度において、里（100家、100戸）の責任者に対する公的名称とはどのようなものであったか。まずは、この基礎的な内容の確認から行うことにしよう。

『隋書』巻2・高祖紀下によると、

開皇九年春二月……丙申、制五百家為郷、正一人、百家為里、長一人。

開皇九年春二月……丙申、制して五百家を郷と為し、正は一人、百家を里と為し、長は一人。

とあるように、隋は開皇 9 年 (589) 2 月に郷里制を制定し、里 (100 家) に里長を設置した。ここから隋代郷里制の制定に伴い、公的名称として里長の呼称が使用されたことが分かる。また、第 1 章で明示したように、隋代郷里制下の里の責任者を指す用語は文献史料、出土史料ともに里長の呼称しかみられず、それが隋代郷里制下で一貫して使用されていた。

しかし、唐初になると、『旧唐書』巻 45・輿服志所引の武徳 7 年 (624) 衣服令に、

武徳令…諸州県佐史・郷正・里正・岳瀆祝史・斎郎、並介幘、絳構衣。

武徳令…諸そ州県の佐史・郷正・里正・岳瀆祝史・斎郎は、並びに介幘、絳構衣とす。

とあるように、里正の呼称が確認されることになる⁽⁶⁾。そして、かつて中村治兵衛氏が示したように、この時期以降の唐令や唐格、『唐律疏議』の本文や疏、問答でも里正としてのみあらわれる⁽⁷⁾。また、この点は北宋天聖令附載

の「不行唐令」でも同様であり、田令唐 25 条、賦役令唐 10 条、賦役令唐 15 条、雜令唐 15 条において、里正の呼称が確認できるのみであった⁽⁸⁾。以上から、唐代にあつては、里正という呼称が里の責任者に対する法規上の公的名称であつたことは明らかである。

これを要するに、隋代郷里制下では一貫して里長の呼称が用いられてきたが、遅くとも武徳 7 年以降の唐代村落制度になると里正へと公的名称が変化したということである。そ

表 1 里正の呼称に対する認識

	里正	里長	里尹	里胥
志田不動麿	○	—	—	—
清水盛光	○	—	—	—
松本善海	○	—	—	—
宮川尚志	○	—	—	—
曾我部静雄	○	—	—	—
築山治三郎	○	—	—	○
佐竹靖彦	○	—	—	○
河原由郎	○	—	—	—
船越泰次	○	—	—	—
日野開三郎	○	○	○	—
室永芳三	○	○	—	—
孔祥星	○	—	—	—
石田勇作	○	○	—	○
佐々木恵介	○	—	—	—
中村治兵衛	○	(×)	(×)	(×)
張広達	○	—	—	—
趙呂甫	○	—	—	—
王永曾	○	—	—	—
齊涛	○	(○)	—	○
堀敏一	○	—	—	—
大津透	○	—	—	—
李浩	○	○	—	—
谷更有	○	—	○	○
童聖江	○	○	—	○
劉再聡	○	—	—	—
張雨	○	—	—	—
梁建国	○	—	—	—
趙璐璐	○	—	—	—
市川理恵	○	○	—	—
張玉興	○	—	—	—
張国剛	○	○	—	—

○=里正として認識、—=言及なし、×=里正とは別な職名として認識。なお、扱いが不明瞭な場合は「()」を附して区別した。

のため、これ以降の唐代の諸史料中では里正の呼称が多く確認できるようになる。またそれに伴い、これまでの研究でも里正の史料のみを用いる研究が多くを占めてきた（表1を参照）。しかし、唐代には里正とは別に、里長や里尹、里胥という呼称もみられる。これらが里正の別称かどうかを明確にしておく必要がある。以下では、この点を順次検討していきたい。

（2）里正と里長

里正が里の長であるという意味において、里正は「里長」とも表現しうる。実際にそのような認識があったことは、隋唐代の事例から確認できる。まずは、隋代の事例として、『旧唐書』巻57・張長遜伝を取り上げたい。そこでは、

隋代為里長。平陳有功、累至五原郡通守。

隋代に里長と為る。陳を平らげるに功有り、累ねて五原郡通守に至る。

とあり、南朝陳の平定以前に張長遜が「里長」に就任していたことが記される。開皇9年2月の郷里制施行が平陳後に行われた以上、この「里長」は郷里制下の里長を指すものではなく、それより前の村落制度の職名となる。郷里制の施行に先立つ隋初の段階では、開皇2年（582）令で制定された隋初三長制が施行されており⁹⁾、張長遜が就任した「里長」とは、隋初三長制下の里正（畿外25家の長）を「里長（里の長）」と表現した事例と判断される。

次に唐代の事例を、『太平広記』（以下、『広記』）巻379・再生5・梅先（出『広異記』）からみてみよう。天宝年間（742～756）のこと、錢塘県の梅先という人物が病で亡くなった後に、再び息を吹き返した。そして、生き返った梅先は、冥界で閻羅王と会ってきたことを周りに話し出したのである。梅先の語りによれば、冥界において自身の蘇生が決定した後、閻羅王からの尋問を受けたのは同じく錢塘県の里正である包直という人物であった。その際には、閻羅王と里正の包直との間で、次のような問答が行われたのである。

王復訊問、次至錢塘里正包直。問、「何故取李平頭錢、不為属戸」。直曰、「直為里長・団頭、身常在県、夜帰早出、実不知、乞追子問」。

〔閻羅〕王復た訊問し、次いで錢塘の里正包直に至る。問う、「何の故に李平頭の錢を取りて、属戸と為さずや」と。〔包〕直曰く、「〔包〕直は里長・団頭と為り、身は常に県に在り、夜帰りて早く出で、実に知らず、乞うらくは子を追して問わんことを」と。

閻羅王からの職務不行き届きの尋問に対し、包直は朝から夜までいつも県の役所において自分は事情がよく分からないため、郷里内での自分の職務を代替したであろう子供に内容を問うて欲しいと答えたのであった。ここで注目すべきは、閻羅王に対する回答の中で、里正の包直が自分自身を「里長・団頭」と述べたことである。ここからは里正と里長や団頭が同様の意味で認識されていたことが知られる。唐代の「里長（里の長）」とは里正を指すとみてよい⁽¹⁰⁾。また、団頭についてはその対象が不明瞭であるが⁽¹¹⁾、上記の包直の言に沿ってみれば、里正と同一視されるような存在であったことが推測されよう。

以上より、先にみた隋代郷里制下に置かれた里長とは別に、隋初および唐代の里正の同義語としての里長が確認できる。各時期の制度における実質的な意味の相違に関係なく、史料上では里正を単純に「里長（里の長）」と表現することが行われていたのである。

（3）里正と里尹

次にみる里正と里尹の関係については、どうであろうか。これについては、唐初に里尹に就任した張志寛に関する記述が参考となろう。『大唐新語』巻5・孝行11・張志寛では、次のようにある。

張志寛、為布衣、居河東。隋末喪父、哀毀骨立、為州国所称。寇賊聞其名、不犯其閭。後為里尹在県。

張志寛、布衣為りて、河東に居る。隋末に父を喪い、哀み毀せて骨立し、州国の称える所と為る。寇賊其の名を聞きて、其の閭を犯さず。後に里尹と為りて県に在り。

河東の張志寛は隋末に父を失って喪に服し、その様が広く評判を呼び、「後に里尹と為りて県に在」ったという。ここで問題になるのは里尹の用語の意味である。これを明らかにするために、『大唐新語』と『南部新書』辛・張志安、『旧唐書』巻188・張志寛伝、『新唐書』巻195・張志寛伝、『冊府元龜』巻756・総録部・孝6・張志寛といった同内容史料との比較を行えば、『大唐新語』や『南部新書』で「里尹」とする部分が、『旧唐書』、『新唐書』、『冊府元龜』では「里正」となる。同内容史料間にあつて、里尹が里正に置き換えられていることから、両者は同一の存在と認識されていたことが知られよう。

また、里正と里尹が同義であることは、唐代の判文中の用例からも裏付けられる。『文苑英華』巻521・喪礼門二六道所引の「里正主妹喪判」に注目したい⁽¹²⁾。まずはその題目を以下に掲げる。

癸為県令、有妹之喪、使里正主之。或告非礼、訴云、所居無東西後家。

癸県令と為り、妹の喪有り、里正をして之を主らしむ。或ひと礼に非ずと告げ、訴えて云う、居する所東西後家無しと。

県令の妹が亡くなった際に、兄である県令が里正にその葬儀をつかさどらせた。しかし、それを礼にそぐわないと告げるものが出た。死亡者の居住地には近隣の東西後家（四隣）がなかったことを踏まえ、県令の行動は妥当であったかという案件である。これに対する侯嶠の判では、

日月有期、主喪孰是。匍匐救之、里尹其人。

日月期有り、喪を主るは孰れが是なるか。匍匐して之を救うは、里尹其の人なり。とあり、葬儀には日限がある以上、それをつかさどる適当な人物がいなければ、他人の喪に力を尽くして援助するのは里尹であるとの判断が下されている。里正の主喪を問題とした題目に対し、判で里尹の対処の妥当性が述べられていることは、まさに里正と里尹が同義で認識されていたことを示している。つまり、里尹とは「里の尹（長）」の意味であり、先に検討した里長と同様に、里正の別称として通用されたものと理解できる。

（４）里正と里胥

最後に里正と里胥の関係である。先に検討した里長や里尹とは異なり、里正と里胥の間では用語の置き換えは確認できていない。そのため、ここでは里胥の性格を明らかにした上で、里正との比較を試みたい。まずは、里胥と呼ばれる者たちの特徴を史料上から探ってみよう。唐代の神道碑や徳政碑には碑主を顕彰するために、その人物が地方官に赴任した際の善政を記すことがしばしばみられる。次に取り上げる、李邕「桂州長史程府君神道碑」（『文苑英華』巻 926・碑）もそのような記述がみられる神道碑の一つである。そこでは、開元 16 年（728）以前に程文英が県令として行った善政を次のように記す。

長杜（社）・武進・朝邑・曲沃・好疇（時）・雲陽宰六県。皆代工開化、順時布和。慎簡里胥、周省条簿。…以開元十六年十月五日、奄徂化於官舍。

長杜（社）・武進・朝邑・曲沃・好疇（時）・雲陽にて六県を宰る。皆な工に代わりて化を開き、時に順いて和を布く。慎みて里胥を簡び、周く条簿を省る。…開元十六年十月五日を以て、奄かに官舍に徂化す。

上記の碑文では程文英の善政をやや誇張的に記しており、里胥の選出を慎重に行ったこともその一つとして挙げられている。したがって、実際に程文英がそれを慎重に行ったかは別にせよ、里胥が県令によって任用される立場にあったことは知られよう。

この程文英の神道碑と同様に、楊憑「唐盧州刺史本州団練使羅珣德政碑」（『全唐文』巻478・楊憑）にも、貞元12年（796）～18年（802）頃、碑主である盧州刺史の羅珣によって管下の地方がよく治まった様子が記されている⁽¹³⁾。とりわけ、その中で注目されるのは、里胥の設置形態に関わる以下の記述である。

每里置里胥一人而止、余悉罷之。

里毎に里胥一人を置きて止め、余は悉く之を罷む。

すなわち、羅珣による治政の一環として末端社会に存在した雑多な人員の整理が行われ、里ごとに里胥1人が残されたというのである。ここからは、里胥が里ごとに設置されたこと、そして里には最低限里胥1人を設置すればよかったことが理解できよう。なお、ここでは先の県令の事例とは異なり、州刺史による里胥の任用は記されていない。

また、里胥が担った職務内容にも目を向けてみると、白居易「重賦」に、「織絹未成疋、繰糸未盈斤、里胥迫我納、不許暫逡巡（織絹未だ疋と成らず、繰糸未だ斤に盈たざるも、里胥は我に納めんことを迫り、暫くも逡巡するを許さず）」とあり⁽¹⁴⁾、唐彦謙「採桑女」（『全唐詩』巻671）に、「愁聽門外催里胥（愁いて聴くは門外に催すの里胥）」とあるように⁽¹⁵⁾、里胥は村落社会内で徴税の催促を行っていたことが知られる⁽¹⁶⁾。

以上の内容から里胥の特徴を整理すれば、県令の選出によって里ごとに1人設置され、村落内で徴税の催促を担当していたことが明らかとなる。それでは、里胥のこのような特徴を踏まえ、里正の選出主体、設置形態、職掌との比較を行うとどうであろうか。唐代の里正は、『通典』巻3・食貨3・郷党条所引の開元25年戸令逸文（前掲）に明記されるように、里ごとに1人設置され、その職掌として賦役の催促を担っていた。また、上記の史料から里正の選出を行う者を確認すれば、「諸里正、県司選勳官六品以下白丁清平強幹者充（諸そ里正は、県司勳官六品以下白丁の清平にて強幹なる者を選びて充てよ）」とあるように、里正の選出は県官によって行われたのである⁽¹⁷⁾。このような里正の特徴は、先にみた里胥のそれと同一であり、唐代では両者が同義で認識されていたと考えられよう⁽¹⁸⁾。

本節では唐代里正にかかわる公的名称と別称について検討を行った。唐代の村落制度下では里（100戸）の責任者を示す公的名称として里正の呼称が用いられており、その別称として里長・里尹・里胥という呼称も使用されていたことが明らかとなった。上記の検討結果を踏まえ、次節では里正の治安維持活動の具体的な内容に迫ってみたい。

2、治安維持活動の遂行

(1) 法規上の役割

先述したように、これまでの研究の多くは、里正の治安維持の職務に関わる罰則規定を『唐律疏議』から確認したものに止まっていた。さらに、その内容は『唐律疏議』のなかから里正の治安維持の職務に関わる一部を取り出したものであり、関連する罰則規定全てを確認したものでなかった。そのため、まずは『唐律疏議』から知られる里正の治安維持の役割を改めて確認しておく必要がある。『唐律疏議』中にみえる罰則規定とそこから窺える里正の役割をまとめて示したものが、次の表 2 である⁽¹⁹⁾。

表 2 『唐律疏議』からみた里正の治安維持に関する役割

No.	内 容	典拠史料
1	人質をとった犯人の捕縛 諸有所規避而執持人為質者、皆斬。部司及隣伍知見、避質不格者、徒二年。… 疏議曰、…「部司」、謂持質人処村正以上、并四隣伍保、或知見、皆須捕格。…	賊盜律・規避執人条 (賊 11)
2	蠱毒の造畜者、および技術指導者の摘発 諸造畜蠱毒(謂造合成蠱、堪以害人者)、及教令者、絞。造畜者同居家口、雖不知情、若里正(坊正・村正亦同)知而不糾者、皆流三千里。 疏議曰、…其所造及畜者同居家口、不限籍之同異、雖不知情、若里正・坊正・村正知而不糾者、皆流三千里。…	賊盜律・造畜蠱毒条 (賊 15)
3	窃盜・強盜・殺人を犯す者やその隠匿者を出さないこと 諸部内有一人為盜及容止盜者、里正笞五十(坊正・村正亦同)、三人加一等。…(部界内有盜發及殺人者、一処以一人論。殺人者、仍同強盜之法)。 疏議曰、「部内」、謂州縣鄉里所管之内。百姓有一人為盜、「及容止盜者」、謂外盜入境、所部容止、所管里正笞五十。註云、「坊正、村正亦同」、謂得罪亦同里正。…註云、「部界内有盜發」、謂里正等以上部界之内有盜發及殺人者。…即是部内有一人強盜者、里正等杖六十。雖非部内人、但當境内強盜發、亦准此。容止殺人賊者、亦依強盜之法。…	賊盜律・部内容止盜条 (賊 54)
4	窃盜・強盜・殺人・賊が發生した際の上級行政組織への報告 諸強盜及殺人、賊發、被害之家及同伍即告其主司。若家人・同伍單弱、比伍為告。當告而不告、一日杖六十。主司不即言上、一日杖八十、三日杖一百。官司不即檢校・捕逐、及有所推避者、一日徒一年。竊盜、各減二等。 疏議曰、強盜及以殺人賊發、被害之家及同伍共相保伍者、須告報主司者、謂坊正・村正・里正以上。…	鬪訟律・強盜殺人条 (鬪 59)
5	犯罪の發生を知った際の犯人の摘発 諸監臨・主司、知所部有犯法、不舉劾者、減罪人罪三等。… 疏議曰、「監臨」、謂統攝之官。「主司」、謂掌領之事、及里正・村正・坊正以上。…	鬪訟律・監臨知犯法条 (鬪 60)
6	担当区域外からの逃亡・浮浪者に対する居留容認の禁止	捕亡律・容止他界逃

<p>諸部内容止他界逃亡・浮浪者、一人里正答四十（謂經十五日以上者。坊正・村正、同里正之罪。若將家口逃亡浮浪者、一戸同一人為罪。）、四人加一等。…</p> <p>疏議曰、「部内」、謂部界之内。「容止他界逃亡・浮浪者、一人里正答四十」、謂容止經十五日以上、始科里正之罪。坊正・村正部内容止逃亡、亦同里正之罪。…</p>	<p>亡浮浪条（捕 17）</p>
--	-------------------

上記の罰則規定から知られる里正の役割は、大きく担当区域内の治安維持（No.3、6）、犯罪が発生した際の上級組織への報告（No.4）、犯罪者の摘発や捕縛（No.1、2、5）となる⁽²⁰⁾。また、ここでは坊正・村正も里正と同様に規定されるが、坊正・村正ともに令制上「坊（村）門管鑰」や「督察姦非」の職掌を持っており、坊・村の範囲においてときに里正の職掌を補完する役割を担ったものと考えられる⁽²¹⁾。ただし、これらの規定からでは具体的な活動の内容や形態がみえず、また事件発生後の罰則規定が主であるため、日常的な犯罪抑止活動は不詳とならざるをえない。

他方、唐代長安城内の治安維持機構については、すでに室永芳三氏、袁芳馨氏、市川理恵氏によって考察が加えられており、京兆府、万年県・長安県、金吾衛の左右街使・街卒・坊卒、左右巡使等が密接に関わって都城内の管理が行われ、その重層的な管理の末端で里正や坊正の役割が機能したことが指摘されている⁽²²⁾。しかし、そこでも里正の治安維持活動の様子を十分描き出すまでには至っておらず、その詳細は明らかにされていない⁽²³⁾。

それでは、里正の治安維持活動とはどのようなものであったか。現在確認できる具体的な職務事例を手がかりに、その内容を主に日常的な犯罪抑止活動と事件発生後の対応との両面からみていくことにしたい⁽²⁴⁾。

（2）犯罪抑止活動

里正の治安維持活動には、まず不審者への職務質問や詰問が挙げられる。そのことを考える上で重要なのが、『広記』巻 449・狐 3・謝混之（出『広異記』）に残る逸話である。開元年間（713～741）のこと、ある狐が人に化けて、家族を殺した東光県令の謝混之の狼藉を御史台に訴え出た。そのことを狐の兄たちがひとけのない場所で話し合っていると、前を通りかかった里正がその会話に耳をそばだてた。そのあと、次のように記される。

里正意其非人、前行尋之。其人見里正、惶懼入寺、至廁後失所在。帰以告混之。

里正其の人に非ざるを意い、前みて行きて之に尋ぬ。其の人里正を見て、惶懼して寺に入り、廁に至るの後所在を失う。〔里正〕帰りて以て混之に告ぐ。

すなわち、不審に思った里正が職務質問を行おうとしたが果たせず、その後には彼は県の役所に帰って県令の謝混之にそのことを報告したのであった。ここから里正が不審者への職務質問をする姿を確認でき、担当区域内を常態的に警邏していたとはいえないにせよ、日常的に不審者に対して目を光らせる立場にあったことがみて取れる。

また、『広記』巻 283・巫・韋覲（出『雲溪友議』）にみえる巫の犯罪行為に対する摘発にも、里正は関与していた。

時崔侃充京尹。有府囚叛獄、謂巫者是其一輩。里胥詰其衣装忽異。巫情窘乃云、「太僕卿韋覲、曾令我祭天。我欲陳告。而以家財求我。非窃盜也」。既当申奏、宣宗皇帝召覲至殿前、獲明冤状。

時に崔侃京尹に充てらる。府囚の叛獄有り、巫者は是れ其の一輩なりと謂う。里胥其の衣装忽ち異なるを詰う。巫は情窘しみて乃ち云う、「太僕卿の韋覲、曾て我をして天を祭らしむ。我陳告せんと欲す。而して家財を以て我に求む。窃盜するに非ざるなり」と。既にして申奏するに当たり、宣宗皇帝〔韋〕覲を召して殿前に至らしめ、冤状を明らかにするを獲る。

崔侃が京兆尹に就任した大中 4 年（850）頃⁽²⁵⁾、京兆府の囚人の脱獄事件があり⁽²⁶⁾、ある巫がその仲間とされた。そこで、里正（里胥）がこの巫に対してその身なりが突然変わったことを問い詰めたのである。京兆府の囚人の脱獄という状況をうけ、里正がそれに連動して巫に近づいているからには、背後に京兆尹の崔侃による指令があったとなろう⁽²⁷⁾。また、里正が巫の衣装の変化を問題にしたことから、里正は担当区域内の人々の様子を日常的に観察していたことが分かる。ちなみに、この段階では巫が犯罪行為を働いていたことは明らかではなく、あくまで不審者として里正によって詰問されていた。そして、里正の詰問をきっかけとして、後日に巫が韋覲なるものに詐欺行為を働いたという別の犯罪行為が発覚したのであった。犯罪者の摘発に際しても、その末端で里正の治安維持活動が機能していたことは明らかであろう。

次に、里正が行う犯罪抑止活動には、地方行政組織またはその担当官への現場状況の報告があった。先にみた「謝混之」の事例でも、里正が不審者を発見した後に県令である謝混之へその内容を報告していたが、京兆府でもこれと同様の状況がみられる。『広記』巻 484・雑伝記 1・李娃伝（出『異聞集』）には、長安城内の天門街で東市と西市の凶肆が葬式用具を展示して優劣を競った際、数万にもものぼる観衆が集まった様子をこのように記す。

士女大和会、聚至数万。於是里胥告于賊曹、賊曹聞于京尹。

士女大いに和会し、聚りて数万に至る。是に於いて里胥は賊曹に告げ、賊曹は京尹に聞す。

ここでは、あまりにも多くの人々が一所に集まってきたために、里正（里胥）は上級の行政組織（担当官）へとその状況を報告したのであった。まず現場の情報は、里正から「賊曹」へと伝えられた。ここでの「賊曹」については、頼瑞和氏が指摘するように、京兆府内で治安維持の職務を担った京兆府法曹参軍事か、それとも県で治安維持に責務を負った司法担当の県尉であるか、そのいずれかを判断しがたいものである⁽²⁸⁾。ただし、いずれにせよ、里正の上部につながったのが府、県の治安維持担当官であったことは間違いない。里正からの情報は、「賊曹」（京兆府法曹参軍事ないしは司法担当の県尉）から京兆尹へと伝えられたのであった。京兆尹が担う重要な役割に京兆府の治安維持があり⁽²⁹⁾、管内の異変を把握することも予備作業として必要な任務であったと考えられる。その際には、末端で活動する里正の報告を通して、現場の状況を把握していたのである。犯罪発生時のみならず、犯罪抑止にかかる現場状況の報告も里正の職務の一つであったことが知られよう。

以上の検討から、里正は担当区域内の人々の様子を把握するとともに、不審者に目を光らせ、必要に応じて職務質問や詰問を行っていたことが明らかになった。また、犯罪発生時のみならず、日常的にも地方行政組織へ現場の状況を報告する役割を担っていたと考えられる。

（3）事件発生後の対応

先では犯罪の抑止に作用する職務をみたが、里正は犯罪が発生した後の対応にもあたった。これにかかる治安維持活動として、事件報告者の連行が挙げられる。ここでは、唐代後期の墓誌の中でも具体的な逸話がみられる「楊漢公墓誌」の記述に注目したい⁽³⁰⁾。元和11年～12年（816～817）頃、楊漢公が鄆県尉に就任した時、長らく未解決であった次のような事件を解決に導いた。

初邑民之妻、以歳首婦省其父母、踰期不返。邑民疑之、及婦、醉而殺之。夜奔告于里尹曰、「妻風恙、自以刃断其喉死矣」。里尹執之詣県、桎梏而鞠焉。訊問百端、妻自刑無疑者。而妻之父母冤之、哭訴不已。四年、獄不決。

初め邑民の妻、歳首を以て帰りて其の父母を省み、期を踰えるも返らず。邑民之を疑い、帰るに及び、酔いて之を殺す。夜奔りて里尹に告げて曰く、「妻風恙し、自ら刃を以て其の喉を断ちて死す」と。里尹之を執えて県に詣り、〔県〕桎梏して焉を鞠す。訊

問すること百端、妻の自ら刑することを疑う者無し。而るに妻の父母は之を冤とし、
哭訴すること已まず。四年、獄決せず。

地方で犯罪が発生した場合、県は案件全般に対する受訴機関となり、取調べと裁判を行った⁽³¹⁾。その前段として、里正（里尹）が担当区域内の事件報告者の身柄を確保して、県の役所まで連行していたことが本誌の記述によって明らかとなる。最終的にこの事件は、県尉である楊漢公の取り調べによって、事件報告者であった夫が妻の殺害を自白し、無事解決となった。墓誌には、誌主である楊漢公の功績を顕彰するために、本事件の発端から解決へと至る流れが記されたが、その過程で庶民と県の狭間に位置する里正の稀少な記録が残されたのである。

里正の治安維持活動という、さらに賊等の追捕や捕縛も重要な仕事であった。まずは、『広記』巻 390・塚墓 2・奴官冢（出『広異記』）に残る開元末年（741）以前の亳州鄆県にあった後漢の奴官冢をめぐる話である。奴官冢の近くで耕作をしていた村人たちは、冢から出てくる 4 匹の大鵝に収穫物を荒らされていた。それに困った村人たちは、墓中に宝があるというかねてよりの噂も相まって、冢の内部に立ち入ることになる。墓破りの賊となった村人たちは鵝の反撃を退け、宝剣や多くの珍奇宝物を得ながら奥へと進んでいき、ついに墓主と思しき人物と対峙することになった⁽³²⁾。

次至大蔵、水深、有紫衣人当門立、与賊相撃。賊等群争往撃次、其人衝賊走出、入県大叫云、「賊劫吾墓」。門主者曰、「君墓安在」。答曰、「正奴官冢是也」。県令使里長逐賊、至皆擒之。

次に大蔵に至り、水深く、紫衣の人有りて門に当りて立ち、賊と相い撃つ。賊等群争して往撃するの次、其の人賊を衝きて走り出で、県に入りて大叫して云う、「賊吾が墓を劫かす」と。門主の者曰く、「君の墓安くに在るや」と。答えて曰く、「正に奴官冢是れなり」と。県令は里長をして賊を逐わしめ、至りて皆之を擒う。

結局、村人の襲撃に押された墓主は、墓を出て墓破りをした村人たち（「賊」）の不法行為を県の役所に訴え出ることになる。ここで注目すべきは、その情報を受けた後、県令の命令の下に里正（里長）が賊の追捕にあたった様子が描かれていることである。そもそも県の長官である県令は、『唐六典』巻 30・三府督護州県官吏・京畿天下諸県官吏条に、
若籍帳・伝駅・倉庫・盜賊・河隄・道路、雖有專当官、皆県令兼総焉。

籍帳・伝駅・倉庫・盜賊・河隄・道路が若きは、專当官有ると雖も、皆な県令兼ねて焉を総ぶ。

とあるように⁽³³⁾、行政全体の統括を行うなかで「盗賊」への対処に携わった。県令から里正への追捕命令もそうした一環として下されたと考えられる。この他に、県には治安維持の業務を担う立場として司法担当の県尉があり⁽³⁴⁾、里正が賊等の追捕や捕縛を行う際には、県令のみならず、司法担当の県尉との関わりがあったことも推測されよう。

さて、里正が行った追捕や捕縛に関しては、京兆府での事例である『広記』巻 263・無頼 1・張幹等（出『西陽雜俎』）にも、先述した県の事例と同様の状況がみられる。

上都市肆悪少、率髡而膚削、備衆物形状。侍諸軍、張拳彊劫、至有以蛇售酒、捉羊甲擊人者。京兆尹薛元賞上三日、令里長潛捕約三十余人、悉杖殺、屍於市。市人有點青者、皆炙滅之。

上都の市肆の悪少、率髡して膚削し、衆物の形状を備う。諸軍に侍み、拳を張りて彊劫し、蛇を以て酒を售い、羊甲を捉りて人を撃つ者有るに至る。京兆尹の薛元賞上ること三日にして、里長をして潜かに三十余人を捕約せしめ、悉く杖殺し、市に屍す。市人の點青する者有れば、皆炙りて之を滅す。

会昌 4～5 年（844～845）頃⁽³⁵⁾、京兆尹に就任した薛元賞は、就任三日目にして里正（里長）に命じて長安城内の無頼連中をひそかに捕え、30 人余を杖殺したのであった⁽³⁶⁾。ここでも県の事例と同様に、京兆府の長官である京兆尹から里正へと追捕命令が下されている。すなわち、賊や無頼たちの追捕、捕縛を行う場合、里正は府官や県官といった地方官の命令を受けて、治安維持活動に従事していたのである。

ただし、里正のみで数十人を相手とするような追捕や捕縛が行われたとは到底みなせず、その背後には地方行政組織から動員された追捕要員の協力があったと考えざるをえない。それを示唆する史料が『旧唐書』巻 187 上・張善相伝にみられることは注目されよう。

張善相、許州襄城人也。大業末、為里長、每督県兵逐小盜、為衆所附。

張善相は、許州襄城の人なり。大業の末、里長と為り、毎に県の兵を督して小盜を逐い、衆の附く所と為る。

すなわち、唐代里正の前身である隋代里長が、隋末の時期に県の「兵」を率いて追捕活動を行っていたというのである。ここでの「兵」が指す具体的内容は不詳であるが、里長によって引率されたこと、またその所属先が県であったことからみれば、県に役夫として徴発された者たちを追捕要員として武装させたものであろうか。上記の事例と同様に、唐代でも罪人の追捕に際しては、「人（＝人夫）」や「兵（＝武装した人員）」が動員されたことが吉永匡史氏によって指摘されており⁽³⁷⁾、唐代の里正が多人数を相手とする際にも、上級

の地方行政組織より動員された追捕要員の協力があったことは推察される。

また、このような背景として、多人数を相手とした場合に里正個人では対処できなかったという事情が存在したことは、他の史料からも確認できる。敦煌出土の「唐開元二十四年岐州郿県尉牒判集」(P.2979)に収められた「岐陽郎光隱匿防丁高元牒問第三十」には、次のような記録が残されている⁽³⁸⁾。すなわち、防丁徴発から逃げた高元という人物をかくまう郎光・郎隱等の集団と里正が接触した際のこと、

至如郎光・郎隱、不知何色何人。既糺合朋徒、指磨村野、横捉里正毆打、転将高元隠藏。

郎光・郎隱が如きに至りては、何色何人なるかを知らず。既に朋徒を糺合して、村野を指磨し、横に里正を捉えて毆打し、転た高元を将けて隠藏す。

とあるように、里正は郎光等の「朋徒」連中に毆打されたのであった。これは里正の治安維持の活動ではなく、賦役催促の職務の中での事件であるが、里正が多人数の反権力的な集団には対応できなかったことを顕著に示している。

なお、かつて上記の史料に詳細な分析を加えた栗原益男氏は、この史料を「横捉里正、毆打転将」と句切り、「転将」を治安の維持を受け持ち、里正と同様に末端で唐朝権力を使用する存在と推測した⁽³⁹⁾。里正とは別に「転将」という治安維持担任者が存在していたという理解である。しかし、該当部分は「横に里正を捉えて毆打し、転た高元を将けて隠藏す」の対句的な表現であり⁽⁴⁰⁾、上記の見解は校点の誤りから導き出されたものであった。そのため、里正と同様に村落内で治安維持を担ったとされる「転将」という存在は認められない。郷一里における治安維持活動は、地方行政組織とも関わりながら、里正によって担われていたのである。

本節での検討を通じて、里正は犯罪の抑止から事件発生後の対応まで、日常的に上級の地方行政組織と繋がるなかで広範囲な職務に従事していたことを明らかにしてきた。里正の犯罪抑止活動の内容は、『唐律疏議』の規定からは知ることができないものであった。そのため、これに基づく従来の研究でもその内容は必然的に不明とならざるをえなかった。しかし、以上でみてきたように、里正は末端社会における犯罪抑止活動を担っており、必要に応じて不審者への職務質問や詰問を行い、また犯罪未発生時においても異変が生じた際には地方行政組織へと現場状況の報告を行っていた。日頃から担当区域内の把握を行う里正は、このような治安維持業務を担う存在としてまさに適任であったと言えよう。

また、事件発生後の対応では、里正が事件を報告してきた人物を県の役所まで連行する

役割を担うとともに、地方官の命令を受けて賊や無頼連中に対する追捕や捕縛に従事していたことが明らかとなった。ただし、捕賊等で多人数を相手とする場合、里正のみでは対処することができなかったと思われる。その際には、里正は地方行政組織より動員された追捕要員を率いて治安維持活動を行っていたのではなかろうか。

おわりに

本章では、唐代里正の公的名称と別称を明確にし、従来扱われてきた対象史料の範囲を拡大させた上で、個別の職務事例の検討を行い、唐代村落制度下における里正の治安維持活動の具体的な内容を明らかにしてきた。その結果をまとめれば、以下のようになる。

- ①唐代村落制度下では里（100戸）の責任者を示す法規上の公的名称として里正の呼称が使用されたものの、同時に里長・里尹・里胥という別称も存在していた。したがって、唐代の里正を検討する際には、これらの呼称を総合的に捉える必要がある。
- ②上記の点を踏まえて検討を行った結果、里正は治安維持活動として、不審者への職務質問や詰問、異変が生じた際の上級組織への報告といった犯罪の抑止に作用する役割から、事件報告者の県への連行、賊や無頼連中の追捕・捕縛といった武力行使を伴う事件発生後の対応まで、多岐に渡る職務を担っていたことが明らかとなった。
- ③里正の治安維持活動は、担当区域である郷一里において必ずしも単独で行われたものではなく、日常的に地方行政組織と繋がるなかで行われた。とりわけ追捕や捕縛を行う際には、里正は府官や県官といった地方官からの命令を受けてその職務に従事した。ただし、捕賊等で多人数を相手とする場合、その命令を受けた里正のみで対応することはできず、里正は地方行政組織より動員された追捕要員を率いて治安維持活動を行っていたと思われる。

唐代村落制度下に設置され、そこで中心的な役割を担った里正たちの職務内容や活動形態とは結局どのようなものであったか。この基本的な問いに正面から答えた研究は、これまでほとんどみられなかった。そこで、本章では里正の職掌の一つである治安維持活動を例として、その問いに対するひとまずの回答を示したのである。それによって、唐代村落制度下で里正が担った実務的な役割の一端は、より具体的な形で知られるようになった。また、唐代の村落制度がそれのみで完結するものではなく、日常的に地方行政組織である県などと繋がる中で機能していたことも明らかになったと言えよう。

注

- (1) 内藤乾吉「西域発見唐代官文書の研究」(『中国法制史考証』有斐閣、1963年所収、初出1960年) 249頁、中村治兵衛「再び唐代の郷について—望郷と耆老—」(『中国聚落史の研究』(中村治兵衛著作集三) 刀水書房、2008年所収、初出1966年) 56~57頁でつとに指摘され、近年の張玉興「唐代基層中“郷”的行政地位及作用」(『唐代県官与地方社会研究』天津古籍出版社、2009年所収)でも詳論されている。ただし、これらの先行研究で利用される貞観15年の郷長廃止の記事については、完全には依拠できないものとする。これについては、第3章を参照。
- (2) 本史料の開元25年戸令への比定は、仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会、1964年復刻版、初版1933年) 215~218頁(一丙条)、222頁(五条)参照。また、仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補—附唐日両令対照一覧—』(東京大学出版会、1997年) 519~520頁(一丙条)、522頁(五条)も参照。
- (3) 清水盛光『中国郷村社会論』(岩波書店、1951年) 第1篇第2章第1節「治安維持の組織と連坐の法」、宮川尚志「唐五代の村落生活」(『岡山大学法文学部学術紀要』5、1956年)、趙呂甫「從敦煌、吐魯番文書看唐代“郷”的職權地位」(『中国史研究』1989年第2期)、王永曾「試論唐代敦煌的郷里」(『敦煌学輯刊』1994年第1期)、齊濤『魏晋隋唐郷村社会研究』(山東人民出版社、1995年) 第3章「里・村・隣保与唐代郷村社会」、堀敏一「唐代の郷里制と村制 [附] 社制」(『中国古代の家と集落』汲古書院、1996年所収) 参照。
- (4) 朱紹侯主編『中国古代治安制度史』(河南大学出版社、1994年) 第9章「唐代的治安制度」(郭紹林氏執筆)、陳智勇『中国古代社会治安管理史』(鄭州大学出版社、2003年) 第5章「隋唐時期的治安管理」参照。
- (5) 表1で扱った文献の略号は、以下の通りである。**志田不動麿**：「唐代郷党制の研究」(『社会経済史学』5-11、1936年)。**松本善海**：松本善海「鄰保組織を中心としたる唐代の村政」(『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977年所収、初出1942年)。**清水盛光**：前掲注(3)『中国郷村社会論』。**宮川尚志**：前掲注(3)「唐五代の村落生活」。**曾我部静雄**：『中国及び古代日本における郷村形態の変遷』(吉川弘文館、1963年)。**築山治三郎**：「唐代の胥吏」(『唐代政治制度の研究』創元社、1967年所収、初出1963年)。**佐竹靖彦**：「唐宋期における郷村制度の変革過程」(『新しい歴史学のために』104、1965年)、「宋代郷村制度の形成過程」(『唐宋変革の地域的研究』同朋舎、1990年所収、初出

1966年)。河原由郎：「農業経営における共同体的規制についての考察—主として唐代において—」(『宋代社会経済史研究』勁草書房、1980年所収、初出1966年)。船越泰次：「唐代均田制下における佐史・里正」(『唐代兩税法研究』汲古書院、1996年所収、初出1968年)。日野開三郎：『続唐代邸店の研究』(日野開三郎東洋史学論集第18巻、三一書房、1992年、初版1970年)。室永芳三：「唐都長安城の坊制と治安維持」上・下(『九州大学東洋史論集』2、4、1974年、1975年)。孔祥星：「唐代里正—吐魯番、敦煌出土文書研究—」(『中国歴史博物館館刊』1、1979年)。石田勇作：「唐・五代における村落支配の変容」(宋代史研究会編『宋代の社会と文化』汲古書院、1983年所収)。佐々木恵介：「律令里制の特質について—日・唐の比較を中心として—」(『史学雑誌』95-2、1986年)。中村治兵衛：「律令制と郷里制」(『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008年所収、初出1986年)。張広達：「唐滅高昌国後的西州形勢」(『文書・典籍与西域史地』〈張広達文集〉広西師範大学出版社、2008年所収、初出1988年)。趙呂甫：前掲注(3)「從敦煌、吐魯番文書看唐代“郷”的職權地位」。王永曾：前掲注(3)「試論唐代敦煌的郷里」。齊濤：前掲注(3)『魏晉隋唐郷村社会研究』。堀敏一：前掲注(3)「唐代の郷里制と村制〔附〕社制」。大津透：「唐西州高昌県粟出挙帳断簡について—スタイン将来吐魯番文書管見—」、「律令制的人民支配の特質—人頭税と戸口把握をめぐる覚書—」(ともに『日唐律令制の財政構造』岩波書店、2006年所収、初出は前者が1998年、後者が2003年)。李浩：「論里正在唐代郷村行政中的地位」(『山東大学学報』〈哲学社会科学版〉、2003年第2期)。谷更有：「唐代郷職人員の動態分析」(『唐宋国家与郷村社会』中国社会科学出版社、2006年所収、初出2005年)。童聖江：「唐宋時代的里正」(盧向前主編『唐宋变革論』黄山書社、2006年所収)。劉再聰：「唐朝“村正”考」(『中国農史』2007年第4期)。張雨：「吐魯番文書所見唐代里正的上直」(朱玉麒主編『西域文史』第2輯、科学出版社、2007年所収)。梁建国：「唐宋之際里正の変遷」(『南都学壇』〈人文社会科学学報〉28-2、2008年)。趙璐璐：「唐代“雜任”考—《天聖令・雜令》“雜任”条解説—」(榮新江主編『唐研究』第14巻、北京大学出版社、2008年所収)。市川理恵：「日唐における都城の行政・治安機構」(『古代日本の京職と京戸』吉川弘文館、2009年所収)。張玉興：「唐代県級官府对郷里的控制与調適」(『唐代県官与地方社会研究』天津古籍出版社、2009年所収)。張国剛：「唐代郷村基層組織及其演变」(黄重寛主編『中国史新論』〈基層社会分冊〉中央研究院・聯経出版事業股份有限公司、2009年所収)。なお、敦煌・吐魯番出土文書中では圧倒的多数の事例が「里正」の呼称であるため、それに基づく研究でも「里正」のみを扱うものが多い。そのため、本表にはそのような研究文献を全ては含めなかったことを付言しておく。

(6) 武徳7年衣服令への比定は、前掲注(2)仁井田陞『唐令拾遺』459~460頁(五八甲条)参照。

(7) 前掲注(5)中村治兵衛「律令制と郷里制」参照。

- (8) 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明抄本天聖令校証 附唐令復原研究』上・下冊（中華書局、2006年）参照。なお、天聖令附載の「不行唐令」は原則として開元25年令であると考えられる。具体的な年代比定については、戴建国「天一閣藏明抄本《官品令》考」（『宋代法制初探』黒竜江人民出版社、2000年所収、初出1999年）、坂上康俊「天聖令の藍本となった唐令の年代比定」（大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、2008年所収）、戴建国「《天聖令》所附唐令為開元二十五年令考」（榮新江主編『唐研究』第14巻、北京大学出版社、2008年所収）、岡野誠「天聖令依拠唐令の年次について」（『法史学研究会会報』13、2009年）、坂上康俊「天聖令藍本唐開元二十五年令説再論」（『史淵』147、2010年）の諸論文を参照。
- (9) 『隋書』巻24・食貨志によれば、隋初三長制は畿内では族（100家、族正）一閭（25家、閭正）一保（5家、保長）、畿外では党（100家、党長）一里（25家、里正）一保（5家、保長）の構成をもった村落制度である。なお、岑仲勉氏がまとめた史料の中に、「長安県通義坊楊虎族正劉術下銘專開皇九年正月十二日。見。」とあるのは注目される。岑仲勉「隋代石刻（甄附）目録初輯」（『岑仲勉著作集・隋書求是』中華書局、2004年所収、初出1958年）354頁参照。史料全文が不詳のため具体的内容は分からないものの、これは長安県通義坊の楊虎が隋初三長制下の族正（畿内100家の長）であった劉術の担当区域にいたか、もしくはその地に楊虎が埋葬されたことを示すものであろう。とくにその紀年が開皇9年正月12日とあることから、郷里制の施行直前まで隋初三長制が施行されていたことが確認できる。なお、ここでの「族正劉術下」のように、三長就任者の肩書きと個人名をもって土地を特定する表現方法があったことは、池田温『中国古代籍帳研究—概観・録文—』（東京大学出版会、1979年）43頁に指摘がある。
- (10) 『法苑珠林』巻57・債負篇第65・述意部第1・感応縁・唐雍州人程華には、永徽5年（654）の話として、雍州万年県所管の靈泉郷にいた「里長」の程華が税の徴収を行っていた様子が描かれる。この「里長」の職務が里正の担った「催驅賦役」の職掌と対応していることは明らかであろう。
- (11) なお、吐魯番文書にみえる唐代の「団頭」については、菊池英夫氏や關尾史郎氏によって互助組織団体の筆頭責任者と推測されている。菊池英夫「西域出土文書に見えたる唐代軍制関係用語としての「團」について（その一）」（『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と民衆』汲古書院、1995年所収）541～542頁、關尾史郎「唐西州“某頭”考」（朱雷主編『唐代的歴史与社会』武漢大学出版社、1997年所収）549～550頁参照。
- (12) 唐代の判文全般については、市原亨吉「唐代の「判」について」（『東方学報』京都33、1963年）、大野仁「唐代の判文」（滋賀秀三編『中国法制史—基本資料の研究—』東京大学出版会、1993年所収）を参照。

- (13) 「唐廬州刺史本州團練使羅珣德政碑」は、『金石録』巻9および『光緒修廬州府志』巻92・金石略の記述から、貞元19年(803)4月6日に建碑されたことが分かる。趙明誠撰、金文明校証『金石録校証』(広西師範大学出版社、2005年)160頁、黄雲修、林之望・汪宗沂纂『光緒修廬州府志(三)』(『中国地方志集成 安徽府県志輯4』江蘇古籍出版社、1998年所収)457頁参照。ただし、趙紹祖(1752年～1833年)が『安徽金石略』(『石刻史料新編』15、新文豊出版公司、1977年所収)を編修した当時には、すでに本碑は「佚」となっていたようである(巻6・廬州府、11579頁)。そのため、ここでは『全唐文』所収の史料を用いた。なお、羅珣の廬州刺史就任時期については、郁賢皓『唐刺史考全編』3(安徽大学出版社、2000年)1762頁を参照。
- (14) 白居易撰、顧学頡点校『白居易集』(中華書局、1979年)巻2・諷諭2、31頁。
- (15) 晩唐の詩人である唐彦謙の詩は、もとは『鹿門先生集』に収録されて世に知られたが、残念ながらそのもの自体は今に伝わっていない。現在では清代に編纂された二系統の『鹿門集』(あるいは『鹿門詩集』)の刊本が確認されるに過ぎないが、『全唐詩』には最も多くの詩が収録される。『全唐詩』に残る唐彦謙の詩の一部は、元初の詩人である戴表元の詩と重複しており、その扱いに若干の注意を要するが、ここでは確認の上で『全唐詩』所収のものを用いた。唐彦謙とその詩集『鹿門集』については、會澤卓司「唐彦謙と『鹿門集』」(『琉球大学言語文化論叢』1、2004年)に詳しい。
- (16) なお、対象となる時期ははっきりしないが、宋初以前の記事を収録する『葆光録』でも巻2・「衢州民家」に、「衢州民家、里胥至、督促租賦。(衢州の民の家、里胥至りて、租賦を督促す。)」とあり、里胥が租賦の催促を行っていたことは確認できる。陳纂撰、冉旭校点『葆光録』(傅璇琮・徐海榮・徐吉軍主編『五代史書彙編』拾、杭州出版社、2004年所収)6298頁。『葆光録』およびその収録記事については、李劍国『唐五代志怪傳奇叙録』(南開大学出版社、1998年、初版1993年)下冊、1170～1172頁、同『宋代志怪傳奇叙録』(南開大学出版社、2000年、初版1997年)31～32頁を参照。
- (17) 唐代里正の任用が、開元25年以前から県官によって行われていたことは、第1章の注(30)を参照。
- (18) なお、本章の元論文刊行後に出された林楓珏「唐代文献中里胥的用法与職能」(『早期中国史研究』4-2、2012年)では、唐代文献中にみえる里胥の用語に検討を加え、その多くが里正や坊正・村正などとは異なる制度外に設置された新たな胥吏であるとみなした。しかし、各事例の解釈には推測的な部分も多く、なぜ新たな胥吏とみなせるのかが明らかではない。また、林氏が示した里胥の役割などは基本的に里正と一致しているが、その検討では筆者が提示した里正の別称という点も全く考慮されていない。そのため、林氏の論述は説得的なものになっておらず、筆者は賛同できない。
- (19) 『唐律疏議』の本文は、主として律令研究会編『訳註日本律令』2～3、律本文篇上・下(東京

堂出版、1975年・1976年)に拠り、条文番号もこれに従う。ただし、律文は『律附音義』(上海古籍出版社、1979年)、疏文は『宋刑統』(中華書局、1984年)との対照を踏まえて定めた。なお、条文解釈には律令研究会編『訳註日本律令』5～8・唐律疏議訳註篇1～4(東京堂出版、1979年・1984年・1987年・1996年)を参考にした。『律附音義』および『宋刑統』の史料的性格については、岡野誠「近刊の景宋刊本律附音義について」(『法律論叢』53-1・2、1980年)、同「北京図書館蔵宋刻律十二卷音義一卷簡介」(『中嶋敏先生古稀記念論集』上巻、汲古書院、1980年所収)、同「宋刑統」(滋賀秀三編『中国法制史—基本資料の研究—』東京大学出版会、1993年所収)を参照。

(20) これ以外には、敦煌出土の神龍元年「散頒刑部格」残巻(P.3078、S.4673)に里正に対する罰則規定の一部がみられ、担当区域内から光化賊の協力者を出さないことなどが求められていた。神龍元年「散頒刑部格」残巻の史料写真と録文は、Tatsuro YAMAMOTO, On IKEDA, Makoto OKANO co-ed., *TUN - HUANG AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY*, I Legal Texts (A) Introduction & Texts, pp.32～35, (B) Plates, pp.63～69, THE TOYO BUNKO, 1980, 1978を参照。

(21) 前掲注(5)中村治兵衛「律令制と郷里制」75～78頁参照。なお、坊正・村正の治安維持活動の詳細は明らかではないが、その一部は、劉安志「対吐魯番所出唐天宝間西北逃兵文書の探討」(『敦煌吐魯番文書与唐代西域史研究』商務印書館、2011年所収、初出1997年)、前掲注(5)劉再聰「唐朝“村正”考」、前掲注(1)張玉興「唐代基層中“郷”的行政地位及作用」および、前掲注(5)張国剛「唐代郷村基層組織及其演变」で述べられている。また、具体像がみえにくいものの、里正(また坊正・村正)の活動の背後には、末端社会において連帯責任を課された保による義務的協力もあったと考えられる。唐代の保制の役割は、羅彤華「唐代的伍保制」(『新史学』8-3、1997年)を参照。

(22) 前掲注(5)室永芳三「唐都長安城の坊制と治安維持」上・下、室永芳三『大都長安』(教育社、1982年)第2章第2節「帝都の構造」、袁芳馨「唐代長安城坊市治安管理机构の設置与運行」(『首都師範大学学报』〈社会科学版〉、2009年増刊)、前掲注(5)市川理恵「日唐における都城の行政・治安機構」を参照。

(23) 他には、強盜罪を中心に中央・地方の犯罪とそれに対する治安維持活動を論じたものとして、陳登武「侵害社会法益罪—以強盜罪為中心—」(『從人間世到幽冥界—唐代的法制・社会与国家—』北京大学出版社、2007年所収)があるが、里正の治安維持活動には論及していない。なお、最近では、唐宋間の地方社会における治安維持担任者の変化を論じた趙璐璐「從《捕亡令》看唐宋治安管理模式の轉變」(『史学月刊』2014年第3期)もあるが、唐代の里正が担った治安維持の役割については本章の元原稿の成果に基づくものである。

- (24) なお、本章で用いる筆記・小説史料は、当時の社会の具体的様相や制度施行の一端が垣間見えるという点において貴重な史料であるが、その史的有用性が認められる反面、史料自体がもつ虚構性による限界も考慮する必要がある。そのため、記述の内容、とりわけ結論に直結する部分を全てそのまま信用することはできない。しかし、そこからやや外れた当時の情景として描かれる部分をみる際には大変有効なものとなろう。本章ではこのような点に留意しつつ、筆記・小説史料の記事を扱う。文言小説の史学研究への援用に関する言及として、ここでは大澤正昭「唐代後半期の農民諸階層と土地所有」(『唐宋変革期農業社会史研究』汲古書院、1996年所収、初出1977年)、勝山稔「古典小説研究およびその史学研究への活用」(遠藤隆俊・平田茂樹・浅見洋二編『日本宋史研究の現状と課題—1980年代以降を中心に—』汲古書院、2010年所収)を挙げておく。
- (25) 崔侃が京兆尹に就任した時期は、前掲注(13) 郁賢皓『唐刺史考全編』1、57～58頁参照。
- (26) 「叛獄」については、『玉堂閑話』の逸文である『広記』巻500・雑録8・孟乙に用例がある。盗みをして獄に繋がれた末に「伺隙踰獄垣(隙を伺いて獄垣を踰)」えてきた李氏と、狩りの名人孟乙が会う話の中で、李氏を「叛獄囚」と記しており、「叛獄」を脱獄の意で使用している。
- (27) 京兆尹が京兆府の監獄管理の責務を負っていたことは、張榮芳『唐代京兆尹研究』(台湾学生書局、1987年)31～32頁に指摘がある。
- (28) 頼瑞和「県尉」(『唐代基層文官』中華書局、2008年所収)141～142頁参照。
- (29) 築山治三郎「京兆尹とその統治」(『唐代政治制度の研究』創元社、1967年所収、初出1965年)、前掲注(27) 張榮芳『唐代京兆尹研究』30～31頁参照。
- (30) 「楊漢公墓誌」の拓本写真は洛陽市文物工作隊編『洛陽出土歴代墓誌輯繩』(中国社会科学出版社、1991年)699頁、録文は呉鋼主編『全唐文補遺』第6輯(三秦出版社、1999年)178～181頁を参照。高橋継男・玉野卓也・竹内洋介「唐〈楊漢公墓誌〉考釈」上・下(『東洋大学アジア文化研究所研究年報』40・41、2006年・2007年)には、録文校定を踏まえた詳細な訳注があり、併せて参照した。また、本墓誌の法制史料としての価値に注目した研究として、彭炳金「唐代墓志法律史料価値挙要」(韓延龍主編『法律史論集』第5巻、法律出版社、2003年所収)314～316頁もあるが、里正(里尹)の役割については述べられていない。
- (31) 唐代の裁判制度の内容は、奥村郁三「唐代裁判手続法」(『法制史研究』10、1960年)に詳しい。また、水本浩典「日本律の特色について—日唐律の量刑比較を中心として—」(『律令註釈書の系統的的研究』塙書房、1991年所収、初出1977年)も参照。
- (32) 本史料の「賊等群争往撃次」部分にみえる「次」字は、「～しているとき、～のさい」の意味で理解した。江藍生・曹広順編著『唐五代語言詞典』(上海教育出版社、1997年)69頁を参照。

- (33) また、『新唐書』卷 49 下・百官志 4 下・外官条にも同様の史料がある。
- (34) 礪波護「唐代の県尉」（『唐代政治社会史研究』同朋舎、1986 年所収、初出 1974 年）、前掲注 (28) 頼瑞和「県尉」参照。また、唐代県尉の職務に関する全体的理解には、上記の論文の他に、張玉興「唐代県佐官之丞簿尉研究」（『唐代県官与地方社会研究』天津古籍出版社、2009 年所収）123～150 頁、王鐘傑「唐代県尉的編制与職能」（『唐宋県尉研究』河北大学出版社、2009 年所収）14～30 頁も参照。
- (35) 薛元賞の京兆尹就任時期については、前掲注 (13) 郁賢皓『唐刺史考全編』1、55～56 頁参照。
- (36) 唐代の無頼とそれに対する京兆尹薛元賞の取り締まりについては、大室幹雄「遊侠たちの社会史」（『パノラマの帝国－中華唐代人生劇場－』三省堂、1994 年所収、初出 1989 年）、相田洋「異人としての無頼－唐宋時代の無頼－」（『橋と異人』研文出版、2009 年所収、初出 2003 年）を参照。
- (37) 吉永匡史「律令国家と追捕制度」（大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、2008 年所収）参照。
- (38) 史料写真は上海古籍出版社・法国国家図書館編『法蔵敦煌西域文献』20（上海古籍出版社、2002 年）309 頁（写真の一部は扉頁の彩色図版八にもあり）、録文は前掲注 (9) 池田温『中国古代籍帳研究』375 頁を参照。また、IDP（国際敦煌プロジェクト）の史料データベース (<http://idp.bl.uk/>) も参考にした（最終アクセス 2010 年 5 月 3 日）。
- (39) 「唐開元二十四年岐州郿県尉牒判集」（P.2979）の内容は、つとに玉井是博「唐代防丁考」（『支那社会経済史研究』岩波書店、1942 年所収、初出 1940 年）で扱われ、栗原益男「府兵制の崩壊と新兵種－前半期唐朝支配の崩壊に関する若干の考察をふくめて－」I・II（『史学雑誌』73-2、73-3、1964 年）において詳細な分析が行われている。本章と関わる部分は、栗原益男「府兵制の崩壊と新兵種」II、および布目潮風・栗原益男『隋唐帝国』（講談社、1997 年、初版 1974 年）第 7 章第 1 項「村落の変化」（栗原益男氏執筆）を参照。
- (40) 籀小瑩・馬小紅「唐開元二十四年岐州郿県尉判集（敦煌文書伯二九七九号）研究－兼論唐代勾徵制－」（北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』中華書局、1982 年所収）、胡如雷「两件敦煌出土的判牒文書所反映的社会經濟狀況」（『隋唐五代社会経済史論稿』中国社会科学出版社、1996 年所収、初出 1987 年）、張国剛「唐代防丁制度考述」（『唐代政治制度研究論集』文津出版社、1994 年所収、初出 1991 年）、潘春輝「P.2979《唐開元廿四年岐州郿県尉牒判集》研究」（『敦煌研究』2003 年第 5 期）参照。なお、これらとは別に、栗原氏と同じく「横捉里正、毆打転将」と校点を打ち、「転将」を「引きまわす」という意味で捉える堀敏一氏や高瀬奈津子氏の理解もあるが、従うことができない。前掲注 (3) 堀敏一「唐代の郷里制と村制〔附〕社制」451～452 頁、高瀬奈津子「唐代悲田養病坊の変遷とその成立背景」（『佛教史学研究』45-1、2002 年）47～48 頁参

照。この牒判集には当時読まれた際につけられたと思しき朱色の校点が見られるものの、本章で扱った箇所の朱点の打ち方には誤りがみられる。上記の日本人研究者の論文にみえる校点の誤りは、おそらく原文書の朱点に従ったことに起因するものであろう。

終章 唐代村落制度の構造的特徴と運用形態

本稿では唐代村落制度の基礎的な研究を通して、その構造的特徴と運用形態を明らかにしてきた。ここで各章の内容を整理し、本稿の検討結果を改めて確認しておきたい。

序章では、これまでの唐代村落制度研究を第1期(1900年代～1930年代)、第2期(1940年代～1960年代)、第3期(1970年代～1990年代)、第4期(2000年代以降)に分けて整理し、その変遷を研究の萌芽、進展、深化、屈折した展開と位置づけ、あわせて研究全体に通底する問題を浮き彫りにした。唐代村落制度の研究は、1900年代よりわずかにみられたものの、唐令の復原や敦煌・吐魯番文書の出現を受けて1930年代以降に本格化し、その後も法制史料や出土史料を中心に、その他の文献史料を援用する形で進められてきた。しかし、その一方で、第2期に研究が増加して以降、各研究が連関しない状況が出現し始め、基本的な理解にも多くの相違がみられるようになった。また、その状況は第3期でも改善されず、さらに第4期にはその問題が一気に表面化し、第3期以前の成果がほとんど考慮されなくなるという特異な状況を招いた。すなわち、第1期から第4期にかけての論文数の増加と研究成果の進展が必ずしも対応しておらず、基本史料に対する理解も一向に定まらないまま、不安定な基礎の上に研究が進められてきたのである。このような現状にあって必要となるのは、従来の課題に正面から取り組む基礎的研究であり、それによって唐代村落制度の基本的認識を再構築することである。その中でも早急に取り組むべき課題は、①比較対象となる隋代村落制度の位置づけ、②唐代村落制度構造の解明、③唐代前期(とくに唐初や武周時期)の村落制度史料の発見とその検討、④唐代村落制度下の責任者とその呼称の明確化、⑤唐代村落制度下の里正の職務内容とその活動形態の描き出しの5点であり、それらを本稿の目的を達成するための具体的な課題として設定した。また、この検討を行う際には、従来の研究では利用されることの少なかった石刻史料が極めて重要な意味を持つことを述べた。

第1章では、唐代村落制度の前身である隋代郷里制に検討を加え、その中でも末端村落組織の里(100家)の責任者である里長の性格を明らかにした。隋代には最初の行政法である開皇2年(582)令で定められた隋初三長制と、南朝陳を平定して天下統一を果たした直後の開皇9年(589)2月に制定された隋代郷里制という二つの村落制度が段階的に施行された。隋初三長制は北魏以来の三長制の流れを汲み、畿内に族(100家、族正)一

間（25家、間正）一保（5家、保長）、畿外に党（100家、党長）一里（25家、里正）一保（5家、保長）という三段階の組織を持つ村落制度であった。一方で、その後に施行された隋代郷里制は隋初三長制にみられた畿内と畿外の別をなくし、中間組織にあたる25家の村落組織を削除し、従来の村落組織を郷（500家、郷正）一里（100家、里長）へと編成し直したものであり、その編成は続く唐代にも郷（500戸、郷正・郷長）一里（100戸、里正）として継承された。いわば、隋代の村落制度は、北朝村落制度と唐代村落制度の狭間にあり、隋初三長制から隋代郷里制への移行はまさにその分岐点であった。そこで、このような隋唐間の村落制度の変遷を踏まえつつ、唐代里正の前身である隋代郷里制下の里長について、「秘丹墓誌」を中心に検討を加えた。まずは、これまで見落とされてきた本史料の概要を明らかにし、その分析を通して郷里制下の里長に就任した秘丹の経歴を具体的に位置づけた。次に、この墓誌を含めた里長の総事例を明確にし、「秘丹墓誌」から得られた情報を既存の史料と接合して、隋代郷里制下の里長の設置時期やその呼称、里長就任者の出身階層や任用形態、彼らが村落社会内部で担った実務的な役割の一端を明らかにした。これによって、唐代村落制度およびそこで中心的な役割を担った里正については、前代との比較に基づいて検討を行うことが可能になった。それでは、隋代郷里制の後につながる唐代村落制度の基本的な骨格とはどのようなものであったか。この問題を検討したのが次章である。

第2章では、唐代の村落組織全般を規定した戸令第一条中の一甲（武徳7年令）、一乙（「開元7年令」）、一丙（開元25年令）の三条に対する詳細な検討を踏まえ、唐代村落制度の基本形態とされる郷一里と坊・村を並置した二重構造について再考した。序章でも指摘したように、唐代村落制度の研究は当初より唐令復原研究の成果を踏まえて行われたものであった。その中でも、唐代の村落組織全般を規定した戸令第一条とその典拠史料は、唐代村落制度の構造を考える上で極めて重要な意味を持った。しかし、唐令復原研究と唐代村落制度構造に対する理解の具体的な関係は明らかではなく、そこに内在する問題点もこれまで意識されてこなかった。そこで、まずは戸令第一条の復原研究の推移を確認し、従来の研究の不備を解消しつつ、『唐令拾遺』で武徳7年令として復原された一甲条にまつわる議論を正確に位置づけ直した。それによって、一甲条の典拠史料とされた『旧唐書』巻48、『近事会元』巻3、『資治通鑑』巻190はいずれも武徳7年戸令の逸文ではなく、さらに唐代の村落組織全般に関わる規定としては、『唐六典』巻3所引「開元7年令」と『通典』巻3所引開元25年令の二系統しか確認できないことを明確にした。その上で、唐代

村落制度の構造をめぐる諸見解をみると、それらはみな戸令第一条ないしはその典拠史料に基づいて郷一里と坊・村を並置する二重構造の存在を指摘していたことが判明する。ただし、唐代前期の村落制度構造については、これまで一甲条（武徳7年令）およびその典拠史料をもとに想定されており、そこで根拠とされた史料は実際には存在していなかった。したがって、唐代前期の村落制度構造に関する理解は、すでにその前提が崩れているのであり、これまで利用された唐令逸文史料とは別の角度から再検討を加えなければならない。そこで本章では、かつて中村治兵衛氏が用いた検討方法を批判的に継承しつつ、唐代前期村落制度下における二重構造の存在を確かめるためには、「開元7年令」ないしは開元25年令より前の史料において、郷一里と坊・村の両系統の責任者が同時期に同地域内でともに登場する事例を明示する必要があることを指摘した。以上の検討から浮かび上がってきたのは、唐代前期の村落制度に対する検討の必要性である。しかし、これまで唐初や武周時期については史料自体が僅少であり、具体的な検討を行うことが困難であった。それでは、どのような方法によって、これらの時期の村落制度を検討することができるのだろうか。この問題を扱ったのが第3章と第4章である。

第3章では、陝西省西安碑林博物館に所蔵される「荔非明達等四面造像題名」（無紀年）に対して再検討を加え、その年代比定を踏まえて唐初時期の村落制度の一端を明らかにした。まず、従来の文献記載と筆者の実見調査をもとに、基本的な史料情報や新たな録文、四面全体の史料写真を提示し、本史料が関中地域内の一所（現在の陝西省渭南市から銅川市あたり）において、荔非氏を中核姓とする羌人主体の仏教邑義（在家仏教信徒組織）によって作製された四面造像題名であることを明らかにした。次いで、最も重要な年代比定の検討を行い、これまで本史料を北周代や隋代の史料とみなした見解がいずれも推測に過ぎないことを示し、史料中にみえる「大都督府長史」、「大都督司鎧」と「大都督司兵」、「郷尹」、「柱国参軍」、「大都督府」、「前里正」という職名や官名の使用年代が全て矛盾せずに適合する範囲を絞り込むことで、本史料の作製年代を武徳7年（624）2月から永徽2年（651）9月の間に位置づけ直した。これによって唐初村落制度の「新史料」が発見されたのである。そこで、本史料の供養人題名にみえる村落制度下の職名の検討を進め、北周村落制度の事例として本史料を利用してきた先行研究の理解を否定するとともに、これまで設置開始時期が明らかではなかった村正が唐初に設置されていたことを明確にした。さらに、唐初の関中地域には郷正ないしは郷長、里正、村正といった村落制度下の各責任者が設置されており、すでに郷一里と村を並置する二重構造が存在していたことを明らかにし

たのである。

第4章では、河北省永清県文化館（永清県文物管理所）に所蔵される武周「金輪石幢」に総合的な検討を加え、本史料の復原を踏まえて武周村落制度の一断面を明らかにした。本史料については明代以降の複数の文献に記録が残るものの、その内容には相互に異なる部分も多く、録文も『乾隆永清県志』附載の史料集「永清文徴」金石第5にみえる一点しか残されていない。また、これまで史料全体の実物史料や拓本史料は公開されていないことから、明清時代文献で記録された内容や録文の是非を論じることもできなかった。そこで、まずは本史料の基本的な内容を明示するために、明代から現在までの来歴とそこから得られる早期の史料情報を整理し、それと筆者の実見調査の結果を相互に利用することで、早くより磨滅の進む本史料の武周刻字部分（正面と左側面）を復原した。その復原の過程では、従来の文献記載の不備を訂正しつつ、本史料が聖暦2年（699）2月8日に武隆県令の聞人玄相を中心とする県組織の主導によって作製された仏教石刻史料であり、その作製目的は造像供養を通じた則天武后崇拜の明示と天下太平の希求にあったことを明らかにした。また、本史料の供養人題名に検討を加え、そこには武周村落制度下の職名として里正と坊正が確認できることを指摘し、武隆県城内には里と坊が並置されていたことを明示した。さらに、第3章や第4章で取り上げた唐初や武周時代の史料とその後の事例も踏まえて、唐代の村落制度構造を改めて確認し、唐代前期の村落制度下にも郷正（郷長）や里正とともに坊正・村正が設置されており、唐代後期と同様に郷一里と坊・村の両系統に基づく二重構造が存在していたことを明らかにした。そして、これこそが前代とは異なる唐代村落制度の構造的特徴であると改めて論じたのである。つまり、唐代に至って旧来の行政村と自然村を包摂する村落統治体制が作り上げられたのであり、上記の二重構造の存在はその初期形態を示すものであった。それでは、このような構造を持つ村落制度の下には、どのような責任者が設置されていたのであろうか。それを論じたのが次章である。

第5章では、唐代後期の政書『通典』の巻33・郷官条に残る唐代村落制度記事を取り上げ、その具体的な検討を通して、村落社会に存在した行政的な責任者と教化を主に担った高年者との区別を明確にした。これまでの各章の検討を通して、唐代村落制度下には郷に郷正・郷長（遅くとも開元25年令までには廃止）、里に里正、坊に坊正、村に村正が設置されていたことを明示し、それとあわせて一部で推測されてきた北周村落制度下の「村正」（第3章）、隋代郷里制下の「里佐」や「里正」（第1章）、武周村落制度下の「里史」（第4章）という職名が誤りであったことを指摘した。ただし、このような村落制度下の職名

を考えるにあたっては、もう一つとして避けては通れない問題があった。それが本史料においてともに郷に設置されたとある郷長と耆老が同様のものか否かという点である。先行研究では本史料の記載に基づきながら、一方では郷長と耆老を同様のものとみなし、もう一方ではそれらを異なる存在として捉えてきた。しかし、これまで本史料そのものに対する具体的な検討は行われておらず、その理解は混乱した状況を呈している。そこで、まずは本史料をめぐるこれまでの諸見解とその問題点を明確にし、従来説の是非を判断するために本史料に詳細な分析を加え、その全体的な構成とその中に含まれる各記事の典拠史料を明らかにした。それによって、多くの先行研究でみられた郷長と耆老を同様のものとみる見解は成立せず、郷長と耆老を異なる系統のものとみた中村治兵衛氏の指摘が裏付けられることを主張した。また、その史料分析を通して、郷への耆老設置の記事にはその他の記事とは違って典拠史料がみられないことを確認し、石刻史料中にみえる耆老の事例との対照を行うことでその記事が実際の状況と対応していることを明確にした。さらに、その検討によって、唐代の耆老は少なくとも 50 歳以上の高年で有徳な人物が県より選出されて郷に設置されており、主に教化を担う高年者として村落制度下の里正たちとともに存在していたことを明らかにした。このように耆老を位置づけ直した上で、唐代の村落社会にはおおよそ 40 代以前の行政的な責任者と、50 代以上の主に教化を担う高年者があわせて設置されていたことを浮かび上がらせ、この年齢的な差異を伴う両者の役割分担を通して、村落社会の安定が図られていたことを指摘したのである。それでは、このような村落社会の中で行政的な責任者として中心的な役割を果たした里正たちは、どのような活動を行っていたのであろうか。それを検討したのが次章である。

第 6 章では、唐代村落制度下の里正の治安維持活動を例として、その具体的な職務内容と活動形態を明らかにし、村落制度が末端社会においてどのように機能していたのかを探究した。唐代里正の職掌については、『通典』巻 3・食貨 3・郷党条所引の開元 25 年戸令逸文によって、大きくは「按比戸口」（戸口の把握）、「課植農桑」（勸農）、「檢察非違」（治安維持）、「催驅賦役」（賦役の催促）であったことが知られる。これらの中でも、村落社会の日常的な安定に寄与し、全体的な職務の遂行にも影響をおよぼす治安維持の役割は重要なものであった。そのため、先行研究でも里正の治安維持の役割は言及されてきたが、それらは主として『唐律疏議』から里正の治安維持の職務に対する罰則規定の一部を確認するに止まっており、史料の僅少さもあって、里正の治安維持活動の詳細は明らかではなかった。しかし、これまで検討が加えられてこなかった里正の呼称（公的名称と別称）を明確にし、

検討対象となる史料の範囲自体を拡大させることで、彼らの職務内容とその活動形態を明らかにできると考えた。そこで、まずは里正の呼称自体に検討を加え、100戸の長の公的名称である里正の職名が唐初より使用されたことを確認し、それと同時に里長・里尹・里胥という職名が里正の別称として使用されていたことを明らかにした。次いで、このような里正の呼称を把握した上で、里正の治安維持活動に関わる史料を文献・出土史料中より探し出し、それを犯罪抑止活動と事件発生後の対応に分けて、里正が治安維持活動を行う姿を具体的に描き出したのである。それによって、里正たちが不審者への職務質問や詰問、異変が生じた際の上級組織への報告から、事件報告者の県への連行、賊や無頼連中の追捕・捕縛まで、多岐に渡る職務を担っていたことが明らかとなった。また、そのような活動が、里正の担当区域において必ずしも単独で行われておらず、日常的に地方行政組織と繋がるなかで行われていたことが浮かび上がってきた。そこから、唐代の村落制度はそれのみで完結するものではなく、日常的に地方行政組織である県などとの有機的な繋がりを持ちつつ、末端社会の中で機能していたことを指摘したのである。

以上、序章で述べた5つの課題に対応する形で検討を進め、唐代村落制度の基本的な形態を提示してきた。従来の唐代村落制度研究に欠けていたものは、先行研究や関連史料の総体的把握と基本史料の正確な分析という最も基礎的な作業であり、本稿が意図したのはその根本的な問題を是正することであった。また、その際には従来の成果と課題を共通の土台となる研究史の中に位置づけながら、具体的な史料の検討を通してその課題の解消を図ったのである。つまり、本稿で行ったことは唐代村落制度の基本的認識を再構築するとともに、その研究のあり方をも問い直す作業であったと言えよう。

ただし、史料的な制約と筆者の力量不足によって、本稿で積み残した問題も多く存在することを認めなければならない。最後にそれらを掲げ、今後の課題を明確にしたい。

一つ目は、隋唐代の郷やそこに設置された郷正・郷長の具体的な位置づけである。本稿でも郷の責任者については論述の過程で何度か取り上げ、先行研究よりも一歩踏み込んだ見解を提示したが、なお判然としない部分も多く残った。現在では史料的制約からその検討が難しいものの、最も有効な史料群である石刻史料の継続的な収集と分析によって、やがては隋唐代の郷の責任者についても詳しく論じることができるようになる。

二つ目は、唐代の末端社会において耆老、父老、耆寿などの呼称で登場する村落内長老層に対する検討である。本稿では耆老の具体的な姿を提示したが、残る父老や耆寿などについても詳細な分析を行わなければならない。それによって、行政的な側面とは別の角度

から、村落社会の様子を眺めることもできるのではなかろうか。

三つ目は、唐代村落制度下に設置された責任者たちが、末端社会の内部においてどのような人的結合関係を持っていたかを明らかにすることである。本稿でも石刻史料をもとにその一部を論じたが、今後も具体的な事例に基づく成果を蓄積していく必要がある。それによって、制度的枠組みを越えた人々のつながりが明瞭になってくるはずである。

四つ目は、唐代村落制度の変遷をより詳細に把握することである。本稿では唐代を通じた村落制度の基本形態を提示したが、その内部における具体的な変化の有無を明確にしたわけではなかった。とりわけ唐代後期の村落制度については、五代や宋代の村落制度との比較も含めて検討していく必要がある。

以上で掲げた諸点は、いずれも唐代の村落制度を深く理解する上で重要な内容であり、今後に取り組むべき課題である。このような課題を検討する際に求められるのは、やはり長期的な視野のもとに地道な作業を積み重ねることではなかろうか。それによってこそ、従来の認識も徐々に修正されていくように思われるのである。

引用史料・文献一覧

1、史料

〈経書〉

『周礼』、『礼記』、『論語』：十三経注疏整理委員会整理『十三経注疏（整理本）』（北京大学出版社、2000年）

〈正史〉

後漢・班固撰、唐・顔師古注『漢書』（中華書局、1962年）

晋・陳寿撰『三国志』（中華書局、1982年第2版）

宋・范曄撰、唐・李賢等注『後漢書』（中華書局、1965年）

梁・沈約撰『宋書』（中華書局、1974年）

唐・令狐德棻等撰『周書』（中華書局、1971年）

唐・魏徵等撰『隋書』（中華書局、1973年）

唐・房玄齡等撰『晋書』（中華書局、1974年）

唐・李延寿撰『北史』（中華書局、1974年）

後晋・劉昫等撰『旧唐書』（中華書局、1975年）

北宋・歐陽脩等撰『新唐書』（中華書局、1975年）

元・脱脱等撰『宋史』（中華書局、1985年新1版）

清・張廷玉等撰『明史』（中華書局、1974年）

〈編年史書・職官・法令など〉

唐・李林甫等撰『唐六典』（陳仲夫点校、中華書局、1992年）

唐・李林甫等撰、広池千九郎訓点、内田智雄補訂『大唐六典』（近衛本影印、広池学園事業部、1973年）

唐・李林甫等撰『宋本大唐六典』（中華書局、1991年）

律令研究会編『訳註日本律令』2～3、律本文篇上・下（東京堂出版、1975年・1976年）

律令研究会編『訳註日本律令』5～8・唐律疏議訳註篇1～4（東京堂出版、1979年・1984年）

年・1987年・1996年)

井上光貞他編著『律令』(日本思想大系新装版、岩波書店、2001年、初版1976年)

唐・杜佑撰『通典』(王文錦等点校、中華書局、1988年)

唐・杜佑撰、長澤規矩也・尾崎康編『宮内庁書陵部蔵 北宋版通典』(汲古書院、1980年～1981年)

北宋・王溥撰『唐会要』(上海古籍出版社、2006年新1版)

北宋・竇儀等撰『宋刑統』(吳翊如点校、中華書局、1984年)

天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣蔵明抄本天聖令校証 附唐令復原研究』(中華書局、2006年)

北宋・孫奭撰『律附音義』(上海古籍出版社、1979年)

北宋・宋敏求編『唐大詔令集』(中華書局、2008年)

北宋・司馬光撰、元・胡三省音注『資治通鑑』(中華書局、1996年、初版1956年)

北宋・司馬光撰『資治通鑑』(四部叢刊史部、上海商務印書館、1919年初印本)

北宋・司馬光撰『百衲本資治通鑑』(上海商務印書館附設図書館影印、1919年)

北宋・司馬光撰『資治通鑑考異』(四部叢刊史部、上海商務印書館、1919年初印本)

北宋・范祖禹撰『唐鑑』(上海図書館蔵宋刻本影印本、上海古籍出版社、1984年)

北宋・孫逢吉撰『職官分紀』(中華書局、1988年)

南宋・鄭樵撰『通志』(中華書局、1987年)

元・馬端臨撰『文獻通考』(中華書局、1986年)

清・嵇璜等撰『統通志』(新興書局、1963年)

国家文物事業局編『新中国文物法規選編』(文物出版社、1987年)

〈雜史・小説・詩文・仏教史料など〉

梁・僧祐撰『弘明集』(『大正新脩大藏經』第52卷・史伝部4、大正一切経刊行会、1927年所収)

唐・唐臨撰『冥報記』(方詩銘輯校、『冥報記・広異記』中華書局、1992年所収)

唐・道世撰『法苑珠林』(『大正新脩大藏經』第53卷・事彙部上、大正一切経刊行会、1928年所収)

唐・沈佺期、宋之問撰『沈佺期宋之問集校注』(陶敏・易淑瓊校注、中華書局、2001年)

唐・張鷟撰『朝野僉載』(趙守儼点校、『隋唐嘉話・朝野僉載』中華書局、1979年所収)

- 唐・劉肅撰『大唐新語』（許德楠・李鼎霞点校、中華書局、1984年）
- 唐・白居易撰『白居易集』（顧学頡点校、中華書局、1979年）
- 唐・戴叔倫著『戴叔倫詩集校註』（蔣寅校註、上海古籍出版社、2010年、初版1993年）
- 円仁著、小野勝年校註、白化文等修訂校註『入唐求法巡礼行記校註』（花山文芸出版社、1992年）
- 田中史生研究代表『『入唐求法巡礼行記』に関する文献校定および基礎的研究』（平成13年度～平成16年度科学研究費補助金（基盤研究C(2)）研究成果報告書、2005年）
- 北宋・陳纂撰『葆光録』（冉旭校点、傅璇琮・徐海榮・徐吉軍主編『五代史書彙編』拾、杭州出版社、2004年所収）
- 北宋・李昉等編『太平広記』（汪紹楹点校、中華書局、1961年新1版）
- 北宋・李昉等編『文苑英華』（中華書局、1966年）
- 北宋・錢易撰『南部新書』（黄寿成点校、中華書局、2002年）
- 北宋・李上交撰『近事会元』（虞雲国・呉愛芬整理、『全宋筆記』第1編4、大象出版社、2003年所収）
- 北宋・欧陽脩撰『欧陽文忠公文集』（四部叢刊集部、上海商務印書館、1919年初印本）
- 南宋・程大昌撰『演繁露続集』（叢書集成初編、『演繁露（二）・演繁露続集』中華書局、1991年所収）
- 明・陶宗儀等編『說郛三種』（上海古籍出版社、1988年）
- 清・黄易『黄小松友朋書札（不分卷）』（中国国家図書館古籍館所蔵マイクロフィルム、請求記号：14799）
- 清・王昶輯『湖海文伝』（『続修四庫全書』集部・総集類、上海古籍出版社、2002年所収）
- 清・彭定求等編『全唐詩』（中華書局、1960年）
- 清・董誥等編『全唐文』（中華書局影印、1983年）

〈類書・韻書など〉

- 京都大学文学部国語学国文学研究室編『諸本集成 倭名類聚抄』本文編（臨川書店、1977年再版第2刷、初版1968年）
- 北宋・陳彭年等撰『広韻校本』（周祖謨校、中華書局、2011年第4版、初版1960年）
- 北宋・王欽若等編『冊府元龜』（中華書局、1960年）
- 北宋・王欽若等編『宋本冊府元龜』（中華書局、1989年）

北宋・鄧名世撰『古今姓氏書辯証』（王力平点校、江西人民出版社、2006年）

南宋・葉廷珪撰『海錄碎事』（李之亮校点、中華書局、2002年）

〈石刻史料〉

北宋・趙明誠撰『金石錄校証』（金文明校証、廣西師範大學出版社、2005年）

北宋・歐陽脩撰『集古錄跋尾』（『石刻史料新編』24、新文豐出版公司、1977年所収）

北宋・歐陽棐撰『集古錄目』（『石刻史料新編』24、新文豐出版公司、1977年所収）

清・王昶撰『金石萃編』卷45～92（『石刻史料新編』2、新文豐出版公司、1977年所収）

清・王昶撰『金石萃編』卷93～126（『石刻史料新編』3、新文豐出版公司、1977年所収）

清・阮元編『兩浙金石志』（『石刻史料新編』14、新文豐出版公司、1977年所収）

清・趙紹祖輯『安徽金石略』（『石刻史料新編』15、新文豐出版公司、1977年所収）

清・胡聘之編『山右石刻叢編』卷1～25（『石刻史料新編』20、新文豐出版公司、1977年所収）

清・繆荃孫撰『芸風堂金石文字目』（『石刻史料新編』26、新文豐出版公司、1977年）

清・孫星衍撰『寰宇訪碑錄』（『石刻史料新編』26、新文豐出版公司、1977年所収）

清・吳式芬撰『金石彙目分編』卷1～6（『石刻史料新編』27、新文豐出版公司、1977年所収）

清・孫星衍撰『京畿金石考』（『石刻史料新編』第2輯12、新文豐出版公司、1979年所収）

清・樊彬輯『畿輔碑目』（『石刻史料新編』第2輯20、新文豐出版公司、1979年所収）

民國・羅振玉輯『山右冢墓遺文』（『石刻史料新編』21、新文豐出版公司、1977年所収）

民國內務部主編『民國京魯晉豫古器物調查名錄』（北京圖書館出版社、2004年）

廊坊地區行政公署文化局編『廊坊地區文物普查資料彙編』（內部發行、1979年）

河南省文物研究所・河南省洛陽地區文管處編『千唐誌齋藏誌』（文物出版社、1984年）

北京圖書館金石組編『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』第9冊～第36冊・隋唐五代十國1～28（中州古籍出版社、1989年）

吳鋼主編『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第4冊（天津古籍出版社、1991年）

張希舜主編『隋唐五代墓誌匯編』山西卷（天津古籍出版社、1991年）

陳長安主編『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷第7冊（天津古籍出版社、1991年）

洛陽市文物工作隊編『洛陽出土歷代墓誌輯繩』（中國社會科學出版社、1991年）

張建平編『墓誌書法精選 第十冊一崔景播墓誌・秘丹墓誌一』（榮寶齋、1992年）

石永士・王素芳・裴淑蘭編『河北金石輯錄』(河北人民出版社、1993年)
吳鋼主編『全唐文補遺』(三秦出版社、1994年~2006年)
劉景龍・楊超傑編『龍門石窟總錄』(中國大百科全書出版社、1999年)
高峽主編『西安碑林全集』(廣東經濟出版社・深圳海天出版社、1999年)
周紹良・趙超主編『唐代墓誌彙編續集』(上海古籍出版社、2007年、初版2001年)
廊坊市文物管理處編、張兆祥主編『廊坊文物』(開明出版社、2001年)
侯燦・吳美琳『吐魯番出土磚誌集注』(巴蜀書社、2003年)
韓理洲輯校『全隋文補遺』(三秦出版社、2004年)
羅新・葉煒『新出魏晉南北朝墓誌疏證』(中華書局、2005年)
陳尚君輯校『全唐文補編』(中華書局、2005年)
王其禱・周曉薇編著『隋代墓誌銘彙考』(線裝書局、2007年)
趙際芳編『墓誌書法百品』(世界圖書出版西安公司、2007年)
毛遠明編著『漢魏六朝碑刻校注』(線裝書局、2008年)
胡戟・榮新江主編『大唐西市博物館藏墓誌』(北京大學出版社、2012年)
李重平主編『金石拓本題跋集萃』(河北美術出版社、2012年)
北京大學圖書館所藏「秘丹墓誌(墓誌)」拓本(請求記号:D302:4699)
筆者所藏「秘丹墓誌(墓誌・墓誌蓋)」拓本
淑徳大學書学文化センター所藏「洛陰修寺碑(碑陽・碑陰)」拓本(請求記号:軸5819、
軸5820)

〈敦煌・吐魯番文書史料〉

劉復輯『敦煌掇瑣』(黃永武主編『敦煌叢刊初集』15、新文豐出版公司、1985年所收、初版1925年)
Tatsuro YAMAMOTO, On IKEDA, Makoto OKANO co-ed., *TUN-HUANG AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY, I* Legal Texts (A) Introduction & Texts, (B) Plates, THE TOYO BUNKO, 1980, 1978
Tatsuro YAMAMOTO, Yoshikazu DOHI co-ed., *TUN-HUANG AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY, II* Census Registers (A) Introduction & Texts, (B) Plates, THE TOYO BUNKO, 1985, 1984
Tatsuro YAMAMOTO, On IKEDA co-ed., *TUN-HUANG AND TURFAN DOCUMENTS*

CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY, III Contracts (A)

Introduction & Texts, (B) Plates, THE TOYO BUNKO, 1987, 1986

龍谷大学仏教文化研究所編・小田義久責任編集『大谷文書集成』1～3 (法蔵館、1984年～2003年)

唐耕耦・陸宏基編『敦煌社会經濟文献真蹟積録』1～5 (1は書目文献出版社・古佚小説会、2～5は全国図書館文献縮微複製中心・古佚小説会、1986年～1990年)

唐長孺主編『吐魯番出土文書』〈図文対照本〉卷～肆 (文物出版社、1992年～1996年)

上海古籍出版社・法国国家図書館編『法蔵敦煌西域文献』20 (上海古籍出版社、2002年)

榮新江・李肖・孟憲実主編『新獲吐魯番出土文書』 (中華書局、2008年)

〈地理・地方志〉

北宋・宋敏求撰『長安志』 (辛德勇・郎潔点校、『長安志・長安志図』三秦出版社、2013年所収)

清・朱彝尊編『日下旧聞』 (清華大学図書館蔵清康熙年間刻本、請求記号：善己 417/7707)

清・于敏中等編『日下旧聞考』 (清華大学図書館蔵清乾隆年間刻本、請求記号：善己 417/7495)

清・于敏中等編『日下旧聞考』 (北京古籍出版社、2001年、初版1983年)

清・胡啓甲等編『新修東陽県志』 (国立公文書館内閣文庫蔵、請求記号：史 177-0005)

清・萬一轟等纂修『康熙永清県志』 (中国国家図書館古籍館蔵マイクロフィルム、請求記号：A02486)

清・周震栄修、章学誠纂『乾隆永清県志』 (『中国地方志集成・河北府県志輯 27』上海書店出版社、2006年所収)

清・党金衡原本、王恩注重定『道光東陽県志』 (『中国地方志集成・浙江府県志輯 53』上海書店、1993年所収)

清・黄雲修、林之望・汪宗沂纂『光緒続修廬州府志 (三)』 (『中国地方志集成・安徽府県志輯 4』江蘇古籍出版社、1998年所収)

清・萬青黎・周家楣修、張之洞・繆荃孫纂『光緒順天府志 (三)』 (『中国地方志集成・北京府県志輯 3』上海書店出版社、2002年)

清・李鴻章等修、黄彭年等纂『光緒畿輔通志』 (『続修四庫全書』第 635 冊・史部・地理類、上海古籍出版社、2002年所収)

河北省地方志編纂委員会辦公室整理点校『〔民国〕河北通志稿』（北京燕山出版社、1993年）

行唐県地方志編纂委員会編『行唐県志』（中国对外翻訳出版公司、1998年）

行唐県地方志編纂委員会編『行唐県志（1991～2005）』（河北人民出版社、2010年）

永清県志辦公室編『永清県志』（河北人民出版社、2000年）

〈データベース〉

中国国家図書館所蔵拓本データベース (<http://mylib.nlc.gov.cn/web/guest/beitiejinghua>、
「碑帖菁華」)

京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター「拓本文字データベース」
(<http://coe21.zinbun.kyoto-u.ac.jp/djvuchar>)

IDP（国際敦煌プロジェクト）の史料データベース (<http://idp.bl.uk/>)

2、研究文献

〔日本語文献〕（著者名五十音順）

あ行

會澤卓司「唐彦謙と『鹿門集』」（『琉球大学言語文化論叢』1、2004年）

会田大輔「西魏・北周覇府幕僚の基礎的考察－幕僚の官名・官品（官命）・序列を中心に－」
（『明大アジア史論集』15、2011年）

青山定雄「唐代の駅と郵及び進奏院」（『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』吉川弘文館、
1963年所収、駅制に関わる前半部は初出1944年）

赤木崇敏「唐代前半期の地方文書行政－トゥルフアン文書の検討を通じて－」（『史学雑誌』
117－11、2008年）

穴沢彰子「唐・五代における地域秩序の認識－郷望的秩序から父老秩序への変化を中心と
して－」（『唐代史研究』5、2002年）

荒川正晴「唐代公用交通システムの構造」（『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』名古屋大
学出版会、2010年所収、初出2000年）

- 池田温「8世紀中葉における敦煌のソグド人聚落」(『ユーラシア文化研究』1、1965年)
- 池田温「隋・唐」(『史学雑誌』76-5〈1966年の歴史学界—回顧と展望—〉、1967年)
- 池田温・岡野誠「敦煌・吐魯番発見唐代法制文献」(『法制史研究』27、1978年)
- 池田温『中国古代籍帳研究—概観・録文—』(東京大学出版会、1979年)
- 池田温「律令法」(谷川道雄・堀敏一・池田温・菊池英夫・佐竹靖彦編『魏晋南北朝隋唐時代史の基本問題』汲古書院、1997年所収)
- 石上英一「貢納と力役—古代村落史研究と租税収奪体系・序論—」(『日本村落史講座第4巻・政治1〔原始・古代・中世〕』雄山閣出版、1991年所収)
- 石上英一「比較律令制論—序論—」(『律令国家と社会構造』名著刊行会、1996年所収、初出1992年)
- 石田勇作「唐・五代における村落支配の変容」(宋代史研究会編『宋代の社会と文化』汲古書院、1983年所収)
- 石田勇作「隋開皇律令から武徳律令へ—律令変遷過程の整理(Ⅰ)—」(栗原益男先生古稀記念論集編集委員会編『中国古代の法と社会』汲古書院、1988年所収)
- 石松日奈子「中国交脚菩薩像考」(『北魏仏教造像史の研究』ブリュッケ、2005年所収、初出1988年)
- 石松日奈子「弥勒像坐勢研究—施無畏印・倚坐の菩薩像を中心に—」(『北魏仏教造像史の研究』ブリュッケ、2005年所収、初出1993年)
- 石母田正「古代村落の二つの問題」(『石母田正著作集』第1巻、1988年所収、初出1941年)
- 市川理恵「日唐における都城の行政・治安機構」(『古代日本の京職と京戸』吉川弘文館、2009年所収)
- 市原亨吉「唐代の「判」について」(『東方学報』京都33、1963年)
- 稲葉一郎『乾隆永清県志』編修考(『中国史学史の研究』京都大学学術出版会、2006年所収、初出2004年)
- 稲葉一郎『資治通鑑』編修管窺(『中国史学史の研究』京都大学学術出版会、2006年所収)
- 内田昌功「隋煬帝期官制改革の基礎的研究」(『史朋』33、2000年)
- 榎本淳一「唐代法制史の「不動の定説」に挑む」(『東方』385、2013年)
- 大澤正昭「唐代後半期の農民諸階層と土地所有」(『唐宋変革期農業社会史研究』汲古書院、

- 1996年所収、初出1977年)
- 太田晶二郎「『唐曆』について」(『太田晶二郎著作集』第1冊、吉川弘文館、1991年所収、初出1962年)
- 大谷勝真「敦煌出土散頒刑部格残卷に就いて—敦煌遺文所見録二—」(『青丘学叢』17、1934年)
- 大津透「唐西州高昌県粟出挙帳断簡について—スライン将来吐魯番文書管見—」(『日唐律令制の財政構造』岩波書店、2006年所収、初出1998年)
- 大津透「律令制的人民支配の特質—人頭税と戸口把握をめぐる覚書—」(『日唐律令制の財政構造』岩波書店、2006年所収、初出2003年)
- 大津透「唐日律令制下の雜徭について」(『日唐律令制の財政構造』岩波書店、2006年所収、初出2005年)
- 大野仁「唐代の判文」(滋賀秀三編『中国法制史—基本資料の研究—』東京大学出版会、1993年所収)
- 大町健「戸令の構成と国郡制支配」(『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房、1986年所収、初出1980年)
- 大村西崖『中国美術史彫塑篇』(国書刊行会、1980年、初版1917年)
- 大室幹雄「遊侠たちの社会史」(『パノラマの帝国—中華唐代人生劇場—』三省堂、1994年所収、初出1989年)
- 岡野誠「近刊の景宋刊本律附音義について」(『法律論叢』53-1・2、1980年)
- 岡野誠「北京図書館蔵宋刻律十二卷音義一卷簡介」(『中嶋敏先生古稀記念論集』上巻、汲古書院、1980年所収)
- 岡野誠「書評 唐代史研究会編『律令制—中国朝鮮の法と国家—』」(『法制史研究』36、1987年)
- 岡野誠「宋刑統」(滋賀秀三編『中国法制史—基本資料の研究—』東京大学出版会、1993年所収)
- 岡野誠「天聖令依拠唐令の年次について」(『法史学研究会会報』13、2009年)
- 岡野誠・服部一隆・石野智大編「『天聖令』研究文献目録(第2版)」(『法史学研究会会報』14、2010年)
- 奥村郁三「唐代裁判手続法」(『法制史研究』10、1960年)
- 尾崎康「通典の諸版本について」(『斯道文庫論集』14、1977年)

尾崎康「通典北宋版および諸版本について」(長澤規矩也・尾崎康編『宮内庁書陵部蔵 北宋版通典』別巻、汲古書院、1981年所収)

尾崎康「宋元刊資治通鑑について」(『斯道文庫論集』23、1989年)

愛宕元「唐代後半における社会変質の一考察」(『東方学報』京都42、1971年)

愛宕元「唐代前半期の華北村落の一類型」(『唐代地域社会史研究』同朋舎、1997年所収、初出1979年)

愛宕元「兩京郷里村考」(『唐代地域社会史研究』同朋舎、1997年所収、初出1981年)

愛宕元「唐代京兆府・河南府郷里村考」(唐代史研究会編『東アジア史における国家と地域』刀水書房、1999年所収)

か行

勝山稔「古典小説研究およびその史学研究への活用」(遠藤隆俊・平田茂樹・浅見洋二編『日本宋史研究の現状と課題－1980年代以降を中心に－』汲古書院、2010年所収)

加藤繁「唐宋時代の荘園の組織並に其の聚落としての発達に就きて」(『支那経済史考証』上巻、東洋文庫、1952年所収、初出1928年)

川上尚恵「占領下の中国華北地方における日本語学校－北京近代科学図書館附属日本語学校と新民教育館附属日本語学校－」(日本植民地教育史研究会編『植民地言語教育の虚実』〈植民地教育史研究年報9〉皓星社、2007年所収)

河原由郎「農業経営における共同体的規制についての考察－主として唐代において－」(『宋代社会経済史研究』勁草書房、1980年所収、初出1966年)

菊池英夫「唐令復原研究序説－特に戸令・田令にふれて－」(『東洋史研究』31-4、1973年)

菊池英夫「西域出土文書に見えたる唐代軍制関係用語としての「團」について(その一)」(『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と民衆』汲古書院、1995年所収)

菊池英夫「唐初軍用語としての「團」の用法－日本律令制下の「軍團」に触れて(2)－」(『紀要』〈中央大・文学部史学科〉41、1996年)

岸川亮哲「父老に就いて」(『史学論叢』〈立正大学〉5、1933年)

北川俊昭「『通典』編纂始末考－とくにその上献の時期をめぐって－」(『東洋史研究』57-1、1998年)

久野美樹『唐代龍門石窟の研究－造形の思想的背景について－』(中央公論美術出版、2011)

年)

蔵中進「則天文字の成立とその構成」(『則天文字の研究』翰林書房、1995年所収、初出1992年)

倉本尚徳「北朝造像銘にみる道仏二教の関係—関中における邑義の分析を中心に—」(『東方宗教』109、2007年)

栗原益男「府兵制の崩壊と新兵種—前半期唐朝支配の崩壊に関する若干の考察をふくめて—」I・II(『史学雑誌』73-2、73-3、1964年)

氣賀澤保規「隋代郷里制に関する一考察」(『史林』58-4、1975年)

氣賀澤保規「扶風法門寺の歴史と現状—仏舎利の来た寺—」(『仏教芸術』179、1988年)

氣賀澤保規「北朝隋の「軍人」について」(『府兵制の研究—府兵兵士とその社会—』同朋舎、1999年所収、初出1995年)

氣賀澤保規「唐法門寺咸通十四年(八七三)舎利供養をめぐる一考察—あわせて法門寺「真身誌文」碑の検討—」(『駿台史学』97、1996年)

氣賀澤保規「隋仁寿元年(601)の学校削減と舎利供養」(『駿台史学』111、2001年)

氣賀澤保規編、落合悠紀・堀井裕之・会田大輔編集協力『新版 唐代墓誌所在総合目録(増訂版)』(汲古書院、2009年)

さ行

西域文化研究会編『西域文化研究第2—敦煌吐魯番社会経済資料(上)—』(法蔵館、1959年)

西域文化研究会編『西域文化研究第3—敦煌吐魯番社会経済資料(下)—』(法蔵館、1960年)

斉藤達也「北朝・隋唐史料に見えるソグド姓の成立について」(『史学雑誌』118-12、2009年)

坂上康俊「舶載唐開元令考—『和名類聚抄』所引唐令の年代比定を手懸りに—」(『日本歴史』578、1996年)

坂上康俊「天聖令の藍本となった唐令の年代比定」(大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、2008年所収)

坂上康俊「天聖令藍本唐開元二十五年令説再論」(『史淵』147、2010年)

佐々木恵介「律令里制の特質について—日・唐の比較を中心として—」(『史学雑誌』95—

2、1986年)

佐竹靖彦「唐宋期における郷村制度の変革過程」(『新しい歴史学のために』104、1965年)

佐竹靖彦「宋代郷村制度の形成過程」(『唐宋変革の地域的研究』同朋舎、1990年所収、初出1966年)

佐藤智水「中国における初期の「邑義」について(上)」(『仏教文化研究所紀要』45、2006年)

志田不動麿「北朝時代の郷党制」(『史潮』5-2、1935年)

志田不動麿「唐代郷党制の研究」(『社会経済史学』5-11、1936年)

清水盛光「支那に於ける村落の自治」(『支那社会の研究—社会学的考察—』岩波書店、1939年所収、初出1937年)

清水盛光『中国の郷村統治と村落』(社会構成史体系、日本評論社、1949年)

清水盛光『中国郷村社会論』(岩波書店、1951年)

書学文化センター編『淑徳大学書学文化センター蔵中国石刻拓本目録』(淑徳大学、2007年)

杉井一臣「唐代前半期の郷望」(唐代史研究会編『中国の都市と農村』汲古書院、1992年所収)

鈴木宏節「唐代漠南における突厥可汗国の復興と展開」(『東洋史研究』70-1、2011年)

鈴木俊「唐代丁中制の研究」(『史学雑誌』46-9、1935年)

鈴木俊「旧唐書食貨志の史料系統について」(『史淵』45、1950年)

周藤吉之「唐代中期における戸税の研究—吐魯番出土文書を中心として—」(『唐宋社会経済史研究』東京大学出版会、1965年所収、初出1960年)

相田洋「異人としての無頼—唐宋時代の無頼—」(『橋と異人』研文出版、2009年所収、初出2003年)

曾我部静雄「都市里坊制の成立過程」(『中国及び古代日本における郷村形態の変遷』吉川弘文館、1963年所収、初出1949年)

曾我部静雄「令制より見たる日華村落の成立過程」(『文化』2-1、1950年)

曾我部静雄『中国及び古代日本における郷村形態の変遷』(吉川弘文館、1963年)

た行

高木重俊「宋之問の生涯と文学」(『初唐文学論』研文出版、2005年所収、初出1986、1987

- 年)
- 高瀬奈津子「唐代悲田養病坊の変遷とその成立背景」(『佛教史学研究』45-1、2002年)
- 高橋継男・玉野卓也・竹内洋介「唐〈楊漢公墓誌〉考釈」上・下(『東洋大学アジア文化研究所研究年報』40・41、2006年・2007年)
- 高橋継男『石刻史料新編』(全4輯)書名・著者索引(『中国石刻関係図書目録(1949-2007)』汲古書院、2009年所収)
- 高橋徹「南北朝の將軍号と唐代武散官」(『山形大学史学論集』15、1995年)
- 鷹取祐司「漢代三老の変化と教化」(『東洋史研究』53-2、1994年)
- 谷口明夫「資治通鑑考異所引唐史関係史料考(二)」(『鹿児島女子短期大学紀要』18、1983年)
- 谷口明夫「柳芳と唐曆」(『小尾博士古稀記念中国学論集』汲古書院、1983年所収)
- 谷口明夫「資治通鑑考異所引唐曆考(一)」(『鹿児島女子短期大学紀要』20、1985年)
- 玉井是博「唐代防丁考」(『支那社会経済史研究』岩波書店、1942年所収、初出1940年)
- 築山治三郎「唐代の胥吏」(『唐代政治制度の研究』創元社、1967年所収、初出1963年)
- 築山治三郎「京兆尹とその統治」(『唐代政治制度の研究』創元社、1967年所収、初出1965年)
- 築山治三郎「唐代における地方行政と村落」(『社会文化史学』15、1978年)
- 辻正博「草創期の敦煌学と日本の唐代法制史研究」(高田時雄編『草創期の敦煌学』知泉書館、2002年所収)
- 辻正博「流刑の淵源と理念」(『唐宋時代刑罰制度の研究』京都大学学術出版会、2010年所収、初出2006年)
- 辻正博「敦煌・トルファン出土唐代法制文献研究の現在」(『敦煌写本研究年報』6、2012年)
- 東洋文庫唐代史研究委員会編『唐代詔勅目録』(東洋文庫、1981年)
- 戸崎哲彦「唐諸帝号攷(下)」(『彦根論叢』266、1990年)
- 礪波護「隋の貌閔と唐初の食実封」(『唐代政治社会史研究』同朋舎、1986年所収、初出1966年)
- 礪波護「唐代の県尉」(『唐代政治社会史研究』同朋舎、1986年所収、初出1974年)
- 礪波護「魏徵撰の李公墓誌銘-石刻と文集の間-」(『東方学』103、2002年)
- 礪波護・岸本美緒・杉山正明編『中国歴史研究入門』(名古屋大学出版会、2006年)

戸部健「民衆教育館による「社会教育」の変容過程－1920年代後半から1940年代天津の事例を中心に－」（『近きに在りて』50、2006年）

鳥谷弘昭「唐代の章服について」（立正大学史学会創立八十周年記念事業実行委員会編『宗教社会史研究』Ⅲ、立正大学史学会、2005年所収）

な行

内藤乾吉「西域発見唐代官文書の研究」（『中国法制史考証』有斐閣、1963年所収、初出1960年）

中川学「八、九世紀中国の隣保組織」（『一橋論叢』83-3、1980年）

中田薫「唐令と日本令との比較研究」（『法制史論集』第1巻、岩波書店、1926年所収、初出1904年）

仲田利恵子「唐代前半期の衣服制度について」（『お茶の水史学』30、1987年）

中村治兵衛「唐代の郷－『元和郡県図志』よりみた－」（『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008年所収、初出1964年）

中村治兵衛「再び唐代の郷について－望郷と耆老－」（『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008年所収、初出1966年）

中村治兵衛「中国聚落史研究の回顧と展望－とくに村落史を中心として－」（唐代史研究会編『中国聚落史の研究－周辺諸地域との比較を含めて－』刀水書房、1980年所収）

中村治兵衛「唐代の村落と隣保－『全唐詩』よりみたる四隣を中心に－」（『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008年所収、初出1984年）

中村治兵衛「律令制と郷里制」（『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集三〉刀水書房、2008年所収、初出1986年）

中村治兵衛編「中国聚落史関係研究文献目録」（唐代史研究会編『中国聚落史の研究〔増補〕中国聚落史関係研究文献目録』刀水書房、増補版1990年所収）

中村裕一「吐魯番出土の唐代「版授」文書」（『唐代官文書研究』中文出版社、1991年所収、初出1984年）

中村裕一『中国古代の年中行事』第1冊・春（汲古書院、2009年）

中村裕一「『大唐六典』の検討－『大唐六典』の「開元七年令」説批判－」（『唐令の基礎的研究』汲古書院、2012年所収）

中村裕一「『大唐六典』唐令の「開元七年令」説への反論」（『汲古』63、2013年）

那波利貞「正史に記載せられたる大唐天宝時代の戸数と口数との関係に就きて」(『歴史と地理』33-1・2・3・4、1934年)

那波利貞「唐代鄰保制度積疑」(『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』東洋史研究会、1950年所収)

仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会、1964年復刻版、初版1933年)

仁井田陞「唐代の鄰保制度—吐魯番発見の唐代官粟貸付(五保)文書—」(『補訂中国法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』東京大学出版会、1980年所収、初出1936年)

仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補—附唐日兩令対照一覽—』(東京大学出版会、1997年)

二玄社編集部編『大書源』(二玄社、2007年)

西嶋定生「吐魯番出土文書より見たる均田制の施行状態—給田文書・退田文書を中心として—」(『中国經濟史研究』東京大学出版会、1966年所収、初出1959年・1960年)

西村元佑「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度—大谷探検隊将来、敦煌・吐魯番古文書を参考史料として—」(『中国經濟史研究—均田制度篇—』東洋史研究会、1968年所収、初出1960年)

布目潮颯・栗原益男『隋唐帝国』(講談社、1997年、初版1974年)

は行

馬長寿著、氣賀澤保規訳・序文、梶山智史翻訳協力『碑刻史料からみた前秦隋初期の關中部族(翻訳稿)』(平成15年度～平成17年度科学研究費補助金(基盤研究(B))成果報告書、2005年)

濱口重国「唐に於ける兩税法以前の徭役労働」(『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大学出版会、1966年所収、初出1933年)

濱口重国「所謂、隋の郷官廢止に就いて」(『秦漢隋唐史の研究』下巻、東京大学出版会、1966年所収、初出1941年)

日野開三郎『続唐代邸店の研究』(日野開三郎東洋史学論集第18巻、三一書房、1992年、初版1970年)

日野開三郎『唐代租調庸の研究』II・課輸篇上(私家版、1975年)

福島繁次郎「北周の村落制」(『中国南北朝史研究』教育書籍、1962年所収)

福島恵「唐代ソグド姓墓誌の基礎的考察」(『学習院史学』43、2005年)

- 船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」(『唐代兩税法研究』汲古書院、1996年所収、初出1968年)
- 堀敏一「中国律令制と農民支配」(『律令制と東アジア世界—私の中国史学(二)』汲古書院、1994年所収、初出1978年)
- 堀敏一「唐戸令郷里・坊村・鄰保關係条文の復元をめぐって」(『中国古代の家と集落』汲古書院、1996年所収、初出1986年)
- 堀敏一「中国古代の編戸制—とくに集落の変遷—」(『中国古代史の視点—私の中国史学(一)』汲古書院、1994年所収、初出1988年)
- 堀敏一「魏晋南北朝および隋代の行政村と自然村」(『中国古代の家と集落』汲古書院、1996年所収、初出1994年)
- 堀敏一「唐代の郷里制と村制〔附〕社制」(『中国古代の家と集落』汲古書院、1996年所収)

ま行

- 増村宏「唐の隣保制」(『鹿大史学』6、1958年)
- 松井秀一「中国律令制と農民支配」(『仁井田陞博士追悼論文集第1巻・前近代アジアの法と社会』勁草書房、1967年所収)
- 松原三郎「四面像の一考察」(『増訂中国仏教彫刻史研究』吉川弘文館、1966年所収)
- 松原三郎「北周四面像の一形式」(『中国仏教彫刻史論』本文編、吉川弘文館、1995年所収)
- 松本善海「鄰保組織を中心としたる唐代の村政」(『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977年所収、初出1942年)
- 松本善海「吐魯番文書より見たる唐代の隣保制」(『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977年所収、初出1963年)
- 松本善海「古代—行政村の自然村よりの分離—」(『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977年所収)
- 水野清一「倚坐菩薩像について」(『中国の仏教美術』平凡社、1968年所収、初出1940年)
- 水本浩典「日本律の特色について—日唐律の量刑比較を中心として—」(『律令註釈書の系統的的研究』塙書房、1991年所収、初出1977年)
- 溝口優樹「日本古代史料所引唐令の年次比定—坂上康俊氏の説に関する一検討—」(『法史学研究会会報』15、2011年)
- 宮川尚志「六朝時代の村について」(『六朝史研究 政治・社会篇』日本學術振興会、1956

年所収、初出 1950 年)

宮川尚志「唐五代の村落生活」(『岡山大学法文学部学術紀要』5、1956 年)

宮崎市定「四家を隣と為す」(『宮崎市定全集 23・随筆(上)』、岩波書店、1993 年所収、
初出 1950 年)

宮崎市定『九品官人法の研究—科挙前史—』(『宮崎市定全集 6・九品官人法』岩波書店、
1992 年、初出 1956 年)

宮崎市定「中国における村制の成立—古代帝国崩壊の一面—」(『宮崎市定全集 7・六朝』
岩波書店、1992 年所収、初出 1960 年)

宮崎市定「漢代の里制と唐代の坊制」(『宮崎市定全集 7・六朝』岩波書店、1992 年所収、
初出 1962 年)

室永芳三「唐都長安城の坊制と治安維持」上・下(『九州大学東洋史論集』2、4、1974 年、
1975 年)

室永芳三『大都長安』(教育社、1982 年)

や行

山崎宏「隋唐時代に於ける義邑及び法社」(『支那中世仏教の展開』清水書店、1942 年所収、
初出 1933 年)

山崎宏「隋朝の文教政策」(林友春編『近世中国教育史研究』国土社、1958 年所収)

山根清志「唐前半期における鄰保とその機能—いわゆる攤逃の弊を手がかりとして—」(『東
洋史研究』41-2、1982 年)

山根幸夫編「中国郷村統治関係文献目録」(和田清編『中国地方自治発達史』汲古書院、
1975 年影印版所収)

山根幸夫編『中国史研究入門』(山川出版社、増補改訂版 1991 年、初版 1983 年)

山根幸夫「中国の地方志について—県志を中心に—」(『歴史学研究』642、1993 年)

山本孝子編「敦煌・吐魯番文献図録・目録集覧稿(1)～(3)」(『敦煌写本研究年報』1～
3、2007 年～2009 年)

横山宏「中国における社会教育施設—とくに人民文化館を中心に—」(古木弘造編『外国の
社会教育施設』光文書院、1965 年所収)

横山宏「中華人民共和国における人民文化館—その沿革を中心にした若干の考察—」(『早
稲田大学大学院文学研究科紀要』哲学・史学編 35、1990 年)

吉開将人「近代中国における文物事業の展開—制度的変遷を中心に—」(『歴史学研究』789、2004年)

吉田孝「公地公民について」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』中巻、吉川弘文館、1972年所収)

吉田孝「編戸制・班田制の構造的特質」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983年所収)

吉永匡史「律令国家と追捕制度」(大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、2008年所収)

わ行

和田清編『支那地方自治発達史』(中華民国法制研究会、1939年)

和田清編『中国地方自治発達史』(汲古書院、1975年影印版)

渡辺信一郎「唐代前期における農民の軍役負担」(『中国古代の財政と国家』汲古書院、2010年所収、初出2003年)

渡辺信一郎『『魏書』食貨志・『隋書』食貨志訳注』(汲古書院、2008年)

〔中国語文献〕(著者名拼音アルファベット順)

B

巴兆祥「論《大清一統志》の編修对清代地方志的影響」(『寧夏社会科学』2004年第3期)

白瀚宇「七世紀至八世紀中葉唐代里正之職權」(『史耘』16、2013年)

簿小瑩・馬小紅「唐開元二十四年岐州郿県尉判集(敦煌文書伯二九七九号)研究—兼論唐代勾徵制—」(北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』中華書局、1982年所収)

C

曹家琪「《資治通鑑》編修考」(『文史』5、1978年)

岑仲勉「隋代石刻(甄附)目錄初輯」(『岑仲勉著作集・隋書求是』中華書局、2004年所収、初出1958年)

陳登武「陰間判官」(『從人間世到幽冥界—唐代的法制・社会与国家—』北京大学出版社、

2007 年所収)

陳登武「侵害社会法益罪—以強盜罪為中心—」(『從人間世到幽冥界—唐代的法制·社会与国家—』北京大学出版社、2007 年所収)

陳光崇「范祖禹与《資治通鑑》—讀《范太史集》札記—」(『通鑑新論』遼寧教育出版社、1999 年所収、初出 1980 年)

陳国燦「唐五代敦煌縣鄉里制的演變」(『敦煌研究』1989 年第 3 期)

陳恒舒「王昶著述考」(袁行霈主編『国学研究』第 28 卷、北京大学出版社、2011 年所収)

陳智勇『中国古代社会治安管理史』(鄭州大学出版社、2003 年)

陳忠凱·王其禕·李拳綱·岳紹輝編『西安碑林博物館藏碑刻總目提要』(線裝書局、2006 年)

陳卓然「廊坊武則天時期佛教造像石刻」(『文物天地』2007 年第 9 期)

程樹德『九朝律考』(中華書局、2003 年、初版 1927 年)

程喜霖『漢唐烽堠制度研究』(聯經出版社、1991 年)

成一農「里坊制的產生及其演變」(『空間与形態—三至七世紀中国歷史城市地理研究—』蘭州大学出版社、2012 年所収)

D

戴建国「天一閣藏明抄本《官品令》考」(『宋代法制初探』黑龍江人民出版社、2000 年所収、初出 1999 年)

戴建国「《天聖令》所附唐令為開元二十五年令考」(榮新江主編『唐研究』第 14 卷、北京大学出版社、2008 年所収)

戴順祥「唐宋社会經濟的發展与城鄉關係的加強」(『唐宋時期城鄉經濟關係研究』人民出版社、2013 年所収)

刁培俊「唐宋時期鄉村控制理念的轉變」(『厦門大學學報』〈哲学社会科学版〉2009 年第 1 期)

G

谷更有「唐宋時期從“村坊制”到“城鄉交相生養”」(『唐宋国家与鄉村社会』中国社会科学出版社、2006 年所収、初出 2004 年)

谷更有「隋唐五代宋初由鄉官到戶役」(『唐宋国家与鄉村社会』中国社会科学出版社、2006

年所収、初出 2005 年)

谷更有「隋唐五代宋初国家对鄉村控制權的爭奪」(『唐宋国家与鄉村社会』中国社会科学出版社、2006 年所収、初出 2005 年)

谷更有「漢唐時期的父老与鄉村控制」(『唐宋国家与鄉村社会』中国社会科学出版社、2006 年所収、初出 2005 年)

谷更有「唐代鄉職人員的動態分析」(『唐宋国家与鄉村社会』中国社会科学出版社、2006 年所収、初出 2005 年)

谷更有「前言」(『唐宋国家与鄉村社会』中国社会科学出版社、2006 年所収)

谷更有「唐代的村与村正」(常建華主編『中国社会歷史評論』第 6 卷、天津古籍出版社、2006 年所収)

關尾史郎「唐西州“某頭”考」(朱雷主編『唐代的歷史与社会』武漢大学出版社、1997 年所収)

国家文物局主編『中国文物地圖集·河北分冊』(文物出版社、2013 年)

H

郝春文「專門從事佉教活動的民間团体及其与佉教的關係」(『中古時期社邑研究』新文豐出版公司、2006 年所収)

郝潤華「關於柳芳的《唐曆》」(『史學史研究』2001 年第 2 期)

河北省永清縣地名委員會辦公室『永清縣地名志』(河北科學技術出版社、1991 年)

何兆龍「章學誠友朋考(續)」(『浙江學刊』1996 年第 1 期)

侯旭東「北朝鄉里制与村民的空間認同」(『北朝村民的生活世界—朝廷、州縣与村里—』商務印書館、2005 年所収、初出 2001 年)

胡戟等主編『二十世紀唐研究』(中国社会科学出版社、2002 年)

胡如雷「兩件敦煌出土的判牒文書所反映的社会經濟狀況」(『隋唐五代社会經濟史論稿』中国社会科学出版社、1996 年所収、初出 1987 年)

黃永年『唐史史料學』(上海書店出版社、2002 年)

霍存福『唐式輯佚』(楊一凡主編『中国法制史考証統編』第 8 冊、社会科学文献出版社、2009 年)

霍宏偉「洛陽發現唐代咸亨三年石塔」(『文物』2013 年第 11 期)

J

鑑克「新出土的隋《秘丹墓誌》并蓋」(『中国書法』1993年第1期)

鑑克「介紹新出土的隋《秘丹墓誌》」(『書法』1999年第1期)

江藍生·曹広順編著『唐五代語言詞典』(上海教育出版社、1997年)

蔣寅「戴叔倫任東陽令考—兼談《唐東陽令戴公去思頌》的新發現—」(『広西師範大学学報』
〈哲学社会科学版〉1986年第4期)

K

孔祥星「唐代里正—吐魯番、敦煌出土文書研究—」(『中国歴史博物館館刊』1、1979年)

L

賴瑞和「參軍和判司」(『唐代基層文官』中華書局、2008年所収)

賴瑞和「縣尉」(『唐代基層文官』中華書局、2008年所収)

廊坊市文化芸術全志編委会編『廊坊市文化芸術全志(永清県卷)』(廊坊市文化局、1989年)

雷聞「從祈雨看隋唐的国家祭祀与社会」(『郊廟之外—隋唐国家祭祀与宗教—』生活·讀書·
新知三聯書店、2009年所収)

李方「唐西州九姓胡人生活狀況—瞥—以史玄政為中心—」(季羨林等主編『敦煌吐魯番研究』
第4卷、北京大学出版社、1999年所収)

李方「西州官吏的本地昇遷」(『唐西州行政体制考論』黑竜江教育出版社、2002年所収)

李方「唐西州諸鄉的里正」(季羨林等主編『敦煌吐魯番研究』第9卷、中華書局、2006年
所収)

李方『唐西州官吏編年考証』(中国人民大学出版社、2010年)

李浩「論里正在唐代鄉村行政中的地位」(『山東大学学報』〈哲学社会科学版〉2003年第2
期)

李浩「唐代的村落与村級行政」(常建華主編『中国社会歴史評論』第6卷、天津古籍出版
社、2006年所収)

李浩「論唐代鄉族勢力与鄉村社会控制」(『中国農史』2010年第1期)

李劍国『唐五代志怪伝奇叙録』(南開大学出版社、1998年、初版1993年)

李劍国『宋代志怪伝奇叙録』(南開大学出版社、2000年、初版1997年)

- 李錦繡「唐代的視品官制—以嗣王以下府佐國官為中心—」（『唐代制度史略論稿』中國政法大學出版社、1998年所收）
- 李錦繡『敦煌吐魯番文書與唐史研究』（福建人民出版社、2006年）
- 李淞「關中北朝造像碑研讀札記」（『長安藝術與宗教文明』中華書局、2002年所收、初出1995年）
- 李域錚編『陝西古代石刻藝術』（三秦出版社、1995年）
- 梁建國「唐宋之際里正的變遷」（『南都學壇』〈人文社會科學學報〉28-2、2008年）
- 林楓珏「唐代的鄉里制與村制」（『早期中國史研究』2-2、2010年）
- 林楓珏「論田仁筆下的中唐基層行政組織」（『早期中國史研究』3-1、2011年）
- 林楓珏「唐代文獻中里胥的用法與職能」（『早期中國史研究』4-2、2012年）
- 林章芹「武周時期石塔銘考釋」（『文物春秋』2010年第6期）
- 劉安志「對吐魯番所出唐天寶間西北逃兵文書的探討」（『敦煌吐魯番文書與唐代西域史研究』商務印書館、2011年所收、初出1997年）
- 劉呆運「關中地區隋代墓葬形制研究」（『考古與文物』2012年第4期）
- 劉淑芬「五至六世紀華北鄉村的佛教信仰」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』63-3、1993年）
- 劉興雲『唐代中州鄉村社會』（甘肅人民出版社、2007年）
- 劉再聰「從吐魯番文書看唐代西州縣以下行政建制」（『西域研究』2006年第3期）
- 劉再聰「唐朝“村正”考」（『中國農史』2007年第4期）
- 劉再聰「唐朝“村”制度的確立」（『史學集刊』2008年第2期）
- 劉再聰「唐四鎮地區基層行政治理研究—以于闐·龜茲兩地村坊制度為中心的考察—」（『西域研究』2008年第3期）
- 劉再聰「“在田野者為村”—以《入唐求法巡禮行記》為中心的考察—」（『中國農史』2010年第1期）
- 劉再聰「唐西州里正銓擬·上直與縣吏分片管理制度」（『西域研究』2011年第2期）
- 劉再聰「從“慕道”到“歸化”：唐正州內遷歸化部眾民住區的“村”制度—以粟特人“村”和新羅人“村”為中心—」（『學術月刊』43-9、2011年）
- 盧向前『唐代西州土地關係述論』（上海古籍出版社、2001年）
- 羅宏才『中國佛教造像碑研究—以關中地區為考察中心—』（上海大學出版社、2008年）
- 羅彤華「唐代的伍保制」（『新史學』8-3、1997年）

羅維明『中古墓志詞語研究』（暨南大学出版社、2003年）

M

馬長壽『碑銘所見前秦至隋初的關中部族』（廣西師範大学出版社、2006年、初版1985年）

馬新·齊濤「漢唐村落形態略論」（『中國史研究』2006年第2期）

牟發松「從三老到民望」（『漢唐歷史變遷中的社會與國家』上海人民出版社、2011年所收、
初出2011年）

P

潘春輝「P.2979《唐開元廿四年岐州郿縣尉牒判集》研究」（『敦煌研究』2003年第5期）

潘鏞『舊唐書食貨志箋證』（三秦出版社、1989年）

彭炳金「唐代墓志法律史料價值舉要」（韓延龍主編『法律史論集』第5卷、法律出版社、
2003年所收）

Q

齊東方「魏晉隋唐城市里坊制度－考古學的印証－」（榮新江主編『唐研究』第9卷、北京
大學出版社、2003年所收）

齊濤『魏晉隋唐鄉村社會研究』（山東人民出版社、1995年）

喬鳳岐「唐代鄉村組織及其職能」（『鄭州航空工業管理學院學報』〈社會科學版〉32-2、2013
年）

喬鳳岐「隋唐的基層組織與社會控制」（『隋唐地方行政與軍防制度研究－以府兵制時期為中
心－』人民出版社、2013年所收）

秦公·劉大新『廣碑別字』（國際文化出版公司、1995年）

秦進才·王憲政「略論民國『河北通志稿』」（『中國地方志』2000年第6期）

R

榮新江「隋及唐初并州的薩保府與粟特聚落」（『中古中國與外來文明』生活·讀書·新知三
聯書店、2001年所收、初出2001年）

S

陝西省博物館·李域錚·趙敏生·雷冰編『西安碑林書法藝術（增訂本）』（陝西人民美術出版社、增訂本第1版1989年、初版1983年）

尚永琪「3~6世紀的仏教邑義与北方村落及地方政權之關係」（吉林大学古籍研究所編『“1~6世紀中国北方边疆·民族·社会國際學術研討会”論文集』科学出版社、2008年所収）

申秦雁「論中原地区隋墓的形制」（『文博』1993年第2期）

施和金『中国行政区划通史·隋代卷』（復旦大学出版社、2009年）

宋家鈺『唐朝戶籍法与均田制研究』（中州古籍出版社、1988年）

宋家鈺「唐《厩牧令》馱伝条文的復原及与日本《令》·《式》的比較」（榮新江主編『唐研究』第14卷、北京大学出版社、2008年所収）

蘇基朗「唐代前期的都督制度及其淵源」（『唐宋法制史研究』中文大学出版社、1996年所収、初出1985年）

孫秉根「西安隋唐墓葬的形制」（中国考古学研究編委会編『中国考古学研究—夏鼐先生考古五十年紀念論文集—』二集、科学出版社、1986年所収）

T

邵朋飛「唐宋变革視野下的唐西州·沙州的鄉村制度演变」（『許昌学院學報』2010年第1期）

譚景玉『宋代鄉村組織研究』（山東大学出版社、2010年）

童聖江「唐宋時代的里正」（盧向前主編『唐宋变革論』黃山書社、2006年所収）

W

万晋「唐長安的“里”·“坊”与“里正”·“坊正”」（『東岳論叢』34-1、2013年）

王德奎「金輪石幢小記」（永清縣政協文史資料研究委員會編『永清文史資料』第1輯、內部發行、1997年所収）

王德權「試論唐代散官制度的成立過程」（中国唐代学会編輯委員會編『唐代文化研討會論文集』文史哲出版社、1991年所収）

王連清·孫彥彬主編『我愛廊坊』（教育科学出版社、1991年）

王永曾「試論唐代敦煌的鄉里」（『敦煌學輯刊』1994年第1期）

王永興「敦煌唐代差科簿考釈」（『陳門問學叢稿』江西人民出版社、1993年所収、初出1957年）

- 王永興「唐天宝敦煌差科簿研究」(『陳門問學叢稿』江西人民出版社、1993 年所收、初出 1982 年)
- 王鐘傑「唐代県尉的編制与職能」(『唐宋県尉研究』河北大学出版社、2009 年所收)
- 王仲榮『北周六典』(中華書局、1979 年)
- 魏文斌·鄭炳林「甘肅正寧北周立仏像研究」(『歷史文物』146、2005 年)
- 翁俊雄『唐初政区与人口』(北京師範学院出版社、1990 年)
- 翁俊雄「唐代的州県等級制度」(『北京師範学院學報』〈社会科学版〉1991 年第 1 期)
- 吳羽「中国中古喪葬文化中的金鷄·玉犬—兼論晚唐以降对之理解的变化—」(『中国史研究』〈韓国〉80、2012 年)
- 吳玉貴『突厥第二汗国漢文史料編年輯考』(中華書局、2009 年)

X

- 西充黃綬『唐代地方行政史』(永華印刷局、1927 年)
- 徐暢「敦煌吐魯番出土文獻所見唐代城主新議」(『西域研究』2008 年第 1 期)
- 徐暢「隋唐丁中制探源—從敦煌吐魯番出土戶籍文書切入—」(『中華文史論叢』2011 年第 2 期)
- 薛作雲『唐代地方行政制度研究』(人人文庫·特 322、台湾商務印書館、1974 年)

Y

- 嚴耕望『中国地方行政制度史 上編·卷中·魏晉南北朝地方行政制度』下冊(中央研究院歷史語言研究所、1963 年)
- 嚴耕望「唐代府州僚佐考」(『嚴耕望史學論文集』上、上海古籍出版社、2009 年所收、初出 1969 年)
- 楊樹藩『唐代政制史』(正中書局、1974 年第 3 版、初版 1967 年)
- 姚美玲『唐代墓志詞彙研究』(華東師範大學出版社、2008 年)
- 姚薇元『北朝胡姓考(修訂本)』(中華書局、修訂第 2 版 2007 年、初版 1962 年)
- 葉玉「黃易訪碑活動与交友(一)—乾嘉時期的訪碑風氣—」(『榮寶齋』2010 年第 3 期)
- 余世明·載聰「論唐代中期鄉村控制的轉型」(『凱里学院學報』2008 年第 1 期)
- 郁賢皓『唐刺史考全編』(安徽大學出版社、2000 年)
- 袁芳馨「唐代長安城坊市治安管理機構的設置与運行」(『首都師範大學學報』〈社会科学版〉、

2009 年增刊)

岳紅記『北朝關中地區的魏碑書法—造像題記視閥下的“長安書體”—』(中國社會科學出版社、2013 年)

Z

張廣達「唐滅高昌國後的西州形勢」(『文書·典籍與西域史地』〈張廣達文集〉廣西師範大學出版社、2008 年所收、初出 1988 年)

張國剛「唐代防丁制度考述」(『唐代政治制度研究論集』天津出版社、1994 年所收、初出 1991 年)

張國剛主編『隋唐五代史研究概述』(天津教育出版社、1996 年)

張國剛「唐代鄉村基層組織及其演變」(黃重寬主編『中國史新論』〈基層社會分冊〉中央研究院·聯經出版事業股份有限公司、2009 年所收)

張榮芳『唐代京兆尹研究』(台灣學生書局、1987 年)

張賽美「章學誠與《永清縣志》」(『河北學刊』1985 年第 4 期)

張小穩『魏晉南北朝地方官等級管理制度研究』(九州出版社、2010 年)

張雨「吐魯番文書所見唐代里正的上直」(朱玉麒主編『西域文史』第 2 輯、科學出版社、2007 年所收)

張玉興「唐代縣佐官之丞簿尉研究」(『唐代縣官與地方社會研究』天津古籍出版社、2009 年所收)

張玉興「唐代基層中“鄉”的行政地位及作用」(『唐代縣官與地方社會研究』天津古籍出版社、2009 年所收)

張玉興「唐代縣級官府對鄉里的控制與調適」(『唐代縣官與地方社會研究』天津古籍出版社、2009 年所收)

張沢咸『唐五代賦役史草』(中華書局、1986 年)

趙超「略談中國佛教造像中彌勒形象的演變」(『中國歷史文物』2003 年第 2 期)

趙力光主編『西安碑林博物館新藏墓誌彙編』(線裝書局、2007 年)

趙力光主編『長安風韻—西安碑林佛教造像藝術—』(陝西師範大學出版社、2010 年)

趙呂甫「從敦煌、吐魯番文書看唐代“鄉”的職權地位」(『中國史研究』42、1989 年)

趙璐璐「唐代“雜任”考—《天聖令·雜令》“雜任”條解讀」(榮新江主編『唐研究』第 14 卷、北京大學出版社、2008 年所收)

趙璐璐「從《捕亡令》看唐宋治安管理方式的轉變」(『史學月刊』2014年第3期)

中國美術館籌備處·北京華人經濟技術研究所編『中國文化館志』(專利文獻出版社、1999年)

周慧梅『近代民衆教育館研究』(北京師範大學出版社、2012年)

朱紹侯主編『中國古代治安制度史』(河南大學出版社、1994年)